令和７年

第1回北杜市議会定例会会議録

令和7年2月18日　開会
令和7年3月17日　閉会

山梨県北杜市議会

令 和 7 年

第１回北杜市議会定例会会議録

２ 月 １ ８ 日

令和７年第１回北杜市議会定例会（１日目）

令和７年２月１８日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定について
日程第３　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第４　議案第３号　令和６年度北杜市一般会計補正予算（第７号）
日程第５　議案第４号　令和６年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第６　議案第５号　令和６年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第６号　令和６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第７号　令和６年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第８号　令和６年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１０　議案第９号　令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第１０号　令和６年度北杜市水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定について
日程第１３　議案第１２号　北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第１３号　北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第１６　議案第１５号　北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１６号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１７号　北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１８号　北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第１９号　北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第２１	議案第２０号	北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
日程第２２	議案第２１号	北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
日程第２３	議案第２２号	北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２４	議案第２３号	北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
日程第２５	議案第２４号	北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例について
日程第２６	議案第２５号	北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２７	議案第２６号	字の区域の変更（須玉町大藏）について
日程第２８	議案第２７号	字の区域の変更（須玉町大豆生田）について
日程第２９	議案第２８号	辺地総合整備計画の策定について
日程第３０	議案第２９号	辺地総合整備計画の変更について
日程第３１	議案第３０号	令和７年度北杜市一般会計予算
日程第３２	議案第３１号	令和７年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第３３	議案第３２号	令和７年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第３４	議案第３３号	令和７年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第３５	議案第３４号	令和７年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第３６	議案第３５号	令和７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
日程第３７	議案第３６号	令和７年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第３８	議案第３７号	令和７年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第３９	議案第３８号	令和７年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第４０	議案第３９号	令和７年度北杜市財産区特別会計予算
日程第４１	議案第４０号	令和７年度北杜市水道事業会計予算
日程第４２	議案第４１号	令和７年度北杜市下水道事業会計予算
日程第４３	同意第２号	北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
日程第４４	同意第３号	松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第４５	同意第４号	日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第４６	諮問第１号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第４７	諮問第２号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第４８	諮問第３号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第４９	請願第１号	訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書

２．出 席 議 員　（２０人）

１番	浅 川 勝 正	２番	大 塚　　愛
３番	輿 石 知 宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中 村 典 子	６番	山 﨑 君 江
７番	髙見澤伸光	８番	輿 水　　崇
９番	中 山 喜 夫	１０番	神 田 正 人
１１番	大 芝 正 和	１２番	秋 山 真 一
１３番	進 藤 正 文	１４番	志 村　　清
１５番	齊 藤 功 文	１６番	加 藤 紀 雄
１７番	清 水　　進	１８番	保坂多枝子
１９番	内 田 俊 彦	２０番	秋 山 俊 和

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．会議録署名議員

１０番	神 田 正 人	１２番	秋 山 真 一
１３番	進 藤 正 文		

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２６人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	大芝　一
企画部長	加藤　寿	市民環境部長	三井喜巳
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	皆川賢也	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	小澤永和
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	平井ひろ江
監査委員事務局長	加藤郷志	農業委員会事務局長	三井博彦
明野総合支所長	小澤　茂	須玉総合支所長	小澤義久
高根総合支所長	渡辺美津穂	大泉総合支所長	清水厚司
小淵沢総合支所長	河手　貴	白州総合支所長	山田健二
武川総合支所長	坂本賢吾	政策推進課長	進藤修一
総務課長	日向　勝	財政課長	城戸潤子

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	小池佳生
議会書記	鳥原弘達

開会　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、おはようございます。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、令和７年第１回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位をはじめ執行の皆さまにはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、令和７年度当初予算をはじめ、新たな条例の制定や各会計の補正予算など重要な議案が提出をされております。

特に、大柴市長就任後初となる令和７年度の一般会計当初予算案は、市長の公約でもある５つの政策の実現に向けてのスタートの予算案であるとともに、同じく公約であります北杜市ハラスメント撲滅宣言条例案など、市民の関心も高いことから活発な議論が求められます。

議員各位には、健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして審議を尽くされますとともに、円滑な議会運営につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は２０人であります。

定足数に達しておりますので、令和７年第１回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、花輪長坂総合支所長は、一身上の都合により欠席する旨の届け出がありました。

まず、諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は報告１件、議案３９件、同意３件、諮問３件であります。

次に、今定例会において受理した請願は１件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、１月１７日に中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期事業化実現と環境保全、景観保護、住民生活に十分配慮した道路整備の実現を求める意見書を山梨県庁において、私と副議長、内田俊彦議員の３名で長崎知事に手交いたしました。

２月７日に山梨県市議会議長会議および議員合同研修会が甲府市において開催をされました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８６条の規定により、

１０番　神田正人議員

１２番　秋山真一議員

１３番　進藤正文議員

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（大芝正和）

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月１７日までの２８日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１７日までの２８日間に決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第３　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第４２　議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算までの４０件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

令和７年第１回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

２月に入り、寒さが一層身に染みる季節となりましたが、雪景色が美しいこの時期に、地域の皆さまと共に温かい心で支え合い、未来に向けての一歩を踏み出していくことの重要性を改めて感じております。

はじめに、本市への寄附等に関するご報告を申し上げます。

今月６日に、「ティーエーシー武田消毒株式会社」様から、市内の保育園等への感染予防対策の一環として、「アルコール消毒剤」等を寄附していただきました。

インフルエンザ等の流行状況は、依然として予断を許さない状況であり、市としても、子どもや高齢者の皆さまの健康を守るため、大切に活用をさせていただきます。

また、今月１２日には市内在住の長田晴仁様から、市の発展のために活用いただきたいと、１００万円のご寄附を賜りました。

このような温かいご支援は非常に貴重であり、いただいたご寄附は本市の未来を築くための施策に、大切に使用させていただきます。

次に、浅川兄弟顕彰碑についてご報告いたします。

本市ゆかりの浅川兄弟を敬愛する韓国の企業「ＡＰＣ　ＷＯＲＫＳ」様から、「浅川兄弟顕彰碑」の上屋として「韓国伝統的建造物」を設置したいとの申し出をいただきました。

「ＡＰＣ　ＷＯＲＫＳ」様は、雑誌『韓屋』を発行し、韓国の伝統的建造物である韓屋の紹介や保存活動を行っている企業であり、世界各地に韓屋を寄附し、広くその価値を発信しております。

市では、来年度に「浅川兄弟顕彰碑」周辺を一部改修し、韓屋を設置する予定であります。

これにより、浅川兄弟の精神を発信するシンボルとしての記念公園の価値をさらに高めてまいります。

さて、先月、石破首相の施政方針演説において、わが国が目指すべき姿を「楽しい日本」と表現されました。

「楽しい」と感じることは、国民一人ひとりの心に根ざすものであり、その実現には、安心して暮らせる社会基盤を確立し、仕事や教育において充実感と意義を見出せる環境を整えることが肝要であります。

私が掲げる、「活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまち」の実現に向けた理念も、同様の視座に基づいております。

まずは、市民生活を最優先に据え、子どもから高齢者に至るまで、市民の皆さまが心身ともに健やかで、いわゆる「ウェルビーイング」の向上を果たせるよう尽力してまいります。

さらに、市民や事業者の皆さまが存分に活躍できる環境を整備し、活気あふれる北杜市の創生に向け、取り組んでまいります。

私も市長に就任し、およそ３カ月が経過しようとしております。

この間、市政に関わる多くの方々とお会いをし、本市に対する貴重なご意見やご提言を賜りました。

その中で、様々な視点から見た北杜市の秘める無限の可能性を改めて実感しております。

北杜市発展の礎となるものは、何よりも「人」であります。

こうした皆さまとの出会いを大切にし、今後も多様な方々との絆を深めながら、より多くの皆さまのお力添えを賜りつつ、この広大な北杜市を力強く前進をさせてまいります。

市の更なる発展を目指すにあたり、近年の急激に変化する社会経済情勢や、飛躍的な進化を遂げる情報技術、大規模化する自然災害に的確に対応するとともに、地域の暮らし、経済、自然、文化を包括した豊かで持続可能な北杜市の実現に向け、来年度、総合計画を見直してまいります。

市民や事業者の皆さまの声に真摯に耳を傾け、本市が目指すべき将来像を明確にし、地に足のついた各種施策を体系的に整理しながら、本市が進むべき道筋をしっかりと示してまいります。

さて、令和７年度当初予算の主な施策等についてご説明申し上げます。

市長就任後初めての当初予算編成となりましたが、限られた時間の中で、担当部局において検討を重ね、関係者との調整を経て、今回当初予算を計上しております。

当初予算編成にあたりましては、歳入面では、国の総合経済対策の効果が下支えとなり、賃金上昇が物価上昇を上回る新たなステージが期待されることから、市税収入や、「ふるさと納税寄附金」の増加が見込まれるなど、所要の一般財源総額が確保できたところであります。

一方、人件費や社会保障費が年々増加する中、公共施設の維持管理、防災・減災、国土強靭化への取り組み、さらには、保育園や小学校等の大規模事業が継続して予定されるなど、所要額の大幅な増加が見込まれ、財源確保がより、一層重要となっております。

このような中、来年度は、「絆を紡ぎ、北杜を前へ」を市政運営の基本とした中で、各種施策を強力に推進し、「活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまち」の実現を目指してまいります。

それでは、来年度の主な事業をご説明申し上げます。

はじめに、「市民の暮らし応援」についてであります。

健康、福祉、介護など、日常生活の根幹を成す各分野において、市民一人ひとりに寄り添っ

た施策を展開し、市民の暮らしを応援してまいります。

まず、「がん検診」への補助制度、および高齢者の「人間ドック助成制度」についてであります。

がんの早期発見・早期治療を促進し、身体的・経済的負担を軽減するため、４０歳から６４歳までの特定健診を受診された市民を対象に、「がん検診無料化」を本年４月から実施いたします。

年齢を問わない「がん検診の完全無料化」についても、早期実現に向け、引き続き検討を進めてまいります。

また、高齢者の皆さまが生涯にわたり健康で活躍できるよう、７５歳以上の方を対象とした「人間ドック助成制度」についても、現在、関係機関と調整を進めており、可能な限り早期に制度を創設できるよう尽力してまいります。

次に、帯状疱疹ワクチン接種についてであります。

本年４月から、６５歳を対象に「帯状疱疹ワクチン」が定期接種化されることを受け、本市においても、来年度から現役世代を対象に、希望者を対象とした「帯状疱疹ワクチン接種費用」の助成制度を開始いたします。

「帯状疱疹」は、５０歳以降の発症率が増加し、８０歳までに約３人に１人が罹患するとされております。

本市としても、その発症率の低減および重症化の防止を図り、市民の皆さまが安心して生活できる環境を整えるべく、助成制度の周知に努めてまいります。

次に、「軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業」についてであります。

「身体障害者手帳」の交付対象とならない１８歳以上の「軽度・中等度難聴者」を対象に、新たに補聴器購入費用の一部助成を実施いたします。

これにより、難聴者の皆さまの就学や就労、社会参画を促進するとともに、コミュニケーション能力の維持・向上を図り、認知機能低下の防止にも寄与することを期待しております。

次に、「運転免許証返納者」に対する、「乗り物チケット」の発行についてであります。

これまでも、「運転免許証」の自主返納を支援するため、自主返納された６５歳以上の高齢者に対し、市民バスの「回数乗車券」を無償交付してまいりましたが、依然として移動手段の確保に、不安を抱く方々の声を多く耳にしております。

また、高齢者が関与する交通事故の割合が、いまだ高い状況であることから、こうした状況を踏まえ、来年度から、タクシーでの市内移動にも利用可能な「乗り物チケット」を発行いたします。

この施策により、免許返納後の買い物や通院などの移動手段を確保するとともに、高齢者の交通事故防止にもつなげてまいります。

次に、三世代交流スペースの整備についてであります。

各地域において、新生児や乳幼児が安全に遊ぶことができる場として、また、子ども世代と親世代、祖父母世代の皆さまが「子育て」を共通の話題とし、世代を超えて交流を深められる場として、「三世代交流スペース」を整備いたします。

「交流スペース」には、安全に配慮したユニット型の「キッズスペース」に加え、世代間の対話を促す「談話スペース」を設置する予定であり、市内の「社会教育施設」に整備を進めてまいります。

次に、「Ｍｙ助産師訪問事業」についてであります。

育児に関する不安や負担を軽減するため、従来の「宿泊型産後ケア事業」に加え、市内の「開業助産師」と連携した「居宅訪問型」の「Ｍｙ助産師訪問事業」を新たに開始いたします。

核家族化の進展や移住・定住の推進により、地域における地縁や血縁の希薄化が進む中、助産師が家庭を訪問し、保健指導、授乳指導、カウンセリングを実施することで、産後も安心して子育てができる環境を整え、相談支援体制の充実を図ってまいります。

次に、スマート窓口についてであります。

これまでの「書かない窓口」の取り組みに加え、来月から、住民異動等に係る情報を「専用タブレット」や「スマートフォン」を用いて市民自身が入力できるシステムを稼働いたします。

また、来年度、外国籍の方や聴覚障害をお持ちの方との円滑な窓口対応を図るため、音声を字幕化し翻訳するシステムを導入する予定であります。

デジタル技術を活用した、これら窓口の充実化に加えて、本定例会において、「マイナンバーカード」を利用した「コンビニエンスストア」での証明書の交付の手数料を減額する条例案を上程しており、市民の皆さまがより身近な「コンビニエンスストア」で証明書を取得できるよう、利便性の向上も図ってまいります。

次に、「介護認定審査会デジタル化事業」についてであります。

要介護認定等の申請者が増加する中、来年度、新たに「介護認定審査会」において、「ペーパーレス会議システム」を導入いたします。

これにより、審査のペーパーレス化・オンライン化が図られ、「要介護認定審査」に要する期間の短縮化につながることから、「介護保険サービス」を必要とされる方々が、より迅速に利用を開始できる環境を整えてまいります。

次に、「防災・減災対策の強化」であります。

「防災・減災対策の強化」においては、市民の皆さまが安心して暮らせる環境の整備を目的に、新たな施策を積極的に推進してまいります。

はじめに、「一時避難所等省エネルギー設備購入補助金」についてであります。

「一時避難所」は、延焼火災や、近年頻発する大雨災害、さらには大地震の発生時に、地域住民の皆さまが身近な「公民館分館」や、「集会所」などを一時的な避難場所として活用するものであります。

避難生活においては、心身への負担が極めて大きく、健康維持が重要な課題となりますので、「一時避難所」における良好な生活環境の確保を目的として、省エネルギー性能の高い「エアコン」の設置等に対する助成制度を、新たに創設いたします。

これからも地域の防災・減災意識の向上を図るとともに、避難時の不安の軽減に努めてまいります。

次に、「防災ラジオ」についてであります。

近年の豪雨災害においては、迅速な避難行動が命を守る鍵となります。

特に、「避難行動要支援者」の方々にとりましては、避難に時間を要し、支援が必要となることから、市が発令する避難情報を迅速かつ的確に伝達することが極めて重要であります。

このため、来年度から、「土砂災害警戒区域等」、および「洪水浸水想定区域」内に居住する「避難行動要支援者」がいる７５歳以上のみの世帯を対象に、「防災ラジオ」を無償で貸与する事業を開始いたします。

これにより、災害時における確実な情報収集を可能とし、円滑な避難行動への備えを促進し、

市民の皆さまに、より一層の安心を提供してまいります。

次に、「防災備蓄品の整備」についてであります。

本市では、「北杜市備蓄計画」に基づき、「防災備蓄品」の整備を進めておりますが、今般、「国の補正予算（第１号)」において、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の「地域防災緊急整備型」が創設されたことを受け、本年度の補正予算に必要経費を計上し、「防災備蓄倉庫」および「備蓄資機材」の整備を推進してまいります。

来年度には、全ての避難所に「防災備蓄倉庫」の設置が完了する見込みであり、加えて、「ラップ式トイレ」や「ワンタッチパーテーション」、「簡易ベッド」などの資機材を追加配備し、円滑な避難所運営が可能となるよう体制を整えてまいります。

次に、「中部横断自動車道」についてであります。

本路線は、地域の産業・経済・観光・文化の振興および発展に大きな活力をもたらすとともに、広域的な防災体制の強化を担い、「緊急輸送道路」としての機能を果たすなど、市民のみならず、国民全体の安全・安心の確保に不可欠な道路であります。

昨年１２月には、「都市計画原案の公聴会」が開催され、事業着手に向けた大きな前進となりました。

また、先月１７日には、「北杜市中部横断自動車道建設促進期成同盟会」および「北杜市議会」との合同により、長崎知事に対し、早期事業化を求める要望書・意見書を提出し、「都市計画決定」および「環境影響評価」の手続きを着実に進めるよう強く求めてまいりました。

今後も、関係各位のご意見をお伺いしながら、県と緊密に連携し、一日も早い整備の実現を目指して尽力してまいります。

次に、「持続可能な未来の実現」についてであります。

持続可能で活気あふれる北杜市の実現に向け、来年度は、各地域および市全体のまちづくりに関する検討を進めてまいります。

はじめに、「新庁舎建設推進事業」についてであります。

市役所本庁舎は、合併から２０年を経た現在においても、依然として暫定庁舎のまま、その将来的な方向性が確定されておりません。

また、建物の老朽化が進行する中、災害時の指揮機能の確保や、分散した庁舎機能の統合など、多くの課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、災害に強く、市民の皆さまが安心して便利に利用できる庁舎の整備に向け、来年度、有識者や市民の皆さまで構成する検討会を設置し、検討を進めてまいります。

庁舎整備にあたっては、合併以来の重要課題であることを踏まえ、多くの皆さまのご意見を伺いながら、慎重に議論を深めてまいります。

次に、地域委員会機能の維持・見直しについてであります。

「地域委員会」は、持続可能な地域づくりの中核を担う組織として、また、地域の魅力向上や活性化に貢献する組織として、今後もその機能を維持してまいりたいと考えております。

一方で、本市および「地域委員会」を取り巻く社会環境は変化しており、発足から２０年が経過した現在、より活発な組織へと進化させるため、時代に即した新たな形へと見直しを図る必要があると認識しております。

このため、本定例会において、委員の任期を１年延長する条例案を上程し、来年度を通じて「地域委員会」の役割や目的、在り方について慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておりま

す。

次に、「特色ある産業・農業の発展」についてであります。

「特色ある産業・農業の発展」では、地域経済の活性化と持続可能な産業・農業の発展を目指し、「より豊かな農業」の実現に向けた施策を積極的に推進してまいります。

はじめに、鳥獣害対策の強化についてであります。

本市では、これまで農作物被害を防ぐため、農地ごとの電気柵や防除柵の設置に対する補助を実施してまいりました。

しかしながら、より効果的な被害防止策を講じるためには、個々の対策を連携させ、「点から線」の防護体制を構築することが不可欠であります。

そこで、山際や河川沿いの農地において、連続した「防護フェンス」の設置を支援する新たな方策を検討するとともに、捕獲・駆除対策の強化を図るため、「新規狩猟免許取得者」への補助単価の引き上げや、さらに「ニホンザル」の群れを効率的に捕獲するための大型檻の設置費を増額してまいります。

加えて、県の事業を活用し、ＪＲ中央本線沿線における「ニホンジカ」の被害防止対策として、韮崎市と連携し、河川周辺の生息状況調査および捕獲事業を実施すべく、今回の補正予算に所要の経費を計上したところであります。

次に、農道・水路改修負担金の軽減についてであります。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、生産性向上や環境整備を目的とした「土地改良事業」を進める農業者の皆さまの経済的負担を軽減することは、農業の持続と地域経済の発展において重要な課題であります。

このため、本市では、来年度から「土地改良事業」に係る受益者分担金の軽減策を講じることといたしました。

小規模農家や災害などで困難な状況にある農業者の皆さまの、「農業インフラ」の維持や改良等に係る負担軽減を図ることで、農業経営の安定化と、持続可能な農業の実現につなげてまいります。

次に、「酒づくり文化体験機会創出事業費補助金」についてであります。

昨年１２月、日本酒の「伝統的酒造り」がユネスコの「無形文化遺産」に登録されたことを受け、本市においても、日本酒、ワイン、地ビールなど、地域が誇る多様な醸造文化を国内外へ発信する好機と捉えております。

この機会を最大限に生かし、来年度新たに「酒づくり文化体験機会創出事業」として、市内の酒蔵・ワイナリーなどを巡るツアーに対する補助制度を創設いたします。

この事業を通じて、多くの方々に本市を訪れていただき、酒の試飲、施設見学、醸造工程の体験、「醸造用ぶどう」の収穫など、複数の施設において多彩な「酒づくり体験」を提供してまいりたいと考えております。

また、ツアーの行程には、市内の飲食店、宿泊施設、道の駅、直売所などを組み込み、地域内を周遊していただくことで、本市の魅力をより深く体感していただくとともに、地域経済の活性化にも寄与してまいります。

次に、「点から面」への観光推進についてであります。

本市の豊かな観光資源を最大限に活かした、観光誘客の促進を図るため、「点から面」への観光を推進してまいります。

はじめに、観光ＰＲ事業についてであります。

今後予定されている「中部横断自動車道北部区間」や「リニア中央新幹線」の開通は、本市が八ヶ岳全体の中でも中心的な観光地としての役割を担う契機となり得るものと考えております。

これに伴い、観光ルートの大幅な変革が期待されることから、早い段階から市内各地域の魅力ある観光資源を、人口規模の大きい静岡県などの近隣県に向けて積極的にＰＲすることが重要であります。

そこで、来年度は市内周遊観光の促進を図るとともに、観光客が減少する冬期閑散期に向けて「観光誘客キャンペーン」を実施し、観光に関する課題を的確に把握した上で、効果的な誘客事業を展開してまいります。

次に、「インバウンド推進事業」についてであります。

昨年、訪日外国人観光客数は、約３，６９０万人と過去最高を更新し、今後も更なる増加が見込まれております。

一方、国内人口の減少に伴い、国内観光客の減少が予測されることから、本市においても「インバウンド観光」の推進が極めて重要な課題となっております。

この推進に向けては、従来のセールス活動を継続するとともに、海外の重点誘客エリアにおいて、旅行会社や訪日客の動向を把握し、現地での営業活動を展開する「現地デスク」を設置し、きめ細やか、かつ効率的な情報発信を行ってまいります。

さらに、外国人観光客は長期滞在が主流であることから、広域的なプロモーションが求められるため、「八ヶ岳観光圏」で連携する長野県富士見町や原村、周辺自治体のほか、国・県とも協力し、周遊観光の促進を図るなど、「インバウンド誘客」の更なる強化に努めてまいります。

また、「増富の湯」については、本年度、劣化した浴室棟の解体工事を実施するとともに、浴室棟の新築および食堂棟の改修に向けた詳細設計を進めてまいりました。

このたび、再開に向けた工事費を当初予算に計上したところであります。

一日でも早い再開が望まれているところではありますが、利用者や地域の皆さまに愛される施設となるよう、着実に施工を進めてまいります。

次に、「豊かさを実感できるまちづくり」についてであります。

市民の皆さまが日々の生活や仕事において活力を持って活動できるよう、その基盤となる制度やインフラの整備など、「豊かさを実感できるまちづくり」に向けた取組を進めてまいります。

はじめに、「ハラスメント条例」についてであります。

昨今、様々な形態の「ハラスメント」により、心を痛める方々が増えており、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、安心して暮らし、働くことのできる社会の実現を目指し、本定例会において「ハラスメント撲滅宣言条例」の制定議案を上程いたしました。

「ハラスメント」の撲滅と防止には、社会全体で取り組む必要があります。

市民に模範を示す立場にあります市長、市議会議員、市職員などが率先して「ハラスメント撲滅宣言」を行い、市民の皆さまと共に、「ハラスメント」のない社会風土を醸成することに努め、誰もが心の豊かさを享受できる北杜市を目指し、邁進してまいります。

次に、上下水道の老朽化対応についてであります。

昨年１月に発生した「能登半島地震」では、上下水道管が甚大な被害を受け、改めて耐震化の重要性が認識されました。

本市は、県内他市に比べて水道施設数が多く、また老朽化した水道管が多数存在することから、施設の老朽化対策と耐震化を計画的かつ効率的に進める必要があります。

このため、原資を確保することを目的に、水道料金の見直しを現在「北杜市上下水道事業審議会」において慎重に検討をしていただいております。

持続可能な「上下水道事業」を実現し、安全・安心なサービスを市民に提供するため、国の補助金等を最大限に活用しつつ、引き続き上下水道施設の老朽化対策と耐震化を着実に進めてまいります。

以上、来年度の主な施策とその検討状況についてご説明を申し上げました。

市民の暮らしを最優先とし、まずは市の基盤をしっかりと固めるとともに、未来を見据えた取り組みにも着手し、可能な限り迅速に、そして確実に、北杜市を前進させてまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に、提出いたしました案件は、報告案件１件、補正予算案件８件、条例案件１５件、当初予算案件１２件、その他案件４件、同意案件３件、諮問案件３件の合計４６案件であります。

はじめに、報告案件について、ご説明申し上げます。

報告第２号につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

次に、当初予算案件につきまして、ご説明申し上げます。

先ほどご説明申し上げましたとおり、予算編成した結果、「令和７年度一般会計当初予算」の総額は、３３９億1，７７１万6千円となっております。

次に、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第３号　「令和６年度北杜市一般会計補正予算（第７号)」につきましては、４億6，８７３万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出３４６億6，０４１万2千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では、市税、地方交付税、繰越金などの増額と、国・県支出金、繰入金などの減額であります。

歳出につきましては、国の第１号補正予算を受けて実施する、「小学校施設整備事業」などの事業費を計上したほか、「庁舎建設基金」などへの積立や、公共事業等の事業費の確定による減額や不用額の整理などを行っております。

次に、議案第４号　「令和６年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号)」につきましては、保険給付費の減額見込み等によるものであります。

次に、議案第５号　「令和６年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)」につきましては、「後期高齢者医療広域連合納付金」の減額見込み等によるものであります。

次に、議案第６号　「令和６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第３号)」につきましては、保険給付費の増額見込み等によるものであります。

次に、議案第７号　「令和６年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号)」につきましては、サービス収入の増額見込みに伴い、「介護保険特別会計」への繰出金を計上するものであります。

次に、議案第８号　「令和６年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号)」につきましては、事業費の減額見込みに伴い、基金への積立金等を計上するものであります。

次に、議案第９号　「令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）」につきましては、事業費の額の確定に伴い、基金への積立金等を計上するものであります。

次に、議案第１０号　「令和６年度北杜市水道事業会計補正予算（第２号）」につきましては、国の補正予算を活用し、避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化を図るため、建設改良費を増額計上するものであります。

次に、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第１１号　「北杜市ハラスメント撲滅宣言条例」につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、「ハラスメント」の撲滅を宣言し、全ての者が互いに尊重し、活力に満ち、誰もが心の豊かさを享受できる北杜市を築くため、「北杜市ハラスメント撲滅宣言条例」を制定するものであります。

次に、議案第１２号　「北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例」につきましては、来年度、地域委員会の役割等の検討を行うことから、委員の任期の特例を設けるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１３号　「北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例」につきましては、「企業版ふるさと納税」で寄せられた寄附金を基金へ積み立て、適正に管理するとともに、「北杜市まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置付ける寄附活用事業に活用するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１４号　「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、「刑法」の一部が改正されたことに伴い、「北杜市職員給与条例外６条例」について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１５号　「北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和６年の「人事院勧告」等に鑑み、一般職の職員の給料表および諸手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１６号　「北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されたことから、必要な条文の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１７号　「北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことから、引用する条項を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１８号　「北杜市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「個人番号カード」を利用した「コンビニ交付」による証明書の発行手数料を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第１９号　「北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、人員に関する基準を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２０号　「北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例」につきましては、食材等の物価高騰に伴い、食事

の提供に要する金額を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２１号　「北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例」につきましては、厚生労働大臣が定める費用の額の一部が改正されたことに伴い、「施設利用料金」に係る金額を改正するものであります。

次に、議案第２２号　「北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、「家庭的保育事業所」等に乳幼児の食事を搬入する方法により行うときの資格要件が、見直されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２３号　「北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例」につきましては、学校給食に関する協議の場の在り方を見直し、「学校給食調理場運営委員会」に、協議の場を集約することから、同委員会の所掌事務を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２４号　「北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例」につきましては、原材料価格、エネルギー価格等の高騰に鑑み、適正な受益者負担による持続可能な施設の運営を行うため、「北杜市高根クラインガルテン条例外７条例」について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２５号　「北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「水道法施行令」の一部が改正されたことに伴い、「布設工事監督者」および「水道技術管理者」の資格要件を見直すため、所要の改正を行うものであります。

次に、その他案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第２６号および議案第２７号の「字の区域の変更」につきましては、区画整理工事の実施に伴い、行政遂行上および土地の管理上支障があることから、新字界を定める必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２８号　「辺地総合整備計画の策定」につきましては、長坂町「小荒間」辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を図る必要があることから、新たに「辺地総合整備計画」を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第２９号　「辺地総合整備計画の変更」につきましては、昨年６月に策定した「高根町「念場」辺地総合整備計画」について、計画期間および事業費を変更する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（大芝正和）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております４０件のうち、議案第１２号から議案第２７号までの１６件、議案第３０号から議案第４１号までの１２件につきましては、所管の常任委員会および予算特別委員会に付託することとなっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第１２号から議案第２７号までの１６件につきましては、会議規則第３７条第１項の規定により、お手元にあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第３０号から議案第４１号までの１２件につきましては、２０人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号から議案第４１号までの１２件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において２０人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました２０人の全議員を予算特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました予算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１１時１５分といたします。

なお、予算特別委員会の開催は１０時５５分といたします。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１１時１４分

○議長（大芝正和）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

予算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に加藤紀雄議員、副委員長に進藤正文議員。

以上のとおり、予算特別委員会の正副委員長が決定をいたしました。

○議長（大芝正和）

日程第３　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

報告第２号をご覧ください。

報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についてであります。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

次のページの専決処分書をご覧ください。

専 決 処 分 日　令和７年１月２９日

内容については、施設の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定によるものであります。

損 害 賠 償 の 額　５５万７，１０６円

損害賠償の相手方　山梨県南アルプス市桃園１２３５番地
株式会社エムエーワークス

損害賠償の理由　令和７年１月６日午前９時３０分頃、北杜市高根町村山東割９８番地の北杜市立高根中学校の駐車場において、相手方の運転する高所作業車が同駐車場に進入したところ、排水路に設置していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部を損傷させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法　相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、全国市長会から支払われるものであります。

報告第２号については、以上であります。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

以上で、報告第２号の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

日程第２９　議案第２８号　辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

議案第２８号　辺地総合整備計画の策定について、ご説明いたします。

議案書の１ページをご覧ください。

提案理由でありますが、長坂町の「小荒間」辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を図る必要があることから、新たに辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

辺地総合整備計画書でありますが、まず辺地の概況として、（１）で辺地を構成する町又は字の名称を、（２）で地域の中心の位置を、（３）で辺地度点数を記載しております。

次に、公共的施設の整備を必要とする事情として、当該辺地の状況と整備を必要とする理由について記載をしております。

次に、公共的施設の整備計画でありますが、本計画は令和７年度から令和１０年度までの４年間を計画期間とし、この間、市道整備として市道小荒間・小淵沢線の整備事業を実施するものであります。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２８号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第３０　議案第２９号　辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

議案第２９号　辺地総合整備計画の変更について、ご説明いたします。

議案書の１ページをご覧ください。

提案理由でありますが、昨年６月に策定した「念場」辺地総合整備計画について、計画期間および事業費を変更する必要があることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更箇所についてご説明いたしますので、３ページをご覧ください。

公共的施設の整備計画のうち、計画期間を１年延長し令和８年度までとするとともに、事業費を１０６万円減額し、８，３６０万円に変更するものであります。

なお、２ページに記載の辺地の概況、地域の中心の位置、辺地度点数および公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、変更ありません。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２９号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２９号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第４３　同意第２号　北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

同意案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第２号　北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第１９６条第１項の規定により、北杜市須玉町、早川明美の選任につきまして、お手元に配布しております資料の

とおり、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第２号は、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第２号　北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第２号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第４４　同意第３号　松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件および日程第４５　同意第４号　日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

同意２案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、同意第３号　松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第３条第１項の規定により、北杜市須玉町、相吉三勇の選任につきまして、お手元に配布しております資料のとおり、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第４号　日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、委員の辞職に伴い、北杜市白州町、台原洋の選任につきまして、お手元に配布しております資料のとおり、議会の同意を求めるものであります。

以上、２案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第３号および同意第４号の２件は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第３号　松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第３号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４号　日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。

同意第４号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第４６　諮問第１号　人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第４８　諮問第３号　人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

諮問３案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、諮問第１号　人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、北杜市須玉町、小尾民司。次に諮問第２号につきましては、北杜市高根町、清水永一。次に諮問第３号につきましては、北杜市小淵沢町、三枝孝太郎の推薦につきまして、お手元に配布しております資料のとおり、議会の意見を求めるものであります。

以上３案件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定のほどお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第１号から諮問第３号までの３件は、質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、諮問第１号から諮問第３号までの３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第１号から諮問第３号までの３件は､原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号から諮問第３号までの３件は、原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

○議長（大芝正和）

日程第４９　請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

４番、飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

請願第１号

令和７年２月１３日

北杜市議会議長　大芝正和殿

訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書

紹介議員　飛矢﨑雅也

志村　　清

請願者

山梨県社会保障推進協議会

山梨県甲府市丸の内

会長　梅北和一

社会保障制度を良くする北杜の会

北杜市高根町下黒澤

代表委員　南あかね

八代淑子

黒田利夫

一般社団法人　山梨県介護福祉士会

南アルプス市小笠原

会長　甘利俊明

認知症の人と家族の会　山梨県支部

甲府市北新

代表者　田村一貴

山梨健康友の会

山梨県甲府市丸の内

会長　望月　優

山梨県民主医療機関連合会
山梨県甲府市丸の内
会長　平田　理

次に、請願趣旨を朗読をもって代えさせていただきたいと思います。

【請願趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。３年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が２０２４年４月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ、小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに２０２４年の訪問介護事業所の倒産は８１件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約６万円以上も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は２０２３年度で１４．１倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、上位加算は条件整備や事務の煩雑さもあり取得が困難であること、また、そもそも処遇改善加算金は職員の給与として支払うものであり、事業所の経営改善にはつながりません。また、基本報酬が下がれば処遇改善加算金も下がる仕組みであり、根本的な改善とはなりません。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第９９条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願致します。

【請願項目】

１．訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書を提出すること。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第１号は、会議規則第１３１条第１項の規定により、所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

大変お疲れさまでした。

次の会議は３月７日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午前１１時３９分

令 和 7 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 7 日

令和７年第１回北杜市議会定例会（２日目）

令 和 ７ 年 ３ 月 ７ 日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸 報 告
日 程 第 １　議 案 第 ３ 号　令和６年度北杜市一般会計補正予算（第７号）
日 程 第 ２　議 案 第 ４ 号　令和６年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日 程 第 ３　議 案 第 ５ 号　令和６年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日 程 第 ４　議 案 第 ６ 号　令和６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日 程 第 ５　議 案 第 ７ 号　令和６年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号）
日 程 第 ６　議 案 第 ８ 号　令和６年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）
日 程 第 ７　議 案 第 ９ 号　令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）
日 程 第 ８　議案第１０号　令和６年度北杜市水道事業会計補正予算（第２号）

２．出 席 議 員　（２０人）

１番	浅 川 勝 正	２番	大 塚　愛
３番	輿 石 知 宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中 村 典 子	６番	山 﨑 君 江
７番	髙見澤伸光	８番	輿 水　崇
９番	中 山 喜 夫	１０番	神 田 正 人
１１番	大 芝 正 和	１２番	秋 山 真 一
１３番	進 藤 正 文	１４番	志 村　清
１５番	齊 藤 功 文	１６番	加 藤 紀 雄
１７番	清 水　進	１８番	保坂多枝子
１９番	内 田 俊 彦	２０番	秋 山 俊 和

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（３０人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	大芝　一
企画部長	加藤　寿	市民環境部長	三井喜巳
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	皆川賢也	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	小澤永和
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	平井ひろ江
監査委員事務局長	加藤郷志	農業委員会事務局長	三井博彦
明野総合支所長	小澤　茂	須玉総合支所長	小澤義久
高根総合支所長	渡辺美津穂	長坂総合支所長	花輪　孝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	河手　貴
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	坂本賢吾
政策推進課長	進藤修一	総務課長	日向　勝
財政課長	城戸潤子	介護支援課長	向井幹裕
健康増進課長	白倉充久	国保年金課長	末木陽一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	小池佳生
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は２０人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに監査委員から令和７年２月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元のとおり報告がありました。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　議案第３号　令和６年度北杜市一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

議案第３号　令和６年度北杜市一般会計補正予算（第７号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ４億６，８７３万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を３４６億６，０４１万２千円とするものであります。

１０ページをお開きください。

第２表　繰越明許費補正であります。

追加として、２款１項総務管理費、民事訴訟に係る弁護業務委託２７万５千円は、昨年５月に提起された民事訴訟について年度内に結審の見込みがないこと。その下のネットワーク管理事業４７３万円は、県道拡幅工事に伴う電柱移設設計に不測の日数が生じたため、年度内の事業完了が見込めないこと。

同款３項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム管理事業５７８万１千円は、国の第１号補正予算であり、年度内の事業完了が困難であること。

４款１項保健衛生費、出産・子育て応援事業５５５万円は、令和６年度をもって国における事業が終了し、令和６年度内に出産し、４月以降に申請を行った者に対する費用および財源についても繰り越す必要があること。

６款１項農業費、農業振興地域整備計画策定事業６７１万５千円は、県との協議などに不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難なこと。その下の団体営土地改良事業２，２６３万５千円は、国の第１号補正予算であり、年度内の事業完了が困難であること。その下の県営土地改良事業２億７，９１７万３千円は、国の第１号補正予算であることおよび関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であること。その下の農山漁村発イノベーション整備事業費補助金３，７０６万９千円は、補助対象である醸造設備等の完成が遅延し、年度内

に補助金交付事務を完了することが困難であること。

同款２項林業費、ニホンジカ緊急捕獲事業２００万円は、ニホンジカの生息状況調査など年度内での事業完了が困難であること。その下の林道新設改良事業（単独）１２７万８千円は、林道並木１号線排水施設設置工事において、雨水排水の浸透枡を設置するにあたり、林道隣接地での宅地造成が年度内に完了しないことが見込まれることから、年度内の事業完了が困難なこと。

７款１項商工費、信玄公祭り出陣事業１５５万３千円は、令和６年度中に開催予定であった第５１回信玄公祭りの開催が本年４月４日から開催することとなったことによるもの。その下の指定管理施設事業１，４５９万７千円は、たかねの湯のボイラー入替工事および空調設備改修工事について、機器納入に遅延が生じていることから、年度内での事業完了が困難であること。

８款２項道路橋梁費、橋梁塗膜調査事業１，４７７万５千円は、大井ヶ森橋ほか２橋のＰＣＢを含有する塗膜廃材の処分に関し、処分事業者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難であること。その下の地方創生道整備推進交付金事業３，９８５万４千円は、市道蔵原・村山西割線において、地権者等との境界確定に不測の日数を要したことから、年度内での事業完了が困難であること。

同款３項河川費、河川維持管理事業５，７００万円は、準用河川南沢川ほかにおいて、仮設道路に係る土地所有者との協議に不測の日数を要したことから、年度内での事業完了が困難であること。

９款１項消防費、防災備蓄品整備事業６，３８１万８千円は、国の第１号補正予算であり、年度内の事業完了が困難であること。

１０款２項小学校費、小学校施設整備事業２億９，０８３万３千円は、国の第１号補正予算であり、年度内での事業完了が困難であることにより、繰越明許費を設定するものであります。

１１ページをご覧ください。

次に、変更としまして、８款１項土木管理費、市道総務管理事業につきましては、市道須玉江草１２号線の事業執行に伴う事務費であることから、当該事業費４０万円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を１，５６０万円とし、同款２項道路橋梁費、市単道路新設改良事業につきましては、市道明野三之蔵線ほか７路線において、地権者との日程調整や支障物件の移設等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難であることから、当該事業費１億９，７８４万５千円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を２億５，４７３万７千円とし、その下の道路メンテナンス事業につきましては、八斗蒔橋、比志北橋、山の神大橋、西原尻橋において、河川管理者との協議に不測の日数を要し、用地測量設計業務など年度内での事業完了が困難であることから、当該事業費１億１９８万７千円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を２億４，０９５万２千円とし、その下の道路交通安全施設等整備事業につきましては、市道大八田２号線歩道整備において、地権者との日程調整など不測の日数を要し、用地や補償費など年度内での事業完了が困難であることから、当該事業費１，１０１万１千円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を９，０２５万５千円とし、同款３項河川費、河川改修事業につきましては、準用河川古杣川護岸改修において、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難であることから、当該事業費１，５５６万８千円を翌年度に繰り越す必要があり、補正後の額を３，２９２万６千円とするものであります。

次に、第３表　債務負担行為補正をご覧ください。

追加として、白州保育園・西部こども園大規模改修に伴う仮設園舎の賃借について、大規模改修工事が工期延長されたことに伴い、令和５年度に設定した債務負担行為、令和５年度から令和７年度までの期間を新たに令和８年度まで設定し、変更契約を締結するものであります。

次に、第４表　地方債補正をご覧ください。

追加として、国の第１号補正予算により前倒しで実施することとなった防災備蓄整備事業に充当するため、一般補助施設整備等事業債を計上することとし、その限度額を１，６６０万円とするものであります。

１２ページをご覧ください。

次に、変更といたしまして、合併特例事業債を３，４６０万円減額し限度額を８億４，２９０万円に、過疎対策事業債を３，７７０万円増額し限度額を４億２，５８０万円に、臨時財政対策債は５千万円全てを減額し０円に、公共事業等債を４，８１０万円増額し限度額を３億４，８８０万円に、学校教育施設等整備事業債を２億３，３４０万円増額し限度額を２億５，０８０万円に、災害復旧事業債を１，９８０万円増額し限度額を６，０４０万円に、辺地対策事業債を１，２８０万円減額し限度額を４，５５０万円に、施設整備事業債を４６０万円減額し限度額を１億５，５１０万円に、緊急防災・減災事業債を１，５４０万円減額し限度額を１億２，５３０万円に、１３ページをご覧ください、地域活性化事業債を９４０万円減額し限度額を３，６３０万円に、公共施設等適正管理推進事業債を１億３，１４０万円減額し限度額を１，４６０万円に、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を５，６２０万円増額し限度額を１億９，４７０万円に、緊急自然災害防止対策事業債を４，８４０万円増額し限度額を５億７，２７０万円に、脱炭素化推進事業債を３，１７０万円減額し限度額を１億４，６２０万円に、こども・子育て支援事業債を９，２８０万円減額し限度額を１，１２０万円に、変更後の発行限度額の計を３３億９５０万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、２ページ、３ページをご覧ください。

はじめに、歳入であります。

１款市税における１項市民税、２項固定資産税、３項軽自動車税、４項市たばこ税、６項入湯税の合計１億４，７８７万２千円の増額は、決算見込み額によるものであります。

２款１項地方揮発油譲与税４００万円の減額、同款２項自動車重量譲与税８００万円の減額、同款４項森林環境譲与税４６８万８千円の増額は、いずれも本年度交付見込みによるものであります。

４款１項配当割交付金５００万円の増額は、本年度交付見込みによるものであります。

６款１項法人事業税交付金２千万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

７款１項地方消費税交付金１億５千万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

８款１項ゴルフ場利用税交付金１，３００万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

９款１項環境性能割交付金５００万円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

１０款１項地方特例交付金４，１８１万７千円の増額は、本年度の交付決定額によるものであります。

同款２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金５６５万１千円の増額は、本年度の交付見込みによるものであります。

１１款１項地方交付税３億９，４３８万５千円の増額は、普通交付税の交付額の決定に伴うものであります。

１３款１項分担金３，４９５万６千円の増額は、県営土地改良事業分担金などの増であります。

１４款１項使用料７９５万８千円の減額は、指定管理者制度の導入に伴う八ヶ岳スケートセンター使用料や市営住宅使用料の減などによるものであります。

４ページ、５ページをご覧ください。

１５款１項国庫負担金４７８万３千円の増額は、障害者自立支援給付費負担金や保育所運営費負担金などの増や児童手当負担金などの減によるものであります。

同款２項国庫補助金４億１５５万４千円の減額は、低所得者への支援として実施した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金、社会資本整備総合交付金などの減や新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備）や推奨事業メニュー分として実施した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、公立学校施設整備費補助金などの増によるものであります。

１６款１項県負担金８，４６４万３千円の減額は、文化財発掘調査に伴う社会教育費負担金などの減や障害者自立支援給付費負担金などの増によるものであります。

同款２項県補助金１億１，５３９万６千円の減額は、新規就農者育成総合対策事業費補助金、農地維持・資源向上活動支援事業費補助金、教育支援体制整備事業費補助金などの減や農村地域防災減災事業補助金、緊急捕獲事業費補助金などの増によるものであります。

同款３項県委託金２，３４７万５千円の減額は、圃場整備換地委託金などの減などであります。

１７款１項財産運用収入２１９万２千円の増額は、基金利子の増などであります。

同款２項財産売払収入１，４９１万８千円の減額は、不動産売払収入の減によるものであります。

１８款１項寄附金１，９５１万円の増額は、企業版ふるさと納税や個人からの市内文化財保存修理に対する寄附金などの増によるものであります。

１９款１項特別会計繰入金２２０万９千円の減額は、新エネルギー事業特別会計繰入金の減によるものであります。

同款２項基金繰入金１４億７，５６１万円の減額は、基金の取り崩しを可能な限り抑制するため、減債基金繰入金を１億４９０万円、公共施設整備基金繰入金を８億８，３０７万６千円、まちづくり振興基金繰入金を３億９，０２９万７千円、過疎地域持続的発展基金繰入金を６，６７６万１千円、災害対策基金繰入金を１千万円、また環境保全基金繰入金など充当事業の事業費確定に伴う精査により減額するものであります。

２０款１項繰越金８億４，８７１万７千円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものであります。

２１款１項延滞金、加算金及び過料３５０万円の増額は、決算見込み額によるものであります。

同款５項雑入１億９７１万７千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る基

金管理団体からの助成金などの減や、令和６年度市町村振興宝くじ交付金などの増によるものであります。

２２款１項市債７，７５０万円の増額は、国の第１号補正予算により前倒しで実施することになった事業に係る防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債などの増や、こども・子育て支援事業債から過疎対策事業債への振り替え、臨時財政対策債の全額減額、資金手当となる公共施設等適正管理推進事業債の減額、事業費の確定および不用額の整理に伴う減などであります。

６ページ、７ページをご覧ください。

次に、歳出であります。

１款１項議会費２０４万２千円の減額は、議会運営費などであります。

２款１項総務管理費１億３，２８６万８千円の減額は、システム管理費や職員給与費などであります。

同款２項徴税費２０２万４千円の減額は、市税賦課徴収費などであります。

同款３項戸籍住民基本台帳費１，１２２万３千円の減額は、マイナンバーカード作成支援業務委託などの減や、国の第１号補正予算の対象となった戸籍の仮名通知書の作成や郵送料の増によるものであります。

同款４項選挙費３，２９２万７千円の減額は、市長、市議会議員選挙費などであります。

３款１項社会福祉費４億２，８６２万８千円の減額は、低所得者支援として実施した給付金・定額減税一体支援事業費や国民健康保険特別会計繰出金などの減や障害者自立支援給付費の増によるものであります。

同款２項児童福祉費６，４７４万５千円の減額は、児童手当、児童扶養手当支給費や職員給与費などの減や公定価格の見直しに伴う市内私立保育園等委託料の増によるものであります。

同款３項生活保護費６，００４万２千円の減額は、生活扶助費などの見込み額によるものであります。

４款１項保健衛生費１億３，７３２万３千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る委託料や職員給与費などの減や、令和５年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る実績報告による国への返還金の増によるものであります。

５款１項労働諸費４１０万９千円の減額は、雇用対策事業費であります。

６款１項農業費４，５４３万４千円の減額は、農業振興事業費、農地総務管理費などの減や国の第１号補正予算の対象となった県営土地改良事業費、団体営土地改良事業費の増によるものであります。

同款２項林業費３，３３６万３千円の減額は、地域おこし協力隊事業費や森林整備事業費の減やニホンジカ緊急捕獲事業の増によるものであります。

７款１項商工費４，３３３万８千円の減額は、商工業振興対策事業費や観光振興事業費などによるものであります。

８款２項道路橋梁費６，２９６万９千円の減額は、道路維持管理費、交付金道路新設改良費の減や災害防止対策として実施する市道須玉江草１２号線や市道西井出１号線の工事請負費などの増によるものであります。

同款４項住宅費２，３２５万９千円の減額は、住宅計画策定費などであります。

同款５項都市計画費６２９万円の減額は、職員給与費であります。

９款１項消防費５，３３８万５千円の増額は、国の第１号補正予算の対象となった防災備蓄

品整備事業による増や消防施設整備費などの減によるものであります。

１０款１項教育総務費３，７３５万９千円の減額は、教育推進事業費、職員給与費などであります。

同款２項小学校費２億６，４７７万５千円の増額は、国の第１号補正予算の対象となった小学校施設整備事業の増や学校管理費などの減によるものであります。

同款３項中学校費２，８８２万８千円の減額は、中学校施設整備費などの減や昨年２月に会計検査院による実地検査が実施され、学校施設環境改善交付金の返還が生じたことによる増であります。

８ページ、９ページをご覧ください。

同款４項社会教育費１億８８３万７千円の減額は、埋蔵文化財調査事業費、職員給与費などであります。

同款５項保健体育費１，１３４万３千円の減額は、体育施設費などであります。

同款６項高等学校費３，３７９万５千円の減額は、職員給与費や施設整備などであります。

１１款５項その他公共施設・公用施設災害復旧費５００万円の減額は、六ヶ村堰水力発電所管理用道路災害復旧工事請負費であります。

１２款１項公債費２，０３４万６千円の減額は、借入金利が見込みを下回ったことなどに伴う償還利子の減であります。

１３款２項基金費５億４，９１０万１千円の増額は、庁舎建設基金に４億９４万９千円、公共施設整備基金に１億２，０５１万１千円、森林環境譲与税基金に１，８０７万２千円など、積み立てを行うことによるものであります。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

４番、飛矢﨑議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

一般会計補正予算書の１３ページにございます、公共施設等適正管理推進事業債が大幅な減となっております。この理由を教えていただきたいと思います。

あと、もう１点、同じく、こども・子育て支援事業債が大幅減となっております。説明の途中で、たしか過疎対策事業債に振り替えたと聞こえたような気もしたんですけれども、私の聞き間違いだったら恐縮なんですけれども、以上２つの理由について、お聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

城戸財政課長。

○財政課長（城戸潤子）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

まず１点目、公共施設等適正管理推進事業債の大幅な減額の理由はというところでございま

す。

こちらにつきましては、解体工事費などに充当しており、資金の手当といたしまして、こちら地方交付税措置のない資金手当となることから、将来負担を見据え、借り入れを回避したというものでございます。

２点目の、こども・子育て支援事業債を過疎に振り替えたというところでございますが、こちらにつきましては、過疎対策事業債充当率１００％、地方交付税措置７０％ということで、より有利な起債に借り入れをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

ほかにありますか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３号に対する採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

次に日程第２　議案第４号　令和６年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）から日程第５　議案第７号　令和６年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号）までの４件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

議案第４号　令和６年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ４億４，８９４万円を減額し、歳入歳出予算の総額を５７億

８，８６８万４千円とするものであります。
内容について、ご説明いたします。
２ページ、３ページをお開きください。
はじめに、歳入であります。
１款１項国民健康保険税１，６０６万円の増額につきましては、収納実績の見込みによるものであります。
４款１項県補助金４億４，６７３万１千円の減額は、療養給付費、高額療養費の減少に伴う保険給付費の減によるものであります。
６款１項他会計繰入金４，７７４万６千円の減額は、一般会計からの繰り入れで保険基盤安定繰入金の確定などによるものであります。
同款２項基金繰入金１，４２０万９千円の増額につきましては、財政調整基金からの繰入金であります。
７款１項繰越金２０１万７千円の増額につきましては、昨年度の繰越金であります。
８款１項延滞金、加算金及び過料５０７万６千円の増額につきましては、収納実績の見込みによるものであります。
同款４項雑入７２９万１千円の増額につきましては、収納実績の見込みによるものであります。
次に、歳出であります。
４ページ、５ページをお開きください。
１款２項徴税費４２４万９千円の減額は、事業費の確定によるものであります。
２款１項療養諸費４億円、同款２項高額療養費５千万円の減額は、いずれも給付実績の見込みによるものであります。
７款１項基金積立金１１４万４千円の増額につきましては、財政調整基金への積立金であります。
９款３項繰出金４４４万３千円の増額分につきましては、病院事業特別会計への繰出金であります。
議案第４号の説明は、以上であります。
続きまして、議案第５号　令和６年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。
補正予算書１ページをお開きください。
歳入歳出予算の総額にそれぞれ６２０万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１１億２，５７０万２千円とするものであります。
内容について、ご説明いたします。
２ページ、３ページをお開きください。
はじめに、歳入であります。
１款１項後期高齢者医療保険料４００万円の増額につきましては、収納実績の見込みによるものであります。
３款１項一般会計繰入金１，３１８万９千円の減額につきましては、一般会計からの繰り入れで保険基盤安定繰入金の額の確定などによるものであります。
４款１項繰越金２９８万１千円の増額につきましては、昨年度の繰越金であります。

次に、歳出であります。

４ページ、５ページをお開きください。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金６２０万８千円の減額につきましては、納付金額の見込みによるものであります。

議案第５号の説明は、以上であります。

続きまして、議案第６号　令和６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ７，５０４万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を５３億２，４３２万４千円とするものであります。

内容につきまして、ご説明をいたします。

２ページ、３ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

３款１項国庫負担金１，０７５万３千円の増額は、介護サービス給付費の増額に伴う国の負担金。

同款２項国庫補助金３９８万円の増額につきましては、介護サービス給付費に伴う国の調整交付金等であります。

４款１項支払基金交付金２，４９０万８千円の増額につきましては、介護サービス給付費の増額に伴う第２号被保険者の保険料による交付金、ならびに令和５年度の精算に伴う交付金であります。

５款１項県負担金１，２５４万３千円の増額につきましては、介護サービス給付費の増額に伴う県の負担金であります。

７款１項一般会計繰入金１，１３２万７千円の増額は、介護サービス給付費の増額に伴う市の負担金および令和５年度の低所得者の保険料軽減強化の精算に伴う繰入金であります。

同款２項基金繰入金３，６６９万６千円の減額は、給付費の支払いの精査によるものであります。

同款３項他会計繰入金３７５万１千円の増額は、居宅介護支援事業特別会計からの繰入金であります。

８款１項繰越金４，４４８万３千円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出であります。

４ページ、５ページをお開きください。

２款１項介護サービス等諸費７，１６８万１千円の増額につきましては、特別養護老人ホーム等における施設介護サービス給付費の見込みによるものであります。

５款１項介護予防・生活支援サービス事業費２５６万６千円の増額につきましては、訪問型サービスや通所型サービスの利用者の増加など、事業費の精査によるものであります。

議案第６号の説明は、以上であります。

続きまして、議案第７号　令和６年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ３７５万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，７４０万

４千円とするものであります。
内容について、ご説明いたします。
２ページ、３ページをお開きください。
はじめに、歳入であります。
１款２項予防給付費収入３７５万１千円の増額は、ケアプラン作成件数の見込みによるものであります。
次に、歳出であります。
４ページ、５ページをお開きください。
２款１繰出金３７５万１千円の増額につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。
以上、４件の説明となります。
よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。
○議長（大芝正和）
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑がある場合は、議案番号および議案名を述べてから行ってください。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第４号から議案第７号までの４件は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４号から議案第７号までの４件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。
これから討論を行います。
討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第５号に対する採決を行います。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第６号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第７号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第６　議案第８号　令和６年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

議案第８号　令和６年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，６６８万１千円を追加し､歳入歳出予算の総額を１億３，２９８万９千円とするものであります。

歳入歳出の補正内容について、ご説明いたします。

２ページ、３ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

７款１項繰越金５８４万１千円の増額は、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

８款１項雑入２，１３９万円の増額は、令和４年度に発生した北杜サイト太陽光発電所ケーブル盗難事件に係る建設総合損害共済・災害共済金および消費税・地方消費税に係る還付金でございます。

次に、歳出であります。

４ページ、５ページをお開きください。

１款１項総務管理費９５０万２千円の減額は、前年度実績に係る消費税納付額の決定によるものおよび一般会計への繰出金の確定によるものであります。

４款１項基金積立金３，６１８万３千円の増額は、新エネルギー事業積立金への積み立てでございます。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第８号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

次に日程第７　議案第９号　令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

議案第９号　令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ６８万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億９，１３３万７千円とするものであります。

歳入歳出の主な補正内容についてご説明いたしますので、２ページ、３ページをお開きくだ

さい。
はじめに、歳入であります。
１款県支出金１１２万５千円の減額は、県交付金の確定によるものであります。
２款財産収入１２６万２千円の増額は、各財産区における生産物売払収入などの額の確定によるものであります。
４款繰入金１，４８４万９千円の減額は、各財産区における事業費の確定に伴う基金繰入金であります。
５款繰越金１，３４４万７千円の増額は、各財産区における前年度繰越額の確定によるものであります。
６款諸収入１９５万４千円の増額は、各財産区における事業費の確定によるものであります。
次に、歳出であります。
資料の４ページ、５ページをお開きください。
１款明野財産区４３９万２千円の減額は、各地区が実施する地域振興事業の額の確定などであります。
２款須玉財産区２０８万８千円の減額は、管理地の業務委託の確定などであります。
３款高根財産区２２７万５千円の減額は、管理道路補修工事の確定などであります。
４款長坂財産区２２９万２千円の増額は、事業費の確定に伴う基金への積み立てなどであります。
６款小淵沢財産区１１３万１千円の減額は、事業費の確定によるものであります。
９款浅尾原財産区８２０万８千円の増額は、事業費の確定による基金への積み立てなどであります。
議案第９号　令和６年度北杜市財産区特別会計補正予算（第１号）の説明につきましては、以上でございます。
よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（大芝正和）
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第９号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第９号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）

討論を終結いたします。
これから議案第９号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）
日程第８　議案第１０号　令和６年度北杜市水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。
内容説明を求めます。
田中上下水道局長。
○上下水道局長（田中伸）
議案第１０号　令和６年度北杜市水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。
補正予算書１ページをお願いします。
今回の補正は、令和７年１月に策定した北杜市上下水道耐震化計画に基づき、避難所等の重要施設に接続する水道の基幹管路について、補助率が有利な国の補正予算（第１号）を活用し、耐震化を図るものであります。
はじめに、第２条の資本的収入ですが、第１款第１項企業債１億４，７００万円の増額は、国の補正予算（第１号）の内示を受けたことに伴う企業債の補正であり、同款第４項国県等補助金５，３３３万３千円の増額は、国の補正予算（第１号）水道総合地震対策事業費補助金の補正であります。
次に、資本的支出でありますが、第１款第１項建設改良費２億１，９４０万円の増額は、水道総合地震対策事業費補助金を活用した白州町白須地内ほか２地区の配水管等布設替え工事費の補正であります。
また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額に対する補填財源として、消費税及び地方消費税資本的収支調整額を１，９０６万７千円増額し、３，３７３万１千円とするものであります。
補正予算書２ページをお願いします。
第３条　補正予算第４条に定めた企業債の限度額については、水道事業において１億４，７００万円増額し、限度額を５億３，４４０万円とするものであります。
説明は、以上でございます。
よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。
○議長（大芝正和）
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）

質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第１０号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１０号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１０号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
次の会議は３月１３日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会　午前１０時５１分

令 和 7 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 １ ３ 日

令和７年第１回北杜市議会定例会（３日目）

令和７年３月１３日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告
日程第１　会派代表質問

ポラリス北杜	輿水　崇議員
北杜クラブ	秋山俊和議員
公　明　党	進藤正文議員
日本共産党	清水　進議員
北杜オール・イン・ワン	山﨑君江議員
みらい創生	保坂多枝子議員

２．出席議員　（２０人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１８番	保坂多枝子
１９番	内田俊彦	２０番	秋山俊和

３．欠席議員　（　な　し　）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４３人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	大芝一
企画部長	加藤寿	市民環境部長	三井喜巳
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	皆川賢也	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	小澤永和
上下水道局長	田中伸	会計管理者	平井ひろ江
監査委員事務局長	加藤郷志	農業委員会事務局長	三井博彦
明野総合支所長	小澤茂	須玉総合支所長	小澤義久
高根総合支所長	渡辺美津穂	長坂総合支所長	花輪孝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	河手貴
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	坂本賢吾
政策推進課長	進藤修一	総務課長	日向勝
財政課長	城戸潤子	未来創造課長	仲山直樹
消防防災課長	浅川博之	企画課長	小泉直紀
市民サービス課長	清水悦子	環境課長	櫻井義文
福祉課長	齊藤栄慶	健康増進課長	白倉充久
子育て政策課長	川端下正往	ネウボラ推進課長	津金胤寛
農業振興課長	粟澤忠之	観光課長	土屋直己
商工・食農課長	福田和久	教育総務課長	鷹左右紀
学校給食課長	平井伸一	学術課長	村松佳幸
上下水道維持課長	有賀英敏		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤聡
議会書記	小池佳生
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は２０人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　会派代表質問を行います。

今定例会には、６会派全てから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

１番　ポラリス北杜、６０分。２番　北杜クラブ、４５分。３番　公明党、３０分。４番　日本共産党、３０分。５番　北杜オール・イン・ワン、３０分。６番　みらい創生、６０分となります。

本日は６会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ポラリス北杜の会派代表質問を許します。

ポラリス北杜、８番、輿水崇議員。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

会派を代表して、質問をさせていただきます。

われわれの会派名　ポラリス北杜、ポラリスとは北極星、本市が市民にとっての道しるべとあり続けられるよう、そしてわれわれも市民とともに迷うことなく、歩みを続けられるように活動をしてまいります。

また、大柴市長におかれましては、就任以来、多忙な日々を送られたかと存じます。

先の所信表明でも、就任直後から多くの方に会われ、絆を深められたとのことでした。

北杜を前に、より進めるためにも、これまで築かれた幅広い人脈と経験、これから新たな出会いにも多くの絆を築き上げ、リーダーシップを発揮するとともに、この激動の時代にあっても、職員の皆さまとともに北杜をより前に、市民にとっての道しるべとあり続けられるよう進められることを期待しております。

私自身も、北杜に関わる全ての方々が笑顔で、より北杜に誇りを持ち、今よりさらに好きになれるよう、議員として尽力をしてまいります。

それでは、代表質問に移ります。６項目ございます。

１項目め、本市にとっての富士トラム構想について。

昨年１１月に山梨県より発表となった富士トラムの構想。これは富士山周辺域だけの話ではなく、山梨の未来を見据えた構想であると、先の２月４日「リニア開業に向けたグランドビジョン懇談会」がここ北杜市でも開催され、富士トラムの可能性や山梨の未来について、富士山に

おけるオーバーツーリズムやゴミ等の課題解決に向けた取り組みと共に、リニア中央新幹線、富士山観光の波及効果を県内に巡らせるための構想であると知事自ら語る場となっておりました。また、会の後半では大柴市長自ら、本市の大きな課題の一つである二次交通の課題解決の一助となる可能性を期待した上での要望を諸団体と共に行っていたと承知しております。私もこの構想は全力で成し遂げていただきたいと願う一県民であり、北杜市へのリニアの波及効果や本市の課題解決には大きな好影響があると考えており、市長の考えには賛同をいたします。

そこで以下質問させていただきます。

①山梨県知事より発表のあった、山梨の未来に向けた構想、主に富士トラムの本市への影響をどのようにお考えかお伺いします。

②観光や商業面だけでなく、本市における二次交通等の諸課題解決の一助になる事が期待されます。今後も県の動向を注視しながら、適切なタイミングで市としても交通網の再構築を検討していく必要があると考えるがいかがお考えでしょうか。

③この富士トラムを県内各地に広げていくとの構想であるが、標高差や、道路状況、観光などを考慮すると、市長も要望していた通り県内でも本市は実証実験などをする際は適した自治体と考えます。今後も、適時県に対して実証実験地としての要望や提案を続けていくことが重要かつ必要になってくると考えますがいかがお考えでしょうか。

大項目２、市立中学校統合にむけて～目指すべき姿と課題解決について～、お伺いいたします。

先に開催された中学校再編整備検討委員会で、今回の開催で一定の役目を終えたのではないか。との声が上がり、次回の開催は未定となったことで、委員会より示された内容を基に中学校の再編（統合）に向けた歩みが進んでいくものだと感じております。

この統合に向けた検討がなされている昨今、様々な声や意見をいただいてまいりました。意見や方法論は違えど、共通される想いは子どもたちの未来やこの地域の未来をより良いものにするためのことだと感じております。

委員会からは、様々な観点や意見により、本市の市立中学校は甲陵中学を除く２校に合併するのが最適であり、その目指すべき姿と学区が示されておりました。私としては、これを市としても重く受け取っていただき、市長・教育長には今後検討を進めていただきたいと願うところであります。

これから地域への説明会などがなされていくかと思いますが、最後の最後まで子どもたちのことを第一に検討を進めていただきたいと願い、以下の質問をいたします。

①委員会では統合市立中学校の目指すべき姿が示されており、本市がこれまで提唱し推進してきた「原っぱ教育」の記載もなされておりました。統合市立中学校の目指すべき姿に対する市長の想いやお考えをお伺いいたします。

②委員会では統合中学校の学区についても示されておりました。学区については関心度も高くなると予想されます。現在２案いただいていると承知しておりますが、本市としてはどちらの案で進めるのかは説明会後に決定していくとの考えでよろしいでしょうか。

③中学校再編整備検討委員会においての議論は一定の役目を終えたとの事でしたが、今後市としては給食センターの課題について合わせて検討することが必要だと考えます。現在の老朽化やアレルギー対応等の諸課題に対応するだけでなく、作業や運搬の効率化や自校式等の要望を踏まえると、統合中学校に給食センターを集約していく事が最適と考えるが、いかがお考え

でしょうか。

④現在も登校に関して、様々な声を伺っております。スクールバスの停留所まで、自校より他校の方が圧倒的に近かったり、周囲に同世代が居なく、一人で登下校させるには安全面での不安が残る等。結果、親の送り迎えによる家庭負担が増えていることも事実かと思います。統合する際には、様々な検討がなされると思いますが、地域性を考慮し、大型のスクールバスだけではなく、ワゴンやマイクロバスなどの車両規模によって、今より、より細やかに地域に入り込むことも重要と考えるが、いかがお考えでしょうか。

大項目３、本市の子育て支援施策について、お伺いいたします。

本市も子育て環境充実のために様々な施策を講じられており、市内外からも子育てに充実している、力を入れている市との評価をいただいていることかと思います。

一方、施策の中にはまだまだ改善の余地が残っていたり、検討をしなければいけない施策もあるかと思います。子育て支援の充実が結果的に将来への負担増とならぬようにしていくことも重要だと考えており、以下の質問をさせていただきます。

①子育て世代マイホーム補助金の年齢要綱について、親の年齢だけではなく子どもの年齢で検討するなど、子育て世帯に活用できるよう検討を。との意見を当会派からも出していたということですが、検討結果をお伺いいたします。

②子育て応援金支給事業の第三子への支給。予算の計上を見ると本格的に支給時期を迎えております。４年後の支給額が懸念されるところであります。子育て応援はもちろん、出生数の向上も視野に入れた施策であったかと承知もしております。

この事業以前と以後での第三子以上の出生数をお伺いいたします。

大項目４、本市の上下水道の今後について、お伺いいたします。

これまでの先人たちの不断の努力によって、豊かな水の恵みを享受し、日常生活では水の災いを気にせずにいられるようになりました。しかし、近年、グローバルな気候変動による水害や干ばつの激化、高潮リスクの増大、食料需要の増加などが危惧されております。さらには、世界に先駆けて進む少子高齢化によって、森林の荒廃や耕作放棄地の増加、地方における地域コミュニティの衰退や長期的な税収減に伴う公的管理に必要な組織やリソースのひっ迫が顕在化しつつもあります。本市においてもこの問題は顕著で、特に人口減少や日本でも有数の長さを誇る管路の更新に向けた取り組みは必須でありますが、方向性はいまだ定まりきれてはないと承知しております。

そこで以下、質問をさせていただきます。

①現在上下水道事業審議会において水道料金の改定について審議入りしておりますが、今後のスケジュール、審議の目途はいつぐらいを予定されているのかお伺いいたします。

②この料金改定の影響範囲は、一般家庭はもちろん大規模に使用している企業も同等のものとの考えで良いかお伺いいたします。

③今後の取り組みにおいて､集約型だけではなく分散型水道の考えは重要であると考えます。社会的インフラと認知し取り入れ、集約型とミックスしていく事が、この地域にとっては重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

④今回の料金改定議論は、上水道の管路施設更新によるものと捉えております。一方、本市の下水道についても、十数年後には更新を迎えることが見込まれております。また、下水道整備自体、新設敷設が同時期であったため、更新も同じぐらいのタイミングで迎えると承知して

おります。市の負担に対する影響額はかなりの額と想像できます。市ではこの件についてどのように考え対策を講じていく予定か、お伺いをいたします。

５つ目、市民の暮らし応援に関わる新たな施策について、お伺いをいたします。

市長の公約でもある「市民の暮らし応援」。様々な環境や困難を抱える方がいらっしゃる現在、少しでも支えることができる、笑顔で暮らせる日を増やしたい。そんな市にしていきたい。と選挙中に市長がおっしゃっていたのを、今でも覚えております。

その中で、新たな事業が予算計上されています。市長の考える市民の暮らし応援の形を伺うといった観点から、以下の質問をさせていただきます。

①新規事業として、軽度・中程度難聴者補聴器購入費補助金について、様々な議論もあった中で、昨年議会としても請願を採択するに至りました。本市におかれましても要望や予算の調整もある中で、今回の予算計上に至った背景と制度創設に対する想いをお伺いをいたします。

②この補助金等は、申請から購入、その後の請求等、手続きの回数が多く、利用を躊躇してしまうケースもあるかと存じます。この補助金については高齢者の利用が多く想定されます。手続き等について、利便性を深める上での工夫等がありましたら、お伺いをいたします。

③市民に優しいスマート窓口構築事業（音声字幕表示システム）について、国の交付金を活用した事業と承知しております。すでに取り組んでいる書かない窓口をはじめ、選択肢が多数ある中でこのシステムを選択した理由と想いをお伺いいたします。

６．自衛隊募集事務に係る除外申請制度創設について、お伺いをいたします。

日頃から日本を守ると日夜訓練に励み、災害の際には躊躇なく被災地に赴き、救助や支援の最前線に従事することには、敬意を表する以外、言葉はありません。ここ山梨においても２０１４年、豪雪の際に、多くの自衛隊員が除雪や安全確保に活動をしていただいたことは、今にも記憶に鮮明に残っております。また昨今では、その人員不足による隊の維持に苦慮されていることも様々な情報ソースから明らかとなっております。

そのような状況下で、本市では自衛隊の隊員募集に係る事務として名簿の提出を行っておりますが、そもそも名簿の提出は行っていない自治体もあるなど、対応も画一化されておりません。

そこで以下質問いたします。

①私としてはこの名簿の提出はぜひ続けていただき、少しでも自衛隊という職の認知と隊員の増加に寄与していただきたいとの考えであります。しかし、事務の効率化、自衛隊への風評被害を防ぐ等の観点から、市民自らの選択肢を持てる「除外申請制度」を設ける事は重要だと考えております。本市の考えをお伺いいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

ただいま、ポラリス北杜を代表されて、市政各般にわたり、ご質問をいただきました。

市長に就任してからというもの、以前から存じ上げていた方だけでなく、市と関わりのある多くの方々とお会いしてまいりました。こうした方々に北杜市が支えられていることに改めて感謝を申し上げ、この絆を大切にしてまいりたいと強く感じた次第でございます。

輿水議員からは、更なるリーダーシップを発揮するようにとの激励の言葉を賜りました。

今後も市民の皆さまが豊かさを実感できるよう、私自身が先頭に立ち、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えをいたします。

本市にとっての「富士トラム構想」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、構想に対する想いと実証実験地への要望についてであります。

先月４日に、「八ヶ岳やまびこホール」において、県の「リニア開業に向けたグランドビジョン意見交換会」が開催され、多くの市民の皆さまにご来場いただく中、長崎幸太郎知事から、「仮称　富士トラム」についての説明がありました。

「富士トラム」は、リニア中央新幹線の新駅と、富士山五合目へのアクセス向上を目指した山梨県が提案する新たな交通システムであり、将来的には、「富士トラム・ネットワーク構想」として、県内各地へ交通網も拡充し、地域の活性化や観光客誘致、さらには県民生活の向上につなげていきたいとのことでありました。

特に、観光面においては、「富士トラム」という強力な交通インフラが実現することで、富士北麓地域に偏っております観光客の流れが、大きく変わるものと期待をするところであります。

一方、本市は広大な市域を有しており、地域住民の移動手段の確保や、駅およびインターチェンジから市内観光地への二次交通の充実が喫緊の課題となっております。

そのため、「富士トラム」の整備は、本市の交通の在り方を抜本的に刷新する契機となるとともに、「点から面への観光」への転換を推進し、観光振興と地域経済の発展において、極めて大きな相乗効果を生み出すものと夢が広がる想いであります。

こうした考えの下、意見交換会の際に、市および市内１４団体による「富士トラム」の本市への延伸と、実証実験のフィールドの提供について、長崎幸太郎知事に直接、要望書を手渡しました。

今後、市としては、県と緊密に連携を図りつつ、「富士トラム」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいる所存であります。

次に、市内交通網の再構築についてであります。

将来のリニア中央新幹線や中部横断自動車道北部区間の開通と、それに合わせた「富士トラム」の開業は、県外からの本市へのアクセスが一変することが想定されます。

現在の本市の公共交通は、通勤や通学など、他の公共交通との乗り継ぎを考慮した路線や時刻となっておりますので、新たな交通インフラの整備を見据えた中で、市内公共交通網を検討していくことは必要であると考えております。

このため、今後の「富士トラム」の運行経路や整備状況、また、交通に関する国や県等の動向も踏まえながら、利用者や交通事業者の皆さま、さらには観光事業者や企業の皆さまなど、富士トラムの恩恵が及ぶ、多様な関係者の皆さまのご意見を伺いながら、市内公共交通の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、市立中学校統合に向けて、目指すべき姿と課題解決における、統合市立中学校の目指すべき姿についてであります。

「北杜市立中学校再編整備検討委員会」において、ご検討いただいた「新設市立中学校の目指す姿」は、学校の規模、生徒の教育環境、学校の教育指導環境、地域との協働関係を活かした学校づくり、「原っぱ教育」を中核とした「北杜市の学校教育」の推進、時代に即した魅力あ

る学校施設・設備の充実など、多方面に配慮した素晴らしい「ビジョン」であります。

新設される中学校は、「新しい友だち関係の広がり」や、「クラス替えによる人間関係の再構築」、「多様な考えを持つ仲間との学びあい、助け合い、さらに競い合いなど、切磋琢磨できる環境」、「教科担任の複数配置および全教科担任配置による、生徒の多様性に対応できる指導」、「複数の学級で深め合い、高めあう活動」、「生徒のニーズに応じた部活動の開設」など、未来を担う子どもたちに、「質の高い」、「豊かな学び」が得られる教育環境を整える必要があると考えております。

今後は、検討委員会で示された「北杜市立中学校再編整備の方向性」を重視し、スピード感をもって進めてまいります。

次に、本市の子育て支援施策における、子育て世代マイホーム補助金の年齢要件についてであります。

「子育て世代マイホーム補助金」については、これまで、子育て世帯として、夫婦共に５０歳未満であることを要件としておりました。

しかしながら、近年における晩婚化の傾向や、第１子出産年齢の高年齢化などといった社会情勢を踏まえ、本年４月１日から、年齢要件等の見直しを実施するための補助金交付要綱の改正を行ったところであります。

具体的には、現に１５歳以下の児童を養育している世帯については、夫婦の年齢制限を撤廃し、また、申請時において、まだ子どもがいない世帯については、夫婦共に３９歳以下を要件とすることで、対象者の拡大を図ったものであります。

この改正により、より多くの子育て世代の皆さまに、「マイホーム補助金」を積極的にご活用いただき、本市の移住・定住の促進が図られることを期待しております。

次に、市民の暮らし応援に関わる新たな施策における、音声字幕表示システムについてであります。

本市における高齢化率は、先月１日現在、約４１％と非常に高く、年齢とともに耳の聞こえづらさを感じる高齢者も増加しております。

また、「聴覚障がい者」に対し、「手話通訳士」を１名雇用しておりますが、手話の派遣依頼を受け、庁舎内に不在となる時間帯もあります。

そのほか、外国人在住者も増加傾向にあることから、来年度、新たに窓口での円滑なコミュニケーション支援策として、リアルタイムに音声を翻訳し、パネルやタブレット等に字幕表示できるシステムを導入することとしました。

引き続き、誰一人取り残さない社会の構築を目指し、市民に優しい窓口となるよう努めてまいります。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水德生）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

市立中学校統合に向けて、目指すべき姿と課題解決について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統合案の決定についてであります。

「北杜市立中学校再編整備検討委員会」でご検討いただいた、「新設市立中学校の目指す姿」、「A案、B案の２案の学区および設置場所」について、来年度のなるべく早い時期に各地区で、地域の皆さまや保護者、児童、生徒、教職員など多くの方のご参加をいただく中で、説明会を開催してまいりたいと考えております。

その後、説明会でいただいたご意見等を参考に、教育委員会や「総合教育会議」で協議し、学区を決めてまいりたいと考えております。

次に、統合中学校に給食センターを集約する考えについてであります。

今後の給食センターについては、「北杜市学校給食センター整備検討委員会」から、将来の財政負担や児童・生徒の減少、調理場施設の老朽化、ドライシステム化の必要性などを総合的に判断し、「北杜南学校給食センターおよび北杜北学校給食センターの２センター化とすることが望ましい」との答申があり、市としては、答申内容のとおり、２つの「給食センター」に集約することとしております。

新設中学校の「学区および設置場所」については、２案に集約されたところでありますので、今後は、中学校の検討と合わせて、「給食センター」の集約についても、調査、研究してまいります。

次に、スクールバスについてであります。

「スクールバス」の運用については、大型バスや中型バスだけではなく、５人乗り、１０人乗りの普通自動車も含め、登下校で使用する車両を「スクールバス」と総称し使用しております。

通学距離については、小学生が４キロメートル以内、中学生が６キロメートル以内が適正であるとの国の基準を基に、それ以上の子どもたちには、遠距離通学の交通手段として、指定学区、指定地区の中で「スクールバス」を利用していただいております。

今後は、学区や学校の設置場所が決定した後、通学距離や通学時間、運行ルートの高低差、道路状況、停留所の適切な配置、部活動等に対応した運行、「スクールバス」運行に関わる安全性の十分な確保、利用者数による車両規模、運転手も含めた有効的な配車計画を検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

自衛隊募集事務に係る除外申請制度創設についてであります。

市では、自衛官および自衛官候補生の募集に関する事務については、防衛大臣からの資料提供の依頼に基づき、対象者情報を提出しております。

「除外申請制度」については、徐々に制度を導入する自治体があることを承知しており、本市においても検討してまいりたいと考えております。

今後も、自衛官および自衛官候補生の募集に関する事務については、適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

市民の暮らし応援に関わる新たな施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予算計上の背景及び制度創設に対する想いについてであります。

就学や就労への影響や、社会参加の阻害、また、認知症発症のリスクなど、耳が聞こえにくいことによる弊害が社会問題と言われている状況であることから、これまでも「全国市長会」等において、「加齢性難聴者」等の「軽度・中等度難聴者」の補聴器購入に対する補助制度の創設を、国に対して提言してきたところであります。

本市においては、１８歳未満の軽度・中等度の難聴児への補聴器の購入補助は現在実施しておりますが、１８歳以上の難聴者についてはこれまでも課題となっておりました。

このような中、令和６年第３回市議会定例会において、請願が採択されたことなどを踏まえ、市の補助制度創設について具体的に検討し、本定例会に、来年度当初予算として、新たに「北杜市軽度・中等度難聴者補聴器購入費補助制度」を実施するための所要の経費を計上したところであります。

本事業により、１８歳以上の軽度・中等度の難聴者の方々の就学や就労、社会参画を促進するとともに、コミュニケーションの維持・向上等により、認知症予防への効果も期待できるものと考えております。

次に、補助金等の申請手続きにおける利便性を深める工夫についてであります。

本事業では、補聴器の購入に要する経費に対して３万円を上限として２分の１を補助することとしております。

なお、補聴器を購入する際、購入価格から、あらかじめ補助金額を除いた金額で購入することができるなど、販売店窓口での負担軽減や、実績報告における手続きの簡素化など、補助金を利用される方の利便性に配慮した制度を考えているところであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

本市の子育て支援施策における、子育て応援金支給事業実施前後の第３子以上の出生数についてであります。

「子育て応援金支給事業」は、令和４年４月１日に開始しております。

「山梨県人口動態統計」によりますと、制度開始前の令和２年の出生数２０８人のうち、第３子以降が５０人、令和３年の出生数１８０人のうち、第３子以降が４８人、制度開始後を含む令和４年の出生数１６９人のうち、第３子以降が３２人、令和５年の出生数１４１人のうち、第３子以降が３１人であります。

令和６年については、市が把握している暫定的な数となりますが、出生数１６３人のうち、第３子以降が４１人であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問にお答えいたします。

本市の上下水道の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道事業審議会の今後のスケジュールについてであります。

水道料金の見直しについては、現在、「北杜市上下水道事業審議会」において、慎重かつ専門的な議論を重ねていただいており、答申の提出を待ちたいと考えております。

また、答申の内容や料金見直しの方向性に係る「市民説明会」については、本年第２回定例市議会閉会後に実施してまいりたいと考えております。

なお、関係条例の一部改正は、「市民説明会」が終了した時点で、市議会への上程時期も含め、判断してまいりたいと考えております。

次に、料金改定の影響範囲についてであります。

今回の料金見直しは、一般家庭のみならず、大規模に水道を使用している企業に対しても、等しく影響が及ぶものと考えております。

このため、大口利用者および小口利用者においても、料金負担の公平性が図られる料金体系となるよう、「審議会」で検討していただいているところであります。

次に、分散型水道の導入についてであります。

本市の「水道事業」では、水源や配水池が各地域に点在しているほか、「峡北地域広域水道企業団」からの受水もあることから、混合型の「分散型水道」に当たる「水供給システム」と考えております。

また、本市の「水供給システム」は、災害時のリスク分散の観点からも、一定の効果があるものと考えており、能登半島地震を受け、「分散型水道」が全国的に関心を高めているところであり、今後も、国や県等の動向を注視する中で、安全・安心な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道施設更新の負担への考えとその対策についてであります。

「下水道事業」については、市内の施設が、おおむね同じ時期に整備されたことから、今後、更新時期が重なるため、更新費用の確保が課題となっております。

「北杜市上下水道事業経営基本計画」では、処理場の統合や、維持管理における「官民連携方式」の導入など、課題を整理する中で検討することとしております。

このため、投資財源の確保をはじめ、更新費用の平準化などの具体的な方策については、「経営基本計画」を改定する中で、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員の再質問を許します。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ご答弁いただき、ありがとうございました。

項目の２つ目から６項目めまで、再質問をさせていただきます。

富士トラムにつきましては、今後もぜひ県と連携しながら前向きに進んでいただくことを願っております。

それでは、統合市立中学校の説明会の開催について、再質問をします。

開催は各地区ということですが、旧８町村での開催という考えでよいか。また、具体的な時期についてお考えがあれば教えてください。

もう１つ、スクールバスについてであります。

様々な希望や声がある中で、地区とも協議の上でルートや停留所を最適となるように、今でも苦慮し、設定をしていただいております。

しかし、居住地の多様化、そして少子化、またスクールバスの運転手さんの確保なども、業者から非常に苦慮しているということも聞いております。

統合となる中で、この課題がもしかすると拡大していくのではないかという懸念もあります。こういった諸課題を解決、どのようにしていく予定なのか、もしお考えがあればお伺いいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、説明会の開催の時期と、旧８町村での開催をするのかというところでありますけれども、説明会は旧８町村で開催を予定しているところです。また、具体的な時期についてでありますが、今のところ、本年５月ごろを予定しております。

次に、スクールバスの課題の解決についてであります。

スクールバスにつきましては、学校の設置場所が決まりましたら、直ちに運行ルートや乗降場所など、学校、保護者、地域、市の地域交通連絡会などの関係者と様々な検討を重ねて、協議の上、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ありがとうございます。

それでは、次の項目の再質問に移らせていただきます。

子育て世代マイホーム補助金について、来年度の事業からリフォームの部分がなくなっておりますけれども、このへんの経緯とかがあればお伺いいたします。

次に、子育て応援金支給事業について、先ほど第３子以降の出生数というところをお伺いし

ましたけれども、効果というところ、これは数については結果というところでしか見られませんが、あまりその結果が向上しているというところではありませんが、当初、子育て世代の移住定住というところも、この目的にあったと思います。私の調べでは、窓口での移住される方へのアンケート、この中で子育て施策という理由を選んでいる方が非常に少ない、数パーセントだということを伺っておりますが、その部分についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の再質問にお答えいたします。

まず最初に、リフォーム補助がなくなった経緯でございます。

リフォーム補助を利用する方の多くは、まず中古物件を購入し、そのあとリフォーム補助金を申請している状況であります。

理由でありますが、従前のマイホーム補助金では、中古物件を購入する際の土地購入費用が補助対象となっていなかったため、土地代が多く占める中古物件では、リフォーム補助を選択したほうが有利であったことからでございます。また、リフォームに対する補助は、空き家バンク登録物件リフォーム補助金と一部、補助メニューが重複しておりました。

以上のことから、中古物件購入時の土地取得費用も補助対象とすることで、従前のリフォームを廃止し、中古購入に一本化することで補助メニューの精査を行ったところであります。

次に、転入の窓口において実施しているアンケートの結果を踏まえてという、ご質問だったかと思います。

当事業につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減と移住定住促進を目的としております。第３次総合計画の人口目標を達成するための様々な施策の中でも大きな比重を占めている事業であります。その効果は、しっかりと見極めていく必要があると考えます。

年少人口が減少しておりまして、転入の窓口で実施している移住者実態把握アンケートでは、移住地として選択した要因として、気候、自然環境、食や水を重要視したという結果が出ております。このような状況を顧みますと、効果が出ているという状況ではないと思っております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

再々質問させていただきます。

マイホーム補助金、リフォームの部分については、集約していく、重複部分があったということで承知いたしました。

子育て応援金支給事業については、当局からも今のところ、なかなか効果があるのかというところの答弁がありました。

来年度から数千万円規模の予算執行が予定されていると思います。しかし、現時点では、本来の目的に沿った事業効果、移住定住も含めて疑問に残る政策ではないのでしょうか。

過去にも出産・子育てに関わる祝い金事業ですとか、給付事業の支給額の変更等もたびたびありました。この制度についても、すでに支給が始まっているので、制度を変えるというものは慎重にすべきだとは思いますけれども、今後の予算の影響というものを考えると、再検討すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の再々質問にお答えいたします。

現在、子育て施策全般の見直しを行っておりまして、子育て応援金支給事業につきましても見直しを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

続きまして、次の項目、上下水道に関するところを再質問させていただきます。

下水道施設更新についての部分となります。

下水道の整備については、当時、補助金を活用した関係上、整備時期が重なることが想定されるわけでして、先ほどの答弁の中で、更新費用の平準化について、経営基本計画の中で検討するとの答弁でありました。現時点での、ここについて具体的な考えがあれば教えてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えをいたします。

下水道事業の更新費用の平準化についてでございますが、まずは処理場の統合、それから管路の更新と長寿命化が考えられるわけでございます。

それから、本年度から２期目となります下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、今後も緊急性の高いところから計画的に管路の更新や長寿命化を行うほか、処理場の統合についても進めていくことが更新費用の平準化につながると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

再々質問をさせていただきます。

更新費用の平準化について、具体的に下水道ストックマネジメント計画等をもとにということであります。

もちろん、ぜひそういったところで平準化に取り組んでいただきたいんですけれども、私自

身としては、現状の一般会計からの繰り入れ状況等を見ると、施設更新に関して、費用確保のために、やはりこのままいきますと、市民、下水道利用者の負担増というのは免れない状況なのかなと考えます。

丁寧で効率的な計画策定はもちろんですけれども、費用負担増については、不安をあおることのないようにすることはもちろんですが、早めの周知や議論というものも必要になってくると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

下水道の、いわゆる使用者負担の早めの周知、議論をという質問かと思いますけれども、下水道事業につきましては、施設の老朽化に伴う更新費用の増大は、喫緊の課題だと、考えております。現状、一般会計からの繰り入れだけでは、将来にわたって安定したサービスを提供することが困難な状況であるということもございます。

今後につきましては、処理場の統合や官民連携についての検討も進める中で、事業の全体像が定まった時点で、経営基本計画の見直しが必要と考えております。

また、市民への周知につきましては、経営基本計画の見直しの検討と併せて、できる限り早い段階で周知をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ありがとうございます。

それでは、次の項目、市民の暮らし応援に関わる新たな施策について。

高齢者や障がいをお持ちの方とのコミュニケーション支援として、字幕表示システムというものが新たに導入されるということです。窓口業務としては、コンシェルジュデスクでの運用ですとか、例えば庁舎外に出て支援を行う業務、例としては包括支援等への拡大というものは非常に今後、重要になってくるんではないかなと思います。

購入に関わる予算、現時点で半分を占めている、新しい地方経済・生活環境創生交付金、この状況も見ながら追加の購入、追加の拡大というところも視野に入れたほうがいいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

輿水崇議員の、ポラリス北杜の代表質問の再質問にお答えいたします。

音声字幕表示システムについて、他部署の追加購入等々についてのご質問かと思います。

音声字幕表示システムにつきましては、グローバル化する来庁者や耳が聞こえにくい方など

との意思の疎通を図る上でも効果があると考えており、窓口利用者へのサービス向上につながるものと、大きく期待をしているところであります。

今回導入された後には、その効果などの検証を踏まえまして、支援業務を行う他の部署への追加導入などについても検討をしてまいりたいと考えております。

また、追加購入の際におきましても、先ほど議員が言われたような新しい地方経済・生活環境創生交付金等、有利な国の交付金等を活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

ありがとうございました。

それでは、最後の項目になります。自衛隊募集事務に係る除外申請制度でありますけれども、承知している限りですと、県内１３市のうち７市が制度を創設している状況かと思います。

繰り返しとなりますが、私は募集事務に係る資料提供は、今後も継続していただきたいと考えております。しかし、除外申請を望む声もあり、そもそも除外申請を望む方は、果たして自衛隊員になろうという選択肢を選ぶのでしょうか。そういった事務の効率化の観点。

また、日ごろから自衛隊の皆さまの活動には、本当に心から敬意を持っております。県内や県外における近々の大規模な火災対応にも多くの自衛隊員の方が活動に入られておりました。

先ほど答弁の中でも検討されていくということでありました。

こんな話を紹介させていただきたいと思います。隊員のご家族のお話です。

主人が自衛隊員であり、日々、日本のためにと、プライベートな時間も含め、国の未来のために時間を費やしておりました。

しかし、ある晩、自室にこもり泣いていて、声をかけると、そのご主人は基地の前で自衛隊や隊員そのものを否定するような活動が続き、日本を守ると必死に従事してきた心が折れたと。そんな社会にしないでほしいと、そのご家族から話をいただいてまいりました。

国防のあり方や、それに対する考えは様々かと思います。しかし、この国の未来のためにと活動している隊員や、その家族にまでもその影響が及ぼすことがあってはならないと思います。

こういった制度を創設することによって、国防のあり方そのものが隊員の家族や日常生活、いわれのない誹謗中傷につながることがなき社会になるきっかけの一つになれればと切に願っております。

そういった観点を踏まえ、再々質問となりますが、事務の効率化、市民の意思を尊重する、そういった点を踏まえて、市長にはぜひ、制度創設に向けて前向きに検討を願いたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

ただいま、輿水議員のポラリス北杜を代表いたしましての再質問にお答えをいたします。

除外申請制度の創設についてでございますけれども、県内におきましては、多くの市がこの

除外制度を創設していることは、よく承知をしております。そしてまた、今、議員が申されたように、とにかく自衛隊は災害時、また地域で困っていることがあったときには、いち早く来ていただいて活動をしていただける、大変ありがたく思っております。

本当に、輿水議員の言うとおりでございまして、とにかく風評被害もございますので、これをしっかり取り除いていきながら、私たちは、自衛隊を希望しない方に対しましては除外をして、そして名簿の提出もしていきたいと考えておりますので、これはまた早急に、われわれ、検討をさせていただきながら、市も準備が整いましたら、しっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（　な　し　）

以上で、輿水崇議員の質問を終了します。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質問を終結いたします。

以上で、ポラリス北杜の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、２０番、秋山俊和議員。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

代表質問を４項目にわたって、させていただきます。

令和７年度における大柴市政の主な施策について。

令和７年度の当初予算編成は、大柴市政にとって初めての本格的な予算編成となり、市長就任以来の限られた期間の中での作業は、さぞかし多大なご苦労があったことと拝察いたします。

大柴市長におかれましては、就任から４カ月が経とうとしているところでありますが、就任直後から当初予算等の重要案件に取り組まれ、公約の実現に向け、精力的に進めていることに心強いばかりであります。

市民が穏やかで明るい春を迎えられるよう、引き続き市民の暮らしを最優先に考えた市政運営に期待いたします。

市長が公約に掲げた６つの施策は、前市政からの大幅な方針転換と捉えられ、北杜市にとって今まさに必要とされる政策に重点を置いた内容となっていると認識しております。

前市政においては「子どもの数を２倍にする」という高い目標のもと、総合計画や行政改革大綱の見直しを行い、子育て支援、産業創出、行政改革の３つの柱を掲げた施策が展開されました。子育て支援に関しては少子化対策を重視した各種事業が推進され、移住・定住の面では一定の成果が見られたものの、肝心の少子化の歯止めには至らなかったという課題が残りました。

また、産業創出においては、各産業の振興が進められ、とりわけインバウンド誘客や観光振興策、さらにはＧＸ（グリーントランスフォーメーション）への取り組みが重点的に推進され

ましたが、限られた財源と人員の中で、北杜市が担うことのできる範囲を超えていた側面もあったのではないかと考えます。

こうした重点施策の推進にあたっては、人員配置の面でも見直しが行われ、総合支所の人員が削減される一方で、子育て・観光・ＤＸ・ＧＸ分野の体制強化に人員配置が進められた結果、市民に身近な総合支所の円滑な業務遂行が出来なくなり、市民から不安の声が上がっていることも事実です。さらに、行政改革においては、公共施設の最適化や中学校の統廃合、図書館の集約化、総合支所の行政センター化、地域委員会の見直しといった、大胆な施策が掲げられ、これらについて、大柴市政では今後どのような方針のもとで推進していくのか、いまだ明確に示されていないように感じております。

市政の刷新が進められる中で、石破首相が掲げる「地方創生２．０」に対し、市長の所信においても北杜市として積極的に取り組む姿勢が示されましたが、大柴市政としてこれまで主要施策をどのように捉え、北杜市の未来をどのように切り拓いて、市を前に進めていくのか、以下質問いたします。

１　北杜市総合計画の見直しの考えについて、お伺いします。

２　今後の地方創生の取組方針について、お伺いします。

３　公共施設や総合支所の今後の在り方など、行政改革大綱の見直しの考えについて、お伺いします。

４　少子化対策の現状と今後の取組方針について、お伺いします。

５　インバウンド誘客や観光地の活性化など観光振興策の現状と今後の取組方針について、お伺いします。

６　ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）など脱炭素社会実現に向けた今後の取組方針について、お伺いします。

大項目の２番目でございます。今後の企業誘致施策について。

北杜市の地域経済や雇用環境に関して、過去４年間で企業誘致や創業支援により８０件を超える企業誘致等の成果があったとされております。

しかしながら、工場などを通じた地元雇用の一定数の確保には至っていないのではないかと考えます。

一方で、中部横断自動車道の南部区間の開通により、東海地方との新たな圏域連携が強化され、沿線地域には多くの企業が進出している状況にあります。

企業の進出は、地域の雇用創出や税収の確保のみならず、商店の活性化や住宅需要の増加など、地域経済全体に大きな波及効果をもたらします。

また、地域に若者が希望を持って働ける企業が存在することは、人口減少対策にも直結する重要な施策であると認識しております。

本市においても、中部横断自動車道の長坂～八千穂間の整備が計画されており、物流の拠点として企業誘致が十分に期待できる地域であります。

例えば、県が推進するメディカル・デバイス・コリドー構想に基づく医療機器関連企業や、国が推奨する半導体関連企業、さらにはデータセンターなど、本市の豊富な水資源、災害の少なさ、日照時間の長さといった特性を活かした企業誘致は十分可能であると考えます。北杜市が活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまちを実現するためにも、地域経済をけん引する企業誘致策は不可欠な施策であり、大柴市政の積極的な取り組みを期待するところで

あります。

そこで、以下質問します。

１　企業誘致の現状と課題について、どのようにお考えかお伺いします。

２　工業団地造成に向けたロードマップについて、お伺いいたします。

次、大項目の３番目でございます。ハラスメント撲滅宣言条例について。

今回、ハラスメント条例制定の議案が上程されたところであります。

近年、ハラスメントに関する問題は、職場や教育現場をはじめとする、様々な場面で深刻化しており、被害者の精神的・身体的な健康に大きな影響を及ぼすとともに、組織の生産性や社会全体の信頼にも悪影響を及ぼしています。

自治体については、市役所内部における職員の働きやすい環境の確保に努めるだけでなく、市内の企業や社会活動などにおけるハラスメントの防止に向けた取り組みを進めることも重要な責務の一つと考えます。

特にパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに加え、近年問題視されているカスタマーハラスメントなど、多様化するハラスメントへの対応が求められています。

市民が夢に挑戦して自己実現を図ることができる社会環境を整えることは、現在の本市にとって必要不可欠なことであります。

今回の条例では、理念を主体とする条例の内容となっているところでありますが、今後の本市の方針について、以下質問いたします。

１　条例案の必要性と目指すべき社会像について、お伺いします。

２　今後の市民等に対する啓発について、お伺いします。

３　市役所内での防止策及び支援体制などの具体的な取組内容について、お伺いします。

最後の項目の質問になります。水田活用の直接支払交付金、５年水張りルールの撤廃について。

国は、水田を活用した農業政策を令和９年度から抜本的に見直す検討を始めたことを明らかにしています。

これまで、主食用米から麦、大豆、そばなどに転作した場合に支払われる水田活用の「直接支払交付金」の支給要件として、５年に一度の水張りが必要とされていましたが、令和７年度以降は水張りの要件を求めないことに変更されました。

この件に関しては、市民から「見直ししてほしい」との多くの要望が出され、行政はもとより議会からも見直し要望を、国に強く訴え続けた成果であり、図も農業現場の声を真摯に受け止め再考した結果だと考えます。

以上をふまえ、以下質問いたします。

①今後、見直しの内容について麦、大豆、そばなどの栽培農家を含む生産現場へいつ頃、どのようにして説明していくのか、お伺いします。

②中山間地域等直接支払制度（第６期）との関連について、５年水張りルールの撤廃による影響はあるのか。また、具体的な内容はどのようなのか、お伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

ここで、暫時休憩といたします。

再開を１１時２０分といたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時１９分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

ただいま、北杜クラブを代表されて、市政全般にわたるご質問をいただきました。

また、温かいお言葉をいただき、誠にありがとうございます。

市長就任から約４カ月、市民の皆さまの負託に応えるべく、当初予算をはじめとする重要施策の推進に全力を注いでまいりました。これも市政を支えてくださる皆さまのご理解とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

春の訪れとともに、市民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりをさらに前進させるべく、引き続き誠心誠意、市政運営にまい進してまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

令和７年度における市政の主な施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市総合計画の見直しについてであります。

「総合計画」は、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、本市のまちづくりの「道しるべ」となるものであります。

現行の「第３次北杜市総合計画」では、前市政が掲げた「１０年で子どもの数を２倍にする」など、子育て支援に特化した内容となっており、その目標は非現実的であることや、私が目指す「活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる持続可能なまち」の実現のため、市民の暮らし応援を最優先とする観点や、防災・減災対策の強化、特色ある産業・農業の発展、北杜の魅力をアピールする「点から面の観光」の推進など、現行の総合計画では齟齬が生じる箇所もあるものと考えております。

このような考えの下、総合計画の見直しを行い、今後本市が歩んでいく方向性をしっかりとお示しし、北杜市を着実に前に進めてまいります。

次に、今後の地方創生の取組方針についてであります。

地方創生の取り組みは、全国的に直面している人口急減・超高齢化という大きな課題を背景に、人口の東京一極集中是正に向け、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、これまで全国の自治体が取り組んでまいりました。

本市においても、人口ビジョンと地方版総合戦略を策定し、移住定住促進や産業振興などに取り組んできたところであります。

こうした中、国では、昨年末に「地方創生２．０」として、経済社会情勢の大きな変化に対応する中で、安心と安全を保障し、希望と幸せを実感できる社会の実現を目指すことが示されました。

本市の将来に向けて必要なことは、人口減少社会においても、安心して暮らせる持続可能な社会基盤の確保と、市民一人ひとりが、仕事や教育など日々の暮らしにおいて充実感と意義を

見出せる環境を整えることであると考えております。

このため、本市の地方創生の取り組みとしては、市民のウェルビーング向上と多くの人を惹きつける、魅力ある北杜市を目指し、これまでの取り組みを取捨選択しながら、限られた市の資源を有効活用し、未来への投資として効果的な地方創生の施策に取り組んでまいります。

次に、行政改革大綱の見直しについてであります。

本市が、将来にわたり持続可能で活気あふれるまちとなるためには、行政におけるコストを見直し、限られた資源を未来への投資として有効活用することが重要であります。

こうした考えの下、公共施設の再編、集約は、施設の老朽化や人口減少等を踏まえると避けては通れないものと考えているところであります。

一方、現在の行政改革大綱には、市立図書館の集約化や、総合支所の行政センター化、地域委員会の行政区長会への統合など、私の方針と異なる部分があることから、見直しが必要であるため、令和８年度からの新たな行政改革大綱の策定に向けて、現在、庁内での検討を進めているところであります。

今後の行政改革の方針を早急に決定し、スピード感を持って、持続可能なまちの実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、少子化対策の現状と今後の取組方針についてであります。

先月、国の「人口動態統計」に基づく速報値として、令和６年における外国人を含んだ国内の出生数が、過去最少の７２万９８８人であることが発表されました。

これまで、７２万人台に落ち込むのは、令和２１年と見込んでいた国の想定を大きく上回るものであり、極めて深刻なペースで少子化が進行していることを表しているものと承知しております。

本市の人口についても同様に減少傾向であり、妊娠・出産・子育てに伴う不安の解消や、物価高騰による経済的不安の解消など、市としても、できる限りの支援・対策が急務であると認識しているところであります。

少子化の歯止めに特効薬はありません。

まずは、市民の暮らしの応援を最優先に、「保育料の完全無償化」をはじめ、「マイホーム取得や子育てに係る経済的負担の軽減」、「三世代交流スペースの整備」、「助産師の育成」など、様々な施策を通じて、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光振興策の現状と今後の取組方針についてであります。

市ではこれまでに、外国人も含めた観光客の獲得のため、「豊かな自然や景観」「地域の観光資源や農産物」「歴史的な文化遺産」など、本市の魅力を国内外に対して広く発信するとともに、積極的にセールス活動を行うなど、市内各観光地の活性化に取り組んできたところであります。

今後、「一つの観光地」を訪れる観光から、市内各地域の「複数の観光地」を訪れる、「点から面」への周遊観光を推進するため、ターゲットを絞った上で、静岡方面などへのＰＲや、季節ごとの「誘客キャンペーン」などの「観光情報の発信」と、登山道の整備などの「観光資源の保全」を推進してまいりたいと考えております。

また、人口減少による国内観光客の減少は避けられないことから、人口も経済も成長しているアジア諸国に対し、セールス活動を実施し、海外の旅行会社と連携を図りながら、「ＳＮＳによる情報発信」や「海外インフルエンサーの招聘」など、「インバウンド誘客」を図ってまいります。

これらの観光施策をバランスよく進めることで、「観光客の満足度」を高め、観光地としての好循環を創出し、「持続可能な観光地」を目指してまいりたいと考えております。

次に、脱炭素化社会実現に向けた今後の取組方針についてであります。

国では、「温室効果ガス排出量」の新たな削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」と一体的に、「エネルギー基本計画」および「ＧＸ２０４０ビジョン」を推進し、エネルギーの安定供給や経済成長、脱炭素の同時実現に向けた取り組みを強化する方針を示しております。

市では、来年度に国の補助金を活用する中で、行政だけではなく、市民や事業者が一体となって、市全体として温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編」を策定する予定でおります。

また、新たに「一時避難所省エネルギー設備購入費補助金」を制定し、地域の公民館などの一時避難所の省エネ化を図るほか、小中学校太陽光発電設備の更新、再生可能エネルギー設備設置や電気自動車購入に対する補助等についても、所要の経費を来年度当初予算に計上しております。

今後も、脱炭素社会の実現と持続可能な社会の構築に向け、計画的、かつ継続的に取り組んでまいります。

次に、今後の企業誘致施策における、工業団地造成に向けたロードマップについてであります。

本市の特色ある産業や農業の発展には、「中央自動車道」や、「中部横断自動車道」の交通の利便性を活かした、工業団地の整備が必要であると考えており、地域における雇用の創出や、地域経済への波及効果などが期待できる、企業の立地が望まれるところであります。

このため、公共施設の跡地や遊休農地などの土地利用の在り方の検討を進めながら、「中部横断自動車道北部区間」の整備状況や、「北杜市まちづくり計画」などを踏まえる中で、工業団地用地の確保や整備に向けて、地域の皆さまのご協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、ハラスメント撲滅宣言条例における、条例案の必要性と目指すべき社会像についてであります。

昨今、ハラスメントに関しては、職場や地域社会など、あらゆる場面で深刻化しており、様々な形態のハラスメントにより、心を痛める方々が増えております。

こうした状況を踏まえ、今回市では、ハラスメントは、人権侵害行為であるとの認識のもと、市民一人ひとりが互いに尊重し合い、安心して暮らして、働くことのできる社会の実現を目指し、「ハラスメント撲滅宣言条例」を制定し、社会全体でハラスメントの撲滅に取り組んでまいります。

条例では、市長、副市長、教育長、市議会議員および市の職員は、自らの行動を厳しく律し、市民に模範を示すべき立場を深く自覚するとともに、ハラスメントは「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」との固い決意をもって、率先してハラスメントの撲滅に取り組み、その姿勢を明確に市民に示すこととしております。

また、市民や企業の皆さまにも「ハラスメント撲滅宣言」に賛同していただき、地域全体でハラスメントのない社会風土の醸成を図り、誰もが「心の豊かさ」を享受できる北杜市を目指してまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の企業誘致施策における、企業誘致の現状と課題についてであります。

令和３年度から令和６年度までの４年間で、企業の移転や工場等の建設、創業への支援は、８４件でありました。

工場の新増設により、県や市の助成対象となった事業所３社では、それぞれ「常時雇用者」が１０人以上増えるなど、雇用拡大にも大きく貢献しているところであります。

市には、業種や規模を問わず様々な企業等から、用地や建物に関する、問い合わせや相談をいただいており、「普通財産」となった公共施設や跡地のほか、希望する場所に関して、不動産業者等からの情報などを提供し、必要に応じて現地視察の対応等を行っております。

一方、課題としては、企業等が希望する規制がかからない一団の土地が市内にないことや、山間地での造成工事等に多額の費用を要すること、業種や規模などが既存の助成制度に合わないことなどが挙げられます。

今後も、事業所から相談があった際には、関係部署間で情報共有を行い、各種支援制度等を紹介するなど、丁寧な対応に努めながら、事業所の誘致を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ハラスメント撲滅宣言条例について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の市民等に対する啓発についてであります。

ハラスメントの撲滅には、社会全体で取り組むことが必要であり、市民に模範を示すべき立場にある、市長、市議会議員ほか、市職員が率先して「ハラスメント撲滅宣言」を行い、市の広報紙やホームページ、公式ＬＩＮＥ等を活用して広く周知してまいります。

また、市内企業や事業所にも、「ハラスメント撲滅宣言」に賛同していただくため、「北杜市商工会」や「北杜市企業交流会」とも連携して取り組んでまいります。

このほか、県の事業を活用して啓発グッズを作製し、「人権擁護委員」が行う街頭啓発活動において、ハラスメント撲滅に向けた周知と啓発を推進してまいります。

次に、市役所内での防止策及び具体的な取組内容についてであります。

市では、「北杜市職員のハラスメント防止等に関する要綱」および「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」を定めており、庁議において、綱紀の厳正な保持と職場におけるハラスメントの防止について、全職員に徹底するとともに、「ハラスメント防止動画」の視聴研修を実施しているところであります。

また、次回の「市政報告会」に合わせて、ハラスメントに関する専門家を講師に招き、研修

会を開催する予定でおります。

その他、職員のハラスメントに対する知識向上と職場における対応能力の向上を図るための、「カスタマーハラスメント対策研修」の開催や、全ての市職員を対象に「ハラスメント撲滅宣言」を実施するなど、ハラスメントのない、風通しの良い、明るい職場づくりに取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金、５年水張りルールの撤廃について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生産現場への見直し内容の説明についてであります。

国から、「水田活用の直接支払交付金」の要件を見直しする方針が示されたところではありますが、詳細については、現時点では明かされていないため、今後、国や県と連携を図りながら、情報収集に努め、精査した上で、速やかに関係する営農組織や農業者へ周知してまいります。

また、農業者が意欲をもって作付けし、将来にわたって安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、引き続き、国や県に強く要望してまいります。

次に、５年水張りルールの撤廃による影響についてであります。

国に確認したところ、従来と比較して大きな変更点はないとのことであり、いわゆる「５年水張りルール」の撤廃による「中山間地域等直接支払制度　第６期」への影響はないものと認識しております。

「第６期対策」については、「第５期対策」を継承し、中山間地域等における将来に向けた農業生産活動の継続を支援するため、見直しが検討されております。

現段階での「第６期対策」のポイントは、目指すべき将来の農地の利用を明確化する「地域計画」に基づく農地が交付対象となることであります。

また、地域の皆さまのご理解とご協力により策定に至った「地域計画」や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、複数の「集落協定」間での連携に向けた、「ネットワーク化活動計画」を作成する場合に、交付単価の１０割を交付することとなります。

さらに、「スマート農業」による作業の省力化や効率化を図る取り組み等を行う場合の加算措置も創設されることとなります。

市では、煩雑な申請書類の作成により、制度への取り組みを諦めてしまうことがないよう、説明会を実施し、円滑に「第５期対策」から「第６期対策」への移行を促進してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員の再質問を許します。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。１項目から３項目までさせていただきます。

まず１項目めでございますが、総合計画について、現行の計画では齟齬が生じる箇所があり、今後、本市が歩んでいく方向性をしっかりと示すために見直していくとの答弁でありましたが、市長は、掲げた公約に対し、どのように大柴カラーを出し、どのように進めていく考えか、お伺いします。

２つ目でございます。現在の新・行政改革大綱では、支所の機能については、市民サービスに直結する窓口業務とし、他市で多く導入されている一般的な支所機能に縮小するとしていますが、市長は総合支所の充実を掲げています。

そこで、具体的にどのように充実させるのか。また、現在の業務内容を継続するのか。配置する職員数は増やすのか、お伺いいたします。

再質問の３番でございます。少子化に特効薬はないですが、保育料の完全無償化や質の高い給食、交流スペースの整備といった少子化対策に取り組むとのことですが、物価高騰の折、多くの市民も待ち望んでいる第１子の保育料の完全無償化は、いつから実施するのか。また、無償化となると保育士の確保など課題も生まれてくると思いますが、その解決策はどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えをいたします。

総合計画の見直しについてでありますけれども、私も選挙期間中におきまして、安全・安心で豊かさが享受できる持続可能な北杜市を目指すということを何回も申し上げてまいりました。

その中で、市民の暮らしを豊かにし、安心して暮らせる北杜市にしていくことをまず最優先に考えていきたいと思っております。その中で、防災・減災の対策強化、そしてまた特色ある産業・農業の発展、北杜の魅力をアピールする「点から面」への観光を積極的に実行することが不可欠であると考えております。

これを実行していくためには、総合計画をしっかりと見直していって、市民の皆さまとともに、そしてまた職員にもそれをしっかり知らしめながらやっていくことが大事だと考えておりますので、総合計画の見直しをしていきたいと考えております。

次に、行政改革大綱の見直しでありますけれども、現時点で総合支所の簡素化や行政センターの改革というのは、時期尚早だと考えております。

そしてまた、人員を増やすかということでございますけれども、できる限りそのようにしていきたいと考えておりますけれども、現状等も考えながら対応させていただきたい。しかしながら、各支所の充実はしっかり図っていかなければならないと思っておりますので、各地域の出身者、明野でしたら明野の人とか、そういう人を各支所に置けるように努力をして、地域の充実をしっかり図っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えをいたします。

完全無償化の実施の時期と、保育士の確保について、２点伺っております。

まず、第１子の保育料の無償化につきましては、令和８年度からの実施を目指してまいります。

また、保育料の完全無償化は、仕事と子育ての両立を支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることは、大変重要と捉えております。

課題となります保育士の確保につきましては、令和５年度から職員採用年齢の引き上げや積極的なインターンシップの受け入れをするとともに、会計年度任用職員の採用においては、短時間勤務など、柔軟に対応することにより職員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

続いて、２項目めについて、再質問をさせていただきます。

再質問の１．県や市の助成が雇用にもつながっているということで、よかったと考えます。業種や規模を問わずに、様々な企業から市へ問い合わせや相談があるようですが、本市に立地を希望する企業は、どのような業種が多いのかお伺いします。

質問の２でございます。企業誘致に関する課題では、土地の規制や山間地での造成工事等、多額の費用がかかるなど課題をご答弁いただきましたが、それらに対する対応策について、市はどのようにお考えなのか、お伺いします。

ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

秋山俊和議員の、北杜クラブの再質問にお答えをさせていただきます。

企業誘致に向けての関連で、２点いただいたところでございます。

まず１点目でございますけれども、本市に問い合わせをしていただいている企業につきましては、業種規模等は様々な状況でございます。また、その中には、不動産会社等を通じて、土地・建物を確保するという事例もございました。

その中で、比較的、大きな土地に関する相談につきましては、ホテルなどの宿泊業が多い状況でございます。また、小規模なものですと、飲食・サービス業、それから小売業の出店といった相談が多い状況でございます。

続きまして、２点目の課題に対する対応策でございますが、先ほども答弁をさせていただき

ましたが、土地の規制に時間を要すること、また造成費に費用がかかるということで、これらが懸念材料となっていることは、確かでございます。

優良農地につきましては、農地として活用されることがいいと思います。しかしながら、人口減少や担い手の減少といったものを見てまいりますと、遊休農地につきましては、企業誘致にあたって活用していくことも考えられるのではなかろうかと思います。農地の保全に影響を及ぼさない範囲で、活用の検討が必要になってくると思います。

いずれにいたしましても、企業の進出にあたりましては、県、市にいくつか支援策がございますので、こういったものをできる限り活用していただけるよう周知することに努めまして、なかなか課題も、今、何かというところでございましたが、先ほど申しましたような課題が多くございますので、解決策に向けて、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山俊和議員。

○２０番議員（秋山俊和）

丁寧に説明をいただき、ご答弁いただき、ありがとうございました。頑張っていただきたいと思います。

続いて、３項目めのハラスメント撲滅宣言条例についてでございますが、本日、山日新聞のほうにハラスメントの関連の記事が掲載されました。そのことについて、どのように今後、対応していくのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

本日のパワハラの新聞記事の件についてであります。

この件につきましては、それぞれ事情を双方から聞いた中で、現状、まだ判断というのを確定しかねているという状況でございますので、今後もそれぞれ状況等を確認し、聞き取りをする中で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

○２０番議員（秋山俊和）

ありがとうございました。終わります。

○議長（大芝正和）

秋山俊和議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

齊藤功文議員。

○１５番議員（齊藤功文）

第４項目めの水田活用の直接支払交付金、５年水張りルールの撤廃についての関連質問を行

います。

この５年水張り要件の見直しについては、昨年、一昨年と、市と関係団体は、農林水産副大臣や自民党幹事長が本市の対象農用地を視察された際、農業の担い手団体から農業経営に与える影響などについて説明しておりましたが、今回の国における見直しについては、農業者の声が直接反映されたものと理解しております。

その後、昨年７月には、引き続き農林水産省の企画課長、関東農政局農政調査官が本市を訪れ、農事組合法人いずみそば組合だとか、清栄などの代表者との間で行われた意見交換会などにおいても、５年水張り要件の見直しを強力に要望してまいりました一人として、改めて農業者の現場の声が大きく反映でき、これからは制度の詳細について注視しているところですが、先ほどの答弁にもありましたように、速やかに農業現場にお知らせ願いたいと思います。

こうした一連の動きに、そば、大豆、小麦など畑作物栽培農家にとっては、市当局がこれまで力を入れていることを力強く感じるところでありますが、農業者の高齢化、農業の担い手不足が進む中山間地域など、条件不利地域の北杜市農業をいかに支援していくのか、これは北杜市にとって大きな課題であります。

そこで、これまで転作作物の栽培農業者に対する施策の内容と国の５年水張り要件の見直しを踏まえて、市としてさらに追加支援策があるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

齊藤功文議員の、北杜クラブの代表質問、関連質問にお答えいたします。

新聞報道などによりますと、水田活用の直接支払交付金、５年水張り要件については、要件を見直す方針が示されております。明るい兆しが見えていると考えてございます。

市では、これまで麦、大豆、そば、加工用米や飼料作物の定着に向けまして、作付け拡大を図るため、国の転作助成に対しまして上乗せ助成などを実施してきたところでございます。

これらの支援策につきましては、農用地の保全管理につながり、麦や大豆などの戦略作物の生産向上を図る取り組みとして定着しているものと考えております。今後も継続してまいりたいと考えております。

また、市といたしましては、追加支援策については、今後、国や県の動向を注視し、営農組織や農業者の皆さまのご意見をお伺いする中で検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

齊藤功文議員。

○１５番議員（齊藤功文）

関連質問の再質問を行います。答弁ありがとうございました。

これからの北杜市内における農業というのは、ＩＣＴだとか、ＧＰＳなどを利用したスマート農業機械の導入ニーズに応えていく施策も特に求められていると思います。

一方、本市のように急傾斜地を抱える中山間地域における農業地域では、農業者の高齢化、農業の担い手不足、また耕地面積が小規模なため、スマート農業機械の導入等には多くの課題

もあります。

こうした現状の中で、中山間地域においては、農地の荒廃を防ぐためにも、また農家の所得を得るためにも、国の水田活用の直接支払交付金および中山間地域等直接支払交付金などを活用していくことが求められているわけであります。

また、国への交付金申請書の作成事務などもできる農業の担い手を探すのに、それぞれの地域では困難を極めているような状況が出ております。

こうした現状を踏まえ、今後、市においては、中山間地域における農業が、所得補償など持続可能な施策を強力に推し進めるとともに、国、県にも働きかけていただくことが、北杜市のような中山間地域における農業者の切実な声だと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

齊藤功文議員の、北杜クラブの代表質問、関連質問の再質問にお答えいたします。

市では、営農組織や農業者とともに、国や関係者へ水田活用直接支払交付金の要件緩和について訴えてまいりました。こうした取り組みが、国の方針転換や動機づけになったことと認識しています。

今後も、中山間地域の農業者が安心して作付けができまして、将来にわたって安定的な営農や農地の維持ができますように、農業者の声をしっかりと聞き、引き続き国や県に強く要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（大芝正和）

齊藤功文議員の質問が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開を１時３０分といたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時２８分

○議長（大芝正和）

会議を再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、１３番、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

公明党の代表質問を６項目について、質問いたします。

はじめに、減災力の強いまちづくりについて、質問いたします。

本年１月１７日、阪神・淡路大震災から３０年を迎えました。災害関連死を含め６，４３４人

が犠牲となり、観測史上初めて震度７を記録した大震災です。この３０年の間には、東日本大震災や能登半島地震等、甚大な自然災害が相次ぎました。私たちは災害を過去の出来事とせず、「必ず起きること」と捉え、将来の災難に備えなければならないことを銘記し、大震災の記憶と教訓を再確認し、防災意識を高めていくことが肝要です。

大震災の教訓の一つが、「助け合う社会」の在り方です。行政による公助の限界が浮き彫りになり、市民自身による自助、住民同士の共助の重要性が認識されました。阪神・淡路大震災は、多くのボランティアが復旧・復興を支えたことも画期となり、「ボランティア元年」と呼ばれるようになりました。災害時に助け合いの基盤となる「人のつながり」「地域のつながり」をどう強めていくか、苦しんでいる人にどう寄り添っていくかは、大きな課題となります。防災には、「自助・共助・公助」があります。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災のように大規模かつ広域で災害が起これば、行政機能が麻痺するなど、公助に限界があることも明らかです。今、改めて確認したいのは、地域で支え合う「共助」の大切さであります。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊から生き延びた人の８割が、家族や近隣住民などによって救出されました。昨年の能登半島地震では、日頃の地域コミュニティでの防災活動が奏功したことで、住民が助かった事例が少なくなく、今後、自治会や自主防災組織といった、地域コミュニティの対策を進め、特にまだ災害の経験がない「未災地」でいかに進めていくかが重要です。

例えば、災害時にどのように動くか、事前に何を準備するか、などを住民が自主的に立てる「地区防災計画」を、行政が積極的に後押しすべきと考えます。ただ、いつ起こるか分からない災害への準備を呼びかけても、現場では手が回らないのが実情で、過疎化や高齢化が進んでいる地域はなおさらです。祭りなどのイベントと、防災避難訓練を組み合わせたり、学校と連携して子どもと高齢者が街歩きをして、避難経路や危険箇所を確認し合うなどの工夫も必要です。急速な少子高齢化で、地域コミュニティの崩壊が危惧される中だからこそ、防災を地域づくりの推進力にしていく取り組みも必要です。

そこで以下質問いたします。

１　地区の特性に応じた地区防災計画の取り組みの状況は。

２　地区防災計画のメリットは。

３　地区防災計画の支援体制は。

４　耐震化の現状と家具転倒防止の器具への補助の考えは。

５　大規模災害時の避難所を想定した避難所訓練・宿泊体験の取り組みは。

６　地域のお祭りなどのイベントと防災を組み合わせる取り組みの考えは。

７　能登半島地震に派遣したトイレトレーラーの活用状況は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

２項目めの、ＤＸを活用した市民サービス向上の取り組みについて、質問いたします。

国が示すＤＸ推進は、令和２年１２月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の「基本方針」が決定され、目指すべきデジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、「多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、北杜市においても、ＤＸ推進計画を策定し進めている状況です。

２０２２年１１月に公明党は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した、岡山県吉備中央町を視察し、昨年の２月には富士河口湖町を視察するなかで、ＤＸの推進が市民生活のサービス向上に寄与している現状を伺ってきました。具体的に公式ＬＩＮＥを活用した「道路メン

テナンス通報システム」は、軽微な道路の損傷を市民の方が写真を撮り通報すると、町の担当課に情報が集まり、町が委託している民間業者に情報を送り、補修をする仕組みになっています。市民の方が、ＬＩＮＥを活用できる環境を整えたことで、「こんなに早く直してもらいありがたい」と、喜びの声を伺ってきました。軽微な穴を早めに発見することで、補修材の量も少なく、作業時間も短縮できることで、安全安心な道路環境が整えられ、経済的にも貢献できます。

昨年９月定例会の代表質問で、公式ＬＩＮＥを活用した公共施設の予約申請の取り組みを伺いました。「長坂コワーキングスペース」はすでに取り組んでいただいており、イベントへの申請も公式ＬＩＮＥで登録できるようになりました。広い面積を持つ北杜市においてはオンラインの申請はとても便利で、利用しやすいのではと思います。デジタルの力を活用して、市民サービスの向上につながることは、市民と職員双方の負担軽減が図られます。

今後は、公式ＬＩＮＥの「ともだち登録」を、どのように広げていくか、また、活用できる環境の整備も必要と考えます。

そこで以下質問いたします。

１　市民と連携した公式ＬＩＮＥアプリによる道路メンテナンスの周知の取り組み方法は。

２　市民と連携した公式ＬＩＮＥアプリによる道路メンテナンスの活用状況は。

３　公式ＬＩＮＥアプリを活用した公共施設予約申請の拡充は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

３項目めの、投票率向上と投票しやすい環境整備について、質問いたします。

ここ数年投票率が下がり、特に若年層の投票率が全国的に低い傾向にとどまっているといわれます。また、北杜市は高齢化も進み高齢化率は４０％を超えたこともあり、多くの市民の方に投票しやすい環境整備は重要です。選挙は、選挙期日（投票日）に投票所で投票することが、原則となっております。しかし、投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の理由で投票できない場合や、投票日に悪天候が予想される場合には、期日前投票所（各総合支所）で行うことができます。

２０２０年３月の代表質問で「投票所入場券に宣誓書の記載」の取り組みについて質問しました。入場券に「期日前投票宣誓書」を印刷し、事前に記入できるようにするなど、投票者の利便性の向上を図っていくとの答弁であり、現在は「期日前投票宣誓書」が印刷され投票しやすくなりました。また、近年では、投票所において高齢者や障がいをお持ちの方などが、スムーズに投票できるよう、支援してほしい事柄を事前に記入し、投票所に持参すると、要望した支援を受けて投票することができるという「投票支援カード」や、その場でサポートしてほしい内容を、書いたボードを示していただき、サポートを受けやすくする「コミュニケーションボード」などを導入する自治体が増えています。障がいのある方や高齢者の方など、投票を諦めていた方にも、投票しやすい環境を整えることで、投票率の向上にもつながります。高齢化、人口減少などの現状に対応するため、移動投票所の導入ですが、甲州市では投票所を３０カ所から１６カ所に縮小したため、投票所までの距離が大幅に遠くなる市民への投票機会を確保するために、公用車での移動期日前投票所を開設しました。

投票率の向上は、市民の皆さまの民意を反映する上で、重要なことであると鑑みます。より良い北杜市の構築のためには、投票率の向上は肝要であり、若者から、お年寄りまで投票しやすい取り組みを行うべきであります。

そこで以下質問いたします。

１　投票率低下について市はどのように捉えているのか。

２　投票率向上のための具体的な施策・啓発の取り組みは。

３　障がいのある方や高齢者などに対する投票所での対応は。

４　高齢者や障がいを持っている方がサポートを受けやすくするための「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」の導入は。

５　高齢化・人口減少などの現状に対応するための「移動期日前投票所」の導入は。

６　試行的な電子投票の実施検討は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

４項目めの、帯状疱疹ワクチン接種助成の取り組みについて、質問いたします。

帯状疱疹に罹患した、私の知人に症状を伺いました。発見が遅れたせいか、症状が２年以上続いて、大変つらい思いをなされたそうです。まさか自分がなるとは思わず、始めは帯状疱疹の症状とは思わなかったそうです。症状が重くなってから病院に行ったため、治療も長くなり、「ピリピリ」した痛みで何度も起きてしまったと、症状を話していただきました。また、長く治療をしたため医療費もだいぶかかり、経済的な面も負担となったそうです。

帯状疱疹の原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうの水痘・帯状疱疹ウイルスが、活性化することで発症する皮膚疾患です。通常右側、または左側どちらか一方に出るのが特徴で、痛みを伴う皮膚症状が３週間ほど継続します。症状としてはまず、ピリピリ、チクチク、ズキズキといった神経痛が出て、１週間程度で痛みがある部分に、赤い斑点が帯状に見られるようになります。一般的に腕や胸、背中などの上半身に発症することが多く、顔や首などに症状が現れることもあります。

激しい痛みを伴う帯状疱疹は、加齢とともに発症のリスクが高まり、中高年に多く、８０歳までに３人に１人が発症すると言われます。帯状疱疹のワクチンは、日本では、厚生労働省により２０１６年３月に５０歳以上の者に対する「帯状疱疹の予防」として効能効果が追記されました。水痘生ワクチン（ビケン、生ワクチンで小児に使用する水痘ワクチンと同じもの）が２０１６年から帯状疱疹の予防として認可されています。また、２０２０年に使用開始となった不活化ワクチン（シングリックス）は、生ワクチンと比べると発症予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。

国は、帯状疱疹ワクチン接種の助成を、６５歳の人を対象に２０２５年度から定期接種にする方針を了承しました。定期接種になれば、費用の一部が公費で助成されます。経過措置として、最初の５年間は６６歳以上の人も対象に加えました。公明党として何度か、帯状疱疹ワクチン接種の助成を求めてきており、昨年の第４回定例会で内田議員が、ワクチン接種助成について質問をしたところでもあります。

そこで以下質問いたします。

１　早期発見のための帯状疱疹の特徴の周知は。

２　国の定期接種に向けた帯状疱疹ワクチン接種の助成内容は。

３　市独自による帯状疱疹ワクチン接種の助成の考えは、どのようなお考えか、お伺いいたします。

５項目めの、空調設備整備臨時特例交付金等について、質問いたします。

昨年１２月２７日交付要綱が確定し、関連通知も各自治体に、送付されているところと鑑みます。また申請時期については、延長の予定であり、今後、ランニングコストにおいても、交

付税措置などが予想されます。新年度予算は、従来の文科省補助金よりも有利とされ、年度途中の財源更正の変更も、可能であれば検討実施すべきと考えます。

そこで以下質問いたします。

１　空調設備整備臨時特例交付金の詳細は。

２　空調設備整備臨時特例交付金の活用は。

３　令和７年度予算への反映は。

４　令和７年度予算執行にあたり財源更正の検討実施は。

５　令和７年度体育館への空調設備導入にあたり導入施設を増やす検討は。

６　ランニングコストの対応は。

７　今後空調にかかる補助金・交付金は避難所としての機能を有する施設においては、さらに検討実施に向けて対応がされることと、補助金・交付金獲得に向けて、本市のまちづくりの基本となるグランドデザインを描くべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

６項目めの、県道日野春停車場線、法面保全・史跡保全について、質問いたします。

県道日野春停車場は、現在、若神子地内において、仮称鯨バイパスの計画が進められております。今後、開通後は、和田地区内より薬師堂橋区間は、市道へと移管されることと思います。市営住宅さつき団地入口付近の、県道法面は崩落しやすく、危険な状態にあります。また戦時中は、出征した若者を見送った史跡として、今なお現存している通称万歳峠といわれ、出兵する若者は石段の上に立ち、決意を述べ家族と共に日野春駅へと向かいました。多いときは見送る人々は、５００人ほどだったと言われています。今後、市道への移管と共に、史跡の保存と、法面の改修が必要と鑑みるところであります。

そこで以下質問いたします。

１　県道から市道への移管について山梨県との協議は。

２　法面の崩落が予想されるが対応は。

３　万歳峠史跡保存は、どのようなお考えか、お伺いし、質問を終わります。

ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりにおける、地区防災計画の取組状況、メリット及び支援体制についてであります。

近年、台風や集中豪雨、大規模地震などの自然災害が各地で頻発し、甚大な被害が発生していることから、市民の防災・減災への関心が高まっております。

市では、地域全体で取り組む減災対策の強化を目的に、「地区防災計画」の策定を推進しているところであり、現在、自主防災組織を中心に１７の団体が、地域の実情に即した計画を策定しております。

また、須玉町百観音地区では、計画に基づいた「避難訓練」や「炊出し訓練」のほか、小地区ごとに「初動対応」を確認するなど、発災時に地域住民が落ち着いて行動できるよう、主体的な取り組みが進められております。

こうした地域での訓練等を通じて、地域のつながりが深まり、住民同士の防災意識を共有することで、共助の強化が図られることなどが、大きなメリットであると捉えております。

市では、「地区防災計画」を支援するため、市ホームページにおいて、計画のガイドラインを掲載するとともに、「減災出前塾」の中で、計画の基本的な考え方や内容などが学べるよう、プログラムを用意し、計画の策定を支援しております。

今後も、市では、地域の特性に応じた避難行動や住民同士による「避難所」の運営など、地域における防災意識と減災力の向上が図られるよう、取り組んでまいります。

次に、帯状疱疹ワクチン接種助成の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、帯状疱疹の特徴の周知についてであります。

「帯状疱疹」は、「水ぶくれ」を伴う赤い疱疹と激しい痛みを伴う疾患で、体の左右どちらかに「痛み」や「かゆみ」を感じ、その後、「痛み」を伴う赤い疱疹が現れることなどが特徴と言われております。

市では、「帯状疱疹」の特徴などについて、広く理解をしていただけるよう市広報紙などを活用するほか、「帯状疱疹ワクチン」接種費用の助成案内として、来年度当初に、接種対象者への個別通知を発送する際、チラシを同封するなどして、周知に努めてまいります。

次に、国の帯状疱疹ワクチン接種の助成内容についてであります。

国では、本年４月から、年度内に６５歳を迎える方を「帯状疱疹ワクチン」の接種対象としたところであり、また、経過措置として、来年度から５年間に限り、７０歳から５歳刻みで１００歳までの方を対象に加えるとともに、１００歳を超える方についても、来年度に限り対象とすることとしております。

なお、助成額については、市では、1回接種となる「生ワクチン」に4，５００円を、また、2回接種の「組換えワクチン」、いわゆる「不活化ワクチン」に、1回につき1万1千円を助成してまいりたいと考えております。

次に、市独自の助成についてであります。

国では、５０歳から帯状疱疹の罹患率が増加するとしているところであり、本市においては、昨年度、国民健康保険加入者のうち、２８８人の方が発症していることなどを踏まえ、市民の発生率の低減や重症化を防止するとともに、経済的負担の軽減を図るため、市独自の施策として、来年度、５０歳、５５歳および６０歳を迎える市民を対象に助成を行ってまいります。

次に、県道日野春停車場線、法面保全・史跡保全における市道への移管及び法面の崩落への対応についてであります。

はじめに、市道への移管についてでありますが、全線の完成前に、市と県で移管予定路線の現地立ち合いを行い、改修や補修を必要とする箇所の確認を行うこととしております。

内容については、法面、橋梁、舗装、側溝の改修・補修等を想定しているところであり、対象となる箇所については、県で工事を実施した後、本市へ引き渡すという条件を付けた確約書を平成３０年２月に交わしております。

次に、法面の崩落への対策についてでありますが、法面未改修箇所は、「薬師堂橋」から武川町へ向かう、「市営さつき団地」入口付近の約３００メートル区間であります。

県においても対応の必要性は認識しておりますが、対象箇所については、大部分が筆界未定地となっていることから、県も対応に苦慮していると伺っております。

なお、「万歳峠」の石碑箇所は、石積みの崩落の危険があるため、県において、応急的に防護柵で対応しているところであります。

今後も、県に協力しながら、保全に向け対応してまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えします。

空調設備整備臨時特例交付金等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、交付金の詳細についてであります。

「空調設備整備臨時特例交付金」は、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる学校体育館等への空調設備の設置を加速するものであります。

対象となる学校は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校であり、対象となる施設は、屋内運動場として学校体育館、武道場であります。

補助率は２分の１となっておりますが、補助対象事業費は、上限額が７千万円、下限額が４００万円となっております。

また、対象期間は令和６年度から令和１５年度までとなっております。

工事内容については、屋内運動場における空調設備の新設、およびその関連工事であり、補助要件は、避難所に指定されている学校であること、断熱性を確保することであります。

地方財政措置として、補助対象経費のうち市の負担分に地方債の充当が可能となっており、充当率は１００％、交付税措置率は５０％であります。

次に、交付金の活用、令和７年度予算への反映及び財源更正の検討実施についてであります。

本交付金は、補助率や地方債の充当率など、手厚い財政措置が図られているものであることから、市としても、積極的に活用を検討してまいりたいと考えております。

来年度予算には計上しておりませんが、活用が可能と考えられる須玉小学校の「屋内運動場長寿命化改修事業」については、当初から全面改修を計画してきたところであり、国、県と協議を進め、「学校施設環境改善交付金」を活用することとしております。

しかしながら、今般、本交付金が制度化されたことから、活用が可能かどうかを、現在、国、県に確認をしているところであります。

今後、活用可能な財源を精査し、どの財源が市にとって有利となるか検討し、必要に応じて、財源の組み替えも検討してまいります。

次に、導入施設を増やす検討についてであります。

小学校の屋内運動場については、多くの小学校で建設から２０年以上が経過しているため、「小学校施設中長期保全化計画」に基づき計画している大規模改修および長寿命化改修に合わせて、国の補助金を活用しながら空調設備の導入を考えております。

中学校の屋内運動場については、現在、再編整備を検討していることから、国の補助金を活用しての空調設備の導入は考えておりません。

次に、ランニングコストの対応についてであります。

学校施設は屋内運動場も含めて電気使用量が非常に多く、電気料金も高騰する中で、ランニ

ングコストを抑える工夫が必要であると考えております。

屋内運動場は、校舎と比べ、毎日の使用時間が短いため、消費電力の大きい電気式の空調設備を導入すると電気料金が割高になることも考えられます。

「須玉小学校屋内運動場」の空調設備については、ＬＰガスを燃料に稼働し、停電時でも使用可能な「ガスヒートポンプエアコン」を採用しております。

ガス式の空調設備は、電気式の空調設備に比べて消費電力が１０分の１となり、省電力性能に優れることから電力ピークカットに貢献することができ、ガスの使用料金を含めてもランニングコストの増大が抑えられるメリットがあるとされております。

なお、屋内運動場における空調設備の稼働のための光熱費については、来年度より普通交付税措置が講じられることになっております。

次に、県道日野春停車場線、法面保全・史跡保全における、万歳峠史跡保存についてであります。

「万歳峠」は、市内に残る数少ない戦争に関する遺跡であると認識しており、令和５年７月の市広報紙において紹介をしたところであります。

現在、「万歳峠」は未指定文化財であることから、市として直接的に関わることはできませんが、地域の保全活動に対し、情報を提供するなど、できる範囲で協力しております。

今後は、「北杜市文化財保存活用地域計画」策定後に、市指定文化財の見直しを行いますので、指定候補の一つとして、文化財指定および整備等について検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ＤＸを活用した市民サービス向上の取り組みにおける、公式ＬＩＮＥを活用した公共施設予約申請の拡充についてであります。

公共施設の予約は、手始めに「長坂コミュニティ・ステーション　コワーキングスペース」において、利用者への周知期間を経て、昨年１２月から、市公式ＬＩＮＥ上での申し込みを開始しており、利用者からは、「簡単に予約できてありがたい」と好評をいただいております。

なお、その他の公共施設においては、県内全市町村が利用可能な「やまなしくらしネット」にも「施設予約システム」があることから、引き続き、公式ＬＩＮＥの活用の必要性について検討している状況であります。

なお、市公式ＬＩＮＥでは、イベント申し込みやイベント後のアンケート調査などでの活用も始めたところでありますので、今後は、より多くのイベントや相談等の申し込みでの活用を進めてまいりたいと考えております。

ＬＩＮＥは便利なツールであることから、友だち登録も増えておりますので、引き続き、市民サービスや利便性の向上と、市職員の負担軽減が図られるよう、拡充に向けての検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、耐震化の現状と家具転倒防止の器具への補助についてであります。

市では、新耐震基準以前の木造住宅を対象に、建物の安全性を診断する、「木造住宅耐震診断事業」を実施しております。

診断件数は、令和４年度が５件、令和５年度が５件、令和６年度が２３件と増加しており、耐震化への関心が高まっているものと捉えております。

また、家具の「転倒防止器具」については、器具を設置することで、大地震発生時の家具等の転倒や落下に伴う被害を低減することができるものと認識しております。

現在、市では、「家具転倒防止器具」の設置に対する補助については行っておりませんが、更なる防災対策の推進を図るためにも、必要な支援策の一つであると考えておりますので、実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、大規模災害時の避難所を想定した避難所訓練、宿泊体験の取組についてであります。

大規模な災害時には、自宅等が被災し、避難生活を余儀なくされることが想定されます。

昨年１月の能登半島地震においても、被災直後に避難所が開設されたことは記憶に新しいところであります。

市では、災害が発生するおそれがある場合など、必要に応じて各総合支所に「臨時避難所」を速やかに開設・運営ができる体制を構築しております。

一方、指定避難所の運営については、地域住民による自主運営が原則であることから、日ごろから、避難所ごとの運営に対する訓練を行うことが大変重要であると考えております。

また、宿泊体験については、市民自らが避難所に宿泊することで、施設の安全確認などに対応できるものと捉えております。

今後、市では、県内他自治体の訓練を視察するとともに、「避難所開設訓練」については、引き続き地域と実施に向けた協議を進め、「宿泊訓練」については、「出前塾」の「実践プログラム」に「宿泊訓練」を追加するなど、実施に向けて検討してまいります。

次に、地域のイベントと防災を組み合わせる取組についてであります。

市内において開催されるイベントの中には、地震体験車での地震の揺れの体験や、土石流模型を使った土砂災害実験などの防災に関する啓発が行われているイベントもあります。

また、「北杜市消防団　女性消防隊」においても、地域のイベントで啓発活動を行っているところであります。

今後、防災訓練などを組み合わせた取り組みについて、まずは各地域で開催されるイベントの「実行委員会」と協議を進めてまいります。

次に、トイレトレーラーの活用状況についてであります。

昨年１月に発生した能登半島地震では、「トイレトレーラー」を被災地に派遣し、石川県七尾市および珠洲市にて活用されたところであります。

１月から１０月までの期間に、延べ３万４千人を超える方が利用し、災害時におけるトイレ

の重要性を再確認したところであります。
派遣は昨年１０月３１日をもって終了し、現在は今後の被災地支援等の活用に向け、修繕を行っております。
次に、投票率向上と投票しやすい環境整備について、いくつかご質問をいただいております。
はじめに、投票率低下に対する考えについてであります。
全国的に、国政選挙や地方選挙を問わず、いずれの選挙においても、投票率は低下傾向にあります。
市においても、昨年執行された「衆議院議員総選挙」の投票率は、前回選挙から約２．３ポイント減少しており、「市長選挙」および「市議会議員選挙」においても、前回選挙から約５．２ポイントの減少となっており、投票率の低下は深刻な課題であると捉えております。
次に、投票率向上のための具体的な施策・啓発の取組についてであります。
市では、令和４年の「参議院議員通常選挙」から、期日前投票において、町ごとの投票区域を廃止し、どこの総合支所でも投票ができるよう見直すことで、投票の利便性の向上に取り組んでおります。
また、市内の小・中・高等学校において、将来、有権者となる児童・生徒に対して、模擬投票などを行う「出前授業」を開催し、選挙への関心を高めてもらう啓発活動にも取り組んでおります。
今後は、市の広報紙やホームページを活用し、選挙に関する情報を引き続き発信するほか、若い世代の方々に投票してもらえるよう、市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用し、積極的な情報発信に努めてまいります。
次に、障がいのある方や高齢者などに対する投票所での対応についてであります。
市では、「視覚障害者」や「肢体不自由者」など、投票に不安のある方々への接遇方法をまとめた、「投票所における障害者・高齢者の方への投票所接遇マニュアル」を作成し、選挙事務に従事する職員に事前周知するとともに、投票所での円滑な投票事務の執行を徹底しております。
また、自書できない方に対しては、「代理投票」による投票支援を案内するほか、全投票所にスロープを配置し、車椅子での移動を可能にするなど、安心して投票できる体制を整えているところであります。
次に、「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」の導入についてであります。
投票所における選挙人の不安を解消し、円滑に投票することができる環境を整えることは、大変重要であると考えております。
投票にサポートが必要な方が、事前に支援してほしい内容を記入する「投票支援カード」や、サポート内容をイラストにまとめ、指さしでコミュニケーションをとることができる「コミュニケーションボード」は、選挙人の不安を解消できる有効なツールであることから、各投票所への導入を進めてまいります。
次に、「移動期日前投票所」の導入についてであります。
本市では、選挙の公示日または告示日の翌日から投票日前日までの全ての期間にわたり、午前８時３０分から午後８時まで投票できる「期日前投票所」を各総合支所に開設し、また、「当日投票所」は４０投票所を設けております。
一方、投票所の数が多く、投票期間も長期間となる国政選挙や県知事選挙においては、「投票立会人」の方のご負担が大きくなることから、その確保に苦慮している課題もあります。

今後、「期日前投票所」と「当日投票所」の在り方について、投票所の集約化、ならびに投票期間や投票時間の短縮など、総合的な見直しを進める中で、「移動期日前投票所」の導入についても、検討してまいりたいと考えております。

次に、試行的な電子投票の実施検討についてであります。

「電子投票制度」は、平成１４年に導入された「電磁的記録投票制度」であり、選挙結果が迅速に判明し、自書が困難な選挙人が容易に投票できることなどがメリットとされております。

一方、先行導入した自治体において、システムトラブルにより選挙が無効となった事例や、電子投票システムの導入に、多額の経費を要することから、導入が進んでいない状況にあります。

現時点では、電子投票の導入は考えておりませんが、今後、国の動向や財政支援などを注視するなど研究してまいります。

次に、空調設備整備臨時特例交付金等における、補助金・交付金獲得に向けた本市のグランドデザインについてであります。

夏場の猛暑や冬場の寒さなど、本市の避難所での生活環境は、大変厳しい状況であるため、空調設備の整備は重要な課題であると認識しております。

このため、指定避難所である小学校体育館等の施設への空調設備の整備については、大規模改修に合わせて、より有利な補助金等を活用し、整備してまいりたいと考えております。

一方、市役所本庁舎をはじめとする、公共施設の位置や在り方、また、「中部横断自動車道」や「リニア中央新幹線」など、今後、本市を取り巻く様々な環境の変化が予想されますので、補助金等の獲得にかかわらず、将来を見据えたまちづくりの具体的なグランドデザインを構築する必要があるものと捉えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ＤＸを活用した市民サービス向上の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公式ＬＩＮＥによる道路メンテナンスの周知の取組方法についてであります。

前回の市議会定例会において答弁させていただいた利用登録者数から、３００人程増えております。

先月には、更なる利用の拡大を図るため、市ホームページ上へのリンクの設定や、ＹｏｕＴｕｂｅへの掲載も行うなど、利用促進に努めているところであります。

次に、公式ＬＩＮＥによる道路メンテナンスの活用状況についてであります。

昨年１０月のサービス開始からの実績は、現在のところ１件でありますが、引き続き、公式ＬＩＮＥを活用するなど、市民からの情報提供の場を広げていくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員の再質問を許します。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

ご答弁、ありがとうございました。

私からは、１項目から４項目めを再質問いたします。

１項目めの、減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

大規模災害時の避難所を想定した避難所訓練、宿泊体験の取り組みですが、私は２月８日、９日、１泊２日で実施された市川三郷町の宿泊体験に行ってきました。一言で言うと、体験に勝るものはないなというのを実感いたしました。

参加した方が「このような企画をしていただき、避難するときの準備ができた」「常備薬を持ってきた」「私たちは明日帰れるが、避難生活は大変だ」と、そのようなお話をお聞きしました。

ぜひ、北杜市も職員の方が宿泊体験を率先して経験していただき、上野原市は１０月に開催する予定ですけども、市として取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、能登半島地震に派遣したトイレトレーラーの活用状況をお聞きしました。

今、修繕中ですけれども、災害のところに行く間は、また地元のイベント等で活用されると思いますが、イベント等で活用したときに、能登半島地震で活用した状況をパネル展示していただき、集まった方に防災・減災を周知する取り組みのお考えがあるのか、お伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

最初に、宿泊体験についてであります。

避難所での宿泊体験につきましては、大変重要な訓練のメニューの一つであると捉えております。そのため、実施している自治体からの情報収集でありましたり、実際に参加ができるようでありましたならば参加するなど、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、トイレトレーラーのこれまでの活用実績の周知についてであります。

これまでの活動を知っていただき、トイレトレーラーへの理解を深めていただくこと、そういったことも大変重要であると考えております。

今後、イベントなど、トイレトレーラーを派遣する際におきましては、能登半島地震での被災地の支援状況などの実績を、できましたらパネルなどを活用した中で周知するなど、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

ありがとうございました。

２項目めの、ＤＸを活用した市民サービス向上の取り組みについて、再質問いたします。

市民と連携した公式ＬＩＮＥアプリによる道路メンテナンスの周知の取り組みの方法ですが、市民の皆さまに活用していただけることが重要なカギとなることから、例えば代表区長会などに出向き、活用方法を説明する機会を持つなど、また、活用方法をＬＩＮＥの動画で周知する取り組みもあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

ＤＸを活用した道路メンテナンスの周知ということでございます。

これにつきましては、先ほど答弁でも申したように、ＹｏｕＴｕｂｅ等へも掲載するなどして周知を図っているところでございます。

ご提案の、地域への周知ということも今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

３項目めの、投票率向上と投票しやすい環境整備について、再質問いたします。

投票支援カードやコミュニケーションボードを導入するとの答弁がありましたが、導入の時期について、また市民への周知方法についてどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

投票支援カードやコミュニケーションボードの導入の時期、また市民への周知方法についてであります。

投票支援カードおよびコミュニケーションボードについては、本年７月に執行予定の参議院議員選挙から期日前投票所と当日投票所の全ての投票所に設置できるように進めてまいりたいと考えております。

続きまして、周知方法についてであります。

市の広報紙やホームページなどを活用いたしまして、本年７月の参議院議員選挙の投票日や投票所など、選挙に関する情報発信を行う際に、新たにコミュニケーションボードを投票所に設置することを市民の皆さまに周知をしてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

それでは、最後の４項目めの、帯状疱疹ワクチン接種助成の取り組みについて、再質問いたします。

助成は、国は６５歳から、市独自は５０歳からとなります。重症化を防ぐための予防接種でありますので、多くの市民の方に接種していただきたいと考えますが、しかし、助成をしていただいても個人負担が高額になることから、ためらう方もいらっしゃると思います。特に不活化ワクチンは２回接種するわけですので、実費で出すと２万２千円かかるわけです。補助が２分の１でありますから。そうなると、そこにためらいがあって予防接種を受けないということがあってはいけないと思いますので、市も独自で助成をしている市として、前向きに取り組んでいるということもありますので、この帯状疱疹ワクチンの効果について、丁寧に説明していただいて、接種率が向上できる取り組みをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えいたします。

帯状疱疹における市民への周知方法ということかと思います。

ご案内のとおり、帯状疱疹につきましては、５０歳以上で発症頻度が高くなり、８０歳までに３人に１人が経験すると言われており、成人の約９割以上が原因となるウイルスを持っている身近な疾病であります。

市では、帯状疱疹の理解と発症のリスク、またワクチンの有効性や今回の市独自の助成制度などにつきまして、市民への理解を深めていくための取り組みといたしまして、市広報や接種対象者へのチラシの送付に加えまして、市保健福祉推進員の研修会などを通じ、市内全域での啓発、また総合健診会場における周知や案内、そして医師会に対しまして協力を求めるなど、幅広く継続的に周知を行うことで接種率の向上等を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

これで、進藤正文議員の質問を終わります。

関連質問はありませんか。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

公明党の代表質問５項目め、６項目めにつきまして、関連質問をさせていただきます。

まずはじめに、空調設備整備臨時特例交付金についてでございます。

先ほど、答弁のあったとおりでございますが、本市としては、小学校に対しまして今後進めていきたいということでございます。そして、その内容としましては、大規模改修をする折にしたいということでございます。

須玉小学校におきましては、大規模改修予定を予算化されているところでございますが、今後、財源更正等もできるのであればしたいと、こういうお答えで理解をしております。さらに、ランニングコストにつきましても、電気代等につきましても交付税措置と、こういう内容であ

ります。

であれば、これは大規模改修だけにとどまらず、市内には新しい、改修が必要とならない小学校の体育館もあります。例えば明野小学校が、そうでございます。明野小学校につきましては、合併以降、たしか造られたということでございますので、当然、断熱性等もほかの体育館よりも良好かと思います。そういたしますと、この特例交付金が該当する可能性もあるかなと思っております。

そういった体育館につきましては、やはりなるべく早く、そうはいってもこの交付金、申請制でございますから、ある程度の枠が年度内に終わってしまいますと、その後、受けられない可能性もあります。交付金を受け、さらに起債で充当いたしますと、約４分の１の一般財源の持ち出しということでございますから、これはこの機にできるものはやっておくことが当然、避難所としても機能ができるわけでございますから、南海トラフは３０年以内に起こると言われております。そういったときに活躍できると思いますので、どのように今後、お考えになるのか、いま一度、答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の関連質問にお答えをいたします。

小学校の大規模改修工事以外にも、小学校の体育館等、改修をするような場合、空調設備整備臨時特例交付金を活用したかどうかということであります。

市教育委員会といたしましては、今回、須玉小学校の屋内運動場を改修するということで計画をしております。また、今後、小淵沢小学校ですとか、それぞれ小学校の屋内運動場を改修するという計画をしているところでありますので、その計画に基づいて、それらも含めて検討していきたいと、今のところ考えているところであります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

今のは、答弁漏れでございます。私は、大規模改修でなくても、特例交付金があたる体育館であればご検討されたらどうですかということでございますから、今の答弁は、大規模改修を今後予定しているところに、このエアコン設置をしていくと、こういう答弁でございますから、まったくの食い違いでございますから、もう一考察されてご答弁いただきたい。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の関連質問でありますけれども、答弁漏れで申し訳ありませんでした。

大規模改修以外についてでありますけれども、今のところ、まだ考えていないというところ

でありますが、今後、調査・研究等をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

これは再々質問になりますので、よろしくお願いいたします。

今後、この交付金があたるところについては研究していきたいと、こういうご答弁でございます。これはぜひとも研究してもらいたいわけでございます。

これは、ＧＸも含めて脱炭素も絡めた中で、ぜひともご検討いただきたい。仮に、明野などの例で申し訳ないけれども、あの周りには民間の太陽光があるわけでございまして、それはそういった民間の太陽光であれ、有事の際には送電ができるようなシステムを構築するとか、ほかにも太陽光、本市の持っている太陽光もある。また、民間の太陽光もある。そういった太陽光も今回、環境課は、私たちの市において、この脱炭素計画を見直すということでございますから、そういうものと抱き合わせで、ぜひとも今後、こういったものは考えていかないと、やはり国の流れに乗り遅れていくかなと思っております。

そういった中では、ぜひとも、これは教育委員会に限らないとは思いますが、総合的に、やはり横断的に、これはそういったことを、私は考えていくべきだと思いますし、それが提案型の地方自治体ということで、今までも評価されてきましたし、今後も評価されていくものと考えております。

それらについて、どなたがお答えになるのが適当かどうか分かりませんが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員から有利な交付金等を活用していく中で、時期にとらわれず、それから市として、ＧＸも視野に入れつつ、総合的にということでご質問をいただいたところでございます。

もちろん、議員、今おっしゃられますように、環境に係る部分、それから市長が掲げております防災関連につきましても、喫緊の課題だと市としては捉えております。

先ほど来、答弁もさせていただいたところでございますが、国、県、有利な交付金を活用し、またそうでない部分につきましては、緊急防災・減災事業債などの起債等も視野に入れつつ、市として優先順位をつける中で考えていく。そのために総合計画も今期、見直しさせていただく予算もお願いをしているところでございますので、そこも含めまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

それでは、６項目めの県道日野春停車場線、法面保全・史跡保全について、関連質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中では、県から市に移管する中での法面の保全、また史跡の保全と、こういうことで承知をしたところでございます。

しかし、鯨バイパスもまだまだ、あらゆるものがクリアしているわけではなくて、いつになるか、まだまだ着工予定までは、なかなか難しい面もあろうかと思いますので、ぜひとも保全についても検討、さらに協議をまずは進めていただきたいということが１点。

そして、この万歳峠の史跡におきましては、おそらく当時、４９連隊に出兵する兵士の皆さんは、若神子地区の皆さんは万歳峠で皆さんと、地域の方とお別れをしたと、こういう状況かと思います。

私の叔父も４９連隊で出兵し、グアム島で戦死したわけでございますが、この万歳峠というのは、地域の若神子地区の皆さん、若者が、自分たちがつくられたものでございます。

また、全国的にも史跡として残っているところは、峠として、このへんだというところは全国的にも多いわけでございますが、史跡として現存しているところは非常に少ないということでございます。

市の答弁では、今後、市の史跡として検討していくということでございます。ぜひとも、それにつきましても、喫緊に検討をしていただき、またどうしても進めていかないと、先ほどの答弁の中では、やっぱりここの用地については、法面ということもありますが、白地という未登記地と、こういうこともありますので、その解消をしなければならないので、まずはその解消もしていかないと、この法面保全、史跡保全に向かわないわけでございまして、それらも市のできることといたしまして、早急に私はしていただきたいと思いますが、どのようなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問にお答えをいたします。

通称ですけれども､鯨バイパスの法面につきましては､市営さつき団地の付近から３００メートルの区間は修繕が必要だということは、県も承知しているところでございます。鯨バイパスそのものの開通には、まだかなり時間がかかるわけでございますが、そういった中で、改修が少しでもできるような形を県のほうへ呼びかけていきたいと考えております。

また、史跡周辺のところについては、筆界未定等の用地が大多数存在しているということですので、県とも話をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

内田俊彦議員。

○１９番議員（内田俊彦）

ご答弁ありがとうございます。

いずれ、すでに県と確約書が結ばれていると、こういう話ですので、これを保全していくということについては、お約束をいただいているということだと思います。

しかし、そうはいっても、土地の問題はやはり市側でどうしてもやらなければならない現実がありますので、なかなか難しいことだと思いますので、すぐ手がつけられるのか、つけられないのかは何とも言えませんけども、そうはいっても、そこはぜひとも今後、進めていっていただきたいと思います。ご答弁、度重なると思いますが、よろしくお願いいたします。

また、教育委員会の学術課にもお伺いしますけども、部長になりますか、お伺いいたしますが、市の史跡認定も当然、手続き等があってやられるわけではございますが、やはりぜひとも現場をご視察いただきながら、今後なるべく早い期間で、ぜひとも史跡認定にしていただき、それと抱き合わせの中で、県と協議の上、保全に向かっていただきたいと思います。

今日の明日、やれるわけではございませんので、ぜひとも、時間はかかると思いますが、ご足労でございますが、よろしくお願い申し上げます。答弁をお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

内田俊彦議員の、公明党の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

先ほど、万歳峠の法面の周辺の保全につきましては、県も承知をしているわけですけれども、先ほどご心配をなされたように、筆界未定ということで、年数等はかかるとは思いますが、県のほうへ積極的に呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問の関連質問の再々質問にお答えをいたします。

早い段階で、万歳峠を指定文化財に決定してほしいというご質問であります。

指定文化財につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、文化財保存活用地域計画を今、策定をしているところであります。これが令和８年に認定されるように進めているところでありますけれども、この計画が作成しまして、早急に文化財の見直しを行うという予定でおりますので、まだ少し時間はかかることとなりますが、市としても早急に検討できるよう進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は２時５５分といたします。

休憩　午後　２時４０分

再開　午後　２時５４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、１７番、清水進議員。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

代表質問を行わせていただきます。

まず最初に、市の財政についての見解はについてお伺いいたします。

県内市の中で北杜市の財政状況を比較すると、歳入規模で、多い順に令和１年度が第４位、令和５年度が第６位となっています。基金の総額は、令和１年１６５億円で３位、令和５年度が１９４億円で第２位であります。この５年間で２９億円の基金の増加です。一方、地方債の総額は、令和１年２２３億円で第６位、令和５年１８８億円で第６位であります。借金の返済、この５年間に４５億円減らしております。

市町村財政比較分析普通会計の令和１年と４年の比較では、経常収支比率と実質公債費比率など改善をしています。特に、将来負担比率では、平成２６年に２６．９、平成２７年に５．１、平成２８年に０．７、平成２９年度以降は数値が入らず、横棒が平成４年度まで続いております。類似団体の１３２自治体ある中で、これは１位となり安定した状況となっています。

同じく県内市と比較すると、令和２年度ですが、生活保護世帯数の保護率は、県平均が０．９３に対し北杜市は０．４４で１３位。介護保険の介護認定率は県内市町村平均が１５．９％に対し１３．２％の１１位であります。令和３年度決算で歳出に占める扶助費の比率は、１２．１％、県内の中でワースト１位であります。市民の暮らしを支える、この３つの指標は低い状況であります。これまで市は、市の財政が大変厳しい、こうした見解を示し行政改革を推進してまいりました。今後も、約８０億円の新庁舎建設、また２校の新中学校建設など進めている考えではありませんか。

新市長の施策は今後になりますが、今こそ介護や公共交通、暮らしを支える支援を強化することを求めます。現在の市の、財政分析、状況について、まず見解を求めます。

２項目め、水道料金問題、責任水量買い取りの変更はについて、お伺いをいたします。

武川・白州地区を除いた６町は、峡北地域広域水道企業団から水道水を購入しています。図はダム浄水の利用状況を示したものであります。資本的収支の赤字を減らすため、北杜市は基本水量として決められたお金を１立方メートルにつき１００円を払っています。しかし、実際に使用した水量で計算すれば、実使用料金になるため、両者の差額は使用者からの立場から考えると毎年約２億円余り、負担をして払っております。この分は、ダム建設に責任ある県や国に負担を求めるべきだと考えます。

また、基準外繰入金を市では便宜的に赤字と称しています。２０１８年度まで推計してみると毎年、約４億円前後であります。この傾向は毎年同じように続いています。単純にこの基準外繰入金を水道料金に転嫁すると現行料金の約４割近い値上げとなります。この赤字の原因を市民にどのように説明してきましたか。水道は基本的なライフラインであります。今後も、水

源からの導水管や配水池からの給水管取り換えや維持費に多額の費用が掛かります。

水道審議会で、経営に与えるダム受水の問題点など検討を深めるべきだと考えます。

以下、伺います。

１．水道会計の赤字の原因は、どのように考えておりますか。

２．企業団とのダムの水の責任水量買い取りを変更し赤字解消の交渉は、どのように進展していますか。

３．基準外繰入金をどのように考えていますか。

４．水道は市民のライフラインであります。国に公衆衛生の観点からも責任を持ち維持できるよう働きかけることは。

５．水道審議会で、経営に与えるダム受水の問題点など、検討を深めることは。

６．「痛みを伴う料金改定」こうした声に、市民の声は、痛みの原因とは何か、またなぜ「激変緩和措置」導入経過、こうした説明をもとめる声があがっております。早期の説明会開催こそ求められていると思います。見解を求めます。

次に第３として、核兵器廃絶の講演会開催と平和教育の実践はについて伺います。

今年は被爆８０周年となります。昨年１２月１０日　日本原水爆被害者団体協議会に対するノーベル平和賞授賞式がノルウェーのオスロで開催されております。授賞式では、自らの言語に絶する痛切な被爆体験を語り、核兵器の廃絶と被爆者救済を求めてきた日本被団協と広島・長崎の被爆者の長年の苦労に対し惜しみない賛辞が送られております。田中さんが講演の最後に、「自分たちが体験した悲惨な苦しみを二度と世界中の誰にも味わわせてはなりません。・・・核兵器禁止条約の更なる普遍化と核兵器廃絶の国際条約の締結をめざし、核兵器の非人道性を感性で受け止めることができるような原爆体験の証言の場を各国で開いてください」と述べています。いまこそ、市民の中での北杜市の非核宣言の理念を生かす取り組みが必要と考えます。

１，核兵器廃絶平和宣言にふさわしく、講演会開催（平和シンポジウム等）を開催することは、どうでしょうか。

２，学校で小中学生への平和教育実践の具体的な進め方について、お伺いをいたします。

４点目、小中学生の不登校の現状と解決策はについてであります。

全国の小中学生の不登校数が３４万人を超えています。増加傾向の中身は小学生の不登校が急増し、同時に低学年でのいじめや暴力の問題も明らかとなっています。不登校は、コロナ以前から増えてまいりました。その要因の一つに、２０１２年の全国学力テストの導入とその点数の公表です。子ども同士、クラス同士、学校間、自治体間の競争の激化で公教育が変質し、同時に学歴競争を極度に強める中高一貫校導入がされ、受験の低年齢化が進み、子どもたちの間の序列化も顕著になって、勝ち組・負け組という概念が広がってまいりました。

市での不登校児童生徒に対しての認識と解決策、以下お伺いをいたします。

１，令和３年から６年度まで、市内長期欠席者数・不登校の児童・生徒数は。

２，不登校は命の問題としてとらえることが必要ではないでしょうか。子どもの「心の傷」の表れではないか。市としての見解を求めます。

３，短期間で学校に戻すことが解決ではなく、苦しんでいる現在の心を無視して登校を迫ることは、心の傷をさらに深める虐待につながらないか。市の対応はどうでしょうか。

４，解決策１として、不登校の子ども一人ひとりがケアを受けられ、心の傷をいやし、自分らしい生き方を考えられる個別的な指導が行われていますか。

５，解決策２として、不登校の子どもを減らし、やがてなくしていくためのシステムの改革を検討しておりますか。

６，解決策３として、不登校児童・生徒の保護者との相談体制はどのようになっておりますか。

最後に５番目として、中学校統合　水平・垂直統合様々な意見が出されていたが今後の進めかたについて、お伺いをいたします。

最初に１として、令和４年３月に北杜市立小中学校適正規模等審議会より提出された「答申」には、教員配置の問題がどのようにマイナスなのか、また「人の数が多ければ人間性が豊かになるのか」、こうしたことについて疑問がだされております。地域の特色を維持すること、子どもたちの生活圏への考慮、小規模校のよさ、こうしたことが述べられております。また、「部活動は適正規模を考えるための重要な要素の一つとすべきでない」こうした言及もされています。検討委員会で出された方向は、こうした意見を全く無視した内容となっています。改めて、これらの見解について、お伺いをいたします。

２，審議会の中で行われた市民によるワークショップでは、小中学校統合の垂直統合、また水平統合を推す意見など出されていましたが、検討委員会では、水平統合へと偏った議論を進めてまいりました。改めて各地域でワークショップを開き、地域の方向性について検討する場を設けるべきではないか。

３，説明会の開催規模、そして各町での開催を考えていますが、そしてこの参加者の組織を考えておりますか。

４，今回２校案を検討委員会で決めております。しかし、具体的な学校の設置場所やバスルートは一切示されておりません。地域での説明会開催前に、市の案を事前に公開するべきではありませんか。また、設置場所等が決まれば、再度市民説明会を開催する考えがありますか。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市の財政についての見解はについてであります。

合併直後の本市は、基金保有額や市債残高において、大変厳しい財政状況でありましたが、先人の皆さまの財政健全化への、たゆまぬご努力により、市民に寄り添い、市民の暮らしを支える様々な事業を展開しながらも、市債残高の削減、基金の積み増し等を進めた結果、現在では健全化判断比率の各指標において、県内の他市と比較しても、健全性が図られているものと認識をしております。

しかしながら、本市の特徴である広大な面積において、道路や水道管路などの多くのインフラを保有する中で、市民一人当たりの公共施設の延べ床面積は県内の他市平均に比べ高く、今後の更新費用や維持管理費を鑑みると、現在の公共施設の規模を維持することは不可能であり、より一層厳しさが増すことが予想されております。

こうした状況ではありますが、目先の数字だけにとらわれることなく、本市の将来を見据え、災害対応の司令塔となる市役所本庁舎の整備や、子どもの未来のための中学校の統合について

は、最優先で取り組まなければならない課題であり、国などからの補助金をはじめ、行政全体で知恵を絞り、「北杜を前に」進める施策に取り組み、「活力に満ち、誰もが豊かさを享受できる北杜市へ」着実に進めてまいります。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

核兵器廃絶の講演会開催と平和教育実践はにおける、学校での小中学生への平和教育実践の具体的な進め方について、であります。

学校教育において、戦争や核兵器の脅威への理解を深め、平和な社会の実現に貢献する力を育てていくことは必要不可欠であると認識しております。

学校における平和教育に関する実践の具体的な内容としては、小学校は３年生以上、中学校は全ての学年の国語科で、戦争を扱う教材を通して平和の尊さについて考えたり、小学校６年生と中学校３年生の社会科では歴史の学習において、これまでの戦争の背景や原因、人類に及ぼした惨禍について学習したりと様々な教科の中で、戦争や平和について考える機会を設けております。

今後も、各学校で教育活動全体を通して、児童生徒に平和の尊さや大切さなどを学ぶことができるように取り組んでまいります。

次に、小中学生の不登校の現状と解決策は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、令和３年度から令和６年度までの市内長期欠席者数及び不登校の児童・生徒数についてであります。

令和３年度から令和６年度までの市内小中学校における、全児童生徒数に対する長期欠席者と不登校の数については、令和３年度の長期欠席者は２１５人、不登校は１２２人、令和４年度の長期欠席者は２３０人、不登校は１１０人、令和５年度の長期欠席者は２６９人、不登校は１３８人、令和６年度の長期欠席者および不登校の人数については、県において公表されておりません。

次に、不登校の捉え方と子どもの心に対する見解、不登校の児童・生徒に対する市の対応、解決策１から３についてであります。

不登校の要因とされている「心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景」については、学校での人間関係や家庭生活における悩みなど多岐にわたることや、それらが複雑に絡み合っている場合もあるため、一概に特定することは困難な現状であります。

市教育委員会では、不登校支援対策を重点課題と捉え、平成３１年４月から教育支援センター「エール」を設置し、様々な理由で学校に行けない児童生徒にとっての「心の居場所」となり、家庭と学校の架け橋となるような場所として、個に応じた指導を行っております。

また、令和５年度から市内小中学校の校務分掌に不登校担当教員を位置付け、不登校担当教員等による「不登校児童生徒支援検討会」を開催し、不登校児童生徒への支援の現状把握や各学校における不登校支援を行っております。

さらに、本年度から甲陵中学校を除く１７小中学校に「校内支援教室」を設置し、運用を始めたところであります。

「校内支援教室」は、不登校や不登校傾向、教室に入ることが困難な児童生徒が学校に来たときに、安心して過ごせる場所としての役割を目的としております。

「校内支援教室」を運用する中で、各学校で工夫しながら組織的・計画的に個に応じた支援を行うことにより、不登校や不登校傾向だった児童生徒が登校するようになった例も見られました。

不登校に限らず、悩みを抱えた児童生徒や保護者を対象とした相談については、学校の教職員への相談のほかにも、学校に配置されているスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整えております。

市教育委員会では、学校や他の機関とも連携しながら、これからも不登校の子どもたちに寄り添った支援に取り組んでまいりますが、不登校となる要因は様々であることから、一人ひとりの状況に応じた支援を行う必要があると考えております。

次に、中学校統合　水平・垂直統合様々な意見が出されていたが、今後の進め方は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検討委員会で出された方向性についてであります。

「北杜市立中学校再編整備検討委員会」の中で、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」からの答申を丁寧に説明し、ご理解を得た上で、様々な視点を取り入れながら検討をいただいたものであり、「検討委員会」からお示しいただいた「北杜市立中学校再編整備の方向性」は、答申内容を無視したものではないと考えております。

次に、各地域でのワークショップの開催についてであります。

「検討委員会」では、審議会から答申いただいた「垂直統合」、「水平統合」、「組み合わせ」の３案について検討を行ってまいりました。

検討に当たっては、生徒を取り巻く環境ごとに「生徒の人間関係に関わる環境」、「部活動に関わる環境」、「通学に関わる環境」、「学校と地域との関わり」などの８項目において、それぞれのメリット、デメリット等、総合的に議論、検討を行い、「水平統合が望ましい」との意見集約がされたところでありますが、水平統合に偏った論議を進めてきたとは考えておりません。

また、ワークショップについては、審議会の中ですでに３回行っているため、改めて行うことは考えておりません。

次に、説明会の開催規模及び参加者についてであります。

検討委員会でご検討いただいた、「新設市立中学校の目指す姿」、「学区および設置場所」について、来年度なるべく早い時期に各地区で、地域の皆さまや保護者、児童、生徒、教職員など多くの方のご参加をいただく中で説明会を開催してまいりたいと考えております。

次に、地域説明会開催前の市の案の公開と設置場所決定後の説明会開催の考えについてであります。

「検討委員会」でご検討いただいた、「新設市立中学校の目指す姿」、「学区及び設置場所」についての説明会を今後予定しており、現段階では、学区、学校の設置場所、スクールバスのルートも決まっていないため、お示しすることはできません。

なお、学校の設置場所が決まり、開校に向けて準備を進めていく中で、関係者に対する説明会を行う予定であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

核兵器廃絶の講演会開催と平和教育の実践はにおける、講演会の開催についてであります。

市では、平成１７年に核兵器の廃絶と恒久平和を願い、「非核平和都市宣言」をしており、平和施策の推進は重要であると考えております。

本年１月には、市政報告会において、地雷除去の最前線で国際貢献されている「株式会社日建」の雨宮清様の講演会を開催し、「悪魔の兵器」と言われる地雷の怖さと平和の尊さを痛感したところであります。

核兵器廃絶に限定した講演会は計画しておりませんが、今後も、戦争や紛争のない、平和な社会を築く大切さを学ぶことのできる機会の創出に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

水道料金問題、責任水量買い取りの変更はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道会計の赤字の原因についてであります。

本市の水道事業は、給水原価と供給単価との差が、１立方メートル当たり約４８円のマイナスであり、このことが赤字の主な原因と考えております。

また、人口減少に伴う給水人口の減少や、物価高騰による費用の増加なども、赤字の原因の一つと考えております。

次に、企業団との交渉についてでありますが、昨年度に４回、本年度も２回にわたり、「責任水量制」および県の「水道広域化推進プラン」について、事務担当者間での協議を行ったところであります。

次に、基準外繰入金についてであります。

現行の料金水準において、安全・安心な水道水を安定的に供給するためには、必要不可欠な財源措置であると考えております。

次に、国への働き掛けについてであります。

「大門ダム」および「塩川ダム」の建設は、ダムの水を水源とする「水道用水供給事業」として、構成市町村である韮崎市および旧北巨摩郡７町村から、「峡北地域広域水道企業団」へ基本水量を申し込むことにより、事業化されたものであり、ダムの維持管理費の負担等について、国への働き掛けを行う考えはありません。

次に、水道審議会でのダム受水の問題点などの検討についてであります。

水道事業では、一年のうち最も水量が必要となる「１日最大給水量」を確保する必要があります。

「峡北地域広域水道企業団」からの受水量は、現状、「１日当たりの契約水量」が「１日最大給水量」と均衡がとれている状況であります。

このため、水道水を安定供給する観点から、受水量を変更することは、現実的ではないため、「北杜市上下水道事業審議会」において検討されておりません。

次に、早期の説明会開催についてであります。

水道料金の見直しについては、現在、「上下水道事業審議会」で審議していただいている状況であり、審議途中での「市民説明会」については、考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員の再質問を許します。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

再質問については、２項目、４項目、５項目、その３項目についてお願いをいたします。

最初に水道料金関係で、１月３１日に審議会が開催をされています。ここで大まかに、統一料金が示されています。ちょっと私、調べてみて、水量１３ミリの管で２０立方メートル使用したときの料金、旧料金、そして現行料金、統一料金ということで推移を見ますと、例えば高根町が旧料金３，０６０円、長坂町が２，４００円、須玉町が２，３８０円、小淵沢町が２，３６５円で、現行の料金は１，９５０円で統一となっています。これが新たな統一料金になると２，２６０円に変更するわけですが、最初の旧料金からこの４町村は統一料金になっても下がっています。逆に明野町が１，４００円、大泉町が１，３００円から１，９５０円、上がっています。白州町は１千円から１千円で変わりがありません。武川町は７００円から１千円になっています。今度の統一料金は、先ほどと同じ２，２６０円ですので、この明野町、大泉町、白州町、武川町はもともと経営的に黒字経営だったところが、また今回も引き上がる、こうした改定であります。このことをどのように、まず考えているのか、１点目としてお伺いします。

２点目として、市のほうでは、水道会計が一つで、一つの原価しかないと話されていますが、北杜市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第３条第２項で規定された水道事業の給水区分があります。この中で水道事業、上水道になったのは高根中央と須玉、これが新たに認められていますが、合併時のそれ以外の２４の簡易水道は、その状況が続いています。

ですので、一つひとつの簡易水道と上水道、今言った実情に合わせて原価を求めれば、できるはずです。これをできないとしているのは、人が少ない、またこうした計算をするのが面倒だということでしかありません。ですので、こうした資料をぜひ出していただきたい。水道審議会で討議をしていただきたい。これが２番目です。

３つ目として、先ほどダム受水に関わる責任水量は地元が提出したんだと言われておりますが、責任水量制はもともと峡北地域広域水道企業団が赤字で、そうさせないために責任水量を決めて地元から負担金を求めたという形です。しかし、この２つのダムはもともと山梨県が管理をしています。広域水道事業に計画したのも国と山梨県であります。ですから、やはり赤字の原因、元をつくっているのは国と県でありますので、ここことしっかり交渉すべきだと考えます。その点について、まず３点、お願いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず１点目でございますが、旧料金との関係性についてのご質問かと思います。

この旧料金というのは、おそらく、合併してから旧町ごとの条例を引き継いだ形での料金、これが平成２３年度当時に２つの料金体系に統一されたことをおっしゃっているんだろうと思うわけですが、この時点では給水原価と供給単価も然りですが、あまりにも８町村で料金が異なっていた。したがって、このダムの受水という一つの理由をつけて、この料金を２体系に統一したということでございます。

その後どうなったかといいますと、令和２年度に公営企業法の適用を受けまして一会計となったわけでございます。そうした観点からいたしまして、同じサービスを受けながら料金に格差があるということに、私ども合理性がないと考えておりまして、料金は統一されて当然だと考えております。

それから、原価をそれぞれの町といいますか、細かく出したらどうかというご質問かと思っておりますが、先ほども答弁させていただいたとおり、一会計になった現状において、個々に原価を割り出すことの意味といいますか、もはやそういった必要がないのではないかと考えておりまして、審議会のほうにそうした資料を提出する予定はございません。

それから、最後に３問目でございますが、ダムをつくったのは、国や県が主導して行ったのだから、国や県に対して、いわゆる働きかけをしたらどうかという質問かと思います。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、そもそも、峡北地域広域水道企業団に対して、この水道用水供給事業として実施したいと。当時は非常にまだまだ高度成長期、いわゆる右肩上がりの時代でした。今後ますます水が使われるだろうということで、それぞれの各町村が申し込んだ上での、この事業の成立でございます。

したがって、現時点において、私ども、国や県のほうに、逆に働きかけをするという理由がなかなか見当たらないと考えておりまして、国や県への働きかけについては、考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

再々質問をお願いいたします。

まず最初に、同じ水だと言われましたが、水は違っていて原価も違う、このことをはじめに申し上げます。

そして、地方自治法第１条の２では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、こう述べられております。そして、条例を制定する場合の重要性ということで、条例は自治体の自主性を強調するものであり、自治体が自身の判断で法律を制定できることは、地方自治の原則に

合致いたします。

地域のニーズが多様化する中で、全国一律の法律では対応できない問題に対し、条例は柔軟に対応できるため、より効果的な施策が実施可能となります。

さらに、条例の制定過程には、市民参加が含まれることが多く、これにより住民の意見が反映されやすくなり、市民が自分たちの生活に直接影響を与える法の制定に関与できることは、民主主義の一環として非常に重要な要素であると述べられております。

そしてさらに、地方公営企業法第３条、経営の基本原則というのが述べられています。常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。本来の目的は、公共の福祉の増進であると明確に述べております。

こうした点を考え合わせると、料金を一体系にする武川・白州地区は１千円から２，２６０円、なんと２．２６倍の料金設定になります。こうした大問題を住民にも知らせず、審議会だけで結論を出そうとすることは、手続きとしても無理があるのではないでしょうか。その点について見解をお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

地方自治法の趣旨、また公営企業法の考え方の趣旨、そのとおりでございまして、まず、先ほどと答弁が重なってしまうわけですけれども、一事業一会計というふうに現状、なっているわけでございまして、そのことについて、今、一事業一会計であるからして、料金の統一は必然的だと、われわれは考えております。

それともう１つ、いわゆるスケールメリットというところをもう少し注目していただきたいと思っております。公営企業法の適用前までは、収入について予算書を見ていただければお分かりになるかと思いますけれども、各町ごとの料金収入だったわけであります。それが令和２年度以降は一本化されたことによって、これまで工事ができなかったところが工事ができる、つまり必要なところに必要な投資ができるという形に変わっております。

ちなみに令和２年度から令和５年度までの間に、この８町を比較してみますと、この武川・白州地区に約４５％の投資を行っている。つまり公営企業法の適用前までは、武川・白州地区に投資ができなかったということが言えると思っております。

また、今議会においても、３月補正において、高根地区、そして白州地区、武川地区の耐震化の補正予算を計上させていただきましたが、このうちの約３分の２を武川・白州が占めている。こういった投資に生かせるようになった、いわゆる一事業一会計のスケールメリットを考えていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

料金については、またの機会に質問をさせていただきます。

次に、４項目めで不登校の問題、やはり教育機会均等法が２０１６年に成立して、それを受けて、通知が出されています。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があるということで、様々、自治体で支援策を打ち出すということが述べられています。

現在、市内、県内、多くのフリースクールなどがありますが、今、自治体の中では、フリースクールを利用する子どもさん方に、交通費や実費、利用料金など、こうした個別に支援するということも生まれています。

ですので、先ほど「エール」だけでなくて、市内でフリースクール等ありますが、柔軟な考えで今後の支援策というのを検討されているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

市として、フリースクール等の支援策を考えているかという質問であると思います。

市教育委員会といたしましては、不登校等に対して、先ほども答弁がありましたけれども、教育センター「エール」や不登校児童生徒支援検討会、校内支援教室などの取り組みを実施しているところであります。

また、相談におきましては、学校の関係者、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関が連携をして、個に応じた対応を行っているところであります。

ご指摘のフリースクール等につきましては、県からも支援があるという発表がありましたけれども、まだ市として検討はしていないところでありますし、県からの情報等も、まだ確実なところが来ておりませんので、今後、研究はしていくところでありますが、今のところ考えてはおりません。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

清水進議員。

○１７番議員（清水進）

最後に、統合問題について、お伺いをいたします。

先ほどの不登校の問題と関係するんですが、統合問題の中では、私は審議会というか、検討委員会を傍聴して、不登校の問題はほとんど審議されない。要するに、今、北杜市の子どもたちがどんな状況にあるのかということをなしに、生徒数、そしてクラス数によって、どれだけの先生が配置できるということで進められた審議だと思います。

ですので、今、子どもさんたちの心の状況がどうなっているのか、そういった点と地域での役割、地域の核としての学校の役割、そして住民合意という形で、３つの視点の中で統合問題を考えていかなければいけない。ですので、賛成か反対かというよりも、やはりどういう学校を北杜市として目指すのか、子どもたちが一人ひとり生き生きと過ごす学校ができるのかどうか、そういったことが必要だと考えますが、最後にその点、説明会の点と、そういった総合的な観点を、統合の場合、付け加えて発表するのかどうか、その点についてお願いをいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

総合的な観点で審議をしてきたのかということと、説明会についてということであります。

検討にあたりましては、生徒を取り巻く環境ごとに、それぞれの項目において、それぞれのメリット、デメリット等を総合的に議論、検討を行ってきたところであります。

いずれにいたしましても、総合的に判断をして、今回のＡ案、Ｂ案の２案が出てきたところでありますので、教育委員会といたしましては、それをもとに説明会を開催するということで考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

清水進議員の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

志村議員。

○１４番議員（志村清）

財政問題について、水道問題や中学統合でも突っ込みたいことはあるんですが、時間も限られていますので、財政問題に絞って関連質問をします。

先ほど市長は、答弁で非常に大事なことを言っていただいたと、私は受け止めました。つまり、合併当時の借金がたくさんあったときから苦労に苦労を重ねて、今は様々な指標で改善をされて、こう言いました、健全化は図られていると。これ、前の市長は一言もそういうことを言ってくれなかったんです。非常に、新しい市長としての新しい見方だと思って注目したいと思います。

つまり、今進められている総合計画は、またそのもとにある新・行政改革大綱は、保育園をとっても、図書館をとっても、温泉をとっても、全て財政が厳しいから、枕詞があって始まっているんです。全てお金がないから、財政が厳しいからということでやられているのが今、今というか前の市政が進めてきた総合計画なんですね。

清水議員も言いましたが、今はそうなっていないということをやっぱり、ちゃんと正確に捉えるべきだと。山日新聞が連載しましたよね。各町の、市の。ここに天秤が必ず書かれていて、借金と基金と貯金と。必ず借金のほうが重く書かれていて、北杜市はほぼ均等になっているから、あのカットを北杜市だけ釣り合うように書くべきだと山日新聞に言いたいんですが、そういう状況なんです。

ちょっと時間がないからあれですけど、比べてみました。ただ、金額を比べると不公平だから、一人当たりに直して計算してみました。北杜市は貯金が４３万円、市債借金は４８万円です。県内の類似団体というのがありますよね。身の丈を総務省が決めて、３つです。甲州市と山梨市と北杜市。縦に同じように言うと、山梨市は借金が２９万円。甲州市は借金が２２万円。すぐ隣だけ紹介します。類似団体でないけど、韮崎市は、借金は言いましたよね、７１万円。北杜市が４８万円。山梨市が５６万円。甲州市が５８万円、一人当たり。韮崎市は一人当たり７１万円。それと比べて貯金、基金は山日新聞によれば、基金は北杜市は４３万円。今言った

山梨市は２９万円、一人当たり。甲州市は貯金が２２万円、一人当たり。韮崎は一人当たり１３万円しかないんです。

質問ですが、こういう事態は、数字だから覆せないと思いますけど、財政担当のほうは、こういう状況について認めますよね。

それと、これまで全て、厳しいと言ってきた枕詞を変えて、財政は安定しているということを正式に表明するなり、市川三郷町のように財政非常事態宣言の逆をする必要はないと思いますけど、そういうことが必要だと思いますが、そこだけ聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

志村清議員の、日本共産党、代表質問の関連質問にお答えをいたします。

先ほど、市長の答弁からもございましたように、合併以来、先人たちのたゆまぬ努力によりまして、市債残高の削減と基金残高の積み増しという、北杜市にとって大きな財政健全化のための取り組みを積極的に進めてまいりました結果、現在、志村議員からもご紹介のあったとおりであります。

こうした今現在の段階では、指標からも見ますとおり、財政の健全化は図られているということは言えるかと思います。

前市政の頃からも財政状況についての見解を申し上げてきましたが、いずれも今後、財政が厳しくなるという観点でございます。

決して健全化判断比率等の数値がある中で、その時点で財政が厳しいということは申し上げられないかと考えております。

今後、先ほども答弁の中にもありましたとおり、本市の特徴である公共施設の数の多さ、これらを全て維持するということは現実的には不可能だと。更新費用や維持管理費用、総額を将来にわたりまして賄っていくというのは、合併の財政優遇策がなくなった現在においては、今後そういったことを維持するのは大変厳しい、不可能だという見解を私どもは持っております。

ですから、公共施設についても最適な配置を図っていく。その他、維持管理経費につきましても、なるべく工夫をしながら財政健全化、持続可能な財政ができるよう取り組んでいくということで考えております。

今後の総合計画等につきましても、そうした観点を踏まえながらの見直しということになろうかと思いますが、財政状況、今後の見通しについて、私ども財政を預かる企画部といたしましては、このような見解であります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を許します。

北杜オール・イン・ワン、６番、山﨑君江議員。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

世界に誇る南アルプスユネスコエコパークの活性化について。

本市は、日本を代表する美しい山岳景観に囲まれています。

その中でも甲斐駒ヶ岳の麓の白州町は清らかで豊富な水源を持ち、県内外から観光客が訪れる場所です。

その拠点となるのが道の駅はくしゅうです。道の駅では観光客だけでなく、地産地消で地域の方々が地元のお米や大豆でおはぎやお惣菜を作るなど、高齢者の活躍の場所としても大切な集いの場所となっています。

そこで４つ質問をいたします。

１，道の駅はくしゅうは南アルプスエコパークエリアの観光の拠点となる場所ですが、今後どのような場所になるとお考えでしょうか。

２,小淵沢からバスを出して白州､武川を周遊できる観光コースを作ってみてはいかがでしょうか。

小淵沢から登山に行くのに、マイカーでしかアクセスができません。マウンテンタクシーは導入されていますが、もっと利便性を向上させるべきではないでしょうか。駅からの交通手段があれば、免許証のない若者も観光を楽しめます。登山はもちろんのこと、サントリー白州工場、道の駅、台ヶ原、温泉、また武川方面にまでこのエリアには訪れる場所がたくさんあります。【点から面への観光】という大柴市長の方針へ転換できれば､駐車場混雑緩和にもつながり、地域の活性化にもつながると思います。

３，地域の若者にＳＮＳを使って北杜市を発信してもらえるような取り組みをしてみてはいかがでしょうか。

先日熱海に行きました。多くの若者で賑わっていることに驚きました。私は地域を盛り上げていくためには地元に住む若者に関わってもらうことが重要だと考えています。若者の目線でＳＮＳを発信してもらうことは、北杜市に若者を呼び込みます。

また、好きなことをさせて、地域に関わることで、将来の議員や地域のリーダーがここから出てくるのではないかと思っています。将来の北杜市を担う人材育成は重要な課題であると考えています。ぜひ、大学生や高校生に声をかけていただきたい。地域を再発見して北杜市をもっと好きになってもらいたいです。

４，県道駒ヶ岳公園線の道路改良について、お聞きしたいです。

１）計画の進捗状況。

２）完成予定。

３）全体の計画について、お聞きします。

次に、大項目２の物価対策について、お聞きします。

物価の上昇に賃金の伸びが追いついていかないと､市民生活は大変厳しい状況に置かれます。

特に中小企業がほとんどを占める山梨県においては、実質賃金はさらに低下しているものと考えられます。大柴市長は「政治家は弱者を救うためにある」とおっしゃっていましたが、こういう状況の中、厳しい市民生活を打開していくためには、賃金を上げることや生活に困窮す

る事業者　市民にしっかり行政が目を向け、有効な対策を迅速に行っていくことが重要だと考えます。

そこで以下７つ質問をいたします。

１．大手企業や行政機関では、賃金を上げていくことが可能ですが北杜市の中小企業は賃金を継続的に上げていくことが可能なのでしょうか。また行政として市内中小企業と賃金上昇の働きかけや相談をするべきと考えますがどのように思われているのか、見解をお聞きします。

２．北杜市の企業が賃金を継続的に上げていくためには、生産性の向上や販路拡大が不可欠です。中小企業が大胆にＤＸなどの投資をすすめる予算や、子育てを終えた方また一度退職した方などが、もう一度別の分野で活躍するための、リカレント教育を行うための予算を大胆に設けることが必要だと思いますが見解をお聞きします。

３．子育て中や介護中のお母さんは、正規社員になれずに低い賃金に甘んじている状況があります。時短正社員やフレックスタイム制度、育休制度、放課後児童クラブの延長保育、企業型保育園の導入などをもっと進め、子育てや介護と働くことを両立できる社会にすべきと考えます。

それをまず、北杜市役所が率先して行い、市内中小企業にも働きかけるべきと考えますが見解をお聞きします。

次に物価高で困窮する方への支援について伺います。

４．円安やエネルギー価格の上昇をダイレクトに受ける事業者がいます。

例えば、物流業界や、肥料や飼料の高騰を直に受ける農業者、畜産業者、また馬の町をうたう北杜市の馬術場関係者などです。

また、物価高を売り上げに転嫁できない介護障害事業者などは、大変厳しい状況が推察されます。こういう事業者や商工会　観光協会などからのヒアリングまたはアンケート調査を市では行い、市内事業者の状況を把握すべきと考えますが見解をお聞きします。

５．市民生活についてお聞きします。市では新型コロナウイルスの感染で影響を受けた方を支援するための緊急小口融資を実施いたしました。報道では３割が回収不能になっているということです。市では状況を把握されていますか。状況をお聞きいたします。

例えば、市税や水道料金など支払いが大変厳しいという方もいらっしゃると思います。今まで述べてきたような厳しい世間の状況を踏まえて、相当な猶予を行うとか、緊急融資を行うとか考えるべきではないでしょうか。また、そういう方への納税相談などの対応はしっかり行っているのでしょうか。見解をお聞きいたします。

６．困窮する世帯への支援が必要だと考えます。過去には、コロナなどの緊急時にプレミアム商品券や支援金対策を行っていると思います。

現状は、特に主食のお米が高いか、高いものもないという状況です。野菜も高騰しています。あらゆるものが高いという状況です。子育てをしている世帯や、年金だけで暮らす世帯の負担感は計り知れません。

商品券や食料品への補助など、特に子育て世帯や生活困窮する世帯への支援を行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

７．最後に、こういう緊急的な物価高の状況下で、新築の庁舎に約１００億円を費やすことになります。現在問題となっている水道料金の値上げも過去の人口のままで変わらない責任水量制度や、ダムの建設費が現在の住民の負担になっていることは確かです。さらなる少子高齢

化が進む未来に、このように約１００億円もの大きな箱ものを作ることが住民のためになるのか、お考えいただきたいです。

前回中山議員の質問でも北館は築６０年であり、耐震化すればあと１５年は使えるのではないでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（大芝正和）

ここで、暫時休憩といたします。

再開を４時１５分といたします。

休憩　午後　３時５４分

再開　午後　４時１４分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

山﨑議員。

○６番議員（山﨑君江）

先ほどの代表質問で、私、言えないところがありまして、そこを言わせていただきたいんですが、許可をお願いしたいです。

○議長（大芝正和）

許可いたします。

○６番議員（山﨑君江）

大項目２つ目の、物価対策の最後の７番目の最後のほうなんですけども、また明野支所も広いスペースがあり、近いこともあり活用できます。笛吹市も議会は八代庁舎を使うなどうまく分庁しています。

そういう今あるものを使って税金を減らすことが一番の行政サービスではないでしょうか。見解をお聞きいたします。

これから中学校の空き校舎が多数出る可能性があり、中学校に莫大な改修費がかかる中で、新しい庁舎をなぜ建設しなければならないのか、見解をお聞かせください。

○議長（大芝正和）

以上、追加するということでよろしいですね。

（はい。の声）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

世界に誇る南アルプスユネスコエコパークの活性化における、今後の「道の駅はくしゅう」についてであります。

「道の駅はくしゅう」は、昨年度、年間延べ６２万人を超える方が訪れるなど、「名水の里　北杜」を感じる象徴的な施設として、多くの皆さまに認知されているところであります。

また、「直売所」では、市内農家や事業所から集められた四季折々の農産物や加工品が揃い、併設のレストランにおいても、地元食材が使われたメニューが提供されるなど、これらを目的

とした来訪者も多く、年々リピーターが増加しております。

最近では、「防災フェア」や「書道コンクール」など、地域密着型のイベントも開催をしております。地域の皆さまと協働した施設運営が行われているところであります。

なお、「道の駅はくしゅう」は、県・市の「西の玄関口」として重要な拠点施設であり、「南アルプスユネスコエコパークエリア」の核となる施設であると認識しておりますが、開業から２５年を経過していることから、施設の老朽化や、繁忙期には駐車場が不足し、近隣道路が渋滞するなどの課題もあります。

今後、こうした諸課題については、関係者と協議し、観光拠点として、より良い施設となるよう検討してまいります。

次に、物価対策における、市役所本庁舎についてであります。

昨年度、専門業者に発注して作成した「北杜市役所本庁舎建設に係る事前検討資料」において、本庁舎の新築に掛かる概算費用は、現在地とは別の場所に新築する場合が、設計費、進入路整備費等を含めて７５億円前後、現在地での建て替えの場合が、設計費、仮設庁舎整備費等を含めて約８３億円と試算されており、約１００億円との金額は提示されておりません。

また、現在の本庁舎北館は、昭和３８年に建設され、すでに築６１年が経過しておりますが、これまでに長寿命化改修等を行っていないため、老朽化が著しく進んでいる状況であります。

今後、耐震改修を行い、さらに使用を続けることは、費用対効果の面からも現実的ではないものと考えております。

現在の本庁舎は、暫定的な仮庁舎であるため、多くの建物が「プレハブ構造」となっており、防災機能や耐震性能、機能分散、相談スペースの不足、セキュリティ、デジタル化対応、冷暖房機能など、非常に多くの課題を抱えております。

特に、防災面においては、大規模災害の発生により庁舎が被災した場合、建物の損壊や通信機能の停止等により、被害状況の収集、避難所設置等の必要な情報発信、緊急支援物資の受け入れ、「り災証明書」や「各種証明書」の発行、復旧作業の遅れなど、市民生活への影響が非常に大きくなることが予想されます。

有事の際に、市役所が迅速な対応を行い、市民の安全・安心を守るためにも、新しい庁舎の建設は、どうしても必要であると考えております。

一方で、本庁舎の建設には多額の費用が掛かることから、市では、「庁舎建設基金」等を計画的に積み立てているほか、国の防災対策や脱炭素化に係る財源を最大限活用するなど、市の負担を可能な限り抑えられるよう、検討を進めているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

物価対策における、緊急小口融資の状況及び支払いが困難な方への対応についてであります。

「緊急小口資金」は、国の制度であり、「生活福祉資金」の特例貸付として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、緊急かつ一時的な生計維持のため、「北杜市社会福祉協議会」を窓口に、２０万円を上限として無利子で貸付を行ったものと承知してお

ります。

この制度では、償還時に、なお所得の減少が続く「住民税非課税世帯」については、これを免除する取り扱いもあるなど、生活に困窮された方に、きめ細かく配慮されております。

この「緊急小口資金」の融資についての返済に関する相談窓口は「市社会福祉協議会」であり、貸付や返済等に係る情報も個人情報として保護されているものでありますので、これらの情報については開示されておりません。

なお、「市社会福祉協議会」では、現在のところ同様な緊急融資を実施する予定はないと伺っております。

一方、市民の方からの納税相談については、個々の生活状況などを伺いながら詳細な状況把握に努めており、市民に寄り添った対応を行っているところであります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

世界に誇る南アルプスユネスコエコパークの活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、白州、武川を周遊できる観光コースについてであります。

市では、これまでも「小淵沢エリア」や「清里エリア」などにおいて、「周遊バス」の運行支援を行ってきたところであります。

今後も、旅行会社や交通事業者などに対し、「白州、武川エリア」も含めた、市内各地域の観光資源を巡る「周遊バスツアー」等の造成に向けた提案をするとともに、観光客の動向などを把握しながら「観光周遊バス」の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、若者目線でのＳＮＳによる情報発信についてであります。

市では、一昨年からＳＮＳによる情報発信を開始し、新たな観光客層となり得る、若い世代から子育て世代に向けて、ターゲットを絞った運用を開始したところであります。

特に、若い世代に向けては、県内で開催された「東京ガールズコレクション」での本市ＰＲブース出展に際し、市内高校生を募集するとともに、イベント開催に合わせ高校生目線で、市内の魅力をＳＮＳにより発信をしていただくなど、高校生との取り組みを実施しております。

一方、若い世代によるＳＮＳやインターネットでのトラブルも増えていることから、高校生などのＳＮＳ活用による情報発信は、慎重に考えていく中で、今後も、若い世代の参加も含めて、「ユネスコエコパーク」などの市内の魅力を、ＳＮＳなどを活用しながら情報発信し、観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、物価対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内中小企業の継続的な賃金引き上げの可能性や働き掛けなどについてであります。

賃金の引き上げについては、業績や社会情勢などを総合的に判断して、各企業の経営者が決定するものであります。

国では、「持続的に賃金が上昇する経済環境を整えることを目指す、構造的な賃上げ」を掲げ

ており、賃金の引き上げに直接的に関わる助成金や税制優遇のほか、生産性向上に寄与するための各種補助金の優遇措置などの制度を設け、中小企業や小規模事業者の支援を行っているところであります。

こうしたことから、「北杜市商工会」においても、会員へのきめ細やかな情報提供を行っていただけるよう、市としても働き掛けを行ってまいります。

次に、企業のＤＸなどの投資やリカレント教育を行うための予算についてであります。

来年度、市では、中小企業等が実施するテレワーク施設の充実や、デジタル技術の活用を支援する「地域魅力創造支援事業費補助金」を新設し、企業のデジタル化の支援を行ってまいります。

また、昨年度から再就職等での資格取得の際の教材費等の助成のため、「公共職業訓練教材費助成金」を設け、昨年度は２７人、本年度も２４人の方が活用されておりますので、今後も継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育てや介護と働くことを両立できる社会についてであります。

市職員は「地方公務員法」により、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇などを活用し、仕事と子育てや介護の両立を推進しておりますが、民間企業においては、「労働基準法」や「育児・介護休業法」により休暇などが定められておりますので、各企業において労働者の権利としての労使協議の上、順守していただくものと考えております。

次に、物価上昇に伴う事業者の状況把握についてであります。

本市では、円安やロシアのウクライナ侵攻等を契機とする原油価格や物価の高騰に対し、これまで、国からの「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、厳しい環境に置かれた事業者の皆さまを支援してまいりました。

なお、現在の燃料をはじめとする物価高騰については、全ての市民や事業者に影響を及ぼしておりますので、改めてヒアリング等を行うことは考えておりませんが、今後も生活必需品等の物価状況や燃料価格に注視しつつ、状況の把握に努めてまいります。

次に、困窮世帯への支援についてであります。

市では、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく物価高騰対策として、昨年１２月の補正予算において、令和６年度住民税均等割非課税世帯に、１世帯当たり３万円の給付を決定し、さらに、同じ世帯に１８歳以下の子どもがいる場合には、児童一人当たり国の基準である２万円に対して、市独自で１万円の上乗せを行い、計３万円の給付を行うこととしております。

対象世帯には、今月下旬に給付に関する「支給のお知らせ」などの通知を発送する予定となっております。

なお、今後の支援策については、国・県の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問にお答えいたします。

世界に誇る南アルプスユネスコエコパークの活性化における、県道駒ヶ岳公園線の道路改良

についてであります。

県に伺ったところ、全体の計画については、国道２０号沿い「白州農協前」交差点から白州中学校へ向かって約３００メートルであります。

計画の道路幅員は、車道５．５メートルの２車線で、歩道は北側に設置し、幅員は２．５メートルであります。

次に、計画の進捗状況については、令和３年度に事業化がされ、すでに道路設計は完了しております。

現在は用地測量を行っており、来年度から用地交渉を行っていくとのことであります。

次に、完成予定については、来年度中に全ての用地取得を完了したいとのことでありますが、取得状況および電柱移設に時間を要することが想定されるため、現時点では未定とのことであります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山﨑君江議員の再質問を許します。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

大項目、１つ目と２つ目について再質問させていただきます。

まず１つ目について、道の駅はくしゅうは観光客だけでなく、地元の住民からも必要とされている場所です。また、高齢者たちは遠くへは買い物に行けなくても、道の駅はくしゅうまでなら買い物に来られるんです。観光客のためだけでなく、地元の住民も道の駅はくしゅうで一年中、買い物ができるようにしていただきたいのです。

しかしながら、道の駅はくしゅうは、毎年ゴールデンウイークごろから駐車場がいっぱいになり、国道２０号線のほうまでも大渋滞しています。対策を考えていただけないでしょうか。

県道駒ヶ岳公園線につきましても、その部分が渋滞を引き起こしている原因にもなっていまして、住民も大変困惑しております。なので、引き続き県へ要請していただきたいです。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の再質問にお答えいたします。

道の駅はくしゅうの駐車場混雑対策などについてでございます。

この道の駅は人気の道の駅であり、敷地内にスーパーもありますので、休日は常に混雑していることは承知してございます。

現在、指定管理者において、特に混雑するゴールデンウイーク、お盆、台ヶ原宿市の期間には、交通整理のための警備員を配置して対応をしているところでもあります。

今後は、繁忙期には隣の梨北農業協同組合・白州営農センターや市役所・白州総合支所の駐車場など、臨時駐車場として借用できるかなどについて協議を行いまして、駐車場の混雑解消について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大芝正和）

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの代表質問の再質問にお答えいたします。

道の駅はくしゅう周辺の県道駒ヶ岳公園線の渋滞についてでございます。

先ほど、答弁にありましたように、来年度からは用地交渉を行っていくということでございます。県に伺ったところ、取得のほうが若干時間がかかるということでございますけれども、県も移設等を行うにあたって事業を進めていくと考えておりますので、市からも、できるだけ早い開通に向けて、行っていただくよう呼びかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

道の駅はくしゅうの件につきましては、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目２つ目について再質問いたします。

これから中学校の空き校舎が多数出る可能性があり、今あるものを、空いたものを分庁したりして、うまく活用し、最初の設備投資を抑えることも含めて庁舎を建てることを考えてはいただけないでしょうか。見解をお聞きしたいです。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの再質問にお答えをさせていただきます。

庁舎建設についてですけれども、既存の公共施設を無駄にしないということは、非常に大切なことだと考えております。

中学校等の空き施設というところですが、既存の公共施設、それから校舎の有効活用という視点については、忘れることなく着実に進めていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、この庁舎は、まさに廃校となった高等学校を使っているということで、これまで２０年ちょっとにわたって使ってきたところですけれども、建物が分散をしている配置でございます。弊害も非常に多くありまして、先ほど市長から答弁もさせていただいたところですけれども、利用者にとって非常に使いにくい、分かりにくい、それからセキュリティの確保、バリアフリーの対応等、様々な利用者の利便性も低いというところもございます。

新たな庁舎を建設することにつきましては、これらの事情を含めた中で、現在のところは、そちらの方向で考えているというところでございます。

しかしながら、多額な費用がかかることにつきましては、当然、懸念もされることから、計画的に基金等の積み立てを行いまして、できる限り補助金の確保でありましたり、有利な起債を活用していく中で、全力を挙げて庁舎の建設に向けて頑張っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

山﨑君江議員。

○６番議員（山﨑君江）

ご答弁ありがとうございました。

最後ですが、私が今回、物価高対策を取り上げたのは、中小企業や頑張っている個人を応援してほしかったんです。令和７年度予算の中でも法人税が減収していることは、とても気がかりなことです。法人税が上がらないのに市民の収入が上がることはないのです。今まさに大柴市長が言う「政治家は弱者を救うためにある」という言葉が試されているときなんです。

庁舎の建設は、長きにわたって市民に負担を負わせます。６０年間で償却していくにしても、維持管理費を含めると１００億円は超えてきます。人口減少に直面する未来では、負担にならないはずはないのです。

どうか、これからも未来の北杜市民の負担を重くすることのないようなかじ取りを、市長にはどうかお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

山﨑君江議員の、北杜オール・イン・ワンの再々質問にお答えをさせていただきます。

頑張っている人を応援する、これは市行政を進める上では当然なことだと思っております。しかし、世の中にはたくさん頑張っている方がいらっしゃいますので、そういった方に、一人でも多く幸せな北杜であってほしいというところでございますので、有事の際に、本当に困っている人に手が届かないというような防災対策、そういうことがあってはならないと思っておりますので、答弁繰り返しになりますけれども、極力負担は抑えていく中で、有効的な庁舎を検討していくというところでございますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

山﨑君江議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜オール・イン・ワンの会派代表質問を終結いたします。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、１８番、保坂多枝子議員。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

３項目について、代表質問をさせていただきます。

まず、出産環境の充実について。

日本の出生数は１９３万人が生まれた１９７０年以降、減少傾向にあり、２０２３年には統計開始以来、最少の約７２万７千人となっています。政府が試算した想定数値より、はるかに早く少子化が進んでしまいました。

本市においても、令和４年度１６９人、令和５年度１４１人しか生まれていません。本市において、これは大きな課題となっていて、北杜市で安心して出産や子育てができるようになることを目的に、「北杜市に産婦人科医を誘致する会」が発足し、署名活動や要望書の提出など活動を続け、２０年ほどの年月が経過いたしました。

こうした中、市内には現在、長坂町にほくと助産院、松浦助産院、高根町にこだま助産院、めでたや助産院、小淵沢町にｔｕｔｕバレエ助産所の５カ所の助産院が開業をいたしました。

妊娠・出産は、時には妊婦さんの生命に関わることもあり、胎児の健康状態も含めて、女性にとって、精神的にも肉体的にも大きな負担が強いられます。

以前、山梨日日新聞に「北杜市　大柴新市政の課題」として、出産環境の充実急務との記事が掲載されていました。

北杜市に住所のある女性の例が紹介されていて、車で片道３０分から１時間かかり、何かあったときにきちんと診療が受けられるだろうかとの不安の声や体質的に分娩が早い傾向にあり、陣痛が来たときに診療所に到着する前に生まれる可能性があると言われ、入院しての計画出産となった例や、産科が市内にないことで移住してきた子育て世代が県内の他地域や県外に再び移り住んでしまうケースなどが挙げられていました。

最近では、自宅出産を望む人も増えていて、対応が多岐にわたるようになってきました。

こうした状況も相まって、妊産婦は常に不安につきまとわれています。

市長は、公約の中で助産師の育成やネットワーク強化を図られるとのことですが、どのようにお考えなのでしょうか。

一方、最近では、腹部にベルト状になった検診器を付けると胎児の様子が見られ、データを発信することによって、診療機関に行かなくても診察ができるような機器も開発されています。

こうした活用も含め、安心して妊娠・出産し、出産後も含めた長期間のケアが大切で、行政や助産師・助産院との連携、また甲陽病院の婦人科との連携が必要です。以下、質問いたします。

①公的に助産師の育成とは、具体的には何をするのですか。

②行政、助産師や助産院、甲陽病院の婦人科との連携は。

③最新の医療機器を市立病院や助産院など妊婦の集まる場所に設置する考えはありますか。

次に、子育て支援住宅について伺います。

市では、子育て世代が安心して子育てができるような住環境を提供して、市内への定住を図るために、須玉町・大泉町・武川町の市内３カ所に子育て支援住宅を建設しました。この住宅は、ミキハウス子育て総研が行っている子育てにやさしい住まいと環境の認定を受け建設されたもので、３カ所とも旧総合支所の跡地を活用しており、利便性も良く、子育てしやすい場所になっています。そのうえ、子育てにやさしい室内外の仕様や設備になっていて、非常に使い勝手の良い住宅です。こうしたことから、建設当初から応募が多く、入居するには抽選になり、現在でも応募が多いことには変わりがありません。

この子育て支援住宅は、地域でのにぎわいの創出にもなっていることもあり、入居期限があること、退去後も引き続き市内に定住する世帯であるという入居制限があることなどから、市

内の子育て世代の定住が図られていると考えます。

市内に居住している子育て世代も保育園の送迎などで、一時的に子育て支援住宅への入居希望も多いと聞きます。

北杜市公共施設等管理計画に伴う北杜市公共施設個別施設計画や北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき、市営住宅の用途廃止を行っていることは十分承知しておりますが、子育て世代の転入を促進するには、子育て住宅の建設が必要と考えます。以下質問いたします。

①平均入居倍率と市外からの応募状況。また退去後の定住状況は。

②子育て支援住宅を整備する考えはありますか。

最後になります。上下水道事業について、伺います。

昨年発生した能登半島地震では、上下水道に甚大な被害を及ぼし、６県３８事業者において最大約１３万６千戸が断水しました。

全国の都市部の自治体職員や建設業者などの尽力により、令和６年５月３１日をもって、建物倒壊地域等を除いて水道本管の応急復旧がようやく完了し、今後、水道施設の本格復旧を進めていくにあたって、漏水調査などが実施されると伺っています。

また、本年１月２８日に埼玉県八潮市で発生した県道交差点の道路陥没事故は、流域上下水道の破損が起因しているとのことで、いまだに復旧のめどが立たず、上下水道の日頃からの点検や調査の重要性を感じているところです。

北杜市上下水道事業運営基本計画によれば、水道管路は１，３５３キロ、水道施設では水源７５カ所、浄水施設６カ所、滅菌設備７５カ所、配水池１１５カ所と、県内他市に比べて非常に多い状況であり、水道管漏水事故は１７２件と２日に１件の頻度で発生しています。老朽化した施設の更新や耐震化を図っていくことが重要です。

下水道についても、３６カ所の下水道処理場とそれに付随する下水道管路を多く抱えている状況にあり、水道と同様に日頃からの点検・調査を含めた対策を実施していく必要があると考えます。

また、現在、北杜市上下水道事業審議会において、水道料金の見直しについて審議されており、水道料金の改定と現行２つの料金体系の統一について議論されています。以下質問します。

①老朽化した管路の更新工事や耐震化が必要だと考えますが、市の見解は。

②前回の料金統一は、ダムの受水の有無ということで２つの料金体系としていますが、ダム水の受水をしている件数と湧水など自己水源の件数について、質問いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

出産環境の充実における、助産師の育成についてであります。

市では、開業する助産師に対し、分娩に要する費用を開業から５年間助成する「地域医療振興事業補助金」を創設し、これまでに開業した３助産院に助成し、育成を図ってまいりました。

また、来年度から「産後ケア事業」の「居宅訪問型」を、新たな事業として「開業助産師」に委託する中で、助産師による母子への支援の機会を増やす取り組みを実施してまいりたいと

考えております。

これらにより開業助産師が安定して助産所を運営できるようにするとともに、さらに連携を深め、妊産婦が安心して出産し、子育てをしてもらえる環境を充実させてまいります。

次に、上下水道事業における、老朽化した管路の更新工事や耐震化についてであります。

昨年１月に発生した「能登半島地震」では、現地の上下水道施設が甚大な被害を受け、特に浄水場や下水処理場のほか、これらの施設に直結した管路が大きく被災しました。

こうした状況から、本市においても、国からの指示を受け、本年１月に、向こう５年間を計画期間とする「北杜市上下水道耐震化計画」を策定したところであります。

この計画は、災害が発生した際に従前どおり上下水道の機能を確保するため、避難所等の重要施設に接続する、上下水道管路の耐震化を一体的に進めるものであり、本市においては、県営施設を除く、避難所等７２カ所に接続する上下水道の基幹管路を対象としております。

来年度は、特に緊急性の高い４カ所の避難所等の基幹管路について、耐震化に向けた調査業務を行う予定であり、今後も計画的に上下水道の一体的な耐震化を進めてまいります。

その他については、担当部長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

出産環境の充実における､妊婦が集まる場所への最新の医療機器の設置についてであります。

出産に伴う最新医療機器としては、院外へ持ち出し、胎児の健康状態をモニタリングできる「分娩監視装置」や、妊婦自身が腹部に巻いて自動で胎児の測定ができる「マルチアングル胎児エコー」などが開発されており、これらは､「産婦人科」へ通院することなく、胎児の状況を把握することができる機器と承知しております。

一方、これらの医療機器の導入に際しては、リモートでモニタリングできる「産婦人科医師」と、現場で機器を扱う「医療従事者」等の協力体制や、有効活用できる場所、および導入費用などの課題があり、設置については慎重に研究する必要があると考えております。

なお､「婦人科」を設置する「市立甲陽病院」では､「山梨大学医学部附属病院」で出産する妊婦の健診を行い、相互にデータを共有できる体制を整備するなど、できることから着実に取り組んでいるところであり､引き続き､安心して出産できる環境の充実を目指してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

出産環境の充実における、行政、助産師や助産院、甲陽病院の婦人科との連携についてであります。

市では､市内在住の「開業助産師」と定期的に連絡会を開催し､情報交換を行っております。

助産師は開業するに当たって「医療法第１９条」に基づき、嘱託する医師等を定める必要が

あり、それぞれの助産師はすでに嘱託医がいるところではありますが、「甲陽病院」を含めた連携につきましては、さらに研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

子育て支援住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平均入居倍率と市外からの応募状況、退去後の定住状況についてであります。

「子育て支援住宅」の平均応募倍率については、須玉、大泉、武川の３団地で平均３．８４倍であり、市営住宅全体の平均応募倍率１．０８倍と比較すると高い状況にあります。

市外からの応募状況については、過去２年間の応募状況を見ると、応募件数７０件のうち、市内３０件、市外４０件で全体の５７．１％が市外からの応募となっております。

定住状況については、令和４年度から本年１月末日現在までに、「子育て支援住宅」から退去された方は２９世帯であります。

そのうち、市内への定住が２６世帯、市外への転出が３世帯であり、結果として、市内へ住所を移した世帯の割合は８９．６％という状況であります。

次に、子育て支援住宅を整備する考えについてであります。

「子育て支援住宅」については、入居可能な部屋数が限られた状況であり、入居希望者も多いことから、北杜市へ移住・定住を希望する子育て世帯や若年夫婦世帯など、多様なニーズに対応するため、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、既存の「市営住宅」の改修による活用を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

上下水道事業における、ダム水の受水件数と湧水などの自己水源の件数についてであります。

「峡北地域広域水道企業団」からダム水を受水している地区は、明野地区ほか５地区であり、２万２，３５５件であります。

また、ダム受水地区であるにもかかわらず、ダム水が供給されずに、湧水などの自己水源だけで水道水が供給されている件数は、６地区で４，５６６件であります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員の再質問を許します。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

大項目３つについて、再質問をさせていただきます。

まず、出産環境の充実についてでございますが、先ほど助産師の育成のところで、産後ケアの育成についてというご答弁の中で、居宅介護型を新たな事業として開業助産師に委託して母子への支援をしていくということですが、具体的にはどのような方法で行っていくのでしょうか。

それから２つ目、行政と、それから助産師や助産院との連携についてですが、何か起きたときに適切で俊敏な対応というのが非常に重要になります。出産は病気ではないのですが、緊急性が非常にあるということで、常に瞬時に判断しなければならないことがたくさんあります。そうしたことも想定しなければならなくて、助産師間での情報交換というのは、出産をケアする、出産を助けるほうですよね、ケアする側としてもとても重要なことだと考えています。

市では、先ほど、市内在住の開業助産師さんと、それから定期的に連絡会を開催して情報交換を行っていくというご答弁をいただいていますが、どのくらいの頻度で、どのような内容をなさっているのでしょうか。

それから３つ目ですが、最新の医療機器を設置するお考えについてですが、先ほど検討していくというお話でしたが、助産師がいるところなら設置できるという機器ですが、出生数が少ないということで、今、産婦人科医や産婦人科は減少しています。本当に昔から見ると半分くらいと感じるところですが、採算が合わないということは承知していますが、少ないから設置しないというのではなくて、いかにそれを改善していくか、少ないからやめましょうとか、そういうことではなくて、いかに改善していくかということが大切だと思いますが、人の手が足りないところのカバーとしては、どのように図っていくのか伺いたいと思います。

以上３点、お願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず１点目の、居宅訪問型産後ケアの事業についての内容というご質問でございます。

市が委託した助産師が利用者の要請に基づいて居宅を訪問しまして、相談、それから母親への保健や育児手技の指導、心理的ケアなどを行う事業でございます。

２つ目の、助産師連絡会の頻度と内容というご質問でございます。

令和５年度は７回、今年度は４回、開催をしております。

内容につきましては、令和５年度につきましては、助産師マップの作成。今年度につきましては、居宅訪問型産後ケアをメインテーマとしまして情報交換を行ってまいりました。

助産師の協力を得ながら、安心して出産し、子育てをしてもらえるような地域を目指してまいります。

それから、３点目の助産師がいるところであれば設置ができるのではないかというご質問でございます。

これも先ほどの答弁にありましたけれども、助産所への設置につきましても非常に課題が多いことから、慎重に研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

では、再々質問をさせていただきます。

今の医療機器もいろんな、今から最新の機器が出てきますので、ぜひ検討して前に進めていただけるようにお願いをしたいと思います。

再々質問ですが、先ほどの助産師の育成ということで、居宅型訪問の対象となる事業とか、いろいろお聞きしたんですが、対象となる方はどのような方でしょうか。受けるほうのお話なんですが。

それから２点目として、行政と助産師や助産院、甲陽病院との婦人科の連携についてなんですが、今は生活様式が変わりました。出産に役立つような動きが少なくなっている。というのは、例えばトイレも洋式になっています。昔は和式だったのですが、それから雑巾がけとかということもあったんです。それが自然に、出産に必要な筋肉とか体を整えていくという動きもあったんですが、もうこれは本当に生活スタイルが変わってきて、知らず知らずのうちにそういう機会がなくなってしまったということで、トレーニングをするような必要も出てきています。

今、子どもの数が少ないということが非常に問題になっています。問題になっている中で、依然として、この自然死、自然に亡くなってしまうというのではなくて、人工中絶というような事態も起きています。本当に今、５大疾病で亡くなる方の要因の中に、５位の中には含まれるくらいの数になっていまして、母子の健康というのはもちろんですけれども、命の尊さを伝えていく、考えていく場にもしていただきたいと考えていますが、見解についてお伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

まず最初に、居宅訪問型産後ケア事業の対象者についてでございます。

こちらにつきましては、母子健康手帳を交付したときにアセスメントを行いまして、特定妊婦に該当する方や、あと初産婦を中心に利用のお勧めをしているものでございます。

次に、人工中絶が減っていなくて、母子の健康はもちろん、命の大切さを考えていくことはできないのかというご質問でございました。

現在、各中学校におきまして、保健師が「いのちの授業」を行い、命の大切さに気づいてもらうきっかけづくりをしております。

議員ご指摘のことにつきましては、プレコンセプションケアとの関連もありますので、関係部署と検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

ありがとうございました。ぜひ、そういう心の問題ですけれど、含めてご検討いただきたいと思います。

続きまして、子育て支援住宅についてでございます。

先ほどのご答弁を伺っていますと、非常に、この子育て支援住宅の効果が大きいなと感じました。市外からの応募数も多いし、定住化率も高いということを伺いましたので、この支援住宅について、今、既存で改修の対象にしている住宅が何軒くらいあるでしょうか。

それからまた、この既存の住宅は、どんなふうに改修していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えをいたします。

市営住宅の改修にあたっての件数と改修内容についてのご質問だと思います。

改修につきましては、現在、改定中であります「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」の中で、子育て住宅の整備に関する検討について、建物の築年数、構造などを考慮し、優先度の絞り込みを行い、９団地を対象としているところでございます。

また、改修内容につきましては、主に内装の改修ということになりますけれども、子育て世代、若年夫婦世帯に寄り添うような形で、「国土技術政策総合研究所の子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドラインの案」が示されておりますので、これに寄り添うような形で改修の検討を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

今、検討をしてくださっているということですが、具体的に検討している住宅がありますでしょうか。今、ちょっと理念的なものを教えていただいたんですが、具体的に検討しているところがあったら教えていただきたいんですが。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

具体的な候補でございますけれども、「北杜市営団地総合活用計画・長寿命化計画」で選定をした９団地の中から、駅やバス停からの距離、周辺の教育環境、あるいは保育園の施設、医療

施設などへの交通の利便の高い場所で、住居または敷地面積、現在の入居率や応募状況などを考慮しまして、そういった中、長坂の「中之島団地」をモデルとして検討を行う考えでございます。

この「中之島団地」の周辺につきましては、現在、駐車場が手狭であるということもありますけれども、南側に隣接する「県営中之島住宅」が令和７年度に解体を予定しておりまして、そこの跡地等を駐車場に利用するというような、増設用地としても活用ができるということで、そのガイドライン案に沿ったような改修を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

３項目め、お伺いします。

上下水道事業についてですが、先ほどの老朽化した管路の更新工事や耐震化についての部分で質問させていただきます。

先ほどの答弁で、国からの指示を受け、向こう５年間の上下水道耐震化計画を策定して、具体的には避難所７２カ所などの重要施設のうち、緊急性の高い４カ所の避難所について、一時的な耐震化を進めるようですが、その４カ所の場所と、それから計画について教えていただきたいと思います。

それから２項目めになりますが、ダム水の受水をしている件数は、６町で２万２，３５５件、湧水など自己水源の件数は４，５６６件というお答えでした。

ダムの受水をしている６町の中でも自己水源を使っている方がいるということですよね。現行の制度は、ダムの受水をしているか、ダムの受水をしていないかで料金体系が変わっているということだと思いますが、この６町の中で、ダムからの受水をしていない人がいるということでよろしいでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えをいたします。

はじめに、上下水道耐震化計画に基づきます４カ所の場所等についてでございます。

耐震化する４カ所の場所については、須玉町地内を予定しておりまして、須玉総合体育館、須玉町デイサービスセンター、塩川病院、市役所本庁舎に接続する基幹管路であります。

また、計画としましては、来年度、上下水道の詳細設計を実施いたしまして、工事につきましては、令和８年度から令和１１年度の４年間で実施する予定でございます。

なお、水道の基幹管路については、須玉中学校東側の穂足配水池から本庁舎までの約５キロ、それから下水道の基幹管路については、本庁舎から須玉第１処理場までの約４００メートルの管路の敷設替え工事を実施する予定でございます。

それから２点目でございますが、６町の中でもダムの受水をしていないところがあるのかという確認のご質問かと思いますけれども、議員ご指摘のとおりでございまして、６町の中でも

ダムの受水を受けていない方がいらっしゃいます。ただし、料金については、明野町ほか５地区のダムを受水している方と同じ料金をご負担いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

ありがとうございました。確認ができました。

再々質問ですが、ダムの受水地域の中でも６地区の中で４，５６６件、湧水などの自己水源があって、料金についてはダムの受水をしている人と同じということで、また、ごめんなさい、繰り返しますが、答弁だと思います。武川と白州地域の件数は何件あるのか、教えていただけますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

保坂多枝子議員の、みらい創生の代表質問の再々質問にお答えをいたします。

武川地区と白州地区の給水件数につきましては、合計で３，５４５件でございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

保坂多枝子議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は３月１４日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後　５時２１分

令 和 7 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 １ ４ 日

令和７年第１回北杜市議会定例会（４日目）

令和７年３月１４日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸 報 告
日程第１　一般質問

３番	輿石知宏議員
２番	大塚　愛議員
７番	髙見澤伸光議員
１２番	秋山真一議員
１４番	志村　清議員
９番	中山喜夫議員
１０番	神田正人議員
１番	浅川勝正議員
５番	中村典子議員
４番	飛矢﨑雅也議員

２．出 席 議 員　（２０人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１８番	保坂多枝子
１９番	内田俊彦	２０番	秋山俊和

３．欠 席 議 員　（ な し ）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（４３人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	大芝一
企画部長	加藤寿	市民環境部長	三井喜巳
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	皆川賢也	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	小澤永和
上下水道局長	田中伸	会計管理者	平井ひろ江
監査委員事務局長	加藤郷志	農業委員会事務局長	三井博彦
明野総合支所長	小澤茂	須玉総合支所長	小澤義久
高根総合支所長	渡辺美津穂	長坂総合支所長	花輪孝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	河手貴
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	坂本賢吾
政策推進課長	進藤修一	総務課長	日向勝
財政課長	城戸潤子	秘書広報課長	佐藤康弘
人事課長	跡部秀之	消防防災課長	浅川博之
企画課長	小泉直紀	市民サービス課長	清水悦子
環境課長	櫻井義文	介護支援課長	向井幹裕
子育て政策課長	川端下正往	こども保育課長	三井智昭
ネウボラ推進課長	津金胤寛	観光課長	山田真二
まちづくり推進課長	土屋雅光	教育総務課長	鷹左右紀
生涯学習課長	田丸敬一	学校給食課長	平井伸一
上下水道維持課長	有賀英敏		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤聡
議会書記	小池佳生
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は２０人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、１０人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初にポラリス北杜、３９分。次に北杜クラブ、２６分。次に日本共産党、7分。次に北杜オール・イン・ワン、１８分。次にみらい創生、４０分。次に無会派、浅川勝正議員、１５分。次に無会派、中村典子議員、１５分。最後に無会派、飛矢﨑雅也議員、１５分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできません。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますが、残り時間の１分前になりましたらベルを１回、３０秒前に2回、１０秒前に3回鳴らし、残り時間をお知らせいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、順次、質問を許します。

最初に、ポラリス北杜、３番、輿石知宏議員。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

私からは2点、質問をさせていただきます。

１点目、難病者雇用について。２点目、市内温泉施設の維持計画についてでございます。

現在、日本の指定難病の数は３４１種類であり、受給者証を所持している方は令和５年度末現在で約１０８万７千人となっています。そのうち、山梨県内の受給者証を所持している方は５，３１４人。これに、指定難病として位置づけられていない場合や、別の受給者証を利用するほうが医療費給付が受けられる場合もあるため、難病指定受給者証を所持していない難病患者もおり、指定難病患者の総数はもっと増えると考えられています。

指定難病に該当する場合、障害者手帳を取得することができ、様々な支援を受けることが可能です。また雇用に関しても、各企業や自治体には障害者手帳をもつ人が対象の雇用枠はあるものの、障害者手帳の交付条件に当てはまらない症状を抱える方は、就労したくてもできない現状があります。見た目には健常者と変わらない方もおり、そのために難病であることを告白することもできずにいる方もたくさんおります。「ある日突然難病に」「就職活動前や諸事情により職場を変えたい」など難病患者の置かれている状況は様々ではあります。薬を購入する、注射をするなど、生活をしていくためにはどうしてもお金が必要であり、働くことで病院に通うなどの収入を得ていくことが可能となります。このような状況の中、山梨県は令和６年度に

障害者総合支援法の対象となる３６９の難病患者を対象とした雇用枠を、自治体としては全国で初めて設けました。３名の募集の中、８名の応募があったと聞いております。本市も山梨県にならい、自治体として難病患者雇用枠を設けることで、難病者にも住みよい環境を作っていける第一歩となると考えております。

そこで以下質問です。

１点目、法定雇用率２．８％を目標としている北杜市の障害者雇用の現状を教えていただけないでしょうか。またその中で難病を抱えた職員の方がいるかどうか把握していれば教えてください。

２点目、山梨県の難病者雇用枠創設を受けて、本市に要望や問い合わせが来ているかどうか教えていただけないでしょうか。

３点目、今後、難病者雇用枠を設ける考えはありますでしょうか。

大項目２つ目の、市内温泉施設の維持計画について、お伺いいたします。

合併前の旧８町村の時代から、公共サービスの需要に応じて、学校、市営住宅、観光施設等の「公共施設」が整備されてきました。現在、北杜市が所有する公共施設３６２施設の中で、整備予定とされている増富の湯も含めて１０の温泉施設があります。今年度、北杜市は合併から２０年を迎えることとなり、非常に喜ばしいことではあるものの、先に挙げた稼働中の温泉施設の古くは４０年以上の歴史があるものや、新しい施設でも建設から２０年を越えているのが現状です。昨今、この温泉施設のサービス低下という声を聞くことが多く、いくつかの温泉施設を利用させてもらう中で、確かにご指摘のような施設整備が必要な個所が各施設にはあることが確認できました。担当課に確認したところ、整備品の納期により遅れている部分はあるものの、随時修理の対応は行われているとのことで安心しているところではあります。

北杜市の温泉施設は、湯治や福祉的な要素を伴った温泉施設ばかりであり、“我が風呂”として毎日の利用を楽しみにしている市民の皆さまや、本市に来ていただいた観光客の利用も非常に多い施設もあります。しかしながら、建設から２０年以上が経過し、また温泉の成分による劣化で通常の公共施設よりも修繕が必要となることから、これから時間が経過すればするほど多くの費用が必要となってきます。平成１８年の５万人をピークに本市の人口は減少の一途を辿り、令和２２（２０４０）年、これから１５年後には約３万４千人まで減少することが見込まれ、それに伴って税収も少なくなっていく中で公共施設維持の方法を検討していくことが喫緊の課題かと考えます。

そこで以下質問です。

１点目、市内温泉施設に関して市民や観光客からどのような声が届いているか教えていただけないでしょうか。

２点目、市内温泉施設の施設維持管理のため利用料金の値上げも視野に入れる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

３点目、市内温泉施設の維持の方法として民間業者等への譲渡についても検討していくべきと考えますが、今後の計画などを教えていただけないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

３番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

市内温泉施設の維持計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民や観光客の声についてであります。

市では、全ての「市営温泉施設」に「指定管理者制度」を導入し、民間事業者による管理運営を行っており、毎年度「利用者満足度調査」を実施するなど、様々なご意見をいただいております。

その内容としては、「泉質が良く、気持ち良かった」「食事処の料理がおいしかった」「スタッフの対応が良かった」などといった満足度の高い旨のご意見があったほか、「いつもより温度が低い」といった改善要望などもあり、このようなご意見をいただいた際には、速やかな修繕対応に努めているところであります。

今後も、利用者の皆さまの声に耳を傾け、「指定管理者」と共有しながら、更なる満足度の向上を図ってまいります。

次に、利用料金の値上げについてであります。

利用料金については、平成２６年１０月に、「第２次行財政改革アクションプラン」に基づき、受益者負担により維持管理に係る財政負担を緩和させ、経営改善を図ることを目的として、料金改定を実施しております。

しかしながら、昨今の燃料費および人件費の高騰など、施設の維持管理コストの増加への対応として、状況に応じた受益者負担の適正化は必要であると考えております。

このため、受益と負担の公平性の原則に基づき、他の自治体との均衡等を考慮する中で、料金改定について検討してまいります。

なお、温泉施設は観光面のみならず、住民福祉の側面もあることを踏まえた上で、適正な料金設定について検討を行い、料金改定の際は、受益者負担に対する十分なご理解をいただけるよう、しっかりと周知してまいります。

次に、今後の計画についてであります。

市営温泉施設については、昨年３月に策定した「北杜市公共施設個別施設計画」に基づき、現在の１０カ所から最適配置後の配置を３から５カ所と定め、検討を進めることとしております。

検討により、公共施設としての機能を廃止する温泉施設については、民間事業者への譲渡を第一に検討を進めることとしており、市内温泉施設の機能が維持されるよう努めてまいります。

今後については、来年度、最適配置に向けた「検討委員会」を組織し、市営温泉施設の在り方について検討を始めてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

３番、輿石知宏議員のご質問にお答えいたします。

難病者雇用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者雇用の現状についてであります。

本市における、昨年６月１日基準日での、障害者の実雇用人数は１８人であり、国の算定基準に基づく障害者雇用率は２．７８％となっております。

地方公共団体の法定雇用率２．８％を若干下回ってはおりますが、法定雇用障害者数を達成するために、新たに採用しなければならない障害者の数は０人であり、実際の目標は達成されている状況であります。

なお、雇用している職員のうち、難病を抱えた職員が含まれているかについては、把握はしておりませんが、市の「産業カウンセラー」は、看護師の資格も有していることから、相談体制は整っております。

次に、県の難病者雇用枠創設に関する要望や問い合わせについてであります。

県においては、本年度から、障害者枠では受験が難しい難病者の就労を後押ししようと採用枠を創設し、３人を採用したことなどが報道されておりますが、県における取り組みを受けての市への要望や問い合わせについては、現在までのところありません。

次に、難病者雇用枠の創設についてであります。

市においては、常勤職員の採用にあたり、例年、一般の採用枠とは別に障害者枠を設けて募集を行っているところでありますが、県が今回創設した難病者の採用枠の取り組みについては、障害者雇用と同様に大変重要であると認識しております。

一方で、難病者が就労するにあたっての留意すべき事項などもあることから、県における取り組みの状況なども確認しながら、本市での難病者雇用枠の導入について研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員の再質問を許します。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

再質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

まず、１点目の難病者雇用についてでございます。

難病者雇用枠の導入に向けて研究していただけるとのことで、非常に前向きに考えていただき、ありがとうございます。

私の近くにも、一見、何の病気も持っていないように見えるんですけども、難病指定をされている方がいらっしゃいます。難病を持つ方たちの状況を少しでも理解して、一人でも多くの方がより良い生活ができるようにと、手助けしていくことが非常に大切だというふうに考えております。

そこで２点、再質問をさせていただければと思うんですが、１点目、難病者雇用枠を創設する際、常勤職員としての採用か、会計年度任用職員としての採用か、もしくは両方かについて、現在のお考えを教えていただけないでしょうか。

２点目になります。難病者雇用枠の創設は、令和何年度の採用を目指して検討を進めていただけますでしょうか。

以上２点、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

３番、輿石知宏議員の再質問にお答えいたします。

最初に、難病者雇用枠の創設をする際に、常勤職員としての採用か、会計年度任用職員の採用かなどについてであります。

難病者雇用枠の創設をするということになりますと、常勤職員での雇用枠の導入を、現状では想定しております。

続いて、難病者雇用枠の創設をするのであれば、何年度の採用を目指すのかということについてでございます。

現在、導入の想定といたしましては、令和７年度中に、毎年実施をすることになりますが、採用試験の見直しがございます。それと併せまして、難病者が就労するにあたって留意するべき事項、また県の取り組みの状況などもしっかり確認をする中で、その次の年度におきまして難病者雇用枠の創設および、募集の実施を想定する中で研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

輿石知宏議員。

○３番議員（輿石知宏）

ご答弁ありがとうございます。

この北杜市の職員の皆さまの中にも、難病もしくはそれに近い症状を持ちながらカミングアウトできずに働いている方も、もしかしたらいるかもしれません。この難病者雇用枠を設けることで、職場として難病者への理解も深まり、そのような方たちがカミングアウトできるようになるかもしれません。ひいては、職場のコミュニケーションがとれる風土がより高まるかもしれません。働きやすい、ここで働き続けたいと思えるような環境をつくる一歩として期待をしたいというところになります。

続いて、市内温泉施設の維持計画についての再質問をさせていただきます。

先に述べたとおり、公共施設の維持は本当に難しくなってきているのかなと考えております。今まで当たり前に使っていたものが当たり前に使えなくなる。行政に頼るばかりではなく、自分たちが守りたいものは自分たちで守っていく努力する。何ができるか、市民一人ひとりが考える。このようなことが必要だと、私は考えております。

とはいえ、税金を使って修繕をしている現状の公共施設、北杜市民の皆さまへの優遇策があってよいかなと考えております。

ゆくゆく料金が上がるということを考えたときに、１点目、毎日のように利用している市民への優遇策として、１カ月、３カ月というフリーパスが今現在ある中で、それよりも長期的なフリーパスを検討することも必要かと考えておりますが、いかがでしょうか。

２点目、来年度、最適配置に向けた検討委員会を組織し、今後の市内温泉施設の方針を検討していくとのことですが、検討委員会の委員の構成はどのような方を選ぶ、ご予定でしょうか。公募を行ったり、市内温泉施設を頻度多く利用する方も含めて選定をいただくことが必要かと

考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

３番、輿石知宏議員の再質問にお答えいたします。

質問は２点でございます。長期的なフリーパスの検討についてと、あと、もう１点が検討委員会の考え方ということでございます。

まず、長期的なフリーパスの検討でございますが、現在、市内温泉施設のフリーパスにつきましては、条例で市内料金、市外料金を設定しまして、１カ月と３カ月の２種類の利用区分により運用しております。日常的に利用される方につきましては、料金単価の面でお得な制度となっております。料金改定につきましては、利用者の理解を図ることが重要と考えますので、日常的に利用されている方々のご理解を得る中で、継続的に利用していただく方策として、料金改定の際には、長期間のフリーパスの導入につきましても、検討してまいりたいと考えてございます。

２点目でございます。検討委員会の考え方でございますが、公共施設個別施設計画におきましては、温泉施設については、第１期であります２０３１年までに検討委員会を組織する中で、今後の施設の方針を検討いたしまして、第２期となります２０３２年以降に検討結果に基づいた存続、施設の移管、廃止などの対応を行うこととしております。

検討委員会につきましては、有識者などのメンバー構成により外部の意見を反映させることも必要と考えますが、まずは来年度、庁内の関係者による組織を立ち上げ、計画に沿った適正配置についての検討を始めてまいります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで３番、輿石知宏議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、２番、大塚愛議員。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

私からは、大きな項目として３つ、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、１２月の議会でも質問させていただきました、北杜市立保育園の園服・体操服について、こちらの経過についてお伺いいたします。次に、ファミリーサポートについて。３つ目に、市長の公約にもございました、三世代交流スペースについてとなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず１つ目、北杜市立保育園の園服・体操服について。

昨年の１２月議会で、北杜市立保育園の園服、体操着の今後について質問させていただきました。その際に、今年度中に保護者アンケートを取り検討するという非常に前向きな回答をい

ただき、未就学児の保護者にとって注目が高まっているところです。この保育園の園服・体操着につきまして、経過をお知らせいただきたく、引き続き、今回は２点、質問をさせていただきます。

まず１点目、アンケートの実施状況はその後いかがでしょうか。また既にアンケートを取られて結果が得られていましたら、その結果・概要を教えてください。

２点目、また、今後どのように進めていかれるのか、決まっている範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

続きまして、大項目２つ目になります。ファミリーサポートについて、お伺いいたします。

周囲に子育ての援助を頼める人がいないような家庭にとって、協力会員に援助していただけるようなファミリーサポート制度は、大変助かる制度となっています。その一方で、協力会員の高齢化や人材不足で、現在は依頼会員とのマッチングがうまくいかないということも増えていると耳にしております。このファミリーサポート制度につきまして、２点、質問させていただきます。

まず１点目、ファミリーサポートの利用料として支払う金額は、依頼会員から５００円、そこに市の助成が２００円加わりまして、合計で７００円が、１時間単位の報酬として協力会員さんに支払われています。私も個人的に、子どもの習い事の送迎を協力会員さんにお願いしているところではあるのですが、報酬が少し安いのではと心苦しく思っていたところであります。しかし、今後、市の助成が５００円に増額されて、合計１千円というのが１時間あたりの報酬になるとお伺いし、安堵しているところであります。つきましては、この改定がいつから行われるのかということを教えていただけたらと思います。

２点目になります。協力会員の研修についてです。ファミリーサポートの協力会員として登録するためには、協力会員養成講習会を受けなければなりません。北杜市の場合は年に１回、平日の朝から夕方までの講習を４日間、受けないと登録できないということになっております。しかし他の自治体では年に数回登録会が設けられている場合もあり、また、講習も２日だったり、あるいは数時間で済むということもあります。

このファミリーサポートの研修について説明されている資料、こども家庭庁の「子育て援助活動支援事業」（ファミリー・サポート・センター事業）の実施についてという実施要綱を確認すると、緊急救命講習および事故防止に関する講習というのについては、提供会員、北杜市では協力会員と呼んでいますけども、「提供会員全員に対して必ず実施すること」とありますけれども、その他の講習につきましては、「これを修了した会員が活動を行うように努めること」とあり、保育や看護の資格を持たない人であっても、必ずしも受講が必須ではないように見受けられます。

現在のように協力会員が不足している状況であれば、まずは登録の機会を複数回に増やすというのはいかがでしょうか。現在子育て中の人も依頼会員と協力会員の「両方会員」として登録し相互援助できれば、孤独な子育て環境という問題も、子育てにまつわる送迎など二次交通の問題も、少しだけではあるけれども解決に一歩近づくのではないかなと考えます。

そこで質問なんですけども、全員が受講を必須とする講習自体にかかる時間数を減らすということ、および土日などにも登録の機会を複数回設けるという、こういった２点の措置を行っていただくことは可能でしょうか。お考えをお聞かせいただけたらと思います。

最後は３つ目になります。三世代の交流スペースについてです。

先日の市長の所信表明でもおっしゃっていましたように、今後、三世代交流スペースの整備が進められることと存じます。三世代交流スペースにつきまして、市長は「各地域において、新生児や乳幼児が安全に遊ぶことができる場として、また、子ども世代と親世代、祖父母世代の皆さまが「子育て」を共通の話題とし、世代を超えて交流を深められる場として」整備されると仰っていました。この三世代交流スペースにつきまして、今回４点、質問させていただきます。

まず１点目、以前予定されていた屋内施設の「こどもランド」というのは白紙撤回されていて、屋外施設の「こどもパーク」と、三世代交流スペースというのがそれぞれ整備されていくという認識で合っていますでしょうか。

それから２つ目、三世代交流スペースは、具体的にはどのような場所に、どのくらいの広さで整備される予定でしょうか。また、想定される利用可能日時はどのようなご予定でしょうか。

３点目です。せっかく交流スペースを整備しても、実際に活用されなければもったいないなと感じております。そのため、整備前に、例えばどのようなおもちゃや設備があると良いかなどを、利用が想定される地域の子育て中の市民や子どもと話し合うようなミーティングをしていただくことは可能でしょうか。利用者のニーズに沿ったものが整備できるというメリットと併せて、市民をあらかじめ巻き込んでおくことで、自分たちの場所としての愛着も生まれるかと考えますが、いかがでしょうか。

最後になります、４点目です。お隣の静岡県の話ですけども、焼津市というところのおもちゃ美術館というところがあります。そこは港町であることを活かして、船や魚にまつわる遊具ですとか、静岡県産の木材で作られたおもちゃで遊ぶことができ、地元の人も観光客も集まって賑わっております。このように、その土地の特徴を活かしたものがあると、市民がますます市に愛着を持つことができ、また子連れの観光客が利用することもできるのではと考えます。

今回整備する交流スペースは、おもちゃ美術館などとは異なり無料のスペースではあるかと思うのですが、単なるキッズスペースにしてしまうのではなく、例えばボルダリングのようなものができたり、北杜市産の木材を使用したおもちゃを置くなど、北杜市ならではのオリジナリティーが発揮されたものになると良いなと思っております。今回の三世代交流スペースに北杜市のオリジナリティーを活かすようなお考えはおありでしょうか。お聞かせいただけたらと思います。

以上になります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

２番、大塚愛議員のご質問にお答えいたします。

「三世代交流スペース」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「三世代交流スペース」の内容及び、「こどもパーク」との関連についてであります。

「三世代交流スペース」については、各地域において、未就学児童が安全に遊ぶことができる場として、また、子ども世代と親世代、祖父母世代の皆さまが「子育て」を共通の話題として、世代を超えて交流を深められる場として、安全に配慮した「キッズスペース」に加え、世

代間の対話を促す「談話スペース」を備えることとしております。

「キッズスペース」については、クッション性の高い素材で構成された、ユニット型の製品を据え置く予定であり、大きさは、施設の「空きスペース」にもよりますが、おおむね３メートル四方から４メートル四方程度を予定しております。

また、「談話スペース」については、高齢者の利用にも配慮した、「ソファ」や「ローテーブル」を設置する予定であります。

なお、設置場所については、施設の人流などを考慮し、既存の社会教育施設の空きスペースの活用を予定しており、利用時間などは個々の施設の規定に準ずることとなります。

以上のことから、現在、保健センター敷地内で整備を進めております「仮称　北杜市こどもパーク」とは、別の事業と位置付けております。

次に、「市のオリジナリティーを活かす考え」についてであります。

「三世代交流スペース」については、あくまでも、交流の場所の提供を目的としており、利用方法を限定せずに、誰でも自由に使える「フリースペース」としての活用を想定しております。

現状では、市独自の要素を備えた設備や遊具といったものを設置する予定はありませんが、より多くの皆さまにご利用いただけるよう、運用方法や内容の拡充については、今後も研究をしてまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員のご質問にお答えいたします。

北杜市立保育園の園服・体操服についてであります。

先月１７日から２８日までの期間において、市立保育園１３園の保護者７３０人を対象に、市立保育園の園服および体操着に係るアンケートを実施いたしました。

園服の着用については、必要が４３％、自由が４１％、不要が１６％という結果となり、園児の安全確認や、気持ちの切り替えに必要というご意見がありましたが、保護者が自由に選択することができることを望むご意見も見られました。

また、園統一の体操着については、不要が５６％、必要が４４％となり、着用頻度の減少や、成長による買い替えが必要となることを負担に感じているご意見が多く見られました。

今後、保護者アンケートの結果を地域の園服・体操着の取り扱い業者へ説明し、ご意見を伺い、園服と体操着の着用の自由化も視野に入れた、園児の安全確保および保護者の経済的負担軽減について検討してまいります。

次に、ファミリーサポートについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、報酬額の改定時期についてであります。

地域において育児の援助を行いたい協力会員が、育児の援助を受けたい依頼会員の子どもの預かりや送迎を行う「ファミリー・サポート・センター事業」については、需要の増加に対して、協力会員の高齢化等による減少により、マッチングが困難となるケースが生じておりました。

こうした状況を改善するため、市では、報酬を増額し、協力会員を確保してまいりたいと考えております。

報酬の額については、昨今の物価上昇等も鑑み、来月から、現行の平日１時間当たり７００円の報酬額を、１千円に増額する予定であります。

一方、この増額により、依頼会員の方の負担が増えることがないよう、市の補助額を増やして対応することとしており、関連する所要の経費を来年度当初予算に計上し、本定例会に提出しております。

次に、協力会員の研修についてであります。

「子育て援助活動支援事業実施要綱」では、協力会員を養成するにあたって、「緊急救命講習」および「事故防止に関する講習」の実施を義務化しているほか、保育や看護等に係る２４時間の講習を実施することが努力義務となっております。

平成２２年に大阪府で起きた事故等を考慮し、市では安全に子どもを預かることを重視した「義務講習」を含んだ２４時間の講習を実施しております。

しかしながら、預かりよりも送迎での利用が多いことや、協力会員を増やす必要があることに鑑み、今後、講習の日程やカリキュラム等について検討してまいります。

次に、「三世代交流スペース」における、整備前のミーティングの開催についてであります。

「三世代交流スペース」については、子育て中の世代に限らず、高齢者をはじめとする一般の皆さまなど、幅広い層に活用していただくことを想定しております。

整備に際しては、幅広い層の皆さまのご意見を反映させるため、必要に応じ、「子ども・子育て会議」などに諮りながら進めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員の再質問を許します。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

今回もいろいろと前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございました。

まずは、園服・体操服につきまして、すでにアンケートの結果もまとめていただいているということで、あと自由化も視野に進めていただけるとのことで、迅速なご対応をいただきまして、どうもありがとうございました。

それぞれのご家庭が自由に選択できるというのが一番良い形かと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

あと大項目２つ目のファミリーサポートについてと、３つ目の三世代交流スペースにつきまして、再質問をさせていただきます。

まず、大項目２つ目のファミリーサポートについて、講習の日程やカリキュラムについて検討していただけるということで、こちらも前向きなご回答をいただいてありがとうございます。

日程の短縮や土日開催ですとか、あとは映像を視聴しての講習ですとか、様々なことが考えられるかと思うんですけれども、講習日程の発表などもあるので、可能な限り早めの変更が求められるかなと思うのですが、最も早くて、いつからの変更になるでしょうか。もしお答えいただけそうでしたらお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員の再質問にお答えいたします。

研修の機会を増やすための様々な方法、いつから変更ができるのかというご質問だったかと思います。

今年度の研修において、外部講師以外の講習を撮影しまして、研修当日に来られなかった方に対して保健センターで映像を見てもらうという機会を設けました。こういった映像などを活用し、研修を受けやすくするための方法を今後検討しまして、来年度の研修から、できることからになりますけれども、導入をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

大塚愛議員。

○２番議員（大塚愛）

ご回答ありがとうございます。調整など大変かと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

続きまして、大項目３つ目の三世代交流スペースにつきまして、２点、再質問をさせていただきます。

１つ目ですけども、こどもランドについて、さっき言ったんですけども、こどもランド自体は、計画として、もうないという認識で合っているのでしょうか、教えてください。

２つ目、今回の整備は工事を伴わないもののようなので、さすがにボルダリングとか難しいのかなと思ったんですけれども、ただ、今後、何か追加の整備をされるですとか、あと別の箇所につくられるというときには、やはり地域の保護者ですとかを巻き込んでおくこと、例えば保育園とか幼稚園児の保護者であったり、子育てひろばの利用者たちにも、ぜひ意見を聞いたり、アンケートを取ったりしていただくなど、お願いしたいと思うのですが、お考えのほどをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤こども政策部長。

○こども政策部長（小澤哲彦）

２番、大塚愛議員の再質問にお答えをいたします。

まず１点目が、こどもランドの計画はなくなったのかというご質問です。

子どもの遊び場については、三世代交流スペースとして新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を活用した中で整備していくこととしております。

現状では、従前の、こどもランドのような施設を整備するという計画はございません。

次に、三世代交流スペースの運用方法や内容の拡充について、利用者の声を聞く考えがあるかという、ご質問だったと思います。

整備に際しましては、まず、子ども・子育てに関して様々な立場における市民の代表である

子ども・子育て会議に諮りながら進めてまいります。その上で、必要に応じてアンケート等の実施も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで２番、大塚愛議員の一般質問を終わります。

次に、ポラリス北杜、７番、髙見澤伸光議員。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

私からは、３つの大項目の一般質問をさせていただきます。

はじめに、１つ目の大項目、交通弱者の緩和について、前回に引き続き質問させていただきます。

①去年の夏に開催された『こぶちさわすずらん祭り』にて試験的に定期便のバスを小淵沢の全ての地区で毎時何分と決まった時間に巡回することを行ってみました。利用者からは、必ず１時間に１回、決まった時間に来るので、分かりやすく計画が立てやすい、利用しやすかったという声がほとんどで好評でした。

このことから、今の市民バスの時間も定期便の時刻表を毎時何分という分かりやすい表記にして朝から晩まで常に走るということをエリアを決めて試験的に行うことで、街並みや移動のニーズに変化が見込めるのではないかと思うのですが、市の見解を教えてください。

②ＡＩを活用したデマンド交通『のるーと』などを導入している市が県内でも増えてきました。予約は乗る３０分前にアプリを通じて行うことができ、ＡＩが対応してくれるので利便性は上がりますし、アプリが使えない方は今までどおり電話にてオペレーターの対応で良いと思いますが、導入することでオペレーターの負担も軽減されるのではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

③過去、議会の中でタクシー券の導入について、何度か質問してきましたので、市長が進める『乗り物チケット』の導入は、とても賛同ができ、バスとタクシーの両方を使えることは、交通弱者の皆さまの救いの一助になると思います。運用面は、現在、運転免許証を返納した６５歳以上となっていますが、免許証を持てない子どもや若者であったり、妊婦の方や突然の事故や病気、様々な理由からバスやタクシーを利用することもあり、年齢に関係なく交通弱者になることもあります。

今後、対象者については、拡大していくことも視野に検討していただきたいと思いますが、市の見解を教えてください。

④介護支援と公共交通の組み合わせでライドシェアによる有償ボランティアを受けてもらいやすい環境を市として整備して後押ししていくことで、移動手段の確保をより充実していくことができるのではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

次に２つ目の大項目、給食の質の向上について、前回に引き続き、質問いたします。

①質問通告をした２月２０日の時点の、北海道千歳市のホームページの給食に関するページ

では、使用している食材や調味料などについて、産地などを含め、どのようなものを使用しているかが、記載がされていました。

参考資料には、松本市、武蔵野市、柏市の記載内容も添付させていただいています。

天然の塩の使用について、ほかの市でできていることが、なぜ、北杜市ではできないのか。また、市で使用している食材や調味料はどのようなものを使用しているのか。

・肉、魚、野菜の産地・味噌、醤油の豆などの原材料。

・塩、砂糖はどのようなものを使用しているか。

・加工物や遺伝子組み換えの食品は使用しているかなどをお答えください。

②他市のホームページでは、使用している食材や、こだわっている点などが記載されている市が年々増えてきて、それだけ、食に対する関心が高まっているのだと思います。北杜市のホームページでも、給食で使用している食材について記載することは大切ではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

③不登校特例校の高尾山学園では、給食のクオリティに力を入れたところ、給食の時間だけでも学校に来るようになり、そこから不登校が改善したという事例もあるそうですので、給食の質に予算をかけることは大切であると思いますし、安全で温かい、より美味しい給食を安心して食べてこそ、子どもの成長、食育、郷土愛につながっていき、子どもたちが健康で健やかに育っていく。それが本当の子育て支援になるのではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

次に３つ目の大項目、外国人との共生について、質問をいたします。

北杜市に住んでいる外国人は約８００人で、北杜市に来られた外国人観光客は令和５年度は宿泊数だけでも約１万人という数字が出されています。今後、企業誘致やインバウンドを見込んだ観光を進めていくにあたって外国人の受け入れ体制を整備していくことは、様々なトラブルを回避していくためにも大切ではないかと考えますので、それらを踏まえて質問をいたします。

①北杜市で生活をしている外国人が、病気や事故、子育ての相談や出産などで、市に何かを求めたい時に通訳などの対応ができる外国人専用総合窓口を市に置くことが大切ではないかと思いますし、また、そういった窓口の整備費用は国からの交付金対象にもなっています。外国人専用の総合窓口の創設について、市の見解を教えてください。

②市役所内の各課の表記は日本語のみとなっていますが、英語表記を追加するなどは大切ではないかと思いますが、大きいテプラを張るとか、英語表記の庁舎内の案内図の紙を作るとか、簡単にすぐにでもできる対応はあると思いますが、市の見解を教えてください。

③外国人の方々は文化も違えば生活習慣の違いもあります。他市では地元住民とのトラブルが目立つ市もあります。そういったトラブルを未然に防ぐため、マナー条例を制定している自治体や、マナー啓発のリーフレットを作成している自治体もあります。トラブルを未然に防ぐための取り組みをしていくことは大切ではないかと思いますが、市の見解を教えてください。

以上、３項目、よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者の緩和における、乗り物チケットの対象者の拡大についてであります。

平成２７年度から、「北杜市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱」において、「運転免許証」を自主返納した、満６５歳以上の高齢者に対して、車等に代わる移動手段となる「市民バス」の「回数乗車券」を交付してまいりました。

しかしながら、高齢者の交通事故の割合は依然として高い状況にあることから、「運転免許証」の自主返納を促進していく必要性を感じておりますが、「市民バス」の「回数乗車券」だけではバス停までの移動や、希望する時間帯に自由な移動が難しいことなどから免許返納をためらう方もおり、免許返納後の移動手段の充実を求める声を多く耳にしております。

こうしたことから、タクシーでの市内移動にも利用可能な「乗り物チケット」を発行することにより、「運転免許証」の自主返納を促すことで、免許返納後においても不便なく買い物や通院などができるよう、日々の移動手段を確保しながらも、高齢者の交通事故防止につなげてまいりたいと考えております。

なお、対象者の拡大については、まずは「免許返納者」を対象とした本取り組みを着実に進め、併せて他で実施しているサービスや支援などを調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、外国人との共生における、外国人専用の総合窓口の創設についてであります。

本市における本年１月１日現在の「外国人登録者数」は８６８人であり、年々増加傾向にあります。

これまでの「在住外国人」の対応では、「ＡＩ通訳機」や「出入国在留管理庁通訳支援事業」を活用してまいりましたが、来年度から新たに、リアルタイムで音声を翻訳し、タブレット等に字幕化できるシステムを導入することとし、所要の経費を来年度当初予算に計上しております。

本システムの導入により、生活相談などもスムーズに行うことが可能になるものと考えております。

今後も、「在住外国人」の皆さまとの円滑な意思疎通と相互理解の促進を目指し、更なる支援体制の充実化を図ってまいります。

また、専門性が高い相談については、電話やメールでも無料で、「行政書士」や「弁護士」による専門的な相談が可能な「やまなし外国人相談支援センター」の周知に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

給食の質の向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、天然の塩を使用できない理由及び市で使用している食材や調味料についてであります。

市教育員会では、学校給食については、一食単価の水準を維持し児童生徒に栄養バランスの

取れた安定した給食を提供するため、より良い食材を活用しながら食材等の調達と献立の創意工夫に努めているところであります。

こうした中、「天然の塩」については、本市で使用している「精製塩」１キロあたり２００円程度と比べ、３倍以上と高価であることに加え、調理の段階で固まりやすく、学校給食のような大量調理を行う際には、作業に支障をきたすことから使用は難しいと考えております。

そのため、「精製塩」については、日本の海から製造され、安全基準を満たした市場に流通しているものを、砂糖については、「三温糖」を使用しているところであります。

また、肉は、山梨県産のほか国内産を、魚は国内産および外国産を、野菜は可能な限り北杜市産や山梨県産のものを使用しております。

その他、味噌や醤油の原材料である大豆は、外国産を、加工物は魚のフライやハンバーグ等を使用することもありますが、遺伝子組み換えの食品は使用しておりません。

なお、外国産のものであっても塩と同様に、安全基準を満たした市場に流通しているものを使用しております。

次に、市ホームページでの給食で使用している食材の記載等についてであります。

現在、本市では保護者と児童生徒に対し毎月「給食だより」を発行し、寒い季節などは免疫力を高める料理や、日頃の生活習慣など季節ごとに摂取する食材を紹介しており、併せて給食の献立表に食材の記載や、どの食材が北杜市産か、山梨県産であるかを確認できるように工夫しております。

また、紙ベースで配布することで、ホームページを確認することができない家庭に対しても配慮しているところであります。

次に、給食の質についてであります。

本市でも季節ごとの記念日に関する献立や、中学校３年生の卒業を祝う給食の提供など、多くの子どもたちが給食の時間を楽しみにしていると伺っており、献立の紹介や食材の栄養素に関するクイズなどを、全校放送する取り組みも実施しております。

今後も地産地消、有機農産物の活用を推進するとともに、安全安心な栄養バランスの取れた質の高い給食の提供のため、更なる研究や工夫に努めてまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者の緩和について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バスの時刻表の表記を変えた試験的な運行についてであります。

運行時刻の分かりやすさは、バス利用のきっかけとなり、利便性向上にもつながるものと考えておりますが、市民バスの時刻設定は、鉄道や他の公共交通との乗り継ぎなどを考慮し、効率的な運行が行われるよう設定しているところであります。

試験運行の実施については、こうしたことを考慮した中で、「地域公共交通会議」や「地域公共交通運営委員会」からのご意見も踏まえ、研究してまいります。

次に、ＡＩを活用したデマンド交通の導入についてであります。

ＡＩ活用のメリットは、予約に対しルートや時間の設定が自動的に瞬時に行われることから、乗車直前での予約が可能となることにより、利便性が向上するものであると考えております。

本市のデマンドバスは、事前予約により複数の人が１台の車両に乗り合うことで、経費を削減し、効率的な運行を行っているところであり、当日予約や直前予約を導入した場合は、公共交通としての効率性が低下することが予想されます。

現状においても、ルート設定については「予約システム」による設定を行っておりますが、「オペレーター」による調整を行うことで、１台当たりの乗合率は比較的高い状況を維持しております。

効率性を確保した上での当日予約や直前予約の導入の可能性については、本市の状況を踏まえた中で、他自治体等の導入状況や先進事例等を参考にしながら研究してまいります。

次に、運転手不足解消のための環境整備についてであります。

高齢者等の交通弱者に対する移動支援については、現状、公共交通のほか、有償ボランティアによる住民主体の移動サービスの担い手により実施されていると承知しており、こうした移動手段の確保は重要であると考えております。

交通弱者への移動支援の充実に向け、総合的に検討を進めていくことが必要であり、まずは庁内の介護支援および公共交通の部局で協議を行い、制度上の規制等課題の整理を行い、方向性の協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

７番、髙見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

外国人との共生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市役所内の各課の英語表記についてであります。

各課の案内表示については、現在日本語のみの表記となっておりますが、外国語表記を行うことが来庁者の利便性向上につながることも考えられます。

このため、英語表記を導入するなど、外国人来庁者の利便性向上が図られる対策について、できるところから、順次対応してまいります。

次に、トラブルを未然に防ぐための取組についてであります。

全国的には、近年、外国人トラブルが増加していることは承知しております。

市では、令和３年度から市内在住または在勤の外国人を対象に「日本語教室」を開催しており、その中で日本語だけではなく、日本の文化や慣習などについても学習しております。

本年度は１５回開催し、参加者アンケートでは、「日本の文化・習慣で分かることが増えた」との回答が多かったほか、「地域のルールが分かった」や「相談できる人が増えた」、「生活で困ったことや不安に思うことが少なくなった」などの回答もありました。

また、転入される外国人に対しては、手続き時に出入国在留管理庁発行の「生活オリエンテーション動画」のチラシを窓口で配布しております。

これは、在住外国人が日本社会にスムーズに定着するための動画であり、暮らしのルールや医療機関など、生活に関わる様々なテーマを１７言語で紹介しております。

引き続き、「日本語教室」や「マナー動画」の紹介を行うとともに、多文化共生社会の構築のためのリーフレットの作成等についても先進事例などを研究してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を１１時２０分といたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時１８分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

髙見澤伸光議員の再質問を許します。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

各項目、丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

大項目１と２の項目のみ、再質問をいたします。

１つ目の大項目の交通弱者についての再質問ですが、エリアを決めた毎時何分の定時定路線に関しては、過去、質問の中で自動運転の実証実験として適していると答弁があった小淵沢地区を中心軸として行い、また小淵沢駅に関しては、電車の時間に合わせたバスがすでに出ていますので、新たな試験運用する循環バスとしては、例えばですけども、電車とは切り離して考えてもいいかもしれませんし、また駅や道の駅こぶちさわであったりとか、また小淵沢総合支所とか、そういった主要な場所は必ず通るようにして、生活面を考慮して、少しエリアをまたいで、長坂のきららシティだったりとか、甲陽病院まで行ってもいいかもしれませんし、またそうすることで交通弱者の足の確保に加えて、道の駅こぶちさわや延命の湯で過ごしたあとに、１時間ごとに来るバスに乗って、今度は小淵沢支所に降りて、図書館に寄って帰るということもできますし、買い物だったりとか、病院のお会計だったりとか、また薬の受け渡しのときに、せわしない思いを済んだりと、今までのバスの在り方ではできなかった交通弱者だから諦めていた部分の、移動を通してできる生きがい、喜び、楽しみがより感じることができるのではないかなと思いますし、毎時、必ずバスが来るので、利用者は計画が立てやすいことから、人が降りる場所の周辺に新たな店だったりとか、また新しい施設ができたりと、街並みの変化であったりとか、また新たな移動のニーズが促されて、良い循環につながっていくことも予想されると思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、もう１点ですが、今年の１月３１日から、県の事業で住民税非課税世帯を対象にした灯油補助券を行っていましたが、交通弱者の人からすると、自分の家の近くにある総合支所に行って非課税の証明書をもらって、今度は社会福祉協議会に移動して灯油の補助券をもらって、今度はガソリンスタンドに移動して、重たい灯油を持って自宅に帰るという移動が必要になります。身近に助けてくれる人がいない場合は諦めるという選択肢になってしまいますし、交通弱者の方から、実際そういった声が私のところにも数件、寄せられました。

本来、ターゲットとしていた救済すべき人、対象者というのは、そういった生活に困ってい

る人たちではないかなと思いますので、この一例は県の事業の利用面に関することですが、北杜市には定年退職を機に移住をして、時間があって、元気で動くことができる。また、車を運転できる人たちもいますので、みんなで助け合える環境を市がつなぎ役として整備して後押ししていくことが、交通弱者の救済につながっていくのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

７番、髙見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

まず、１点目の循環バスの導入についてであります。

議員からご提案のありました方法も含めて、いろいろな形態での公共交通の運行については、確かに利用者の幅広いニーズに対応できる面もあるかとは思っております。

しかしながら、全てのニーズに対応するには、まず担い手となる交通事業者の体制や市からの財政負担、どこまで許されるかということもある中で、難しい一面があることもぜひご理解をいただきたいと思います。

本市の公共交通の計画におきましても、基本的な考え方としまして、少しずつの不便をみんなで分かち合うということをうたわれております。こうしたことから、持続可能で効率的な運営のための現在の運営体系としているところであります。

今後、運行を進めていく中で様々な改善にも取り組んでまいりますが、次期公共交通計画の策定の中におきましても、本市の課題等を踏まえながら、本市にとって望ましい地域公共交通の在り方を検討していきたいと考えております。

次に、２つ目の市としてのつなぎ役という考えであります。

いわゆる交通弱者に対する移動支援につきましては、市では、先ほど市長から答弁を申し上げましたとおり、来年度から運転免許を返納された高齢者の方々を対象に、乗り物チケットの発行により移動支援を行っていくこととしております。

高齢化が進んでいる本市におきましては、地域全体で助け合うことが大変重要となりまして、移動手段の確保におきましても、公共交通のほか、ボランティアの方々のご協力による支援というものは、今後大きな役割を担ってくるものと考えております。

こうしたボランティアによります移動支援を充実させていくにあたりましては、当然、行政と地域や、また関係される皆さまとの共通の認識を持ちながら、一緒に前に進んでいくことが必要であると考えておりますので、市としては、そうした役割をしっかり果たせるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

移動面とかそういうのは、限られた財源であることは承知していますが、国からの交付金とか、そういうのもありますので、また次回、提案していきたいと思います。ありがとうござい

ます。

次に、大項目２の学校給食の質についての再質問です。

参考資料として提示してある武蔵野市では、天日干しの自然の塩を使用していますし、浜田市、ふじみ野市、国立市なども、ほかにも精製塩ではない、天日干しの自然の塩を使用している自治体がありますので、なかなか、やれない理由としては、ちょっと不十分な回答ではないのかなと思います。

精製塩は、確かに値段は安いですが、製造過程で成分はほぼ塩化ナトリウムになりますし、摂取した際の体内のミネラルバランスが崩れるため、一般的に高血圧の原因とされていて、塩分を控えるようにと言われているのが、この精製塩です。

自然の塩、天日干しをした塩は、マグネシウム、カリウム、カルシウムなどのミネラルが含まれていて、成長期の子どもたちに重要な栄養が摂取できて、また夏場は特に熱中症の予防だったりとか、また脱水症状の予防につながるとされていますし、自然の塩は水分に溶けやすいという性質もありますので、調理面においても利点の一つとされています。

自然の塩は、精製塩よりも塩辛くないので、うまみも増しますし、素材の味をより引き立ててくれるので、栄養面、健康面だけでなく、食育面においても良い効果があると言われています。

精製塩から自然の塩に変更した場合、３倍以上、金額がかかるというように先ほどお答えがありましたが、年間の給食の塩の使用量と、どのくらいの金額が必要になるのか、具体的にお答えください。

あともう１点、今度はホームページの記載に関してですが、インターネット環境がない、見られない親がいるから紙にしているとのことですが、紙の必要性は理解いたしましたが、子どもが来年、学校に通うとか、子育て世代で北杜市に移住しようか悩んでいるという理由から、今通っているという方ではない方も、学校給食の内容、食材の産地などを気にする人はいますので、紙と合わせてホームページに記載をするということの必要性もあるのではないかと思います。

最近は物価高もありますので、給食の量が少なくなったという声を聞くこともたびたびありますので、その日の給食の盛り付けた写真を毎日アップして、量に関しても見える化しているということをしてもいいかもしれませんし、実際そういった取り組みをしている自治体もあります。

紙の文書だけでは伝わらない部分を、親が給食に関心を持ったときに、調べればすぐに見られる環境があれば、給食に対する関心をきっかけに親子の会話にもつながり、学校の様子を知るきっかけにもなり、そこから家庭での食に対する関心に広がっていくのではないかと思います。

北杜市の学校給食は、使用している食材の産地が国産だったりとか、県産だったりとか、また遺伝子組み換えは使っていないとか、こだわった献立の日があったりとか、そういうふうな、ＰＲすればプラスになる良い面もありますので、良い取り組みをしていますので、紙の配布も必要であるとは思いますが、併せてホームページの記載についても、誰でも見えるように、知れるようにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

７番、髙見澤伸光議員の再質問にお答えをいたします。

まず、年間の給食の塩の使用量と金額についてであります。

塩の使用量と金額につきましては、４施設合計で年間１８０キログラム、１キログラム当たり２００円程度となりますので、年間３万６千円ほどとなります。

天然の塩につきましては、先ほど答弁がありましたけれども、その３倍から６倍くらいになると言われております。

また、自然の塩のほうが精製塩より栄養的に優れているということは、承知はしておりますけれども、ミネラル等は塩より食品からとる方が多く摂取できるということで推奨しているところであります。

あともう１点、ホームページの掲載についてであります。

現在、給食だよりの発行をしておりますけれども、そのほかにも新入生の入学説明会で、学校給食につきまして､保護者に対して栄養を満たすことの目的や食べものを大切にする心､作ってくれる方への感謝の気持ちを育てること、食事のマナー、衛生管理、アレルギー対応などを説明しているところであります。

ホームページに関しましては、他市の状況等も確認をしながら、本市として、これからまた調査・研究はしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

ありがとうございます。再々質問いたします。

給食は小学校の６年間、中学校の３年間を合わせた９年間、義務教育中に必ずお昼に食べるものなので、先ほど栄養素は食品からとれるからと言っていましたが、それに加えて塩も入れることで、さらに栄養がとれるんではないかなと思います。

さっき、３倍から６倍というように言われましたので、計算すると大体１０万円から２１万ちょっと、２２万円ぐらいになるのかなと思いますので、今の給食の年間予算に１０万円から２０万円ぐらい、大体、プラスをすれば、より栄養価のあるおいしい給食を提供できるだけではなく、熱中症予防だったりとか、脱水症予防とか、また集中力や運動パフォーマンスの向上にもつながって、成長期の子どもたちの体の成長を助けるというふうに思えば、栄養面、健康面だけでなく、食育面においても効果があるので、１０万円から２０万円ぐらい、かける価値はあるのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

また、味噌、醤油とかの原材料に関しては、外国産の豆を使っているところもあると思いますので、そういった外国産の豆には、輸送中にカビとか、虫とかを予防するためのポストハーベストという農薬が含まれていることが多くあったりとか、また、メーカーによっては表示義務のない果糖ぶどう糖液等とかに関しては、遺伝子組み換えのトウモロコシが使われていたりとかする場合もありますので、なるべくならば調味料も国産とか原材料にこだわってほしいと思いますし、また、オーガニック給食は１００を超える自治体が、全国でも広がっていて、そ

ういった給食の食材や調味料にこだわっている自治体が、子育て中の親に移住先として選ばれる市になって、また生き残っていくのではないかなと思いますので、できない理由を探すよりも、どうすればできるかを模索していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、もう１点ですが、今の物価高に併せて給食の質と量を確保するために、令和６年度に関しては、いろいろな自治体で補正予算をつけるという対応がされておりました。北杜市も、この令和６年度からは、もともとの給食の金額が上がったというのは承知していますが、ただ、やはり少なくなったというような声も聞きますし、また、年間で決まった予算でやりたい、どうぞというふうになりますので、そこから社会情勢とか、また物価高とかが上がれば、食材の値段も上がってきますので、そういったところに関しては、必要に応じて北杜市も質と量を落とさないためにも、令和７年度、臨機応変に、必要があれば補正予算の対応を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

７番、髙見澤伸光議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、子ども支援としての追加の予算というところでありますけれども、先ほど答弁をしたとおり、ミネラルは塩より食品からのほうが多く摂取できるということがございます。

例を挙げますと、天然の塩１食当たりおよそ０．２グラムを使用しているということでありますけれども、その中にマグネシウム０．１４６ミリグラム、カリウム０．３２ミリグラムなどが含まれております。また、それに対して、ホウレンソウ１食当たり２０グラムとなりますけれども、マグネシウムが８ミリグラム、カリウムが９８ミリグラムと、２倍の摂取ということになりますので、今のところそのような状況ですので、そのことを進めていきたいと考えております。

また、北杜市産の地場産物の活用は、これまでも積極的に行っているところでありますが、近年の災害ですとか、異常気象のため収穫量が安定しないということがございます。

また、有機農産物の食材につきましても積極的に取り入れているところでありますが、収穫量が少なく、安定的な量が見込めないということで、ほかから調達をするということもございます。

栄養士が食材の全体的なバランスなどを考慮して、食材調達や献立に工夫を凝らしているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで７番、髙見澤伸光議員の一般質問を終わります。

次に、北杜クラブ、１２番、秋山真一議員。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

はじめに、道路管理の状況について。

１月２８日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故。原因としてあげられているのは、下水道の破損による土砂の流出によって地中に大きな空洞ができ、それが地表にまで達し陥没してしまったと考えられています。事故に巻き込まれた方だけではなく、排水制限など多くの近隣住民の生活や企業の経済活動に被害が出ている状況です。

北杜市には、今回破損した大口径の下水管は敷設されていませんが、口径が小さくても状況によっては大きな被害も想定されます。同時に敷設経過年数の長い水道管についても同じく注視すべきであり、計画的な点検と長期改修計画を立て対応していくべきと考えます。また、道路管理者である市は、安全で安心して通行できる道路環境を維持しなくてはなりません。毎年数多く報告されている道路陥没に対して、今以上の情報収集と迅速に対応できる体制構築が必要と考えます。

これを踏まえ、以下お伺いします。

①今回の事故の後、国から緊急点検の指示が出されましたが北杜市の対応は。

②上下水道を含めた地中埋設物に起因する道路陥没は年間何件報告があるのか。

③上水道、下水道、それぞれの年間調査計画、長期対応計画は。

④道路陥没に対し一早い情報収集に向けた施策は。

⑤迅速に対応できる体制構築は。

⑥緊急時の道路維持管理において民間の活用は。

次に、長坂駅の利便性向上について。

かねてより要望が出し続けられている長坂駅のバリアフリー化。歴代の市長が口を揃えて実現させるとしてきましたが、未だ実現できていないのが現状です。ホームと改札口をつなぐ急な階段は足の不自由な方だけでなく高齢者の利用の妨げとなっており、すべての人が利用できる公共交通の体をなしていません。住みやすい街づくりを目指すならこのような公共交通の施設は致命的な欠陥であると考えます。ＪＲとの協議もあり簡単に計画が進むとは思いませんが、現状維持では利便性は向上せず老朽化していくだけです。あらゆる可能性を検討して動き出すべきと考えます。

これを踏まえ、以下お伺いします。

①現状計画の進行状況は。

②計画が進まない理由は。

③考え方を大きく変える事も必要な時期と考えます。一例として、下り線の利便性を向上させるため、下り線のホームを部分的に拡張し西側駐車場に降りられる西側改札口を設置する案です。今はデジタル化が進み発券機がなくてもスマホだけで決済ができ電車を利用できます。車椅子利用者もスロープがあれば下り電車に乗降でき、手間はかかりますが昇降機が設置されている小淵沢駅で上り電車に乗り換えれば甲府、東京方面へ誰の手も借りずに行く事ができます。乗降客も分散され駅前の渋滞や新たな土地開発の起爆剤にもなると思います。また既存ホームには手をかけませんのでＪＲとの協議や経費も抑えられると考えます。このように利点が多く計画を推進しやすい西側改札口新設についての、市の見解は。

最後に、横手日野春停車場線のトンネル撤去工事について。

半年前の令和６年第３回定例会においても質問させていただきましたが、いよいよ工事がスタートいたしましたので再度質問させていただきます。言うまでもなく、この横手日野春停車場線は長坂と武川を繋ぐ重要な道路ですが、地形的な問題もあり拡張整備が難しい状況でした。

特に今回工事されるトンネルは、車のすれ違いも困難で物流の流れを阻害する一因となっていましたが、改善されることにより大きな効果が期待できると考えます。

これを踏まえ、以下お伺いします。

①計画の進行状況は。

②工事期間、完成予定は。

③工事期間中の迂回路などの対応は。

④急峻な斜面の工法と安全性は。

⑤トンネル撤去の効果は。

以上、３項目について、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１２番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

道路管理の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地中埋設物に起因する道路陥没の件数についてであります。

過去３年間の「地中埋設物」が起因となる市道の陥没は、令和４年度は、陥没はなく、令和５年度は１件、令和６年度は１件であり、いずれも水路の破損による道路陥没であります。

なお、農道、林道、法定外道路については、過去３年間ないものであります。

次に、道路陥没に対する一早い情報収集に向けた対策についてであります。

道路陥没に対しての情報収集については、いくつかの方法を用いて対応しております。

職員による日常の目視点検や、市民からの電話等による通報のほか、平成１８年度からは、「公益社団法人峡北広域シルバー人材センター」に「道路維持業務」を委託し、対応しているところであります。

また、平成２２年度には、「郵便事業株式会社北杜支店」様との「損傷等の情報提供に関する覚書」に基づき、情報提供にご協力をいただいております。

さらに、昨年度からは、「ドライブレコーダー」を用いた日常点検を実施し、情報収集に努めているところであります。

本年度からは、市の公式ＬＩＮＥを活用し、市民からの情報提供を受けているほか、国土交通省の「道路緊急ダイヤル」およびＬＩＮＥからも情報提供をいただいております。

次に、迅速に対応できる体制構築についてであります。

道路の緊急対応については、各町の道路状況を把握している総合支所の職員を中心に対応しているところであります。

また、市では「道路、河川、農業用施設に関する緊急対応業務マニュアル」を策定しており、勤務時間外や閉庁日にも対応できるよう、連絡体制を整備し、緊急事案に対応しております。

次に、緊急時の道路維持管理における民間の活用についてであります。

本市の市道は、約１，０９０キロメートルにも及ぶため、緊急時の対応は、本庁および総合支所職員だけでは、難しい場合があるのが実情であります。

このため、職員での対応が困難な場合には、「峡北広域シルバー人材センター」の「道路維持業務」の中で、対応をお願いしております。

また、市内業者で構成する、「北杜市建設安全協議会」様にも年度初めに、緊急時の対応に協力をしていただけるよう依頼し、民間の活用を図っているところであります。

その他については、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１２番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

長坂駅の利便性向上についてであります。

計画の進行状況については、これまでも定期的に「ＪＲ東日本」と、駅改札内へのエレベーターの設置について協議を行ってまいりましたが、現時点において特段の進展はありません。

エレベーターの設置は、高額な整備費用はもとより、乗降客数が整備基準に満たないこと、設置後の維持管理費用の負担が発生することなど、多くの課題が山積していることが、整備が進まない主な理由であります。

加えて、「ＪＲ東日本」の積極的な設備投資への機運も依然高まっていないことや、駅自体も無人化になったことも、より慎重にならざるを得ない要因であると考えております。

しかしながら、駅の利用者に寄り添った利便性の向上は、将来的な乗降客数の維持や、駅周辺の賑わい創出にもつながることから、西側改札口の設置についても、有効な手段の一つであると捉えておりますので、費用対効果もしっかりと見定めつつ、引き続き、「ＪＲ東日本」と連携を図りながら、効果的な対策を検討してまいります。

次に、横手日野春停車場線のトンネル撤去工事について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の進行状況、工事期間及び完成予定についてであります。

県に確認したところ、本路線の全体の改良延長は、約３１０メートルを計画しており、工事は、２工区に分けて発注を行うとのことであります。

トンネルの撤去工事を含めた約１４０メートルの「１工区」については、改良工事が本年１月に発注されており、工事期間および完成予定については、本年１月１７日から来年１月２９日までであります。

「２工区」の約１７０メートルについては、現在、用地境界の解消のための用地測量を行っておりますので、工事期間および完成予定については、現在のところ未定であると伺っております。

次に、工事期間中の迂回路などの対応についてであります。

迂回路については、５月の大型連休明けから年末まで全面通行止めを行い、「市道下黒沢・若神子線」への迂回を予定しております。

周知については、昨年中に関係する地区、学校、企業等への説明を行い、隣接する須玉町、高根町、長坂町、白州町、武川町の全地区には、今月上旬の地区回覧で周知を行っております。

今後も、市の広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用し周知をしてまいります。

次に、急峻な斜面の工法と安全性についてであります。

トンネル部分は全て撤去し、両側の斜面は、安定勾配を確保した切土構造とし、切土面は浸食を受けにくい植生工で対策するなど、安全性の確保を図っていくと伺っております。

次に、トンネル撤去の効果についてであります。

「日野春隧道」は、昭和９年の供用後から８０年以上が経過しており、老朽化が進んでおります。

また、現況の幅員は、５．２メートルと狭く、普通車両のすれ違いも困難な状況でありますが、トンネル撤去後の幅員は、７．５メートルとなり、大型車のすれ違いも可能となることから、円滑な交通が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１２番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

道路管理の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国からの緊急点検の指示に対する市の対応についてであります。

国からの下水道施設における緊急点検の指示については、「流域下水道管理者」が管理する口径が２メートル以上の管路を対象としており、腐食等を原因とする施設の異常により道路陥没のおそれがないかについての点検指示でありました。

本市の下水道施設は、今回の緊急点検指示の対象ではありませんが、計画的に行っている点検により施設に異常がある場合は、速やかに緊急補修を行っており、道路陥没の未然防止も含め、施設の適切な維持管理に努めているところであります。

次に、上下水道それぞれの年間調査計画、長期対応計画についてであります。

本市の「水道事業」では、人工衛星による漏水調査やＡＩ劣化診断等の活用により、漏水が疑われる個所を特定し、緊急性の高い老朽箇所から優先的に更新を行っております。

また、「下水道事業」では、「下水道ストックマネジメント計画」により、リモートカメラを活用した管路の点検・調査を実施しており、緊急性の高い箇所から、計画的に管路等の改修を行っているところであります。

なお、避難所等の重要施設に直結する基幹管路については、本年１月に策定した「北杜市上下水道耐震化計画」に基づき、計画的に耐震化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開を１時３０分といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時２８分

○議長（大芝正和）

会議を再開します。

秋山真一議員の再質問を許します。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ご答弁ありがとうございました。

質問した３項目について、それぞれ項目別に再質問いたします。

はじめに、道路管理の状況についてお伺いします。

緊急点検については、指示対象となる施設はないとのことですが、異常箇所をいち早く発見し、適切な補修を心がけていただきたいと思います。

３点、再質問いたします。

１点目として、先ほどの答弁で、１月に北杜市上下水道耐震化計画を策定し、その計画に則り計画的に耐震化を図っていくとのことですが、水道事業においては、現在、料金改定の見直しを審議会で検討しています。長期の修繕においても、資金をしっかりと確保していくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

２点目として、国は全国の上下水道システムのＤＸについて、自治体による運営を持続可能なものにするよう急務として取り組むことと指示をしており、導入時期を従来の今後５年程度から３年程度に前倒しさせる意向を示しています。

北杜市においてもＤＸにより、メンテナンスを高度化・効率化していくことが重要であると考えますが、今、取り組まれている人工衛星による漏水調査やＡＩ診断の今後の方針をお伺いします。

３点目として、小さな陥没でも大きな事故に発展してしまう可能性があります。情報収集や管理については、様々な工夫をされ、対応されていることは理解できましたが、同時に市民の窓口である各総合支所の対応力強化、これも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１２番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、長期の修繕における資金確保というご質問かと思います。

上下水道の更新および耐震化につきましては、投資財源の確保が必要であります。

本市では、上下水道経営基本計画、そして水道事業地域水道ビジョンに基づきまして、施設の更新や耐震化等、強靭化に取り組んでいるところであります。特に上水道は、一会計一事業としたスケールメリットを生かしまして、効率的な更新工事を行っておりまして、今後もこの更新工事を加速させる必要があると考えております。

また、上下水道事業審議会におきましても、料金の見直しについて、現在検討を進めているところでありまして、この長期的な更新、それから修繕を実施していくためにも、料金の見直しの検討を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に人工衛星やＡＩ劣化診断の今後というご質問かと思います。

北杜市では、人工衛星やＡＩ劣化診断に基づきました漏水調査を令和４年度に完了しております。人工衛星による漏水調査により、大まかな漏水している箇所の範囲を特定し、ＡＩ劣化診断による結果と突合いたしまして、緊急性の高いところから更新工事を行っているという状況でございます。

今後につきましては、調査から２年が経過しようとしているところでありますので、いわゆる補助金等の活用等も検討する中で、これらのＡＩ劣化診断、それから人工衛星による漏水調査の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１２番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

道路管理の状況の中で、市民の窓口である総合支所の対応力の強化についてであります。

道路の安全・安心を図るためには、情報の収集、提供、その後の対応も重要であります。情報共有や対応について、本庁、総合支所、また市民、民間事業者や建設安全協会にもご協力をいただきながら、更なる事故防止に努めてまいります。

また、総合支所の対応力の強化につきましては、なかなか職員の増員などについては難しいと感じておりますが、昨日、市長答弁にもありましたように、地域の情報に詳しい地元出身者の重点配置なども考えているということでございますので、迅速な対応につながっていければと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ありがとうございました。ぜひ、この健全な道路管理、あと水道事業の運営をよろしくお願いします。

再々質問はせずに、次の長坂駅の利便性向上について、再質問いたします。

この課題は､本当に長い年月にわたり要望されてきたものなので､簡単に解決できるとは思っていませんが、答弁をいただいたとおり、乗降客の問題など駅だけの問題に固執していたのでは、解決は不可能であると考えます。そのためにも、駅周辺をどのように開発していくのかを真剣に考える時期であると考えます。

例えば、現在工事が進んでいる七里岩ラインの駅の南側のガードですね、改良工事が完成すれば交通がスムーズになることですから、その流れを駅西に呼び込んで、駅の西脇の、この砂利の駐車場をロータリー化させ、段下の大きな未開発地に商業施設を誘致し、近隣田畑や空き地を住居転用区域とすれば、小規模ながらも魅力的なエリアとなるはずです。その波及効果で乗降客数を増加させることができれば、エレベーター設置も現実味が出てくるのかなと考えます。このような都市計画策定について、市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１２番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

駅だけではなくて、全体的な都市計画の策定ということでございます。

エレベーターの設置をはじめとします、鉄道駅のバリアフリー化については、乗降客数が整備の基準に大きく関係しており、地域を挙げて利用者を増やしていくことが重要な課題だと感じております。

そうしたことから、議員ご指摘のとおり、駅単体のみを考えるのではなく、駅周辺の賑わいの創出ができるような取り組みはもちろん、交通網、また市役所本庁をはじめとします公共施設の配置など、将来を見据えた全体的なまちづくりのビジョンも不可欠ではないかと承知しているところでございます。

そうした上で、少子高齢化、人口減少などの対応をしつつ、市ならではの土地利用の誘導に資するための、メリハリのきいた起爆剤のような将来像が求められると感じております。

一方、本市は中心的な市街地がなく、小規模集落が広域的に点在しておりまして、都市計画制度の導入やコンパクトシティー化などにおいても、他の自治体よりもハードルが高い状況にあります。

すぐに結論が出る課題ではなくて、現時点で駅西側に対する具体的な構想、考え方を示す段階でもございませんが、一定の時間をかけて本格的な議論を深めていくことが最適だと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

秋山真一議員。

○１２番議員（秋山真一）

ぜひ実現できたら、長坂ならびに、この北杜市も活気にあふれる地域になるのかなと思いますので、前向きにご検討をよろしくお願いします。

再々質問はせずに、次の最後のトンネル撤去工事について、再質問いたします。

この工事については、早期に回覧板による周知もしていただき、ありがとうございます。長期に渡る工事となるので、迂回路の安全確保、これが重要と考えます。

特に和田トンネルの須玉側にある日野春からの合流箇所、ここの交差点は信号もなく、時間によってはカーブミラーも見えにくく、交通量が増えると、より危険な箇所になると思いますが、重点ポイントとしての対策など、お考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

齊藤建設部長。

○建設部長（齊藤乙巳士）

１２番、秋山真一議員の再質問にお答えをいたします。

長期に渡る工事の迂回路の安全確保についてということでございます。

現在、大型連休明けからの通行止めに向けまして、規制時期を示した予告看板が重点ポイントとなるような箇所の道路の路肩などに設置がされ、利用者に対して周知が始まったところでございます。

県では、和田トンネルの須玉町側の合流箇所となる交差点など、危険が予測される箇所に注意喚起の看板を設置するとのことでございます。

市においても状況を注視し、更なる対策が生じた場合には、県に要望し、協力をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで１２番、秋山真一議員の一般質問を終わります。

次に、日本共産党、１４番、志村清議員。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

まず、国の物価高騰対応臨時交付金の具体化、活用について聞きます。

政府は一昨年に続いて昨年末、「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して」として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」と言う名の臨時交付を決定し、活用推奨メニューまで示して、具体化を促してきました。その額は北杜市に約１億５千万円とされ、多くの市民もどのように使われるのか注視してきたところです。７年度予算案にその一部が反映されています。がん検診の無料化、一時避難所の整備補助費、コンビニでの証明書発行手数料の減額、防犯灯・街路灯整備費の４事業、計６，３３０万円とされています。率直に感想を述べれば、使い道は市町村の裁量に任されているとはいえ、「物価高騰対応」とはならないのではないかと思います。

他市では、例えば韮崎市は介護・障害者事業所への５０万円から１００万円の助成とか、住民税の均等割のみ世帯と乳幼児に各１万円の給付。中央市は高校生、笛吹市はゼロ歳から２歳に１万円、大月市は同じ年代を対象に２万円など、直接に市民や事業者に届く支援策に活用しています。今後の対応など、見解を求めます。

①北杜市は、市民全体、低所得者や事業者への直接の支援でなく、市の事業に活用しています。内閣府の示す「推奨事業メニュー」に照らしても、「物価高騰対応」という交付金の趣旨や目的に合致しないのではないかという点について、見解を求めます。

②さらに言えば、活用する４事業（合計６，３３０万円）は、別の市の財源や予算（総務管理費とか、衛生費とか、消防費など）を充てて実施するべきではないかと思います。

③残る６千万円は市民一人当たりで割れば１千円程度になります。物価高騰への支援に最大限の工夫を求めますが、今後、どのような手順で具体化するのか、新年度の補正となるのか、答弁を求めます。

④３年間実施し、今まさに事業継続に苦労している介護、あるいは障害事業所や酪農家支援策が新年度予算にないのは、なぜか。例年どおり、年度途中で実施するのか、答弁を求めます。

大きな２点目は、市の下水道管などの安全管理についてです。

埼玉県八潮市の大規模な道路陥没事故は全国的にも注目を集めました。この事故を受けて市民の方々から「北杜市内は大丈夫か」「点検はしているのか」などの問い合わせもあり、私は「八潮市のは直径４．７５メートル、北杜市は最大の管でも３５センチです。点検や、調査や計画的な補修もしています」などと説明してきました。上下水道局員の皆さんが安全対策も含め、業務に頑張っていることも承知の上ですが、「杞憂」という言葉があり、空が落ちてこないかという根拠のない心配のことですけど、全国で年間数千件の道路陥没事故との報道もあり、「杞憂」

とも言い切れない心配の声も多く、この際に北杜市の上水道管も含めた安全対策の現状を再確認するという趣旨で、以下答弁を求めます。

①市には、パブコメを経て昨年３月に策定された「経営基本計画」と、今年１月に公表された「耐震化計画」がありますが、上下水道管の定期点検作業など安全対策の実施状況の方法や頻度、また実績はどうか。法定耐用年数は約５０年とされますが、市内の下水道管の実情や補修計画を聞きます。

②そもそも論ですが、下水道事業は国の強力な指導で実施され、運営も「独立採算制」「受益者負担制」が原則とされ、負債の返済やインフラの維持管理費を地方自治体が責任を負う状況となっています。せめて、点検費用の補助、インフラの維持管理費を補助対象にするよう国に求めるべきと考えますがどうでしょうか。

最後３点目は、中学校部活動の地域移行の検討、実施への展望についてです。

スポーツ庁は中学校の部活動について、休日の部活動を学校単位から地域クラブに移行していく方針を定め、令和５年度から７年度までを改革推進期間に定めています。少子化による学校単位でのクラブ活動の困難や教員の働き方改革を踏まえたもので、モデル校や先進校では、様々な課題ー資格や経験を持つ人材が確保できず、結局は教員の兼業となるとか、当初、補助金があるけど受益者負担が発生するなどです。そういうことに直面していると聞きます。北杜市での検討、準備状況はどうか、以下答弁を求めます。

①「市中学校部活動地域移行検討委員会」というのが令和５年８月に発足しているとなっていますが、その後の開催、検討の状況はどうか。具体化はどこまで進んでいるのか。

②先日の報道では、市と「体育・スポーツ振興に関する連携協定」を結んでいる「日本体育大学」が、指導に必要な安全配慮やハラスメント防止などの講座をスタートし、修了者が連携協定を結んでいる自治体で活動できるようにする、そういう仕組みを構築して全国展開するという報道がありました。この大学と県内で協定を結んでいるのは北杜市以外では１町４村です。日体大からこのような課題で相談や連絡はあったのか。市側から前向きに取り組む意向はあるのか、答弁を求めます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１４番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

国の物価高騰対応臨時交付金の具体化、活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、交付金の趣旨・目的との合致、及び別の財源・予算への充当についてであります。

今般の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する市の事業は、生活者支援および事業者支援としており、これはいずれも国が示した交付金による支援の効果が、当該生活者等に直接及ぶものでありますので、交付金の目的に合致していることから、別の財源によらず、本交付金の活用は妥当なものであると判断をしております。

次に、残る交付金の活用に向けた手順、及び介護・障害事業所や酪農家の支援についてであります。

当該交付金の充当残分の活用については、現在、庁内において、来年度の補正予算に向け、活用事業の検討を進めているところであり、限りある財源をより有効に活用してまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当局長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

１４番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

中学校部活動の地域移行の検討、実施への展望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市中学校部活動地域移行検討委員会の開催、検討状況についてであります。

中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築、および教職員の働き方改革の実現を図る観点から、休日の部活動の段階的な地域移行に関し、必要な事項を検討するため、「北杜市中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、これまで２回開催してまいりました。

「検討委員会」においては、国や県の動向や本市の部活動の現状などについての情報共有等を行ったところであります。

今後、県が目指す令和８年度に「全市町村で一つ以上の地域クラブ活動実施」との方針を踏まえ、本市においては来年度、部活動地域移行を推進するための「コーディネーター」を配置し、子どもたちにとって、より良いスポーツや文化芸術活動の体制や環境整備に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、日本体育大学との取組についてであります。

本年１月２６日付け山梨日日新聞に「指導者確保日体大と」という記事が掲載されました。

本市と日本体育大学とは、平成３０年１月２３日に連携協定を締結しておりますが、現時点、大学から質問や相談などはなく、協議もしていないことから、現段階においては考えておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

１４番、志村清議員のご質問にお答えします。

市の下水道管などの安全管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道管の安全対策の実施状況及び市内下水道管の実情、補修計画についてであります。

「水道事業」における管路の点検は、水道管が常に満水状態であり、管路内の点検ができないことから、「水道施設遠隔監視システム」により、日常的な監視を行っております。

「下水道事業」については、本市の補修計画に該当する、「下水道ストックマネジメント計画」により、リモートカメラによる管路の点検・調査を実施しており、緊急性の高い管路から更新を行っている状況であります。

なお、市内の下水道管は、全ての管路が法定耐用年数に達していない状況であるため、今後も、計画的な点検・調査を実施してまいります。

次に、点検費用の補助やインフラの維持管理費を補助対象とすることを国に求める考えについてであります。

点検費用および更新費用については、すでに国庫補助の対象となっていることから、国への要望については考えておりません。

また、維持管理費についても、公営企業であることから、国への要望については考えておりません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

志村清議員の再質問を許します。

志村清議員。

○１４番議員（志村清）

１項目だけ、再質問します。

先ほど、市長が酪農家への支援などは、早急に補正予算などでという答弁をしていただきました。皆さんは、一息つけた事業ですので、いつやるのか首を長くして待っていますので、6月議会なのか、臨時議会なのか、明確にお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

１４番、志村清議員の再質問にお答えします。

まだ時期等は決まっておりませんが、状況を検討する中で決めていくものと考えてございます。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで１４番、志村清議員の一般質問を終わります。

次に、北杜オール・イン・ワン、９番、中山喜夫議員。

中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

皆さま、こんにちは。

このたび、私からは３つの大項目の質問をさせていただきます。

本日は、皆さま、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大項目１つ目、市民全体の理解と納得の伴う今後の水道事業に向けて。

将来に負担を残さない持続可能な市の水道事業運営に向けて、現在多くの市民の方々にとって関心の高い「本市の水道事業の現状とその解決案として現在示されている水道料金引き上げの具体的内容」について。

最終的な水道審議会での答申が示された後には、パブリックコメントや住民説明会が開催されていくと思われます。

しかし今もなお、水道料金引き上げ額を含めた今後の市の方針について多くの市民の方々が心配されております。

そこで以下の質問をさせていただきます。

住民説明会やパブリックコメントの前に、「水道事業の現状と直面している各問題点」「峡北地域広域水道企業団からのダム水責任買い取り制の現状と、基本買取水量と実使用水量の差(未使用水量買取分が毎年約２億円）を市が負担しなければならない削減できない理由」「現時点で主軸案となっている水道料金について」など、昨今の水道についての話でよく挙がる各内容について、市民全体に正確に把握していただけるよう、今後広く、広報などで少しずつ周知を図っていくことが重要だと考えますがいかがでしょうか。

次に大項目２つ目、今後の農業振興発展への施策方針について。

県内において代表的な米どころでもある北杜市。

しかし、少し前まで、米余りだった日本で、今お米が足りなくなっています。

本市において、ふるさと納税のお米も品切れになってきているとのことです。

そのため政府は米を「外国から輸入」したり、「政府備蓄米の放出」の準備をしているようです。

もちろん外国からの輸入には「高い関税」がかかってきます。

「米政策の課題解決」には、「日本の農業の担い手不足問題」と「高い農業機材」、「政府と各自治体の地域の実状を鑑みた農業施策推進」にかかっております。

そこで以下、順序立てて各々についての質問を分けながらさせていただきます。

まず、今の米価格では米農家は生計をたてていくことは非常に困難です。

とはいえ、主食である米の価格をむやみに上げることも現実的ではありません。

畑地化政策も進む中、本市としては「伝統ある水稲を主軸」に、米農家を守ること。

主食として米の価格をある程度守る役割を国が果たしていただくこと。

また今後の「米農家の所得安定」に向け、近年下落傾向の米の価格を安定させ、かつ向上させていくためには、まず一つとして、【国の「米の最低基準価格の引き上げ」を目指した今後の施策推進】に期待したいです。そして、「その基準価格に対して生じたマイナス負担分を国や行政が補填していく」など、農家の所得安定を視野に入れた政策も今後肝要ではないかと考えます。

そこでまず最初の質問をさせていただきます。

（質問①）

以上までの米価格を安定させるための【国の「米の最低基準価格の引き上げ」を目指した今後の施策推進】の点について、市のお考えと今後の国への打診等を含めた市の方針・ご対応についてお聞かせ下さい。

次に、「担い手不足解消」に向けて「安定した収入確保」のためのカギとなるのが、「米の輸出政策」＝「国内に留まらないニーズと高い収益が見込める海外への販路拡大政策の推進」と考えます。

「国内の食料自給率を上げていくこと」も前提に、日本人の食べる分や、「インバウンド施策により今後もさらに増加するであろう外国人観光客」に対応するため、米は余分に作る必要が

あります。そして【余った分は日本食文化のニーズが高く、高収益が見込める海外の諸地域へ輸出し利益を農家に還元すること】を今後力を入れて推進していただきたいと、私は期待しております。

日本のお米は「アメリカやシンガポール、タイ、香港、韓国など」では、美味しくて、高品質で、寿司などの日本食の人気も高く好評で、「ブランド力の高い日本の米は、輸出の最適候補として注目」されております。

高品質な理由は、このたび本市での「米・食味分析鑑定コンクール国際大会での数々の華々しい成果」しかり、何といっても「美味しい水が豊富で、かつ地力の高い土壌を育て上げ利用した、手をかける農業＝おいしいお米を作るという若手農業者含めた生産者の皆様の日頃からのたゆまぬご努力」あってこその【世界に通ずる誇りのブランド米】と感じております。

今後国はもっと輸出に力を入れて取り組むべきであり、本市としても今まで行ってきた海外への数々のトップセールスを、今後の市内農業振興発展に繋げさらに広げていく、農業面においても、まさに市長おっしゃる【点から面に】の方針を。そして加速するグローバル経済と、そしてボーダレス社会、それを見据えた【面から空間】へと、国外への販路拡大にも力を入れていくべきと、これからの本市の農業振興発展を私は願い、期待を寄せております。

「農家や圃場整備に補助金を出す政策」も、【担い手不足のなかでは限界】です。

【先ずは出口戦略の力配分を高めていくべき】と私は考えます。

そこで次の質問をさせていただきます。

（質問②）

以上までの「担い手不足解消」に向けて「安定した収入確保」のためのカギとなる、【米の輸出政策】＝【国内に留まらないニーズと高収益が見込める海外への販路拡大政策】についての、市のお考えと今後の国への打診等を含めた市の方針・ご対応についてお聞かせ下さい。

次に、国も今後さらに推進していく「農地集約」を、近い将来を見据え本市も推進・注力していかなければならない中、【高い農業機械がネック】となって【若者が大きな規模の米農家になることが困難な現状】があります。

本市においても「高齢化と担い手不足」が深刻化しており、「耕作放棄地の今後のさらなる増加」も懸念される中、【若者の新規就農者の獲得と、その地域農業の中心たる担い手に将来なっていただくこと】が今後のカギとなってまいります。そのためにも先ずは【農業機械の補助拡充】に力をさらに入れていくべきと私は考えます。

そこで次の質問をさせていただきます。

（質問③）

高い農業機械が大きなネックとなって、若者が中々大きな規模の米農家になれない現状があると考えます。農業機械の補助に力を入れ拡充すべきと考えますが、市のお考え今後の方針についてお聞かせ下さい。

最後に、今後一層【スマート農業の推進】に力を入れて高齢化と担い手不足の加速していく本市の農業において、草刈りのための機械や、省力化のための機械に予算を当てていくべきと私は考えます。

以前国は、米が余っているから減反と転作を推進してきました。

全国的に畑地化が進む現在、「今米不足だから」と言って急な増産などとても出来ない実状も認識した上で、【今後の日本の、そして本市のお米の戦略を長期ビジョンでしっかり組み立てて

いただきたい。】

そして今後、【本市にとっては主軸といえる水稲と畑地化とのバランス】を考慮に、将来を見据えた本市の特色を活かした農業政策を推し進めていただきたいと私は心から願っております。

以上の考えを胸に最後の質問をさせていただきます。

（質問④）

国からの、水田活用の直接支払交付金の水張り要件が見直され、畑地化が推進されていく中、山梨県内の代表的な米どころである本市においては「もちろん今後も水稲に主軸を置き、お米農家を守り、次世代に継承し、将来の本市全体のバランスを慎重に考慮した上で畑地化」を進めていくことが肝要であると考えますが、今後【本市においての両者のバランスとその堅持方法】について、市の見解と今後の方針、将来ビジョンについて具体的にお聞かせ下さい。

（質問⑤）

先月、２月１２日、須玉ふれあい館にて「スマート農業研修会」が開催されました。

今後「スマート農業」を推進していく本市において、現在取り入れられている除草などの水田管理に貢献する機器（アイガモロボ）等以外に、スマートフォンやスマートグラスを活用した「農作業の効率化と省力化」、「地力を分析した上での可変施肥による、無駄を省いたコスト削減や生産性向上」に繋げていく内容であり、今後の本市のスマート農業推進に大きく貢献していく可能性を秘めた、市内農家への普及導入促進への検討価値の高い内容であったと私は今後の活用に期待しております。

現在「高齢化と担い手不足」という深刻な問題に直面している本市の農業。

市長も「今後さらなるスマート農業推進を目指す」とおっしゃる中、以上についての市の見解と今後の方針・対応についてお考えをお聞かせ下さい。

次に大項目３つ目、好評を得ながら続いてきた「北杜市高校生議会の今年からの不開催」について。

「地域未来を託し担う若者たちの現在の市政に対する当事者意識や有権者意識」を育む「北杜市高校生議会」は、若者たちが将来担う地域未来への想いと愛郷心をより強固にしていく「貴重な若者たちにとっての主張の場」でもあります。

【若者たちにとって将来も住み続けたい。戻ってきたい地域づくり】を目指し、今後も「継続的な北杜市高校生議会の開催、その本市にもたらす将来的効果」に私は大きな期待を寄せ、３年前の９月議会定例会にて「北杜市高校生議会」の開催を提案させていただき、２年前の８月から昨年まで２回開催されてきた経緯がありました。

実際に参加した市内高校のホームページにおいても、「身の周りのことから少しずつ考えていくことが、民主主義の第一歩であることを実感しました。」「普段の生活や学校生活の中でも、さらなる知見を深めていきたいと思います。」「このような機会をもうけていただいた北杜市に感謝します。ありがとうございました。」などの「北杜市高校生議会」へのお声が掲載されております。

【若者にとって将来も住み続けたい。戻ってきたい地域づくり】を目指し、２年前に開催された第１回北杜市高校生議会。

回を重ね、前回の第２回目には議会進行上の工夫も新たに取り入れられ、さらに本格的な議会としてスキームアップもしてまいりました。

そして昨年、一昨年ともに【広報ほくと９月号の表紙写真】も飾り、前回は【トップページ

の見開き３ページにも渡る特集】が組まれ、市内高校生による「市政に鋭く切り込む意見」が紹介され、地域未来を担う高校生の「高い市政参画意識」への機運の高まりに、過去２回の「高校生議会」は注目され、大きな好評を得てまいりました。

私はその「北杜市高校生議会が今年度より開催されなくなること」に対し、大変、無念の思いであります。

そこで以下質問させていただきます。

（質問①）

今後も継続的な高校生議会開催に期待を寄せていた当事者となる市内高校生はもちろん、その親御さんたちや市内各高校の関係者含めた多くの皆様はじめ、これまでの活発な若者たちの意見が交わされ「高まる市政参画への当事者意識の機運醸成」に期待を寄せてきた一般市民の方々にとっても、市長が今年より高校生議会不開催に踏み切った理由とその妥当性について、大柴市長からぜひ納得いくご説明をお願いいたします。

（質問②）

１１月１７日発行の「山梨県議会だより」においても、昨年７月３１日に山梨県議会議事堂にて開催された「高校生議会」の写真が表紙を飾り、参加者へのアンケート調査においては、「高校生議会に参加してよかったと思いますか」の質問に対し「よかった＝９４．１％」「まあまあよかった＝残りの５．９％」と、大変好評であったと掲載がされておりました。

本市において実施してきた「北杜市高校生議会」のアンケート結果やいただいたお声についてお聞かせ下さい。

（質問③）

最後に、「今後、北杜市高校生議会はもう開催しない」という市長の判断、お考えという認識でよろしいのか大柴市長のお考えをお聞かせ下さい。

以上です。

○議長（大芝正和）

（「議長、体調不良なので退席をさせてください。」の声）

退席を許します。

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

９番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

市民全体の理解と納得の伴う今後の水道事業に向けて、についてであります。

持続可能な水道事業を実現するため、現在、「北杜市上下水道事業審議会」において、水道料金の見直しについてご検討いただいておりますが、併せて、「水道使用者」の皆さまに「水道事業」の現状や課題について周知していくことも重要であると考えております。

このため、今月の「広報ほくと」から全５回にわたり、水道事業の現状と課題などについて、特集記事を掲載することとしており、今後、「峡北地域広域水道企業団」に関する内容についても、掲載予定であります。

使用者の皆さまの「水道事業」に対するご理解と信頼を得るためにも、引き続き、市の広報紙やホームページを活用し、情報発信を行っていくとともに、今後、「週刊ほくとニュース」での情報発信についても検討してまいります。

次に、今後の農業振興発展への施策方針における、「スマート農業」の推進に対する見解及び今後の方針についてであります。

本市における「より豊かな農業」の実現に向け、「スマート農業」の推進は、欠くことのできない施策であると考えております。

「スマート農業」の推進により、農作業の省力化や効率化が図られ、生産性が向上し、農業従事者や新規就農者の経営の安定化、および持続可能な農業につながるものと期待しております。

一方、先月、市主催による「中山間地域におけるスマート農業・農業ＤＸを考える研修会」を開催したところ、参加者から「スマート農業に活用される機械や「データ管理アプリ」などは、導入費用と維持管理費が高価であり、導入をしても費用対効果につながるのだろうか」といった懸念の声もお聞きしたところであります。

今後、市では、こうした懸念の声を払拭し、「スマート農業」の普及促進に向けて、省力化および効率化につながる農機具等の購入に関する助成制度の拡充を進めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

９番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

好評を得ながら続いてきた「北杜市高校生議会の今年からの不開催」について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不開催の理由及び妥当性についてであります。

これまでの「高校生議会」は、希望する高校生のみが参加し、幅広く浸透していなかったことを踏まえ、来年度からは、市長自らが学校に出向いて、広く高校生の皆さまと自由闊達な意見交換ができる場を設け、多くの高校生に、市政について身近に感じてもらうことを考えているところであります。

次に、アンケートの結果や参加者の声についてでありますが、参加した高校生からは、市長と直接対話ができたことや、他の高校生の質問などを知る機会となったなどのご意見をいただいたところであります。

次に、高校生議会開催の考えについてであります。

来年度は、市長が学校に出向いて、広く高校生の皆さまと意見交換を行う場を設けることとしておりますので、その効果や、そこで出たご意見等を踏まえながら、今後の「高校生議会」の開催可否について判断してまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

皆川産業観光部長。

○産業観光部長（皆川賢也）

９番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

今後の農業振興発展への施策方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の取組に対する市の考え及び今後の方針等についてであります。

北杜市を管内とする「梨北農業協同組合」様のご努力により米の買取り価格は、県内の他の農協の取引価格より高い水準となっておりますが、引き続き、米の買取り価格の増額をお願いしてまいります。

現状、市では、農薬を５割以下に抑え、さらに化学肥料の窒素成分を５割以下に抑えて栽培された「特別栽培米」を除き、米農家への価格保障の対策については検討しておりませんが、国の米の最低基準価格の引き上げを目指した施策を注視し、米作り農家と対話を進めながら、農家の所得安定に向けた施策について検討してまいります。

次に、米の輸出政策に対する市の考え及び今後の方針等についてであります。

米の輸出政策については、まずは他国産米と比較し、日本産米の魅力を最大限に活かしたブランド力の強化を図ることが必要であると考えております。

昨年１２月に「米・食味分析鑑定コンクール国際大会ｉｎ北杜」を開催し、市内農家の研鑽によって育まれた米の魅力を国内外に発信することができましたので、この大会を契機に、米のブランド価値の向上に努め、米農家の所得向上が図られるよう、海外への販路拡大についても検討してまいります。

次に、農業機械への補助拡充についてであります。

市ではこれまで、農業経営の安定と生産力の確保を図るため、営農組織を対象に「活力ある水田農業支援事業費補助金」により、生産や出荷調整に必要な機械設備導入等の支援を行ってまいりました。

農業機械の導入や維持管理は高価でありますので、「北杜市農業振興推進事業費補助金交付要綱」を見直し、スマート農業の推進に向けた助成制度の拡充を進めてまいります。

次に、稲作と畑作についての見解及び今後の方針等についてであります。

稲作と畑作は、本市の基幹産業である農業の両輪でありますので、しっかりと後世へ継承していかなければならないものと考えております。

現在、地域の関係者による話し合いによって目指すべき将来の農地利用と、担い手を明確化する「地域計画」の策定が進められていることから、この機会に農業者や営農組織、関係機関のご意見を伺いながら、野菜や果樹などの高収益作物など、地域の特色を活かした畑地化のビジョンについて、検討してまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中山喜夫議員の再質問を許します。

中山喜夫議員。

○９番議員（中山喜夫）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、大項目３つ目についてのみ再質問をさせていただきます。

各高校に市長が直接出向いて高校生と意見交換を行うとのご答弁ですが、単に市長との意見交換をすることが本市の高校生議会を開催する意義や目的ではないと、私は認識しております。

高校生議会は、先ほど紹介した市内高校のホームページ掲載の参加者のコメントにも表れているとおり、若者たちの視点で地域課題を見つけ、解決していくための能動的かつ積極的な一

市民としての社会参画姿勢が、地域社会においての有権者意識、当事者意識を育み、将来住み続けたい、戻ってきたい愛郷心を育んでいくという大きな意義がございます。

その点について、確かに広く高校生の意見を聞くことは大切な機会だと私も思いますが、市長が出向いての意見交換だけでは得られない、大きな将来効果を見据えた意義が高校生議会には存在すると考えます。

その点について、大柴市長のご認識と市長の高校生との広い意見交換会も合わせた今後の高校生議会の継続的開催についてのお考えをお聞かせください。

また、以上を踏まえた上で、各高校に市長が出向いて意見交換をする会について、その内容、今年度の実施日程や、かける時間などについてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

９番、中山喜夫議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大きく２点いただいたところでございます。

答弁一部繰り返しになりますけれども、市長が直接、学校に出向くことで幅広く意見交換ができるものと思っております。

先ほど議員からいろいろなご意見、ご指摘等をいただいたところですけれども、そういったご指摘もしっかり汲めるような意見交換の場にしていきたいという考えでございます。

それから、具体的な状況でございますけども、現在のところ詳細が詰めてあるところではございませんけれども、例えば体育館、ホール等を活用して講演会形式を行う。また、お昼休みにお弁当を食べながら、ざっくばらんな意見交換を行うといったこと。また、これまで実施してきたオープンカレッジを地方創生未来塾という形に改めまして、３回とも市内高校で行うということも計画をしてございます。いずれにいたしましても、年度が変わりましたらしっかりと学校と調整をしていく中で有意義で、実のあるものにしていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで９番、中山喜夫議員の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、１０番、神田正人議員。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

３項目にわたり、一般質問をさせていただきます。

最初に、市有地活用について。

市では、北杜市公共施設等総合管理計画、北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画に基づき、老朽化や耐震基準を満たさない木造戸建て・簡易平屋住宅の用途廃止による五町田団地や育苗施設などの農林施設、小淵沢東・西保育園など、統合や老朽化、また設置目的を達成した施設を削減してきましたが、施設の利活用方針、施設解体後の市有地の跡地活用の具体的な事

業が実施されておらず、周辺住民からは草刈りや施設の安全対策について苦情が寄せられております。公共施設等総合管理計画の個別施設計画を令和５年度に策定、令和６年度から実施していくとしておりますが、公共施設のあった場所は、道路環境や保育所や学校などに近いなど立地条件も良いことから利用用途は複数あります。未利用となっている市有施設と土地を、企業誘致や子育て世代への宅地分譲、民間への売却など積極的に行うことが必要だと考えております。つまり過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していきます。北杜は町村合併後、施設全体の最適化を図る必要性があると考えます。

そこで以下質問いたします。

①活用されていない市有地の種類と面積は。

②市営住宅跡地・農業関連施設跡地を子育て世代などへ低額で売却する考えは。

③須玉町旧韮崎消防署須玉分署の民間移管の考えは。

④津金のおいしい学校､大正館の裏にあります老朽化した体育館･プールの整備については。

２項目め、ドローンの活用について。

農業をはじめ、災害対応やインフラ整備でもドローンがいろいろな地域で活用されております。北杜市の環境もドローン活用に適していると認識されております。農業においては、担い手不足問題の解決や作業の効率化を目指すことが可能であり、災害対策においては、地上からでは難しい広域的な被害状況の全容を把握でき、山林火災等でも活用できます。インフラにおいては、橋梁を撮影し、取得した映像から損傷状況を確認、また診断など全容を把握することが可能であります。鳥獣対策の把握、山梨県の小菅村で行っているのは、買い物困難者への救済、また被災地におきましては、いち早く物資を届ける、そしてトラックやヘリコプターが行けない場所にも、飛んでいけます。近年需要が高まっている純国産ドローンや関連企業というのを市に誘致し、少子高齢化や若者の流出に悩む市との産業振興も行政と共同開発し目指すことも可能ではないでしょうか。

そこで以下質問いたします。

①ドローンの現状は。

②ドローンの活用の課題は。

③今後の考えは。

３項目め、ケアラーについて。

令和６年５月に育児・介護休業法が改正され高齢化の進む日本では、仕事をしながら家族等の介護に従事するビジネスケアラーの数は増加傾向にあります。ピークを迎える２０３０年時点では約３１８万人になると推計されています。介護発生による労働者の生産性の低下等が日本全体に与える経済的損失額は、２０３０年時点で約９兆円と推計され、喫緊の対応が必要と考えられます。仕事と介護の両立には、正しい情報の収集、事前の準備、知識が大切であります。ビジネスケアラーが一人で抱えこみ、孤立が高まると離職やメンタルヘルス不調につながります。介護離職の予防には、企業、自治体、医療などそれぞれの役割を理解し、活用することが肝要であります。例として、埼玉県はケアラーを社会全体で支えていくことや県が推進計画を作ることなどを定めております。また、北海道におきましてはケアラー個人の尊重や孤立防止を掲げるとともにケアラーの早期発見や相談の場の確保、支援のための地域づくりを市町

村などと連携して進めることなどをうたっております。

ヤングケアラーのほか、「老老介護」や５０代の子どもの生活を高齢の親が支える「８０５０問題」といったケースも対象に、多様なケアラーを包括的に支援する条例を制定しております。社会から孤立し、誰にも相談できないケースが多いことが背景にあります。条例制定の動きはさらに全国で広がりを見せております。老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーの実態調査などを踏まえ、条例制定に向けた取り組みを、条例の素案をまとめ、市民に意見の公募をして制定の準備を進めている市も、参考にあります。

そこで以下質問させていただきます。

①市の包括支援センターへの相談現状と課題は。

②今後の考えは。

以上、３項目について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

ここで暫時休憩といたします。

再開は２時５０分といたします。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　２時４９分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１０番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

ドローンの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ドローンの現状と活用の課題についてであります。

農業分野では、昨年、武川町の水田１万１，２９０平方メートルを対象として、ドローンにより水田に直接「種もみ」を播く、「湛水直播」の実証実験を実施いたしました。

実証実験では、「導入費用と維持管理費が高価である」、「小規模での「湛水直播」は、良好であるが、大規模での「湛水直播」となるとばらつきがある」などの課題が挙げられたところであります。

また、災害対応においては、災害時におけるドローンを活用した情報収集について「民間事業者」２社と協定を締結しており、災害時には、情報収集等の協力を要請し、現地調査を行うこととしております。

「橋梁点検」における活用では、令和元年に国の「橋梁定期点検要領」が改訂され、ドローンによる橋梁点検が可能となったところであります。

現在、県において試行的にドローンを活用した点検が行われていることから、市担当職員も現場研修に参加しております。

いずれもドローンを自ら保有する場合には、保管方法や維持管理、パイロットの養成などが課題でありますので、慎重な検討を要することとなります。

次に、今後の考え方についてであります。

農業分野では、営農目的にあった機器の選定や、操作技術の習得などの相談窓口の設置を検討するとともに、省力化につながる農機具等の整備に関する助成制度の拡充を進めることとしております。

ドローンは、災害時の情報収集やインフラ整備の点検以外でも、様々な場面で私たちの暮らしをサポートしてくれるものであります。

ドローンの実用化に向け、これまでも、広大な市域を有する本市をフィールドに実証実験が行われてまいりました。

その中で、今月、市内において、企業、県、「峡北消防本部」および関係機関等のご協力の下、ドローンによるＡＥＤの配送の実証実験が行われました。

人命救助につながる重要な実証実験であることから、早期に実用化が図られることを期待するところであります。

現在、ドローンの運用は、目視内での操縦飛行の「レベル１」から、有人地帯での目視外飛行の「レベル４」まであることから、様々な場面で有効に活用されるべきものと考えておりますので、引き続き、国や県、先進事例の動向を注視してまいります。

次に、ケアラーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、包括支援センターへの相談の現状と課題についてであります。

市では、「地域包括支援センター」に「総合相談員」を配置し、介護保険や、認知症に関すること、権利擁護など、高齢者ご本人やご家族からの相談に、関係課と連携しながら対応しております。

相談内容としては、介護保険や認知症に関することのほか、医療や生活環境、経済的な問題などにも及んでおります。

昨年度の相談件数は、延べ８，２８１件で、本年度は、本年１月末時点で５，９６４件であります。

社会状況の変化などに伴い、高齢者を取り巻く問題は複雑化していることもあり、「地域包括支援センター」と関係部署が、連携して対応することが必要不可欠となっております。

このため、庁内のスムーズな連携と、協働体制の構築が課題と捉えております。

次に、今後の考えについてであります。

「ケアラー」の個人の権利が尊重され、日常生活を送ることができるよう、社会全体で支えることを基本理念とした自治体の責務と、住民や関係機関等の役割を定めることは、重要であると考えておりますので、条例制定については、他市の事例等を研究してまいります。

また、高齢者や「ケアラー」が相談しやすい専門相談窓口の設置について、現在、関係部署において協議を進めているところでありますので、早期設置に向けて取り組んでまいります。

その他については、担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

１０番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

市有地活用における、旧韮崎消防署須玉分署の民間移管についてであります。

「旧韮崎消防署須玉分署」については、土地・建物ともに「峡北広域行政事務組合」の所管

となっておりますので、組合において処分の決定をすることとなります。

市においても、「峡北広域行政事務組合」と活用方法について協議を行ってまいりましたが、建物の老朽化が著しく、耐震基準も満たしていないことから、活用は難しく、建物は解体撤去すると伺っております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

１０番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

市有地活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、活用されていない市有地の種類と面積についてであります。

現在、遊休市有地のうち、活用可能と考えているものは、学校跡地が２カ所、１万５，８０７平方メートル、市営住宅跡地が１３カ所、４万５７８平方メートル、保育園跡地が２カ所、７，７７５平方メートル、農業施設跡地が１カ所、２，３５９平方メートル、その他合併以前の旧町村から引き継いだ雑種地などが８カ所、４，６３８平方メートルであり、合計は、２６カ所、７万１，１５７平方メートルであります。

次に、市営住宅跡地・農業関連施設跡地の売却についてであります。

行政財産としての役割を終えた市有地のうち、市が活用を見込めないと判断した土地については、原則、公売により売却処分することとしております。

なお、低額での譲渡は、「北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、「公共事業の用に供するため」など一定の要件を満たす場合に限られておりますが、子育て世帯に対する「優先的売却」などの支援策について、関係部局と協議、検討を行ってまいります。

次に、おいしい学校裏の体育館についてであります。

須玉町の「おいしい学校」を含む三代校舎については、指定管理施設としてそれぞれ指定管理者による管理が行われておりますが、その北側にある運動施設については、現在、市の普通財産となっております。

当該施設については、地域のイベント等の備品倉庫として活用されておりましたが、このたび、地域から解体撤去等の要望を受けたところであります。

当該施設は、老朽化が著しく、耐震化も行われていないため、再活用は難しい状況であることから、解体撤去に向け、準備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員の再質問を許します。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

丁寧な答弁ありがとうございました。

３項目全てに再質問させていただきます。

１項目め、旧韮崎消防署須玉分署の民間移管についてですけれども、解体と言われましたけ

れども、耐震の関係があるんですけれども、倉庫等を利用する意味で、解体の費用を考え、解体しなくて、既存の施設を居抜きによって利用することはどうなんでしょうか。

それともう１つ、おいしい学校、大正館の裏手の体育館についてですけれども、当該体育館は見るからに老朽化し、耐震化も行っていないことから、倒壊等の危険性も踏まえて、できる限り早期に解体撤去すべきと考えます。

他地域では、子どもたちが入って登ってしまって天井から落ちたりとか、そういった事例もあったりして、幸い大きい事故にはならなかったそうですけれども、そういった意味で、解体とか絶対必要だと思いますし、またその後、解体撤去に関して、スケジュールあるいは見通しについての市の見解、２点について伺います。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

１０番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

旧韮崎消防署須玉分署の建物について、居抜きにより利用することについてであります。

やはり建物につきましては、老朽化が進んでいること、また耐震基準を満たしていないことなど、安全性を確保できないということから、貸し付けなどはせず、解体を行うこととなっております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

１０番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

おいしい学校裏の体育館についてでありますけども、施設の解体にあたりましては、廃材の処理など多額の経費が必要となることや、解体にかかる有利な財政支援も現状ないため、全額市費で財源手当てをする必要が出てきております。

こうしたことから、事業の優先順位付けの検討が必要となるわけですが、このことから、現時点での実施時期については、決定しておりません。

しかしながら、この施設については、他に活用の見込みがない施設でもありますので、早期に事業が実施できるよう、庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

どうもありがとうございました。大正館の裏につきましては、たべるりんごまつりとかいろんなイベントもやっておりますし、おいしい学校の料理もおいしいですし、お風呂等もありますし、非常に有効的に、市のために活用できる場所だと考えております。前向きな考え方で進んでいっていただきたいと思います。

それでは、２項目め、ドローンの活用について再質問させていただきます。

他の自治体では、市で自らドローンを配備すること、災害時においても職員が情報収集に当たれるよう、職員自身がドローンを操作できる体制を構築することとか、災害時にとどまらず、インフラ、環境、情報発信等、様々な分野で活躍できるよう、部局横断型でチームを結成し、安全確実にドローンを操作することをやっている自治体もあります。

そういった形で、市の課題解決につながることを目的として活動している自治体もある関係で、職員がドローンの操縦を学び、資格を取得するなどし、業務に生かしているということも、今のように聞かれるんですけれども、北杜市の考えについてお聞かせください。お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

１０番、神田正人議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ドローンの関係でございますが、ドローンの飛行につきましては、飛行場所、方法によって国家資格が必ずしも必要ではないという状況ではございます。

しかしながら、安全に飛行させるには必要な知識、能力を有することを証明する国家資格であります無人航空機操縦者技能証明制度というものがございます。このことから、現状では、ドローンの飛行にあたっては、技術を有する事業者に業務をお願いしているところでございますが、今後、様々な場面で活用することも考えられますので、職員みずからがドローンの資格を取得し、業務を行うということも検討をしていかなければならないと考えております。その場合には、資格取得の助成金制度というものが職員向けにもございますので、これらと併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

ありがとうございました。ドローンは、いろんな場面で活躍するものだと思っておりますので、特に北杜市の地域性から考えると、非常に必要不可欠なものだと思いますので、今後さらにまた前向きに検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、３項目めのケアラーについて質問させていただきます。

特に私のほうでは、ビジネスケアラーについて再質問させていただきますけれども、ビジネスケアラーが抱える課題、問題点として、仕事と介護の両立で疲弊しております。また、先の見えない介護によって意欲が低下しがちになります。また、育児と介護によるダブルケアによって負担が増えております。相談できる環境がない、離職を検討せざるを得ない状況に陥っております。

私の知り合いの中でも、東京とか遠くにいて、親の介護のために戻らざるを得なく、そしてまた仕事を辞めざるを得なくなった人もいます。

そういった形で、介護離職の理由としては、仕事と手助け・介護の両立が難しい職場、そういった形が最も多く、自分の心身の健康状態が悪化したため、自身の希望として手助け・介護

に専念したかったためなどの理由がいろいろ、等々ありますが、勤務先の制度面や環境面が大きく起因していることも起因となっております。

そこで、北杜市としまして、ビジネスケアラーに対する行政からの相談体制、そういったものに対しての周知の方法、どういうふうに周知されているのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小尾福祉保健部長。

○福祉保健部長（小尾正人）

１０番、神田正人議員の再質問にお答えいたします。

介護保険制度や各種相談等支援事業、こういった情報について、ケアラーの方、また市民に対しての周知という点に対しての再質問かと思います。

議員ご指摘のように、介護保険制度や認知症の正しい理解、また介護方法などの習得は、介護や世話をする上で大変重要であると考えております。また、介護保険制度や、いわゆるケアラーを支援する各種事業の情報を事前に提供していくことにつきましては、高齢者やケアラーが安心して生活できることにつながるものだと思います。

市では、広報紙やＳＮＳの活用とともに、加えて市内各地域での出前健康講座、こういったものの機会を開催し、その折に介護保険制度や各種支援事業の案内を行うなど、ケアラーが抱える悩みや、あらゆる声を聞きながら、その問題解決への支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで１０番、神田正人議員の一般質問を終わります。

次に、無会派、１番、浅川勝正議員。

浅川勝正議員。

○１番議員（浅川勝正）

大項目２つについて、お伺いいたします。

まず１つ目、畜産農家の支援についてお伺いいたします。

先般ウクライナ情勢の影響から配合飼料の値段は高止まりしており、２０２０年から２０２４年の飼料価格の推移は、１トンあたり２０２０年には６万円あまりだったものが、現在では１０万円近くなり高止まりが続いております。

また、燃料費の高騰なども影響し、畜産業の経営維持が困難であり早急な支援が必要です。

北杜市においても私と同世代の方々も事業承継し奮闘しております。

しかし、飼料や燃料費の高騰、糞尿処理の高騰も影響し廃業も考えなければならない状況という声が私のもとにも多く寄せられております。

１月、地元の畜産農家の方々と長崎幸太郎知事に支援の要望を行い、知事から「交付金を活用し、支援の拡充について検討したい」と前向きな回答をいただきました。

そこで以下質問に移ります。

１、北杜市においても昨年１１月において北杜市畜産等価格高騰対策事業補助金ということで助成を行っているが来年度においても実施する方向なのか伺います。

２、北杜市として今後畜産農家をどのように支援していく考えかお伺いいたします。

２項目め、体験活動の場について伺います。

体験活動は、以下の観点からも近年その重要性が注目されています。

実践的な学び：理論だけではなく実際の経験を通じて学ぶことができる。これにより、知識がより深く定着しやすくなります。

スキルの向上：コミュニケーション能力や問題解決能力、チームワークなどのスキルを実践的に磨くことができます。

自己理解の促進：自分自身の興味や価値観を見つける手助けとなり、新しいことに挑戦することで、自分の強みや弱みを理解する機会が得られます。

社会性の向上：他者との交流や協力を通じて、社会性や人間関係の構築が促進され、社会での適応力が高まります。

創造性の発揮：創造的な思考を刺激し、新しいアイデアや解決策を生み出す力を育むことができます。

感情的な成長：喜びや達成感、失敗からの学びなど、さまざまな感情を体験することで、感情的な成熟が促されます。

このように、体験活動は個人の成長や社会的なスキルの向上に寄与する重要な要素であり教育やキャリア形成においても、体験活動を取り入れることが推奨されています。

また本市が推進している原っぱ教育の重点項目にもあげられております。

以下質問に入ります。

１、スケート場、馬術場、スキー場などの北杜市ならではの施設を生かした体験活動推進について今後どのように考えているか、伺います。

２、子育てをする環境としてもＰＲ材料となると考えるが市の見解を伺います。

以上、２項目について、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

１番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

畜産農家の支援についてであります。

市では、県と合同で「畜産巡回指導」を行い、「畜産農家」の皆さまの声を聞き、衛生面からの「適正飼育」の助言や、飼料高騰対策として、「耕畜連携」の取り組みであります「飼料栽培支援」などを行っているところであります。

また、「梨北農業協同組合」様と連携し、「畜産農家」が行う「肉用牛」や「乳牛」の「遺伝子検査」、および「予防接種事業」等を支援しております。

加えて、「畜産飼料」の価格高騰が「畜産経営」を圧迫している状況に鑑み、令和４年度から本年度にかけて、「畜産飼料」の購入費の一部を支援してきているところであります。

現在、県において、「畜産農家」の経営の安定化を図るための、「生産コスト」の削減や生産性向上に向けた取り組みに対する助成制度が検討されていると伺っておりますので、今後、県

の動向を注視しながら、市としても、助成の実施について検討してまいります。

その他については、教育長が答弁いたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

１番、浅川勝正議員のご質問にお答えいたします。

体験活動の場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市ならではの施設を生かした体験活動の推進についてであります。

体験活動は、自分の身体を通して経験する活動であり、「直接体験」、「間接体験」、および「模擬体験」があります。

本市における「スケートセンター」や、「馬術場」および「スキー場」などのアクティビティ要素の高いスポーツ施設での「直接体験」は、教育的意義の重要性が高いことから、積極的に実施しているところであります。

スケートや馬術については、「親子体験教室」を開催し、多くの方が参加する非常に人気のある教室となっております。来年度は、「スケートボード教室」の開催も検討しております。

「スキー場」では、「山梨県バレーボール協会」が主催する「スノーバレーボール体験」や、「一般社団法人北杜市観光協会」が主催する雪合戦への後援等を行っております。

今後も、北杜市ならではの施設を活用した体験活動を実施してまいります。

次に、子育てを支援する環境としてのＰＲ材料とする考えについてであります。

本市における体験活動施設を活かした子育て世代へのＰＲについては、市の広報紙やホームページを用いて参加募集の記事を掲載するとともに、市の公式ＬＩＮＥやＩｎｓｔａｇｒａｍを活用して、参加者の当日の様子や活動報告などを発信するなど、広くＰＲしているところであります。

今後も、本市の魅力の一つとして、様々な体験活動ができる生涯学習環境の充実を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

浅川勝正議員の再質問を許します。

（　な　し　）

以上で、質問を打ち切ります。

これで１番、浅川勝正議員の一般質問を終わります。

次に、無会派、５番、中村典子議員。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

４項目について、一般質問させていただきます。

１項目め、市政報告会のあり方、市民との対話の方法について。

市長が就任後、施政方針表明で述べられた「市民との対話」「市民が主役のまちづくり」という言葉に大変期待しております。

市政について市民に説明し、市民と対話する場の一つであると考えられる市政報告会について、また今後の市民との対話について以下質問いたします。

①地域委員会設置条例において市議会の定例会閉会後、地域委員会に対し市政報告を行うこととされていますが、市政報告会の趣旨と目的、主眼に置いていることはなんですか。

②１月２１日に行われた市政報告会について「広報ほくと」に開催についての告知がありませんでした。市政報告会の周知についての考えをお聞かせください。

③「市長と語る会」を含めて、今後の市民との対話について、どのようにお考えですか。

２項目め、不登校の子どもへのスクールソーシャルワーカーの対応について。

１月２５日に山梨大学医学部で行われた「不登校児童生徒への多職種連携」と題して行われた日本小児神経学会山梨小児神経懇談会に参加いたしました。不登校支援に関わる団体や小児科医など１００名以上が参加し、不登校への関心の高さ、見逃せない状況であることがうかがわれました。県の教育委員会、総合教育センター、治療にあたられている医師の講演後にどのように様々な機関が連携すればよいのかというパネルディスカッションがありました。

学校でのストレスが原因で頭痛・腹痛・起立性調節障害などの身体症状が出て不登校になった子どもは、検査してもどこにも異常が見つからないことがあります。その場合に、嘘をついていると疑われることがありますが、辛いことがあると、本当に脳が痛みを発するということが印象的でした。また学校に行きたい、行かなくては、という自分の意志に反して行けない、という本人にとってとても辛い状況になったときに、それを乗り越えられるかどうかは、温かい大人が近くにいるかどうかによるところが大きいそうです。

不登校の子どもの増加により、多職種（場合によっては地域の様々な団体）との連携の重要性が高まっています。そのコーディネート役として大きな役割を担うスクールソーシャルワーカーについて、以下質問いたします。

①子どもが学校に行けなくて困った時に、どのようにスクールソーシャルワーカーへつなげられているのでしょうか。

②スクールソーシャルワーカーはどのように不登校をはじめ様々な問題を抱える子どもたちに寄り添い、解決をはかっているのか。２名のスクールソーシャルワーカーで全市をどのようにカバーしているのか教えてください。

３項目め、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進、適切な浄化槽の保守・点検・検査について、ご質問いたします。

し尿のみを浄化する単独処理浄化槽からの排水や、浄化槽の保守がされていないために浄化されない汚水が垂れ流されることにより、近隣住民から汚臭による不快の訴えや衛生面の不安の声が寄せられています。

環境省の発表によると、令和４年度の山梨県の合併処理浄化槽の設置割合は全浄化槽の４１％、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために毎年１回行うこととされている定期検査の受検率は１６．２％にとどまっており、全国平均の受検率４８．２％を大きく下回っています。

以下、浄化槽について質問いたします。

①し尿処理のみで生活排水が処理されない単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えは安全安心な生活のために不可欠です。本市の切り替え促進の施策について教えてください。

②浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されるための本市の施策はいかがでしょうか。

４項目め、ごみ・資源物の出し方について、ご質問します。

①高齢者のゴミ出しの問題が大きくなっています。高齢者がゴミ出しをしやすくするため本市でのどのような取り組みを行っていますか。

②須玉町、高根町、小淵沢町はプラスチック包装容器などを北杜市指定の資源袋に入れて出すことになっていますが、他の地域では公民館のコンテナなどに出すことになっています。回収方法が違う理由と、それ以外の地域でプラスチック包装容器などを資源袋に入れて出した場合の扱いについて、教えてください。

③プラスチックゴミは分別されたにもかかわらず再資源化されず燃やされるいわゆる「サーマルリサイクル」が、資源エネルギー庁の２０２１年のデータによると全体の６２％と大きな割合を占めており、分別の意義そのものが問われています。本市で回収されたプラスチックゴミは回収後どのように処理されているのか。特に、サーマルリサイクルの割合について教えてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

大柴市長。

○市長（大柴邦彦）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

市政報告会のあり方、市民との対話の方法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市政報告会の趣旨と目的、主眼に置いていることについてであります。

「北杜市地域委員会設置条例」では、市議会の「定例会」閉会後、「地域委員会」に対し「市政報告」を行うこと、「臨時会」については、必要に応じて行うこと、また、必要に応じて当該区域内の市民を対象にして「市政報告会」を開催することと規定されております。

「市政報告会」においては、市政の状況をご理解いただくことを主眼に、市議会「定例会」および「臨時会」の内容を報告しているところであります。

次に、市政報告会の周知についてであります。

「市政報告会」の周知については、周知可能な方法で行っているところではありますが、本年１月２１日に開催した「市政報告会」については、「市政報告会」と合わせて行われた講演会の講師の方との日程調整が必要であったこともあり、市広報紙への掲載は見送ったところであります。

しかしながら、市ホームページに掲載するとともに、「地域委員会委員」や「市議会議員」、「各行政区長」、「民生委員・児童委員」に対し、案内を送付するなど、可能な限り周知を行ったところであります。

今後も、周知については、新たな手段も積極的に取り入れるなど、市民の皆さまに、情報が的確に届くよう努めてまいります。

次に、今後の市民との対話についてであります。

市政を推進していく上で、市民のニーズや、本市の進むべき未来に向けてのご意見を的確に把握する必要がありますので、様々な機会において、多くの市民や団体の皆さまからのご意見等を聴くことは重要であります。

そのため、これまで開催してまいりました「市長と語る会」のような、市政全般を対象とし

た意見交換の場は設けず、特定のテーマを定める中で、私が市民と市政について語り合う「北杜市の未来を語る集い」や、各種会議、イベント、催し物などに、私自らが出向き、私の考えや思いを丁寧に伝えるなど、あらゆる機会を通じて市民との対話を進め、そこでいただいたご意見等を、市政運営に反映してまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水徳生）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

不登校の子どもへのスクールソーシャルワーカーの対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スクールソーシャルワーカーへのつなぎ方についてであります。

児童生徒の中には、環境的要因や子ども自身が持つ課題が複雑に絡み合うことなどにより、苦しい気持ちを抱えながら生活をしている子どもたちがおります。

そのような場合は、学校対応だけで解決することは困難であるため、「市教育委員会」では、現在２名の「スクールソーシャルワーカー」を配置し、このような課題を解決するための働き掛けを行っているところであります。

「スクールソーシャルワーカー」が、子どもたちとつながり、具体的な支援を行うため、学校からの「相談申請票」を受け、連携を行いながら支援をスタートさせることを基本としております。

また、「ほくと子ども相談ホットライン」を設置し、子どもたちが「スクールソーシャルワーカー」に直接相談できる体制も整えているところであります。

次に、スクールソーシャルワーカーの活動内容及び市全体のカバーについてであります。

子どもたちから寄せられる相談には、明らかになっている課題以外にも、見えない部分に課題が隠れている場合も多くあることから、相談者に寄り添った支援を行うため、面談等を通して課題を的確に把握し、それぞれの課題に向けてどのように支援をしていくかの検討を行っております。

また、課題が複数ある場合には優先順位を付けて、「児童相談所」や医療機関、「福祉課」や「ネウボラ推進課」等の連携機関につなげ、重層的支援の構築に努めております。

その他、定期的に学校や家庭、教育支援センター「エール」などを訪問するとともに、他機関と情報共有をするための会議や、保護者との面談を通して児童生徒の実態把握に努め、それぞれの課題解決に向けて支援を行っております。

現在は、２名の「スクールソーシャルワーカー」が綿密な打ち合わせを行い、見通しをもって市内の小中学校の児童生徒に対する支援を行っております。

今後も、他機関との連携も大切にしながら、児童生徒に寄り添った支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

５番、中村典子議員のご質問にお答えいたします。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進、適切な浄化槽の保守・点検・検査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、切り替え促進の施策についてであります。

市内には、多数の「単独浄化槽」などが設置されており、「合併浄化槽」への転換が必要であることから、国の「循環型社会形成推進交付金」等を活用し、「北杜市戸別浄化槽設置費補助金」として、下水道事業計画地域を除く全ての区域で、「合併浄化槽」の設置・転換を行う際の費用の一部を助成しております。

国の「一般廃棄物処理実態調査」によると、本市の浄化槽人口約９千人のうち、「合併浄化槽」人口は約４千人であり、昨年度１０２基の「合併浄化槽」が設置され、本年度は１０３基の設置が見込まれるなど、「合併浄化槽」の普及率は年々増加しております。

今後も、生活系雑排水による水質汚濁、地下水汚染の抑制を推進することにより、環境創造都市にふさわしい環境を目指してまいります。

次に、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されるための施策についてであります。

浄化槽の法定検査は、「浄化槽法」で義務付けられた検査であり、未受検者に対しては、市、県および「一般社団法人山梨県浄化槽協会」から、浄化槽の適切な維持管理のチラシなどを同封した受検の案内を通知しております。

そのほか、市の広報紙やホームページ、ほくとニュースなどでも周知しております。

さらに、本年度から「浄化槽の維持管理普及啓発事業指導計画」に基づき、県と連携した啓発・指導を行っており、県下２１市町村で構成する、「山梨県合併浄化槽普及促進協議会」とも連携する中で、浄化槽の適切な設置・管理を促してまいります。

次に、ごみ・資源物の出し方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者がゴミを出しやすくするための取組についてであります。

市では、ごみの量が少ない世帯や、ごみ出しの際に重い袋の運搬が困難な高齢者のために、小さなサイズの「燃えるごみ袋」を導入しており、負担の軽減を図っております。

ごみの排出については、介護サービスや、民間事業者による家事代行サービスなどの支援があることは承知しておりますが、今後の高齢化社会の進行を踏まえ、行政として、高齢者の方などが、ごみを出しやすい環境への支援策について、国、県の動向を注視するとともに、引き続き先進事例の情報収集および研究をしてまいります。

次に、プラスチック包装容器等の回収方法についてであります。

市内では、合併以前から旧町村ごとに「資源袋」での排出と、公民館や各「ごみステーション」にあるコンテナ、ネット等を活用した排出がされておりますが、理由としては、市民の皆さまや収集事業者に既存の排出・回収方法が定着しているため、地域の実情に即した対応を継続しているからであります。

また、「資源袋」を使用しない地域で、「資源袋」に入れて排出された場合は、収集した後に、「中間処理施設」で分別し処理しておりますが、収集事業者の効率性に鑑み、各町の収集所等のルールに基づき排出していただけるよう周知をしております。

次に、プラスチックごみの処理及びサーマルリサイクルの割合についてであります。

市内の収集所等から収集されたプラスチックごみなどの資源物は、市の指定する中間処理事

業者に品目ごとに運搬され、再分別、洗浄、破砕、圧縮、溶解、プレス処理等を行い、資源物を複数の製造事業者に売却し、プラスチック製品の原料などになっております。

サーマルリサイクルの割合については、中間処理事業者が、他市などからの資源物を受け入れた上で、製造事業者に「サーマルリサイクル燃料」として売却されるため、市内から排出される資源物の数値化は困難であると認識しております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員の再質問を許します。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございます。

４項目全てについて、再質問をさせていただきます。

１項目め、市政報告会のあり方、市民との対話の方法について。

地域委員会条例に従って市政報告会が開催されていることは理解できましたが、せっかくの機会であり、地域委員のような特定の市民だけではなく、もっと広く一般の市民に呼びかけて市政報告会を開催するお考えはありますか。

２．広く周知する方法の一つと考えられる北杜市公式ＬＩＮＥでの告知が前日の１月２０日で周知が図れず、「もっと前に知っていたら参加したかった。残念」という声がありました。

広報ほくとや時間に余裕を持った公式ＬＩＮＥでの周知のお考えはありますか。

３．市政報告会次第に質疑応答の機会がなく、司会の判断で質疑応答の時間が急きょ設けられました。今後は、あらかじめ質疑応答の時間を設けることで、市政報告会も市民と語り合う場の一つとしてはいかがでしょうか。

４．市政報告会と合わせて行われた雨宮氏の講演の内容は素晴らしかったのですが、市政報告会の内容に即したものではなかったと感じました。時間的にも市政報告会が３０分、講演会は１時間半以上で、どちらがメインなのか分からない配分でした。

今後も講演会を行うなら、市政報告会と関連のある内容とし、市民が市政をより深く理解できるようにしてはいかがでしょうか。

５．今後、テーマを定めて市民と対話する場となる未来を語る集いの開催方法について、教えてください。

よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

加藤企画部長。

○企画部長（加藤寿）

５番、中村典子議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、市政報告会に関する再質問について、お答えをいたします。

まず、１点目の広く市民に呼びかけての市政報告会の開催についてですけれども、答弁でも申し上げましたとおり、市政報告会は原則、地域委員会委員に対してのものでありますが、これまでも一般の方も自由に参加できるよう周知を行ってまいりました。

したがいまして、今後におきましても同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、時間に余裕を持った周知についてであります。

１月に開催をいたしました市政報告会では、答弁でも申し上げましたが、講演会の講師の方との調整の結果、日程を決定したということでありますので、スケジュールの都合上、市広報紙の原稿締め切りには間に合わなかったということで、掲載のほうは見合わせたところでありますが、ホームページやＳＮＳなど他の周知手段を活用しながら周知に努めてきたところであります。

次回以降につきましては、様々な手段を用いまして周知を行ってまいりたいと考えております。

３点目の市政報告会の質疑についてですけれども、従来より市政報告会において質疑応答の時間は設けているところでありまして、今回だけということではございません。

こうした質疑応答の時間を使いながら、ご参加されました皆さまとの意見交換の場と活用をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

４点目の講演会の内容についてですけれども、市政報告会につきましては、議会に上程した議案の内容等について報告を行うものでありまして、議会の内容と類似した講演会のテーマというのは、なかなか難しいのではないかなと思っておりまして、これまでも市政報告会の中で行われる講演会につきましては、市政に関連のある、また市民の皆さまにも参考となるテーマを選びながら講演会を開催してきたところでありますので、今後もこうした観点から講演会について、また実施に取り組んでまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

５番、中村典子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、未来を語る集いの関係でございます。

未来を語る集いにつきましては、市民の声を反映した市政を推進するために、市民および市内に活動拠点を置く団体等と市長が市政について意見交換を行うものでございます。

開催の方法につきましては、北杜市の未来を語る集い開催要綱というものがございますが、この要綱に基づきまして、開催を希望する団体等にあらかじめ市にお申し込みをいただき、意見交換のテーマ、また開催日時等を調整させていただきまして、市役所もしくは市内の公共施設において開催をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございます。再々質問を１点だけさせてください。

未来を語る集いの申し込み方法や開催について、市民にもっと広く知らせて、多くの市民の声を聞く機会をつくってはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

宮川北杜未来部長。

○北杜未来部長（宮川勇人）

５番、中村典子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

もっと広くという質問でございます。

答弁一部重なりますけれども、多くの市民の皆さま、団体の皆さまからご意見をいただくということは、市政を推進する上で大変重要であると思っております。

毎月というわけにはまいりませんが、市の広報紙、また公式ＳＮＳ等を通じましてご案内をするとともに、市のホームページにつきましては、この未来を語る集いというページを用意してございますので、そういった媒体を見ていただきながら、広く市民に周知できるように引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございました。２項目めについて、再質問をさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーがどのように支援につなげられているか分かりましたが、スクールソーシャルワーカーにつなぐ方法について、以下質問させていただきます。

１．学校での出来事がきっかけに学校に行けなくなってしまった場合、学校を通しての申請をためらったり、そもそも学校からスクールソーシャルワーカーを紹介されなかったりするケースもあります。

学校に来られなくなった子に、学校からスクールソーシャルワーカーの存在を伝え、学校を通さず直接つながることはできないのでしょうか。

２．そのためには、学校の先生方がスクールソーシャルワーカーの役割を認識すること。保護者がスクールソーシャルワーカーの存在を身近に感じ、困ったときに相談しようと思えるようになることが必要です。先に述べた懇談会でも、県の教育委員会の方がどの子も不登校になる可能性があるとお話しされました。

年度はじめに毎年チラシを渡すなど、不登校になる前にスクールソーシャルワーカーの存在を知れるようにしてはいかがでしょうか。

３つ目、子どもは学校で先生に何が嫌だとか辛いということは、なかなか言いづらいものです。なぜ学校に行けないのか聞かれても答えられなかったりすることも、ほとんどと言われています。学校の判断でスクールソーシャルワーカーに相談、申請する方法では、支援につながらないケースもあると思われます。

出席日数で不登校判断し、スクールソーシャルワーカーにつなぐことも考えてはいかがでしょうか。

４つ目、ほくとこども相談ホットラインに私もアクセスしてみました。そこには北杜市教育委員会の相談員が相談に乗りますと書かれています。教育委員会の相談員から学校に連絡が行くということは想像に難くなく、学校に対して申し訳ないという気持ちが強い保護者は連絡が

しにくくなっています。

困ったときに気軽に相談できるような工夫が必要ではないでしょうか。できたら甲府市のように教育委員会から独立した相談対応機関の設置を望みます。

５つ目、学校に来ているけれど困っている子、ステップルームができたことで不登校扱いではないが困っている子もおり、そういう場合こそ学校が見つけてつなげていってほしいという声や、スクールソーシャルワーカーが学校の外と中をつなぎ、学校の中の風通しを良くする存在になってほしいという声をいただいています。お考えをお聞かせください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

５番、中村典子議員の再質問にお答えをいたします。

５点ほど、質問をいただいております。

まず、１つ目のスクールソーシャルワーカーと学校を通さずに直接つながることができるのかということです。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、児童生徒が知ることができるように、教育委員会ではスクールソーシャルワーカーから、小学校１年生から３年生、４年生から６年生、中学生、高校生と、それぞれの発達段階に応じてお便りを出し、児童生徒は自身のタブレットを用いて見ることができるようになっております。

また、「ほくとこども相談ホットライン」を設置して、児童生徒および保護者に向けて、学校生活に関する様々な不安や悩みなどについて相談に応じる体制を整えているところです。

次に、スクールソーシャルワーカーの存在を知れるようにするにはということであります。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、その役割について教職員にも理解してもらえるように、校長会を通じてお伝えをしているところです。

お便りについては、これまで紙で配布していたものをタブレットで見る形で行っておりますが、できるだけ周知を徹底するという観点から、今後どのように配布していくかというのを検討していきたいと考えております。

次に、出席日数でスクールソーシャルワーカーにつなぐことはということです。

学校を長期欠席する児童生徒の要因は様々で、それらが複雑に絡み合っているという場合もあります。そのため、一概に出席日数で児童生徒が不登校だと判断するのではなく、学校とも連携を図ることで要因の把握にも努めながら、スクールソーシャルワーカーへの相談も含めて児童生徒へのアプローチをするようにしているところです。

次に、困ったときに気軽に相談できるような工夫はということです。

市教育委員会の相談員が相談相手であるということで、連絡がしにくいということですけれども、相談相手が誰であるかを伝えることで、相談者が安心して連絡をすることができると考えているところであります。

また、児童生徒や保護者がスクールソーシャルワーカーを身近に感じて、気軽に相談ができる体制を整えるために、お便りで周知をすることや学校訪問を行った際に子どもたちと触れ合うように努めているところであります。

次に、スクールソーシャルワーカーが学校の外と中をつなぐ存在になるにはということです。

困っている児童生徒につきましては、学校でもアンテナを高くして状況を捉え、対応するように努めているところです。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校を訪問して、児童生徒の状況や教職員の指導の様子などの観察を行い、状況を把握した上で、学校や関係機関とも連携を図りながら課題の解決に努めているところであります。

以上となります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございます。再々質問をさせていただきます。

児童生徒が自身のタブレットを用いて、スクールソーシャルワーカーのお便りを見ることができたりとか、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問していただけているということなんですけれども、不登校の児童生徒は自宅でタブレットを見ることもできないし、学校に行っていないので、スクールソーシャルワーカーに会うこともできないと思われます。不登校で学校に行かれない子の対応も考えていただけたらと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーから中学生向けのお便りを見る機会がありました。こんなときはこうするといいという解決法が列挙されておりました。悩んでいる子どもや保護者は解決方法を教えてほしいのではなくて、まずは話を聞いてほしい、寄り添って共感してほしいと思っています。傷ついた子どもや保護者との信頼関係を築くことから始めることが必要ではないでしょうか。

文部科学省、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）、主な取り組みの２、こころの小さなＳＯＳを見逃さず、「チーム学校」で支援しますとあります。相談してくるのを待つのではなく、小さなＳＯＳを見逃さない支援を望みます。

ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

５番、中村典子議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、不登校で学校へ行けない子への対応というところであります。

当然、タブレットではなくて、ほくとこども相談ホットラインもありますので、そちらも利用していただくということを考えているところであります。

また、直接、電話等も受け付けているところでありますし、学校とも連携を図りながら、そういう子どもたちの把握にも努めているところであります。

次に、気づきが大切だということでありますけれども、現在２名のスクールソーシャルワーカーが綿密な打ち合わせを行って、小中学校の学校等にも行きながら連携等を図っているところでありますので、引き続き他の機関とも連携を大切にしながら進めていきたいと考えているところです。

もう１点目、こちらで待っているのではなくて、ＳＯＳを把握ということでありますけれど

も、先ほども答弁をいたしましたが、関係機関とも連携をして、学校とも調整しているところですので、スクールソーシャルワーカーにつきましては、他の機関との連携を大切にしながら、児童生徒に寄り添った対応を引き続きしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

ありがとうございました。

３項目めについて、再質問をさせていただきます。

岐阜県は、保守点検、清掃、検査を担う各業界団体や機関が協力し、一括して契約を結ぶ県浄化槽らくらくプロジェクト推進協議会というものを設立し、３つの義務に応じて個別に業者と行っていた契約を一元化させて、一律に実行される仕組みをつくっています。契約すれば料金が割り引かれ、修理費などが無料になる生涯機能保証制度というものも付くため、９８．９％という高い受検率を達成しています。

本市も啓蒙活動や受検の案内送付だけではなく、市民がもっと楽に保守点検、清掃、検査が行えるような仕組みをつくることで、市民の衛生、健康が守られる方策を検討したらいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

５番、中村典子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、岐阜県の協議会の取り組み、仕組みをご案内いただきました。

浄化槽の清掃、保守点検、そして法定検査、これは３つの責務と言われておりますけれども、これらの受検率の向上には、県や指定検査機関、また保守点検事業者などが連携して課題を共有しながら取り組むということが、大変重要であるのだろうということを感じております。

ご紹介の岐阜県の協議会の事例は、とても先進的な取り組みであるという認識でございます。

今後、山梨県、関係団体と、一層、市も連携を密にしながら、先進の事例を参考にしながら、市民の衛生、そして健康が守られるよう、効果的な取り組みについて、今後重ねて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

前向きなご答弁ありがとうございます。お金をかけなくてもできる取り組みかと思います。特に清掃とか、保守点検の事業者の方にとっても決まったお仕事があるということで、良い取り組みだと思いますし、住民の皆さまにとっても汚い水が流れてこないということは本当に、せっかく、良い北杜市に住んでいて、汚い水が流れていて困るという声を大変たくさんいただ

いておりますので、ぜひ前向きに県とも協力して取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

４点目につきまして、再質問をさせていただきます。

令和２年９月から可燃ごみ袋の小サイズが販売されており、高齢者からごみ出しがしやすくなったと好評を得ています。

不燃ごみは陶器やガラス、金属なので重く、高齢者にとって大きなごみ袋ではごみ出しが大変という声をいただいています。不燃ごみ袋の小サイズの検討はしていただけないでしょうか。

２つ目、北杜市のサーマルリサイクルの割合が分からないということでしたが、市として回収した資源物がその後どのように処理されているのか、責任を持つことが必要だと考えます。中間処理事業者に問い合わせることなどで調べることは可能ではないでしょうか。

３つ目、市民の中には、再資源化されていると信じて、弁当容器などを洗って有価物に出す方もいらっしゃいます。一方で、ごみ焼却場では重油を加えて、ごみを燃焼させています。再資源化されないごみを洗う労力や汚水を流すことを考えると、分別せずに燃えるごみとして回収したほうがよいという考えもあります。市の見解をお聞かせください。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

５番、中村典子議員の再質問にお答えをいたします。

不燃ごみの小さなサイズのご質問がございました。

先ほど議員がご紹介いただきましたように、小さなサイズのごみ袋は、大変好評をいただいていると認識をしております。これまで、不燃ごみの小さなサイズの袋につきましても検討をしてきたところではございますが、不燃ごみは、その特性といいますか、容量が大きいものが多いといった理由もありまして、現在、導入には至っておらないのが実情でございますけれども、今後も高齢者の皆さまなどがごみを出しやすい環境、これらの支援策については、引き続き研究をしてまいりたいと思います。

続いて、サーマルリサイクル、中間処理業者に渡ったその先も、市は責任を持つべきではということでございます。

私どもそういう認識も一つあろうかと思いますけれども、一度、市として、行政として中間処理業者のほうに、そこでお渡ししてしまうといったことから、その先は事業者の営業の一部ということになっていくと思います。そういう意味では、答弁の中で、市のほうでは責任を持っていないという意味ではございませんけれども、細かな情報として、材料がデータとして持っているということはございません。確かに、その先のところも事業者、中間処理業者のほうにお聞きしながら、私どもも日々勉強してまいりたいと思います。

それと、市民の皆さまが再資源にご協力をいただいてくださっていること、大変ありがたいと思っています。再資源化することによって可燃ごみの量が当然減りますし、そうなってくると、リサイクルの率が上がることによって、北杜市の市民の皆さんが取り組んでいるものが成果となって、大きな将来的な、ごみ処理の事業費の負担軽減といったところにもつながっていくと思いますので、私どももさらに、市民の皆さまに向けて、リサイクル、再資源化といったところのご協力を求めていく努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

中村典子議員。

○５番議員（中村典子）

１つだけ、再々質問をさせてください。

不燃ごみの小さい袋については、高齢者だけではなくて、私どもの世代の方にも「あったらどう」とお聞きしますと、不燃ごみというのは毎日たくさん出るものではありません。燃えるごみと違って。なので、少し溜まったところですぐ出せて、不燃ごみの小さいものがあったらぜひ買いたいという声が多くありました。ぜひご検討をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

三井市民環境部長。

○市民環境部長（三井喜巳）

５番、中村典子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と、やや重複する部分があるかもしれませんけれども、先ほどの理由などで、これまで導入に至っていなかったというところですが、私どもも、市民の皆さまの声をこれからも大事にしていきたいと思っていますので、またいろんな形といいますか、いろんな場所、そしていろんな状況で、私たちも市民の皆さまと接する機会が大変多うございますので、職員も市民の皆さまの意見、また、例えば４月当初になりますと、各町で区長会等がございます。

そちらのほうで、皆さまにそんなご意見、何かございますかということをお聞きしながら、取り組めるものでしたら取り組んでまいりたいと思っていますので、まずは市民の皆さまのお声を聞く、これからも大事にしていくということで努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで５番、中村典子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を４時２０分といたします。

休憩　午後　４時０５分

再開　午後　４時１８分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

最後に、無会派、４番、飛矢﨑雅也議員。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

大項目２つについて、以下、質問させていただきます。

まず、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクール等を利用するための必要な経費を

助成することについて。

文部科学省が令和６年１０月３１日に公表した「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、小・中学校における不登校児童生徒数は過去最多の３４万６，４８２人となり、前年度から４万７，４３４人（１５．９％）増加。増加は１１年連続となっており、初めて３０万人を超えました。山梨県における令和５年度の不登校児童生徒数は小・中学校合計で２，２６１人。前年から３６２人増加しています。北杜市の小・中学校における不登校の児童生徒数は令和５年度で１３８人。前年から２８人増加しています。２６人は誤りでした。訂正願います。

このように、全国的にも、また県内、市内においても不登校児童生徒数は増えていますが、不登校になった時、児童生徒の数少ない選択肢であるフリースクールについて公的な補助金がなく、家庭に経済的な負担がのしかかっています。

平成２７年の文部科学省の調査によると、月額授業料は全国平均で３万３千円、入会金の平均は５万３千円でした。毎月３万３万円で計算すると年間３９万６千円もの家計負担となっています。現在の物価高騰により負担はさらに大きくなっています。

このような状況の中、山梨県は不登校児童生徒がいる家庭の経済負担を軽減するため、令和７年度からフリースクールの利用料の一部を補助する方針を固め、２月定例県議会で、県が提出する当初予算案に関連予算を盛り込む方針が報道されました。

ただし、今度の県の方針は補助対象者が就学援助制度の対象世帯となっていて収入の制限があることから、フリースクール等を利用している家庭が一律に支援を受けられるようにする必要があります。

なぜなら、通学できない学校への支払いを続けながら、フリースクールの費用や交通費を支払うのはかなり厳しい状況であり、等しく税金を納めていても、経済的にも、時間的にも、精神的にも、多大なコストを保護者が負担しなければならない現実があるからです。子どもが小・中学校に通えなくなった時、子どもの学びを支えるために、保護者が仕事を辞めたり、職場や働き方の変更を迫られることも珍しくありません。

北杜市教育委員会では、令和元年１０月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」を踏まえ、不登校児童生徒の「教育機会の確保」に向けて、民間施設等との連携についての必要性を認識し、民間施設等に関するガイドラインを策定しています。そして「これにより、本市の不登校児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援を各学校において円滑に進めることができることにより、当該児童生徒の適切な居場所の確保、教育機会の確保につながり、社会的な自立へとつながることを願うとともに、さらなる不登校児童生徒への支援の充実に努めてまいります。」と述べています。したがってフリースクール利用補助を実施するためのベースは本市において整えられていると言えます。

不登校の子どもの支援において重要な役割を果たしているフリースクールの運営の安定化を図り、保護者の経済的負担の軽減を図るために、何らかの形で公費の支出を行う必要があります。

以下、質問いたします。

①不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、山梨県の支援を活用して不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクール等を利用するための必要な経費を助成する考えはありますか。

②収入に拘らず、フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者等に対して必要な経費を助成する考えはありますか。

次に、住民が水道事業に参画する「水道サポーター」制度の新設について、質問いたします。

戦後、急速に整備された水道管は今、一斉に老朽化し、更新の時期を迎えています。加えて、職員の削減・技術継承難への対応など、本市の水道事業は現在、難しい局面を迎えています。水道という公共の財産をどのように長期的に維持していくのか、住民と自治体が一緒になって話し合うことが求められる時期にきています。

一方、昨年１２月の定例会における質問では、二体系の水道料金を市内統一し、一体系にして引き上げるという方針で水道審議会の案がまとまることについて、武川町・白州町の多くの住民は納得していないことが指摘されていました。

１月２４日には、武川町・白州町在住の議員から、「水道料金改定に関し、市民説明会の早期開催を求める要望書」が市長に提出されたとも聞いています。

北杜市の水道事業には、住民理解が進んでいないという問題があると思われます。

過去にも、市内の水道料金を二体系に統一した際に、「大泉町水道問題対策協議会」が起ち上がり、抗議行動の一環としての料金不払いもありました。これは当時の市長による給水停止の予告通知を受けて裁判闘争にまで発展しました。その経過をまとめた『住民主権を貫いてー北杜市の水道料金改定問題ー』には次のように書かれています。

「ところが、水道料金の『地域的な統一』の解釈に関しては、合併協定に反し、市長の独断と偏見による『料金統一』計画を押しつけてきた結果、特に大泉町は、町をあげて計画の見直しを求めましたが、『市が示す計画が最良』と強引に押し切られました。市民等しく、市になって良かった、と期待した町作りは、一瞬にして冷や水を浴びせられ、こんなことでは合併しないほうがよかったと変わってしまいました。合併協定の内容変更は、変更するに足る理由と市民の同意が必要であったにもかかわらず、であります。」

この過去の教訓から、水道事業を進めていく際には、住民と行政が市の現状を共有し、将来像を考える中で水道事業も含めた公共事業の政策決定、計画づくりを進めていくことが肝要であるということが読み取られます。

水道事業に従事する職員は、現場で住民や施設と直接対峙しています。しかし、その現実が共有されなければ、住民にとっては経費負担の必要性はなかなか実感できません。住民は単に料金値上げは嫌というのではなく、水道という共有財産をどのように長期的に維持していくのかという話し合いがあっていいはずです。当事者として、正確な情報を要求し、解決策の一部に参加していく、そう考えれば、水道事業に対してまったく違うプロセスが見えてきます。そしてこれは公営水道だからこそ可能な道筋なのです。公営とは何か。誰がどう担っていけばいいのかを考えれば、まちづくりの在り方も変わってくるはずです。

そのために、水道事業をめぐる対話の場をつくることを目的として、住民が水道事業に参画する「水道サポーター制度」を新設することを提案します。

公募で集めた住民が月一度、局のワークショップで水道事業を学び、水道使用者としての率直な意見を届ける仕組みで、情報誌「水道ほくとかわら版」を発行します。

以下質問します。

持続可能な「上下水道事業」を実現するために、住民が水道事業へ参画する「水道サポーター」制度を新設する考えはありますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水德生）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

不登校児童生徒の保護者等に対して、フリースクール等を利用するための必要な経費を助成することについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、山梨県の支援を活用した助成についてであります。

不登校の児童生徒が増加傾向にある中、学校を欠席している児童生徒の中には「フリースクール」等の民間施設を利用している子どもたちがいることは承知しております。

本年１月３０日の山梨日日新聞に、「県が不登校の児童生徒がいる家庭の経済的負担を軽減するため、来年度からフリースクールの利用料の一部を補助する」との記事が掲載されました。

この関係で、先日、県の「フリースクール利用補助金に係る説明会」を受けたところでありますので、「市教育委員会」として慎重に方針を検討してまいります。

次に、収入に拘らない助成についてでありますが、「市教育委員会」では、収入に拘らず、「フリースクール」等を利用する不登校児童生徒の保護者等に対して、必要な経費を助成することは考えておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

４番、飛矢﨑雅也議員のご質問にお答えいたします。

住民が水道事業に参画する「水道サポーター」制度の新設についてであります。

「水道事業」をはじめとする各種事業への市民参画は、政策形成過程において、大変重要であると考えております。

「上下水道事業」については、市民参画の方法として、「北杜市上下水道事業審議会条例」に基づく「審議会」を設置しており、各地域の使用者および識見者で構成される委員から、幅広いご意見をいただいているため、新たに「水道サポーター」制度を設置することは考えておりません。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員の再質問を許します。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

まず、大項目１につきまして再質問させていただきます。

１番目の質問項目につきましては、ぜひ前向きな検討をお願いします。

２番目の質問項目につきまして、再質問します。

平成２９年施行の教育機会確保法は、不登校の児童生徒に学校外での多様な学びの確保、学

校以外の教育機会を確保する施策と国と自治体の責務とし、必要な財政支援に努めるよう求めています。

不登校家庭への直接補助助成を行っている自治体は８都道府県３３市町村にのぼり、その中にはフリースクール等を利用する全世帯へ補助助成を行っている自治体が複数あります。

子どもが行きやすい環境、学びやすい場、学び方を考え、整えることは、全ての大人が応えるべき責任であると考えます。

フリースクールはその一つとして、学習者中心の学び・育ちをつくってきました。そして、社会全体もフリースクールの存在を必要とし、受け入れ始めている背景があります。

学校が合わない子どもが自分の力で学び、社会に参画していくことを行政が支援していくことは、子どもに希望をひらくことです。経済的な負担がなくなることで、フリースクールには経済的に困難な子どもも含めて通いやすくなります。

つきましては、月ごとの補助対象経費の上限額を定め、世帯の所得区分に応じて助成割合をつけて補助したらどうでしょうか。

例えば､近隣自治体の諏訪市では､フリースクール等の月ごとの利用料の３万円を限度とし、就学援助制度における要保護世帯に１００％、就学援助制度における準要保護世帯に７５％、その他の世帯に５０％を補助しています。

以下、伺います。

世帯の所得区分に応じて、割合をつけて助成するお考えはありますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

４番、飛矢﨑雅也議員の再質問にお答えをいたします。

世帯の所得区分に応じての助成ということであります。

市の教育委員会や各学校におきましては、不登校児童生徒への支援のために、教育相談や家庭訪問、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、教育支援センター「エール」との共同、またさらに本年度から各学校に校内支援教室を設置するなど、不登校児童生徒の状況に応じた取り組みを進めているところであります。

また、不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインを策定しており、指導要録上の出席扱いの基準としているところであります。

まずは、市の取り組みをご理解いただく中で、既存の施設や制度を活用することで児童生徒の学びの場や機会を保障していきたいと考えておりますので､市教育委員会といたしましては、助成を行うことについては、今のところ考えてはおりません。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

２番目の質問項目について、再々質問します。

ＮＰＯ法人　全国フリースクールネットワークが調査・編集した「フリースクール白書

２０２２」では、保護者のアンケートでフリースクールに改善してほしいことの回答で最も多かったのが「会費を下げてほしい」、次いで「通うための奨学金がほしい」でした。

山梨県によるフリースクール利用補助を伝えた新聞報道にも、支援団体と知事との意見交換会の中で、出席者からフリースクールの費用負担を考慮して利用を断念した家族がいる。経済的な困窮から社会とのつながりが弱まり、登校する意欲が減退するなどの意見が出ていたとされています。

保護者には就学義務があります。それを保護者が果たそうにも、子どもが学校生活になじめなくて生きづらさを抱えているために、学校に行っていないのが不登校です。本人に合う場所を選べば教育を受けることができますが、お金の問題で難しくなります。そこは支援する必要があると考えます。

以下、伺います。

経済的に必要な経費を助成することを教育委員会が考えていない理由は何でしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

４番、飛矢﨑雅也議員の再々質問にお答えをいたします。

教育委員会で支援をしない理由ということでありますけれども、先ほども答弁をいたしましたけれども、市教育委員会といたしましては、教育相談や家庭訪問、さらにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育センター「エール」との共働ということで、各学校に校内支援教室を設置するなど、取り組みを進めているところでありますので、その取り組みを進めるということで、今のところ助成をするという考えはないところであります。

以上であります。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

大項目２につきまして、再質問いたします。

水道事業をはじめとする各種事業への市民参画は、政策形成過程において大変重要であると考えますという答弁をいただきました。

一方で、市民参画の方法として審議会を設置しており、委員から幅広い意見をいただいているため、水道サポーター制度の設置は考えていないというご答弁でした。

私の質問の真意が伝わりきれていなかったようです。水道サポーター制度は、意見をいただくことを目的とした制度ではございません。水道事業を巡る対話の場をつくり、水道事業を住民に自分ごととして捉えてもらうことを目的として設立するものです。

具体例を挙げます。

人口２万８千人弱の岩手県矢巾町は､水道を自分ごととして捉えてもらうことを目的として、２００８年度に水道事業に住民が参画する水道サポーター制度を提案開始しました。上下水道課のワークショップで、水や水循環そのものに興味を持ってもらい、そのおもしろさや、そこから広がる歴史、地形、まちづくりへの学びを共有し、その結果として上下水道の仕組みや、

町の事業への理解を深めてもらいました。

座学だけではなく、水源井戸、施設の現場の視察もしました。ワークショップのフリートークは住民の提案であふれました。課は住民の提案を積極的に活用し、情報紙「水道やはばかわら版」の発行、水道料金のクレジットカード決済などを実現させ、住民は水道事業の推進者としての関わりを深めてきました。

その結果、参加した初期サポーターの意識は「水道料金の値下げを」だったのに、それが数年後には「質の良い水道を子どもたちに残すには値上げを」との変容を見せました。

そして、矢巾町は２０１８年度から水道料金の６％値上げに踏み切りました。反対の声は極めて少なく、これにより水道管も７０年ごとに更新すると住民に約束できました。

誰も公共料金の値上げを好むわけではありません。しかし、困難に直面する水道事業を自分ごととして捉えた矢巾町の水道サポーターたちは、自ら参加し話し合うことで、水道に安さと安全を求めるだけの「消費者」から水道事業の「当事者」へと変身し、未来につながる選択を始めました。そのために対話は欠かすことができませんでした。

水道は、日本国憲法第２５条、生存権の保障を具現化する事業です。命の水の水道を住民と水道事業者で守るということは、人権問題です。

市内の水道料金を２体系に統一した際に立ち上がった大泉水道問題対策協は、次のように書き残しています。

「私たちは、値上げ反対に固執したわけではなく、料金改定の過程に納得できないと一貫して主張してきた。」

水道事業と地域社会がこれまで築き上げてきた歴史と住民感情を踏まえた方式でなければ、経済的効率性と問題解決型思考のみによる事業推進では、住民との対立は深まるばかりです。行政、労働者、地域住民、地域社会の視点で克服すべき問題点を検証し、課題解決の道を探る必要があります。

再質問します。

水道事業を巡る対話の場をつくることを目的として、水道サポーター制度を新設する考えはありますか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

４番、飛矢﨑雅也議員の再質問にお答えをいたします。

市民対話の場をつくるということは、大変重要だと考えております。また、水道事業を応援していただく市民の皆さまを増やしていくということも大変、重要だと考えております。

昨年度、市民対話の一つとして、ほくとすいどう塾というものを開催してまいりました。ただ、このほくとすいどう塾でありますが、参加人数が非常に限られておりました。そうした反省点も踏まえまして、民間の主体による、やまなしすいどう塾というものに本年度、発展的に変わったわけでございます。そして、そのやまなしすいどう塾については、私どものほうの施設の見学であったり、資料提供等、水道企業団と北杜市が協力体制を取って、今、開催しているという状況でございます。

そしてまた、本年度、上下水道局のキャラクターであります「ほくすい」を発表させていた

だきましたけれども、やはり昨年度の反省点を踏まえまして、より多くの市民の皆さまに、水道事業の現状であったり、課題であったり、そういったものを知っていただくことが重要だと考えて、今現在、広報ほくとにおいても水道の特集を行ったり、先ほどの市長の答弁にもありましたように、今後、ケーブルテレビ等を活用しての周知など、北杜市の水道事業を応援していただく人の取り組みを進めているところであります。

したがって、議員ご提案の水道サポーター制度については、導入する考えはございません。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

飛矢﨑雅也議員。

○４番議員（飛矢﨑雅也）

再々質問します。

上下水道局の考える市民参画とは何か、お答えいただけますでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中伸）

４番、飛矢﨑雅也議員の再々質問にお答えします。

上下水道局の考える市民参画ということですけれども、最初の答弁でもお答えしたとおり、市民参画は大変重要だと考えております。また、方法や手段についても様々な形があると思っております。

現在、北杜市上下水道事業審議会、これも市民参画の方法ですし、今後予定しております市民説明会、こういったものも市民参画の一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（大芝正和）

以上で、質問を打ち切ります。

これで４番、飛矢﨑雅也議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は３月１７日、午前１０時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会　午後　４時４４分

令 和 7 年

第１回北杜市議会定例会会議録

３ 月 １ ７ 日

令和７年第１回北杜市議会定例会（５日目）

令和７年３月１７日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

諸　報　告

日程第１	議案第１２号	北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について
日程第２	議案第１３号	北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
日程第３	議案第１４号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第４	議案第１５号	北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第５	議案第１６号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第６	議案第１７号	北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第７	議案第１８号	北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第８	議案第１９号	北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第２０号	北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第２１号	北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第２２号	北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第２３号	北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第２４号	北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例について
日程第１４	議案第２５号	北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５	議案第２６号	字の区域の変更（須玉町大藏）について
日程第１６	議案第２７号	字の区域の変更（須玉町大豆生田）について
日程第１７	議案第１１号	北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定について
日程第１８	議案第３０号	令和７年度北杜市一般会計予算

日程第１９　議案第３１号　令和７年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第２０　議案第３２号　令和７年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第２１　議案第３３号　令和７年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第２２　議案第３４号　令和７年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第２３　議案第３５号　令和７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
日程第２４　議案第３６号　令和７年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第２５　議案第３７号　令和７年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第２６　議案第３８号　令和７年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第２７　議案第３９号　令和７年度北杜市財産区特別会計予算
日程第２８　議案第４０号　令和７年度北杜市水道事業会計予算
日程第２９　議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算
日程第３０　発議第２号　北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３１　閉会中の継続審査の件

２．出席議員　（２０人）

１番	浅川勝正	２番	大塚　愛
３番	輿石知宏	４番	飛矢﨑雅也
５番	中村典子	６番	山﨑君江
７番	髙見澤伸光	８番	輿水　崇
９番	中山喜夫	１０番	神田正人
１１番	大芝正和	１２番	秋山真一
１３番	進藤正文	１４番	志村　清
１５番	齊藤功文	１６番	加藤紀雄
１７番	清水　進	１８番	保坂多枝子
１９番	内田俊彦	２０番	秋山俊和

３．欠席議員　（　な　し　）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（２７人）

市長	大柴邦彦	副市長	山内一寿
北杜未来部長	宮川勇人	総務部長	大芝　一
企画部長	加藤　寿	市民環境部長	三井喜巳
福祉保健部長	小尾正人	こども政策部長	小澤哲彦
産業観光部長	皆川賢也	建設部長	齊藤乙巳士
教育長	清水徳生	教育部長	小澤永和
上下水道局長	田中　伸	会計管理者	平井ひろ江
監査委員事務局長	加藤郷志	農業委員会事務局長	三井博彦
明野総合支所長	小澤　茂	須玉総合支所長	小澤義久
高根総合支所長	渡辺美津穂	長坂総合支所長	花輪　孝
大泉総合支所長	清水厚司	小淵沢総合支所長	河手　貴
白州総合支所長	山田健二	武川総合支所長	坂本賢吾
政策推進課長	進藤修一	総務課長	日向　勝
財政課長	城戸潤子		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３人）

議会事務局長	進藤　聡
議会書記	小池佳生
議会書記	鳥原弘達

開議　午前１０時００分

○議長（大芝正和）

改めまして、皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は２０人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長　保坂多枝子議員、報告をお願いいたします。

保坂多枝子議員。

○１８番議員（保坂多枝子）

令和７年第１回峡北広域行政事務組合議会定例会　報告書

峡北広域行政事務組合議会議長　保坂多枝子

令和７年第１回議会定例会が令和７年２月２１日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、浅川勝正議員、輿石知宏議員、輿水崇議員、中山喜夫議員、神田正人議員、秋山真一議員、清水進議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の１０人が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件５件、補正予算案件３件、当初予算案件４件、その他案件３件の計１５案件でありました。

審議しました議案の概要について説明いたします。

はじめに、条例案件であります。

議案第１号　「峡北広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について」は、常備消防の主たる業務である火災、救急及び災害出動の体制充実強化を図るため、消防職員数を確保する必要があることから、消防職員の定数に関し、峡北広域行政事務組合職員定数条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第２号　「峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和６年人事院勧告による人事院規則第１５－１４（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴い、職員の仕事と育児または介護との両立に関し、峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３号　「峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、令和６年人事院勧告に鑑みた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業に関し、峡北広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第４号　「峡北広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例について」は、令和６年人事院及び山梨県人事委員会勧告における給与改定に鑑み、職員の給料及び職員手当に関し、峡北広域行政事務組合職員給与条例、峡北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５号　「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、刑法等の一部を改正する法律における懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を

創設する改正に伴い、罰則または刑罰の規定に関し、峡北広域行政事務組合行政不服審査会条例、峡北広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び峡北広域行政事務組合職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第６号　「令和６年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第４号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１８万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億９，０６１万６千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、分担金及び負担金は、施設整備費負担金の増額であり、庁舎建設普通交付税算入分の確定に伴う追加で、歳出について、総務費は、消防大学校入校負担金等の確定に伴う減額、警防費は、気管挿管病院実習負担金の確定に伴う減額、公債費は、消防施設建設事業の借入利率の変更に伴う追加、諸支出金は、財政調整基金積立金の追加であります。

次に、議案第７号　「令和６年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第３号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９９８万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１９億１，６４７万６千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、使用料及び手数料は、事業系持込処理手数料の減額、財産収入は、アルミくず等売払い収入の追加、繰入金は、財政調整基金繰入金の減額、諸収入は、令和５年度分消費税還付金の追加で、歳出について、衛生費は、消費税確定申告に伴う納付金額の減額、可燃施設点検整備業務委託等契約差金及びリサイクルプラザ定期点検整備業務委託等契約差金に伴う減額であります。

繰越明許費については、施設整備事業に係る市道（龍岡）１８号線新設整備等の進捗の遅れから、年度内に事業完了が見込めないため、追加設定するものであります。また、リサイクルプラザ運営事業に係る電気設備整備部品の納期の関係で、変更設定するものであります。

次に、議案第８号　「令和６年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第３号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４０４万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億８，９９３万８千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入について、国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金の減額で、歳出について、衛生費は、循環型社会形成推進地域計画作成業務委託等の減額、諸支出金は、財政調整基金積立金の追加であります。

次に、当初予算案件であります。

はじめに、議案第９号　「令和７年度峡北広域行政事務組合一般会計予算について」は、一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，９３２万５千円で、歳出の主なものは、議会運営事業、事務局職員の人件費、情報ネットワーク管理事業費、人事給与及び財務会計システム管理事業費等であります。

次に、議案第１０号　「令和７年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計予算について」は、常備消防特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２１億４５９万８千円で、歳出の主なものは、消防職員の人件費、通信指令装置維持管理事業費、車両購入事業費及び消防活動支援事業費、消防救急無線デジタル化整備債等の元利償還金、消防施設等整備基金積立金等であります。

次に、議案第１１号　「令和７年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計予算について」

は、ごみ処理特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９億２，６４５万４千円で、歳出の主なものは、総合福祉センター運営事業費、可燃処理施設・リサイクルプラザの運営事業費、スラグ処理施設建設事業債の元利償還金等であります。

繰越明許費については、令和８年度に予定されている可燃施設定期点検整備業務委託で、計装設備更新に必要となる分散型制御システム（ネットワーク）更新機器の購入については、納期が１年以上を要するため、令和７年度において繰越明許費で備品購入として振替え実施するものであります。

次に、議案第１２号　「令和７年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計予算について」は、し尿処理特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億３１６万５千円で、歳出の主なものは、職員、会計年度任用職員の人件費、し尿処理施設の運営事業費等であります。

次に、契約案件であります。

議案第１３号　「工事請負変更契約の締結について（高根分署新庁舎建設工事）」は、この契約の締結については、工事請負変更契約を締結するため、条例の定めるところにより議会の議決を得る必要があることから、提出されたものであります。

次に、人事案件であります。

議案第１４号　「峡北広域行政事務組合監査委員の選任について」は、峡北広域行政事務組合監査委員　鈴木博之氏が令和７年３月３１日をもって任期満了となることに伴い、後任として北杜市白州町　原堅志氏の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、金丸幸司議員ほか１８議員から、提出された議員提出議案第１号　「峡北広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、刑法等の一部を改正する法律における懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設する改正に伴い、議会の保有個人情報の漏洩等に対する罰則に関し、峡北広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うため、提出されたものであります。

以上、１５議案、いずれも原案のとおり可決、同意されました。

以上で、令和７年第１回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長　髙見澤伸光議員、報告をお願いいたします。

髙見澤伸光議員。

○７番議員（髙見澤伸光）

報告書の朗読をもって報告いたします。

令和７年第１回峡北地域広域水道企業団議会３月定例会　報告書

峡北地域広域水道企業団議会副議長　髙見澤伸光

令和７年第１回峡北地域広域水道企業団議会３月定例会が、令和７年３月１２日に企業団事務所において開催され、飛矢﨑雅也議員、山﨑君江議員、進藤正文議員、志村清議員、齊藤功文議員、加藤紀雄議員と私の７名が出席いたしました。

まず、昨年１１月に行われた北杜市議会における議会構成の改編に伴う、副議長選挙が行われ、中島美弥子議長による指名推選により、北杜市議会選出の私、髙見澤伸光が、企業団議会における副議長に当選いたしました。

今定例会に提出された案件は、条例案件４件、予算案件２件、人事案件１件の計７件であり、

その概要について説明いたします。

はじめに、議案第１号　「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されたことに鑑み、峡北地域広域水道企業団が制定した関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第２号　「峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に鑑み、扶養手当等の諸手当について改正する必要性が生じたことから、峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第３号　「峡北地域広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備が行われたことに鑑み、峡北地域広域水道企業団会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第４号　「峡北地域広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、早出遅出勤務の対象要件の緩和、育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限について、その対象範囲が拡大されたこと等に鑑み、峡北地域広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第５号　「令和６年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第２号）について」は、３条予算において、収益的収入を６９万円増額し、総額１３億８，８６５万３千円に、収益的支出を１１８万３千円増額し、総額１３億７，９８４万３千円に改めるものであります。

次に、議案第６号　「令和７年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について」は、３条予算では、収入の予定額を１４億３３６万９千円とし、支出の予定額を１３億９，１７８万１千円とするものであります。

また、４条予算では、収入の予定額を８３２万３千円とし、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた支出の予算額を３億７，８０４万５千円とするものであります。

次に、同意第１号　「峡北地域広域水道企業団監査委員の選任について」は、峡北地域広域水道企業団監査委員　中山健教氏の任期満了に伴い、後任として仲嶋敏光氏の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提出されました諸議案については、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で、令和７年第１回峡北地域広域水道企業団議会３月定例会の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員　神田正人議員、報告をお願いいたします。

神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和７年第１回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会　報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員　神田正人

令和７年第１回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和７年２月２０日、山梨県自治会館１階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、条例案件５件、その他の案件１件、補正予算案件２件、当初予算案件２件の計１０件であります。

はじめに、条例案件についてであります。

議案第１号　「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第２号　「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和７年４月１日に施行されることに伴い、保険料軽減判定所得の基準額引き上げのため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３号　「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、会計年度任用職員の地域手当、期末手当、勤勉手当および給料表を改正するものであります。

次に、議案第４号　「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等を改正するものであります。

次に、議案第５号　「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、運賃等相当額及び特別料金等相当額を合算し、支給月額限度額を１５万円に引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第６号　「訴えの提起について」は、山梨県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが支払いに応じないため、訴えにより支払いを求めるものであります。

次に、補正予算案件についてであります。

はじめに、議案第７号　「令和６年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，５８５万４千円を追加し歳入歳出予算の総額を７億２，５５２万３千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入については、基金繰入金を増額、歳出については、民生費を増額するものであります。

次に、議案第８号　「令和６年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５，８８５万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，２０７億１，３９３万９千円とするものであります。

補正の主な内容は、国等の内示通知、提出実績と給付実績の伸びを勘案し、歳入については、市町村及び国、県支出金及び支払基金交付金を増額、歳出については、保険給付費及び特別高額医療費共同事業拠出金を増額するものであります。

次に、当初予算案件についてであります。

はじめに、議案第９号　「令和７年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億９，６４７万９千円とするものであり、主な内容は、歳入については、分担金及び負担金、歳出については、総務費及び民生費であります。

次に、議案第１０号　「令和７年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，２１７億３，９３４万７千円とするものであり、主な内容は、歳入については、市町村及び国、県支出金及び支払基金交付金、歳出については、保険給付費と保健事業費であります。

以上１０議案、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、令和７年第１回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を終わります。

○議長（大芝正和）

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（大芝正和）

日程第１　議案第１２号　北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてから日程第１６　議案第２７号　字の区域の変更（須玉町大豆生田）についてまでの１６件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第１２号から議案第１６号の５件について、報告を求めます。

総務常任委員長、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○総務常任委員長（進藤正文）

報告書を朗読をもって報告いたします。

令和７年３月１７日

北杜市議会議長　大芝正和様

総務常任委員会委員長　進藤正文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、２月１８日の本会議において付託されました事件を２月２５日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第１２号　北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第１３号　北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

議案第１４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第１５号　北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１６号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、５件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第１２号　北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

「地域委員会だけでなく話し合いの場を全体的に広めた中で地域委員会のあり方などを決める考えは。」との質疑に対し、「今後、地域委員会と対話しつつ、広めていく場合は対応をしていきたい。また、任期延長により現委員は、現状を把握しているので慎重に審議していきたい。」との答弁がありました。

また、「現事業の見直しを行い、新規事業の追加を検討しているか。」との質疑に対し「現事業の拡大はなく、時代にあった中で委員の負担増とならない事業を検討していく。今後も委員と相談を行い進めていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１３号　北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてであります。

「魅力ある地域づくりを推進する事業の市の考えは。」との質疑に対し、「地方創生の取り組みをさらに加速させていくために、企業の資金を活用して寄附活用事業を積極的に実施していくことを含めた規定である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

「条例改正により、施行期日以前の処罰に対する措置は。」との質疑に対し、「今回の改正の施行期日は、令和７年６月１日からとなり、経過措置として、施行前にした行為の処罰は、なお従前の例によるとされており、同じ取り扱いになる条文を設けている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１５号　北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「配偶者の扶養手当の廃止理由は。管理職員特別勤務手当の拡充を図っているが適正な申請に基づく支給の状況は。」との質疑に対し、「配偶者の扶養手当の廃止は、働き方やライフスタ

イルの多様化への対応により、公務員の配偶者に係る扶養手当受給率の低下および民間の配偶者に対する家族手当を支給する事業者割合が減少傾向であるため、配偶者に係る手当の見直しが行われた。その一方で、子に係る手当の増額をする考えが国において示された内容をもとに改正するものである。また、管理職員特別勤務手当の支給は、対象となる対応を時間内で勤務した際に支給を行っているが、市民対応の勤務は、対象勤務に該当しないと考えている。」

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１６号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「介護休暇にて、配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）については、休暇を取得できるが、その休暇に対する給与等の保障はあるか。」との質疑に対し、「配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）自体の考え方は、共通的な認識で規定として含まれるが、休暇の申請による取得は、無給休暇となる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から、議案第１７号から議案第２３号までの７件について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、神田正人議員。

神田正人議員。

○文教厚生常任委員長（神田正人）

報告書の朗読をもって報告させていただきます。

令和７年３月１７日

北杜市議会議長　大芝正和様

文教厚生常任委員会委員長　神田正人

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、２月１８日の本会議において付託されました事件を、２月２６日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について報告いたします。

付託された事件

議案第１７号　北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１８号　北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第１９号　北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第２０号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
議案第２１号　北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
議案第２２号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第２３号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
請願第　１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書

以上、８件でございます。

審査結果

議案と請願の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第１７号　北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「今回の法律の具体的な事項は。」との質疑に対し、「マイナンバーの安全で円滑な活用に係る事項を定めた法律である。第２条の定義にカード代替電磁的記録の定義を追加し、国のデジタル社会の拡大に向け、マイナンバーの活用を促進するものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１８号　北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

「コンビニ交付のセキュリティ対策と偽造防止対策は。また、コンビニ交付での戸籍等の発行に向けての考えは。」との質疑に対し、「セキュリティ対策は、国においても十分注視しており、担保されていると考えている。また、本市においても発行に向けてできるだけ早期に対応を考えていく。」との答弁がありました。

また、「コンビニ交付での取得推進のための市民への周知方法は。」との質疑に対し、「今議会定例会において可決された際は、市広報紙や市ホームページなどを活用し、広く周知を図っていく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１９号　北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「市内に指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定通所介護事業所の該当施設は。」との質疑に対し、「市内では現在対象となる施設はない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２０号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「現状、付き添いの方が食事を利用することがあるか。」との質疑に対し、「１０年近く利用はない。市立病院周辺にお弁当等を購入ができる店舗があり、そちらを利用していると考える。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２１号　北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「施設のホームページに改正金額が表記されているが。」との質疑に対し、「介護老人保健施設は、令和６年８月１日から改正の告示がなされている。令和６年度は、２月に食費を改正し、期間を開けずに医療報酬、介護報酬等の増額を行い、居住費は、今回の改正としたが、ホームページ掲載の際に誤記したと考える。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２３号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の状況下では委員会の迅速かつ慎重な審議が求められるが統合後の対応は。」との質疑に対し、「委員数は、３委員会を集約した構成員数であるが、今後も施設統合やアレルギー対応など様々な意見を拝聴する中で、充実した審議の機会としていく。」との答弁がありました。

また、「施設問題やアレルギー対応等の審議は。」との質疑に対し、「今後も統合関係やアレルギー対応も含めアレルギーに関することとして所掌事務としている。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第１号　訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書であります。

「小規模の単独事業者が厳しいのは、訪問介護だけの事業形態の事業者なのか。」との質疑に対し、「小規模事業所の中には、訪問介護だけのところが多い。」との答弁がありました。

また、「市内の小規模事業者の介護加算の現状は。」との質疑に対し、「事業者は、徐々に影響が出てくる状況であり、今回の改定が直接なものでないが、訪問介護を巡る状況は厳しいものであり、北杜市も例外でないと考えている。また、慢性的な人手不足、低い報酬により影響を受けているのは間違いではない。」との答弁がありました。

また、「介護保険を持続可能な制度にするための公費の引き上げにて介護職と連動した給与の引き上げを行う考えは。」との質疑に対し、「全国知事会としても国に公費負担を増額する要望をしており、必要があると考えている。」との答弁がありました。

また、質疑の中で、「様々な質疑の中で明確な回答が得られず、市内の事業所の状況など把握できていないなど、審査に当たって判断が難しい部分もある。また、本市の介護保険にも非常に影響する問題でもあり、委員会して勉強することが重要であるため、継続審査をお願いしたい。」との提案があり、質疑終結後、起立採決の結果、賛成・反対が同数にて、委員長の裁決により、継続審査とすべきものと決定いたしました。

議案第２２号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から、議案第２４号から議案第２７号までの４件について、報告

を求めます。

経済環境常任委員長、中山喜夫議員。

中山喜夫議員。

○経済環境常任委員長（中山喜夫）

経済環境常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和７年３月１７日

北杜市議会議長　大芝正和様

経済環境常任委員会委員長　中山喜夫

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、２月１８日の本会議において付託されました事件を、２月２７日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第２４号　北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例について

議案第２５号　北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２６号　字の区域の変更（須玉町大藏）について

議案第２７号　字の区域の変更（須玉町大豆生田）について

以上、４件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第２４号　北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例についてであります。

「今回の料金改定は、指定管理施設運営と同様に条例範囲内で工夫できる取り扱いか。」との質疑に対し、「これまでの運営と同様に条例に上限を設け、その範囲内で運営を行う。」との答弁がありました。

また、「物価高騰、人件費上昇などの状況から今回改正する施設以外への今後の対応は。」との質疑に対し、「今後も指定管理者とヒアリング等により状況を判断し、結果によっては、必要に応じて料金改定を検討していく。」との答弁がありました。

また、「今回の料金改定は、他の山小屋との比較はどうか。」との質疑に対し、「南アルプス、八ヶ岳の山小屋料金も参考としており、指定管理者とのヒアリングにおいて条例料金の上限の範囲内での同一山系の山小屋と同等のサービスの提供は可能である。」との答弁がありました。

また、「今回の改正は、登山道や自然環境保全の観点への目的はあるか。」との質疑に対し、「料金改定は、山小屋の経営部分に当てはめるものであり、登山道整備等へ金額の転嫁はない。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第２５号　北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「第３条第１項７号の５年以上の水道工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するも

のとは。」との質疑に対し、「学歴に捉われず、現状で水道工事の実務経験年数が５年以上の市役所職員が資格を保有できるようにするための改正である。」との答弁がありました。

また、「布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和する背景は。」との質疑に対し、「現在、両者ともに人材不足であり、市役所職員の資格保有者の増加を図ることを目的とした緩和措置である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２６号　字の区域の変更（須玉町大藏）について、議案第２７号　字の区域の変更（須玉町大豆生田）についての２件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を１１時１５分といたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１２分

○議長（大芝正和）

再開いたします。

これから議案第１２号　北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第１２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第１３号　北杜市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。
これから議案第１３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１３号は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議はありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１４号は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１５号　北杜市職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１５号は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１６号　北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。

これから議案第１６号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、総務常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１６号は、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１７号　北杜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１７号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１７号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１８号　北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１８号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１８号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第１９号　北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第１９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第１９号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２０号　北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例及び北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２０号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２０号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２１号　北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２１号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２１号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２２号　北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２２号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２２号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２３号　北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２３号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２４号　北杜市高根クラインガルテン条例等の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第２４号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第２５号　北杜市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第２５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２６号　字の区域の変更（須玉町大藏）についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２７号　字の区域の変更（須玉町大豆生田）についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第２７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第１７　議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定について、内容説明を求めます。

大芝総務部長。

○総務部長（大芝一）

議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

概要書をご覧ください。

はじめに、趣旨であります。

ハラスメントは重大な人権侵害行為であるという認識の下、ハラスメントの撲滅を宣言し、

全ての者が互いに尊重することにより、相互に信頼する「絆」の力を集結し、活力に満ち、北杜市に関わる全ての人が豊かさを享受できる「北杜」の未来を築くため、北杜市ハラスメント撲滅宣言条例を制定するものであります。

次に、制定の内容であります。

ハラスメント撲滅宣言、率先垂範その他必要な事項を定めるものであります。

施行予定日は、公布の日から施行となります。

次のページ、骨子をご覧ください。

はじめに、１　目的（第１条関係）であります。

この条例は、北杜市で暮らし、働き、共に北杜市を築く全ての人が、人とのつながりを大切にし、互いに尊重し合える社会を築くため、ハラスメントを撲滅することを目的としております。

次に、２　ハラスメント撲滅宣言（第２条関係）であります。

第２条第１項では、北杜市は、次に掲げるハラスメントの撲滅を宣言することを規定しております。

ハラスメントは、ア　パワーハラスメント、イ　セクシャルハラスメント、ウ　妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、エ　カスタマーハラスメント、オ　他の者に対して誹謗、中傷及び風評の流布等により人権を侵害又は不快にさせる行為と規定しております。

また、同条第２項では、市民等も、前項各号に掲げるハラスメントの撲滅を宣言し、この条例の目的に即した取組を行うよう努めるものとすることを定めております。

次に、３　率先垂範（第３条関係）であります。

ハラスメント撲滅宣言の率先垂範に関することを規定しております。

市長、副市長、教育長、市議会議員その他北杜市の特別職に属する者及び市の全ての職員は、自らの行動を厳しく律し、市民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、ハラスメントは絶対しない、させない、許さない、そして見逃さないとの固い決意をもって、ハラスメントの撲滅に率先して取り組むものとすることを規定しております。

次に、４　その他必要事項（第４条から第６条関係）といたしまして、第４条推進では、第２条に掲げるハラスメントの撲滅宣言は、市民等及び市の協働により推進すること。

第５条、周知では、市長は、市民等及び市議会と協働し、ハラスメント撲滅宣言を広く周知するよう努めること。

第６条、委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

次に、５　施行期日（附則関係）であります。

この条例は、公布の日から施行することを規定しております。

説明は、以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質問はありませんか。

１９番、内田議員。

○１９番議員（内田俊彦）

議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定につきまして、質疑を何点か、させていただきます。

今回、先週の新聞報道によりまして、北杜市の市の職員がハラスメントを受けたということでございまして、それに対しまして申し立てがあり、またその後、相談もあると、そういう状況がわれわれ議会のほうにも全員協議会で示していただきまして、誠に感謝を申し上げます。

今回、この目的に沿って宣言をする以上は、やはり第３条における率先垂範の中で、これは市長をはじめ当然職員、われわれもそうなんですけれども、率先垂範するという、こういう条例でございます。

そういたしますと、今回の報道に対してもそうでございますが、やはりこのパワーハラスメントに対しましては、人事院規則１０－１６によりまして、防止の運用という要綱がございます。これは令和２年４月に通達されてあるものでございますが、本市におきましても、当然ハラスメントにおきましては、それなりの対応が処罰まであるわけではございますが、やはり宣言をするということでございますから、粛々と、まずは人事院規則の防止要綱の運用を適用いたしまして、市は、やはり申し立てをされた方に十分その真意を聞き、また事実関係を確認し、その後それが事実であるかどうか、ハラスメントをされたという職員に対しても当然、聞き取りをし、周囲にも聞き取りをしながら、やはり目的はハラスメントされた方を処罰するとか、そういうことが最大の目的ではなくて、ハラスメントを今後みんなでしないようにしましょうというのが、この人事院規則の防止の運用の中でもあるわけでございまして、まずはそれを行い、それで必要があると、生じた場合については、当然、ハラスメント委員会というものを開催して、その結果を待ちまして、ハラスメントと認定されなければ、それはそれで報道等や、また市内外に対しましても、そういう事実がなかったのであればなかったということで、きちっと名誉を守らなければいけないし、またそうであるということになれば、その後、懲戒諮問委員会の指針に基づいて、ハラスメントもありますので、それに基づいて粛々と対応をし、やはり職員の皆さま方、また市民の皆さま方が納得のいく、公平な対応を今後望むものであります。

それに対しましては、ぜひとも市の姿勢を、ここで、ぜひとも見解をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

山内副市長。

○副市長（山内一寿）

ただいま、内田議員から、ハラスメント撲滅宣言条例を制定するにあたりまして、大変重みのあるご意見、ご指摘をいただいたところでございます。

このハラスメント撲滅宣言条例につきましては、総務部長からも説明があったと思いますけれども、まずこの撲滅宣言をして、市民一人ひとり意識の醸成を図りながら、職場や地域、そういう環境の中からハラスメントをなくす、率先して取り組むんだという理念条例でございます。

お互いの人権を尊重し「絆」を深め、大柴市長が掲げます「誰もが活躍できる　幸せを実感できる北杜市」を目指すものであります。このハラスメント撲滅宣言条例案を今議会に上程する中、職員のパワーハラスメント疑惑に係る報道がなされたこと、誠に遺憾であり、残念であ

ります。

ただ、大柴市長としましては、やはり正すべきところはきちんと正していくんだと、そういう姿勢でございます。ですので、ここはそれぞれハラスメントを申し出た職員、また疑惑のある職員、双方ですけれども、しっかり聞き取り等の調査をして、事実確認をして、必要があれば、適切な対応を取っていかないといけないと考えているところです。

こういう事案がやはり職場内で起こりますと、職場の信頼関係、職員にとって働きやすい環境なのかというところがあります。また、職員の仕事に対する士気にも影響が出る事案ということで認識をしておりますので、きちんと対応していきたいと思います。

議員がおっしゃるように、人事院規則の話もありましたけれども、北杜市にもハラスメント防止等に関する要綱、また職員が認識すべき事項についての指針等が設けられておりますので、それらの運用もきちんとやっていかないといけないと考えているところでありまして、この事案については、繰り返しになりますけれども、双方から十分に聞き取り等の調査をする中で、事実を確認して適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

議員の皆さまには、大変ご心配をいただいているところでありますけれども、今後また担当部局におきまして、しっかり調査を進めてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

答弁が終わりました。

１９番、内田議員。

○１９番議員（内田俊彦）

ありがとうございます。しっかり対応、善処をしていくと、こういうことで理解をしたところでございます。

いずれ、この案件につきましては、前市長、前副市長のもとに起きたことでございまして、それをその後の市長、副市長の中で対応しなければならないと、こういう事案でございます。

そういった中で、このパワーハラスメント条例が、理念条例とはいえ、今後向かう道を示していただいたと、こういうふうに私は理解しているところでございまして、ぜひとも、いち早く善処することが、市民の皆さま、職員の皆さま、そして内外ともに、きちっと北杜市の姿勢が見えると、こういうことになろうかと思います。

私といたしましては、もう起きたことは起きたことでございますから、素早い善処をしていただきたいと思います。その方法は、当然、今、副市長が申されたとおり、きちっと北杜市にも対応する、ルーティンというか、ロードマップはあるわけでございまして、今日、条例が制定されると思いますから、制定後の初の対応ということになりますから、ぜひとも、いち早い対応をお願い申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（大芝正和）

答弁を求めます。

山内副市長。

○副市長（山内一寿）

ただいま、内田議員から、しっかりというご意見をいただきました。

当然いろいろな規則、マニュアル等も市のほうでは整備しております。そのマニュアル、規則等に基づきまして、粛々と調査を進めて、然るべき対応が必要になったときはきちんと対処

するという方向で進んでいきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（大芝正和）

よろしいですか。

（　な　し　）

ほかにございますか。

５番、中村議員。

○５番議員（中村典子）

学校の中で、やはり先生と子ども、生徒というのはどうしてもパワーの違いというか、先生と生徒という立場が違いますので、やはりどうしても、今でもかなり先生が生徒に対して、指導ということなんでしょうけれども、かなり子どもが傷ついてしまっているというお声も聞いています。

先生方にも、ぜひこのパワーハラスメントというのは、また違うかもしれないんですけれども、子どもも一人の人権、人格を持った人間として、ここにも互いに尊重し合える社会ということで、子どもも一人の人間として尊重していただけるように、先生方にもこの条例のことをしっかりとお伝えしていただいて、子どもも尊重していただけるようにご指導いただければと思います。

○議長（大芝正和）

教育委員会に答弁を求めます。

小澤教育部長。

○教育部長（小澤永和）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

この条例に関して、子どもと教員というところですけれども、当然、教員も子どものことを第一に考えて、人権も尊重しているところであります。

また、互いに尊重するということでありますけれども、今後この条例が制定されましたら、教員等にも周知するところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大芝正和）

ほかにありますか。

（　な　し　）

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１１号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

９番、中山議員。

反対ですか。

○９番議員（中山喜夫）

賛成です。

○議長（大芝正和）

ちょっと待ってください。

反対の方はいらっしゃいますか。

（　な　し　）

では、賛成の討論を認めます。

中山議員。

○９番議員（中山喜夫）

先日、３月１３日の新聞にて報じられた、現在調査中の本市のハラスメント記事も受け止めつつ、このたびの議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定について、今後、ハラスメント撲滅に向けた大願成就への思いと願いから、あえて賛成討論をさせていただきます。

本撲滅宣言条例の骨子に記載のとおり、北杜市で暮らし、働き、共に北杜市を築く全ての人が、人とのつながりを大切にし、お互いに尊重しあえる社会を築くため、ハラスメントを撲滅することを目的とし、北杜市は今後、１つ目、パワーハラスメント、２つ目、セクシャルハラスメント、３つ目、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、４つ目、カスタマーハラスメント、５つ目、他の者に対して誹謗、中傷及び風評の流布等により人権を侵害又は不快にさせる行為など、これら５つの各種ハラスメントの撲滅を市は公に宣言してまいります。

今述べた１つ目から４つ目までの各種ハラスメントはもちろんのこと、特に５つ目の項目、他の者に対して誹謗、中傷、風評の流布などにより人権を侵害又は不快にさせる行為については、現代社会において地域の様々な組織、団体、機関、コミュニティ内で、その規模の大小、老若問わず、日常身近に潜んでいる可能性の高いハラスメントであると、私も今まで複数の実体験も踏まえ、強く認識しております。

確かにこのたび、市の示したハラスメント撲滅宣言条例は理念条例であり、罰則等を定めるものではありません。今後ももちろん、本市も人事院規則の下、撲滅宣言実現を目指していくわけですが、時代の流れとともにダイレクトコミュニケーションが年々希薄となってきている現代社会においては、例えば陰で他人を貶め立場を追いやる行為、客観的事実と異なる風潮を流布する行為は、現在、金銭を騙し取る詐欺罪よりも時に重い刑罰が科せられてくる刑法第２３３条、虚偽風説流布業務妨害罪にも抵触してくるなど、今や日本社会全体において各種ハラスメントに対する厳しい法対応も施されております。

このたび、ハラスメント撲滅宣言条例制定を行う本市にとって、その率先垂範としては、市長、副市長、教育長、市議会議員その他北杜市の特別職に属する者及び市の全ての職員は、自らの行動を厳しく律し、市民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、ハラスメントは絶対しない、させない、許さない、そして見逃さないと本撲滅宣言の記載のとおり、今後、固い決意をもって、ハラスメントの撲滅に市が率先して取り組むことで、社会全体の意識改革を促し、多くの市民の方々を含めた地域全体での広い共通意識の下、撲滅に向かって取り組んでいくこととなります。

また、市を挙げた、このたびの宣言は、市のハラスメント撲滅に向けた取り組みが本気であることを、市民にはもちろんのこと、社会全体に伝え、今後の住みよい本市の透明・クリーン

な対外イメージアップにも繋がっていきつつ、これら各種ハラスメントは、本来、人として当然あってはならない犯罪行為であり、今後の社会全体を巻き込んだ撲滅へ向けた大きな一石を投じるきっかけとなり、将来広く世間に波及していくことを、私は心から期待しております。

そして、市民がお互いを尊重し合い、調和のとれた恒久的な社会の実現を目指すために、ハラスメントの被害者からでなく、目撃者からの見聞情報を含めて、報告・相談しやすい環境を今以上に整えていきつつ、各種ハラスメントに関する今後の教育の拡充にも力を入れていくなど、当事者間だけでなく、社会全体で決して見逃さない共有意識の醸成にも今後つながってもらいたいと、私は切に願っております。

最後に、ハラスメントは絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない、以上の確固たる決意の宣言を公にした議案第１１号　北杜市ハラスメント撲滅宣言条例の制定について、今後のその効果に大きな期待を寄せ、私からの賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（大芝正和）

討論を終結いたします。

これから議案第１１号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第１８　議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算から日程第２９　議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算までの１２件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、予算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員長、加藤紀雄議員。

加藤紀雄議員。

○予算特別委員長（加藤紀雄）

予算特別委員会委員長報告を行います。

令和７年３月１７日

北杜市議会議長　大芝正和様

予算特別委員会委員長　加藤紀雄

予算特別委員会委員長報告書

予算特別委員会は、去る２月１８日の令和７年第１回北杜市議会定例会において付託された事件を、３月３日、４日、５日、６日、７日、１０日に北杜市議会議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算

議案第３１号　令和７年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第３２号　令和７年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第３３号　令和７年度北杜市介護保険特別会計予算
議案第３４号　令和７年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
議案第３５号　令和７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
議案第３６号　令和７年度北杜市病院事業特別会計予算
議案第３７号　令和７年度北杜市辺見診療所特別会計予算
議案第３８号　令和７年度北杜市白州診療所特別会計予算
議案第３９号　令和７年度北杜市財産区特別会計予算
議案第４０号　令和７年度北杜市水道事業会計予算
議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算
以上、１２件であります。
審査結果
議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。
はじめに、議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算であります。
「地方議会議員年金制度給付基金負担金の地方議会議員年金制度廃止に伴う負担金とは。」との質疑に対し、「平成２３年６月より前に地方議会議員年金制度の対象となっていた方へ年金を支給するため、各自治体で負担するものである。」との答弁がありました。
次に、「地方譲与税の増額については、揮発油税は車両や工場の燃料など好循環に向かうという判断となるが、これは県や国が示されたもので算定しているのか、また、自動車重量税は、登録台数に基づいて算定されていくということになると、登録台数が増えていくということになるか。」との質疑に対し、「地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税は、県や国が示したものを計上しているが、過去において見込み値が決算値を上回っていたということもあり、過去の事例を判断しながら、県、国の値を参考に計上している。また、自動車の新規保有台数は増加している。」との答弁がありました。
次に、「基金は、活用すべき事業を精査し積み上げていかなければ将来的な負担が増える。市債に関しては、将来の子どもたちのことを考えれば確実に減らすことを念頭に予算編成をすべきと考える。令和６年度と比較すると２６億５千万円の増額となるが、事業を精査し増額は抑制できたのでは。」との質疑に対し、「保育園や小学校の大規模改修分が当初予算増の要因であるが、計画的に進めている事業であるため、起債を借り入れ、基金を繰り入れての事業執行は適正である。今後も地方財政措置のある地方債を借り入れるなど、将来負担を見据えながら借り入れを実施していく。」との答弁がありました。
次に、「高齢者運転免許証自主返納支援事業の乗車券購入方法の検討は。」との質疑に対し、「乗車券購入は、今後も市内事業所と相談し、事業所などで購入できる方法を検討していきたい。」との答弁がありました。
次に、「本庁舎電気料を抑制する目的で太陽光パネルを設置しているが増額の理由は。」との質疑に対し、「太陽光パネルは、天候により発電量が大きく影響される面がある。令和７年度は、過去３年間の使用実績等を精査した中で増額して計上している。」との答弁がありました。
次に、「ＩＰ電話更新検討事業は、今回の検証でどのような運用を予定しているのか。」との質疑に対し、「４０台程度の導入により使いやすさや音質、また、必要な維持管理費等を検証する。」との答弁がありました。

次に、「空き家バンクの現状は。」との質疑に対し、「ニーズに対応した物件が少なく、成約に結びついていないため空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金の改正を行い、登録や成約に結び付けていくよう取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に、「移住定住臨時相談所開設場所の選定理由は。」との質疑に対し、「これまで名古屋を入れた３カ所であったが、客層から移住定住につながる効果が薄いと判断し、東京と大阪に重点を置いて相談会を開催する。」との答弁がありました。

次に、「市民参加型北杜市魅力発信事業の内容は。」との質疑に対し、「市民主体の市民参加型の番組を構成し、エフエム八ヶ岳を通じて地域イベント等を発信する。」との答弁がありました。

次に、「本市のＡＩ－ＯＣＲ、ＲＰＡ導入の背景は。」との質疑に対し、「主に職員の労力削減を図るためであり、反復作業を大量に行う業務を対象に導入する。」との答弁がありました。

次に、「地方創生・未来塾で市への愛着の醸成に高校生の能動的な活動で、力を引き出す取り組みはあるか。」との質疑に対し、「今後、学校側とも協議をしながら検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「宿直業務における市民への対応は。」との質疑に対し、「今後も問題点等については、事業者と打ち合わせを行い、改善を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発活動事業の内容は。」との質疑に対し、「令和７年度県の委託事業を受けて、人権擁護委員と連携し、普及啓発活動を行う。」との答弁がありました。

次に、「令和７年度のカウンセラーの勤務体系と現状への対応は。」との質疑に対し、「カウンセラーは、週３日、１日４時間の勤務である。今後も勤務体系等は、検討していく。」との答弁がありました。

次に、「一般財団法人自治体国際化協会派遣における今後の市の考えは。」との質疑に対し、「人材派遣は、国際的な人材の育成や多様なニーズに対応する専門的知識の習得、幅広い人的ネットワークの形成などや、市の魅力をオーストラリアなどの英語圏の中で幅広くＰＲを行うことで、観光に寄与する効果があると考えている。」との答弁がありました。

次に、「地域防災支援システム導入に対し過去の事例等も含めた改善は。」との質疑に対し、「現在のシステム内にある過去事例も含め、情報を精査した中で一元化を図り、各担当課と情報共有できるようにする。」との答弁がありました。

次に、「市内のＡＥＤの設置場所の検討は。」との質疑に対し、「現在の設置場所から遠方の地域については、移動距離等を把握し、検討をしていく。」との答弁がありました。

次に「市税の法人市民税減額の分析は。」との質疑に対し、「市内事業者の業績が令和７年度は、卸小売業の低迷、一部の製造業が減少に転じることを予測した中で減額とした。」との答弁がありました。

次に「所在市町村交付金の減額要因は。」との質疑に対し、「山梨県と賃貸契約している県有林面積の減少による減額である。」との答弁がありました。

次に、「長坂総合支所の地域課題早期対応事業で牛池の整備予定は。」との質疑に対し、「牛池は、現在、進入禁止等の応急措置を取っている。令和７年度は予算の上程はないが、今後、地区との協議を進める中で、関係部署と対応を検討していく。」との答弁がありました。

次に、「支所管理費の減額と来年度の会計年度任用職員の配置人数は。」との質疑に対し、「会計年度任用職員の人件費の減額に伴うものである。また、各総合支所へは来年度も本年度の同人数の配置予定である。」との答弁がありました。

次に、「男女共同参画推進における活動内容は。」との質疑に対し、「男女共同参画推進委員が３部に分かれ、男女共同参画の推進および啓発活動の中で、イベントの開催や広報紙発行を行う。」との答弁がありました。

次に、「マイナンバーカードの保有率は。今後の保有率に対する考えは。」との質疑に対し、「令和７年１月現在の保有率は、７３．６％であり、令和６年４月からは、５．６ポイント増加している。今後も出張サポート等やサポート支援などを実施し、保有率の向上に取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に、「滞納繰越分の徴収率は。また、納税へ繋げる対応は。」との質疑に対し、「令和５年度徴収率は１９．５％である。今後も現状調査や納税相談などを行い、適切な指導で対応していく。」との答弁がありました。

次に、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定の取り組みは。」との質疑に対し、「実行計画策定は、市の自然的条件や社会的状況を踏まえ、市民や事業者の意見を取り込んだ環境創造都市、北杜市の温室効果ガス排出量の抑制や脱炭素化に取り組む重要なものであり、今後の具体的政策の展開においても、国の補助金の活用が有利となり、計画的かつ継続的な事業展開が可能となる。今後も本市の目指す方向性を示しつつ、脱炭素化社会の実現に向けた機運醸成を図るとともに、官民一体となった具体的な政策を展開していく。」との答弁がありました。

次に、「電気自動車の急速充電器整備の状況は。」との質疑に対し、「市内では、道の駅３施設に整備されており、今後も国の動向などを踏まえ、民間事業者の導入を推進していく。」との答弁がありました。

次に、「成年後見制度利用促進事業の使途は。」との質疑に対し、「令和７年度も北杜市社会福祉協議会へ中核機関業務委託を考えている。成年後見制度の相談窓口などを行ってもらい、事業促進を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「重層的支援体制の事業内容は。」との質疑に対し、「重層的支援体制は、一つの部局では対応が困難なケースが増加しており、庁内で複数の課が横断的に連携し対応する体制を構築するため、研修等を行い、職員に対して知識の習得と意識の啓発を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「高齢者訪問理美容サービス利用助成事業の減額は。対象利用者拡大の検討は。」との質疑に対し、「令和６年度は、現在７名の利用であるため、利用実績等を参考に減額とした。利用対象者拡大については検討していない。」との答弁がありました。

「スマート窓口構築事業の設置予定場所は。」との質疑に対し、「介護支援課を含む３課の窓口に設置予定である。」との答弁がありました。

次に、「病院事業特別会計への繰入金の財源は。」との質疑に対し、「繰入金は、地方交付税とふるさと納税応援基金を財源としているものであるが、総務省の基準に従い交付税の中で繰入金としている。」との答弁がありました。

次に、「自殺対策強化事業の対策内容は。」との質疑に対し、「令和６年度は、見回り体制の強化や北杜警察署と連携したパトロール回数の増加に取り組み、発生件数の抑制に繋がっている。」との答弁がありました。

次に、「帯状疱疹予防接種費用助成事業の予定対象者数は。」との質疑に対し、「定期対象者数は、各市町村の接種者数を参考に４１６人を想定しており、任意接種者は、約３１人を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、「高齢者の保健事業と介護予防の連携事業の対策内容は。」との質疑に対し、「１つ目は、重症化予防へ努める取り組み、２つ目は、通いの場を通じたフレイル予防の取り組みである。」との答弁がありました。

次に、「こども食堂モデル事業の今後については。」との質疑に対し、「貧困については、支援が必要な子などの実態がつかみづらい状況である。このモデル事業をとおして、本市に適したこども食堂の運営のあり方やニーズを検証しつつ、事業化に向けて取り組んでいく。」との答弁がありました。

次に、「三世代交流スペース整備事業の内容は。」との質疑に対し、「既存の甲斐駒センターせせらぎおよび小淵沢生涯学習センターに、据え置き型のキッズスペースや、高齢者の利用も配慮したソファーやローテーブルを配置し、世代間の談話を促すスペースを考えている。」との答弁がありました。

次に、「保育料第２子以降無償化に伴う歳入の財源は。」との質疑に対し、「第２子以降の無償化に伴う保育事業費への財源は、地方交付税と市税としており、今後も保育環境の充実に努めていく。」との答弁がありました。

次に、「しらかば保育園さくら分園の維持と今後の活用については。」との質疑に対し、「さくら分園は、現状を維持するための予算を計上している。今後も公共施設個別施設計画や保育園整備計画をもとに地元の意見も聞く中で活用を進めていく。」との答弁がありました。

次に、「子育て応援金支給事業の今後の考えは。」との質疑に対し、「効果を検証し、子育て施策全般の中で見直しも検討する。」との答弁がありました。

次に、「妊婦のための支援給付事業への変更に伴い支給対象者から養育者が外れたのはなぜか。」との質疑に対し、「制度変更に伴い支給対象者が妊婦に限定されたためである。」との答弁がありました。

次に、「新規就農者育成総合対策事業補助金の減額理由と市内への定着率は。」との質疑に対し、「国、県とのヒアリング等における市への金額と合わせ、令和６年度の窓口相談者数などを勘案し、令和７年度予算とした。また、新規就農者の給付金受給者定着率は、８８．６５％である。」との答弁がありました。

次に、「農地流動化事業の具体的な業務は。」との質疑に対し、「農地中間管理事業を活用した利用権の設定をはじめ、新規就農者への支援事業や山梨県機構借受農地整備に係る業務である。」との答弁がありました。

次に、「令和７年度受益者負担金を５％に軽減するが、鳥獣害防止柵も軽減対象となるのか。」との質疑に対し、「民家や公共施設の保護に繋がる場合、公共性が高い施設であると判断するため、軽減対象となる。」との答弁がありました。

次に、「インバウンドセールスの派遣体制と今後の対策は。」との質疑に対し、「市職員の訪問予定である。現地の営業代理人と契約する予定であり、インバウンド誘客の促進を図っていく。」との答弁がありました。

次に、「増富の湯の再開に向けた周知の方法は。」との質疑に対し、「再開に向けた問い合わせ等は多数受けており、周知できる段階になったら市広報紙や市ホームページ等を活用し広く周知していく。」との答弁がありました。

次に、「地域女性活動推進事業の女性限定とした理由は。」との質疑に対し、「２０代から４０代が少ない地域における諸課題に対し、市でも地域の女性が創業や生活に際して生きがいを持て

るようにするためである。」との答弁がありました。

次に、「食と農の体験創出事業の考えは。」との質疑に対し、「小淵沢地区の協議会において農業体験等などができる事業であり、協議会において栽培から開発、販売などを検討している。」との答弁がありました。

次に、「ふるさとの杜整備事業補助金の制度は。」との質疑に対し、「山紫水明整備事業費補助金と同じ部分もあるが、今回は自治会等への支援策として森林管理支援事業を追加し、周辺の環境美化等を含めた森林整備に繋げたい。」との答弁がありました。

次に、「鳥獣害に強い地域づくり支援事業の特認事業（先進的モデル事業）の内容は。」との質疑に対し、「地区要望において、先進的な技術を使用した際に補助するもので、地区要望の内容で決定している。」との答弁がありました。

次に、「空き家等及び所有者不明土地対策事業の詳細は。」との質疑に対し、「改正空き家対策の推進に関する特別措置法に基づいた事業である。」との答弁がありました。

次に、「木造住宅耐震改修・建て替えの補助限度額の増額理由は。」との質疑に対し、「物価高騰などの影響と合わせ国、県の耐震化促進に伴う補助額の増額により、対応するものである。」との答弁がありました。

次に、「電気料高騰による防犯灯への支援策は。」との質疑に対し、「防犯灯は、消防防災課所管であり、街路灯の電気料は対応しているが、防犯灯への支援は行っていない。」との答弁がありました。

次に、「法定外公共物維持事業の財源である使用料の内訳は。」との質疑に対し、「法定外公共物使用料である。」との答弁がありました。

次に、「部活動に関するスクールバスの運行状況と対応は。」との質疑に対し、「スクールバスは、部活動へ対応した便も運行し、様々な生徒の利便性を図っている。また、合同部活動への送迎は、スクールバスを利用するか、もしくは保護者の協力をいただく中で対応している。」との答弁がありました。

次に、「ステップルームひまわりの今後の運営に対する課題は。」との質疑に対し、「支援員が１日４時間しか配置できないなど課題等は多くあるが、令和６年度の状況を調査し、今後の運営に生かしていく。」との答弁がありました。

次に、「地域クラブ活動推進事業の具体的な考えは。」との質疑に対し、「教育総務課と連携し、関係団体の意見を聴取しながら推進していく。今後は、コーディネーターを配置し、協議会を立ち上げた中で、令和８年度に１クラブ以上の地域クラブ活動の開始を目指して進めていく。」との答弁がありました。

次に、「物価高騰等による学校給食費の対応は。」との質疑に対し、「給食の食材に物価高騰の影響は出ている。今後は、他自治体の状況も調査しながら研究をしていく。」との答弁がありました。

次に、「指定文化財の説明看板の対応は。」との質疑に対し、「指定文化財の説明看板は計画的に更新等を行っていたが、現在、指定文化財の見直しを行っており、その結果を待って、再度設置を予定している。」との答弁がありました。

次に、「自然や地域資源を活かした体験探求活動の具体的な内容は。」との質疑に対し、「八ヶ岳南麓の自然、歴史や文化の学習をはじめ、スーパーサイエンスハイスクール事業での課題研究のテーマ作成等である。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「市長の選挙公約である「４０歳から６４歳のがん検診５項目の無料化」や「難聴者への補聴器購入費補助制度」などは評価、歓迎するところである。一方で、市長が前向きな姿勢を表明していた「７５歳以上の人間ドック補助制度」や「保育料第１子の無償化」などは市民から強い期待の声が寄せられているが、制度の導入準備等で先送りとなり、保育料の完全無償化を含め、「北杜市の子育て支援３つのゼロ」の早期の達成を求める。現在、家計への負担が重い「高い国民健康保険税」や「年金天引きの介護保険料」の引き下げ対応も新たに示されず、他市から高い評価の「介護事業所、障がい者事業所や酪農家支援」も予算化されていない状況は、「切実な市民要求」が置き去りになっている。また、国の「物価高騰対応重点支援・地方創生臨時交付金」の活用にも異議がある。今回の施策は、「物価高騰」に向けた市民を守る直接的な施策であり、県内の他市町村が具体化した生活者や事業者などに直接、ピンポイントで応援することに活用すべきである。さらに、行政経費を前年度比の５％シーリングが今回も実行されており、職員の働き方への影響や各種補助金が削減や打ち切られることは、市民サービスの後退に繋がるとも考える。地方自治法は、地方自治体の責務を第１条で「住民福祉の向上」としている。「新庁舎建設基金」へ４億円を積み増しするのではなく、新市政が市民に喜ばれる施策に活用するべきである。市税増収を予測している予算であるのに、福祉の向上、くらしの応援や市民要求が後回し、置き去りとされている令和７年度予算には賛成できない。以上の理由から令和７年度一般会計予算に反対する。」との討論がありました。

一方、「令和７年度予算は、「活力に満ち、市民の豊かさを享受できる北杜市へ」を着実に進めるために防災・減災の強化、市民の暮らしを最優先とした、がん検診無料化や産後も安心して子育てができる体制の確保、持続可能な未来を目指し、小淵沢小学校や須玉小学校体育館の長寿命化、スマート農業推進などに取り組む予算編成である。歳入では、市税やふるさと納税の自主財源の確保や市債発行額を元金償還額の範囲内とし残額を増加しない、させないとしている。歳出では、公共事業費は、令和元年度当初予算の範囲内、経常経費は、令和６年度当初予算の範囲内とし、防災行政無線の機能改善、運転免許証を自主返納した高齢者への市民バス・タクシー券交付や帯状疱疹予防接種への助成、がん検診無料事業、小中学校給食費、保育園の副食費無償化、農道、農業用水路改修工事費の受益者負担金の減額、増富の湯改修などが計画されている。さらに、財政的には安定した予算であるが、新型コロナウイルス対策に莫大な国、県の予算が投入されたことや大規模災害が多発していることから、今後は、国、県の補助金等の減額が想定され、合併特例事業債の発行期限が令和７年度で終了すること。また、水道事業、下水道事業特別会計への多額な繰出や、新庁舎建設、中学校統合などもあり、持続可能な財政運営の点では、決して楽観できる状況ではないが、今後も財政健全化に向けて積極的に取り組むことを要望し、令和７年度北杜市一般会計予算に対する原案に賛成する。」との討論がありました。

また、「令和７年度当初予算は、過去最大の予算額３３９億１，７７１万６千円であり、財政健全化を掲げる本市においてどのような予算構成であるか歳入、歳出ともに慎重、審議をしてきた。大柴市長となり初の当初予算であり、市政運営の理念である「絆を繋ぎ市政を前へ」としたような予算であり、どのような形で本市に影響を与えることとなるのか期待と共に注目している。歳入では、市税、ふるさと納税の増加見込み額を基に人件費や社会福祉費の経済的な増加や保育園、小学校の大規模改修等にもしっかりと対応している確認が取れた。歳出では、新たな取り組みとして、公民館等避難所への整備、防災ラジオの貸与、また、市民の暮らし向

上へ繋がるがん検診無料化、運転免許証返納者への乗り物チケットの発行や割引、学校給食、保育園の副食費無償化、親子三世代交流スペースの整備と市民の暮らし、福祉の向上に繋がる多くの事業が始まろうとしている。また、子育て世代マイホーム補助金の要件の変更、市民に優しいスマート窓口事業等も期待している。一方で今後の事業としては、更なる取り組みに期待をし、事業のスクラップ・アンド・ビルドで財政健全化を進める中で、しっかりと効果と財政負担を見極めながら進めていくことを願い、令和７年度北杜市一般会計予算に対する原案に賛成する。」との討論がありました。起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３３号　令和７年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「介護認定審査会デジタル化事業の活用方法と業務効率は。」との質疑に対し、「活用は、委員の審査会の２次判定部分であり、デジタル化により資料作成等の時間が短縮され、審査案件が迅速に審議されることにより効率化が図られる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３５号　令和７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「ゼロカーボンシティ推進事業の具体的な内容は。」との質疑に対し、「北杜サイトおよびマイクロ水力発電所の売電収入を活用し、再生可能エネルギー設置費補助金や脱炭素化事業に充当している。今後は、地球温暖化対策実施計画区域施策編の策定する中で、市と市民事業者が一体となり、ゼロカーボンシティに向けての施策を展開していく。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３６号　令和７年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

「訪問看護事業の減額理由は。」との質疑に対し、「令和５年度末において八ヶ岳訪問看護ステーションを訪問看護ステーションつくしんぼに集約したことによる事業縮小が要因である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３８号　令和７年度北杜市白州診療所特別会計予算であります。

「総務管理費の減額理由は。」との質疑に対し、「令和６年度に会計年度任用職員看護師１名の追加採用を目指していたが、業務改善により現状の人数で対応できるため、人件費を削減したことが要因である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号　令和７年度北杜市水道事業会計予算であります。

「建設改良費の配水管布設替工事における令和６年度補正予算と令和７年度当初予算における施工する規模は。」との質疑に対し、「２つの予算における施工延長は、全体で４，６０５メートルである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算であります。

「令和７年度上下水道耐震化の予定箇所は。」との質疑に対し、「須玉町の穂足配水池から北杜市役所までの上水道管と北杜市役所から須玉第１処理場までの下水道排水管の布施替えの計画である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第３１号　令和７年度北杜市国民健康保険特別会計予算、議案第３２号　令和７年度北

杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第３４号　令和７年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第３７号　令和７年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第３９号　令和７年度北杜市財産区特別会計予算の５件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（大芝正和）

予算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第４１条の規定により、予算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

ないようですので、これをもって予算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

昼食のため、暫時休憩といたします。

再開を１４時といたします。

休憩　午後１２時２９分

再開　午後　１時５８分

○議長（大芝正和）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１４番、志村清議員。

○１４番議員（志村清）

議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算について、反対討論します。

予算特別委員会では様々な質問や意見、提案も出たわけですが、採決では残念ながら私たち会派のみの反対でした。

はじめに、市長の選挙公約でもあった４０歳から６４歳のがん検診５項目の無料化とか、難聴者への補聴器購入費補助制度などに踏み出すことは評価し、歓迎するところであります。

しかし、一方で、市長が前向きな姿勢を表明していた７５歳以上の人間ドック補助制度や保育料第１子の無料化など、市民から強い期待の声が寄せられていたのに、制度導入に様々な準備が必要とはいえ、先送りになりました。

保育料完全無償化は、令和８年度からとの答弁でした。保育料の完全無料化と私立保育園の主食費、お米代ですが、この補助をすれば北杜市として子育て支援３つのゼロ、保育料がゼロ、給食費がゼロ、医療費がゼロ、子育て支援３つのゼロが達成できるわけです。持ち越しになったことは非常に残念です。

さらに、アンケートなどで「家計への負担が重いものは何ですか」という問いに、いつもトップに上がるのは高い国保税で、次が年金から天引きされる介護保険料です。この２つの引き下げへの対応も新たに示されず、今年度まで３年間続け、ほかの市からも高い評価があった介護事業所・障害者事業所や酪農家の支援も予算化されていません。切実な市民要求が置き去りに

されていると思います。

また、予算が計上されている国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用にも異議があります。推奨メニュー分だけでも北杜市に１億５，６５８万４千円が交付されるわけですが、そのうち今年度予算化されたのは、がん検診無料事業、コンビニ交付の際のサービス、一時避難所の整備事業、防犯灯・街路灯整備事業の４事業、合計６，３３０万円です。そのほか、２月補正ですが、昨年８月に、１１月に配布されたそうですが、実施された介護事業所や酪農家支援に使った予算の穴埋めに３，１００万円。合計で９，４３０万円、使うわけです。残りは６，２２８万４千円になります。

国の臨時交付金は、名前にあるように趣旨は物価高騰対策です。直近の報道では、３月の食品値上げは２，３４３品で去年の３倍、今年の１年間では昨年の倍の品目が値上げされると言われています。生活保護の受給申請者は、全国ですが過去最大との報道もありました。まさに市民、事業者は物価値上げの大波に苦しんでいます。

もちろん、紹介した４つの事業が必要ないと言っているわけではありませんが、街路灯をＬＥＤ化するとか、避難所の整備が物価高騰から市民を直接守る施策でしょうか。お金は巡り巡るわけですが、風が吹けば桶屋が儲かるという話もありますが、私は直接の物価高騰対策にならないと思います。必要なら、ほかの市の財源を使ってやるべきではないでしょうか。県内のほかの市町村が具体化している生活者や事業者を、今日は紹介しませんが、直接ピンポイントで応援することに使うべきではないでしょうか。

もう１つ、予算書には表れてきませんが、今回も行政経費を前年度比で９５％に切り詰めるという、５％シーリングが実行されていると報告がありました。

無駄を省くことは必要ですが、職員の働き方にも影響し、各種補助金が削られ、今年まであった身近な事業が打ち切りになることは、市民サービスを後退させることにつながりかねません。

シーリングの影響との断言はまだできないのですが、例えば誕生した子どもに木のおもちゃを贈ってきた事業とか、生ごみ処理機、コンポストへの設置補助事業などは、新年度から廃止されます。市のスポーツ協会や文化協会への補助金も数万、１０万単位ですが、年々減らされています。

最後に、市財政の使い方について、意見を述べます。

先日行われた企画部の令和５年度財務書類報告でも、市の財政は健全と報告され、市長も代表質問での答弁で財政は健全と答えました。市長が別の答弁で繰り返していたのを覚えていますが、財源には限りがあると。財源には限りがあると何回か言いました。そういう判断に私は、表現、異論はありません。財源には限りがあります。

予算案では、市税収入を前年比で３億４千万円増やし、２月補正では４億円も新庁舎建設基金に積み増しました。市民からの税収も増え、ふるさと納税の収入も増え続けています。

こうした財政状況を鑑みて、生活を、事業を応援してほしい、負担が大きい国保税や介護保険料を下げてほしいという市民要求を置き去りにせず、また財政が厳しいという言葉、財源がないという言葉を金科玉条のように繰り返すことはやめて、市長は暮らし応援を最優先にという最初の施政方針の決意どおり、まっすぐ市民からの要求実現に応えるべきだと考えます。

最後に、金額は少ないとはいえ、住み慣れた家を立ち退かなければならない事態が予想され、市民の間に計画そのものにも異論がある中部横断自動車道に関する女性みちの会予算も含めた予算や自衛隊への青年の個人情報提供などにも同意できないことを付け加えて、議案第３０号

への反対討論とします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

１０番、神田正人議員。

○１０番議員（神田正人）

議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算について、賛成討論をいたします。

令和７年度北杜市一般会計予算は、「活力に満ち、市民が豊かさを享受できる北杜市へ」を着実に進めるために、防災・減災の強化、市民の暮らしを最優先とした、がん検診の無料化、産後も安心して子育てができる体制の確保、持続可能な未来を目指し、小淵沢小学校や須玉小学校体育館の長寿命化、スマート農業の推進などに取り組む予算編成となっております。

歳入においては、市税やふるさと納税の自主財源の確保や市債の発行額を元金償還額の範囲内とし、市債残高を増加させないとしております。

歳出では、公共事業費では、令和元年度当初予算の範囲内、経常経費については前年度当初予算の範囲内とし、防災行政無線の機能改善、高齢者からの要望が多い運転免許証を自主返納した高齢者への市民バス・タクシー券交付や帯状疱疹予防接種への助成、がん検診無料事業、小中学校給食費・保育園の副食費の無償化、会派みらい創生で要望した農業用水路改修工事費の受益者分担金の減額や増富の湯改修などが計画されております。

財政的には安定した予算ではありますが、新型コロナウイルス対策に莫大な国と県の予算が投入されてきたことや大規模な災害が最近多発していることから、今後は国・県の補助金等の減額が想定されるところでもあります。併せて、令和７年度には合併特例事業債の発行期限が終了すること、水道事業会計と下水道事業会計への多額の繰り出しや庁舎建設、中学校の統合などがあり、持続可能な財政運営という点においては、決して楽観できる状況ではないので、今後も財政健全化に向けて積極的に取り組むことを要望し、議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（大芝正和）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

（　な　し　）

ほかに討論はありませんか。

８番、輿水崇議員。

○８番議員（輿水崇）

議案第３０号　令和７年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ご承知のとおり、本予算は過去最大の予算額３３９億１，７７１万６千円の当初予算となっております。

歳入歳出ともに慎重に審議をしてまいりました。また、大柴市長になり初めての当初予算ということもあり、市政運営の理念「絆を紡ぎ、北杜を前へ」がどのように予算という形で本市に影響を与えるのか、期待とともに注目もしてまいりました。

市税、ふるさと納税等の歳入増加見込みをもとに、人件費や社会福祉費等の継続的な増加や計画されている保育園、小学校の大規模改修にも対応されている予算との確認が、まず取れました。

また、新たな取り組みとしては、公民館などの一時避難所への整備、防災ラジオの貸与、がん検診の無料化、運転免許証返納者への乗り物チケットの発行や割引、学校給食・保育園副食費の無償化、親子三世代交流スペースの整備と市民の暮らしや福祉の向上につながる多くの事業が盛り込まれておりました。そして、確実に北杜が前へ進むと、私は確信をいたしました。

今後も適切で効果的な事業のスクラップ・アンド・ビルドはもちろん、財政の健全化に努めていただきたいと思います。

これまで築かれた幅広い人脈と経験、そしてこれからの新たな出会いにも多くの絆を築き上げ、リーダーシップを発揮するとともに、激動の時代にあっても、職員の皆さまとともに北杜をより前に進めていただくことを市長に期待し、令和７年度北杜市一般会計予算に賛成討論といたします。

○議長（大芝正和）

これで討論を終結いたします。

これから議案第３０号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立を願います。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

したがって、議案第３０号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３１号　令和７年度北杜市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３２号　令和７年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから議案第３２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３２号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３３号　令和７年度北杜市介護保険特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３３号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３３号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３４号　令和７年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３４号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３４号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３５号　令和７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３５号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）

異議なしと認めます。
したがって、議案第３５号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３６号　令和７年度北杜市病院事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３６号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３６号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３７号　令和７年度北杜市辺見診療所特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３７号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３７号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３８号　令和７年度北杜市白州診療所特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３８号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３８号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第３９号　令和７年度北杜市財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第３９号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第３９号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第４０号　令和７年度北杜市水道事業会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４０号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４０号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第４１号　令和７年度北杜市下水道事業会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結いたします。
これから議案第４１号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
お諮りいたします。
本案は、予算特別委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
したがって、議案第４１号は、予算特別委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）
次に日程第３０　発議第２号　北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提出者であります、進藤正文議員から提案理由の説明を求めます。

１３番、進藤正文議員。

進藤正文議員。

○１３番議員（進藤正文）

発議第２号

令和７年３月１４日

北杜市議会議長　大芝正和様

提出者

北杜市議会議員　進藤正文

賛成者

浅川勝正

髙見澤伸光

秋山真一

志村　清

保坂多枝子

北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第１０９条第６項及び北杜市議会会議規則第１４条第２項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由

刑法の一部が改正されたことに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことから、必要な条文の整備を行うほか、所要の改正を行うため、北杜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、お手元に配布したとおりであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（大芝正和）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結いたします。

これから発議第２号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（大芝正和）

日程第３１　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第１８０条の規定により、お手元にあります申出書のとおり、所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は全て終了いたしました。

２月１８日に開会された本定例会は、令和７年度当初予算をはじめ多くの案件を審議・決定する重要な議会でありました。

議員各位には慎重な審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧な説明と答弁をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年第１回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　２時２３分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長　　進　藤　　聡
議　会　書　記　　小　池　佳　生